

カンボジアの投資環境



2013年4月

はじめに

本資料は、カンボジア向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象に、カンボジアの投資環境について整理し、その概要を参考資料として取り纏めたものです。初版は2008年10月に発行しましたが、本資料はその改定となります。

2011年末時点のアセアン10ヶ国の人口は約6億人であり、EU(27ヶ国)より約1億人多く、面積はEUとほぼ同等程度となっています。

一方で、名目GDPは、EUの約10分の1、日本および中国の約3分の1、インドと同程度で、いまだ成長の途上であり、経済成長率はいずれの国もリーマンショックの危機を乗り越え順調に増加しています。

カンボジアは、アセアン10ヶ国の中で、名目GDPでは第9位の位置にあり、2011年11月のIMFのWorld Economic Outlookでは、2017年には7.7%の経済成長を達成する見通しです。

カンボジアはタイ、ベトナム、ラオスと国境を接しており、メコン地域において、周辺諸国との相乗効果とともに、中長期的にみて有望な投資国としての評価が一層高まっています。本資料がカンボジア向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、投資誘致機関、関係官庁、JETRO、進出日系企業・金融機関など多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種セミナーや文献での日本企業の体験談も参考にさせていただきました。

ご協力を頂きました各方面の皆様に深く感謝申し上げます。

なお、本資料は株式会社大和総研の協力により、作成致しました。

また、本資料はカンボジアに対する株式会社国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2013年4月
国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業担当

目 次

カンボジア州・市名の英語表記	i	第4章 直接投資受入動向	
カンボジア 全体図	ii	1. 外国直接投資（FDI）受入動向.....	31
関係機関等の略称	iii	2. 国別受入動向.....	31
ひとくちメモ一覧	iv	3. 業種別受入動向.....	33
図表一覧	v	4. 経済特別区への投資.....	34
		5. 日本からカンボジアへの直接投資..	35
 <総論>		第5章 日カンボジア経済関係	
第1章 概観（国土、民族、社会、歴史等）		1. 日カンボジア貿易.....	37
1. 正式国名.....	1	2. カンボジアにおける日系企業.....	39
2. 人 口.....	1	3. 日・カンボジア投資協定締結.....	40
3. 国 土.....	1	第6章 外資導入政策と管轄官庁	
4. 首 都.....	1	1. カンボジア開発評議会.....	41
5. 気 候.....	1	2. 最近の動き.....	43
6. 民 族.....	2	第7章 主要関連法規	
7. 王 室.....	3	1. 投資法.....	45
8. 言 語.....	3	2. 民法.....	45
9. 宗 教.....	3	3. 民法適用法.....	46
10. 教 育.....	3	4. 会社法.....	46
11. 通 貨.....	3	5. 破産法.....	46
12. 歴 史.....	4	6. 税関法.....	46
		7. 労働法.....	46
第2章 政治、外交		8. 土地法.....	46
1. 政 体.....	9	9. コンセッション法.....	47
2. 元 首.....	9	10. 汚職防止法.....	47
3. 首 相.....	9	11. 商業規則と商業登記に関する法律.....	47
4. 内 閣.....	9	12. 日・カンボジア投資協定.....	47
5. 行政組織.....	10	第8章 投資形態	
6. 地方行政制度.....	11	1. 3つの進出形態.....	49
7. 立 法.....	12	2. 企業進出の方法.....	50
8. 政 党.....	12	3. カンボジアの会社形態.....	51
9. 司 法.....	14	第9章 主要投資インセンティブ	
10. 外 交.....	14	1. 適格投資プロジェクト(QIP).....	52
11. 国 防.....	16	2. 2003年改正投資法による投資保証.....	55
		3. 経済特別区(SEZ).....	55
第3章 経済概況			
1. 経済概観.....	17		
2. 産業構造.....	19		
3. 貿易構造.....	22		
4. ASEANの中でのカンボジア.....	28		

第 10 章 外資規制業種.....	58	第 18 章 資金調達	
第 11 章 許認可・進出手続き		1. 資金調達に係る規制	91
1. 会社設立手続の概要と必要書類	59	2. 日系企業の資金調達	92
2. 適格投資プロジェクト (QIP) の申請 手続き	61	3. カンボジアの商業銀行の特徴	92
第 12 章 税制		第 19 章 労働事情	
1. 法人所得税	64	1. 労働法の体系	94
2. 源泉徴収税	68	2. 労働市場と雇用情勢	95
3. 給与税・付加給付税	69	3. 賃 金	97
4. 付加価値税	70	4. 雇用関係	98
5. 物品税	71	5. 労働条件	99
6. 印紙税	71	6. 年金・社会保険	102
7. 遊休土地税	71	7. 労使関係	104
8. 資産譲渡税	71	8. 裁判所における労働紛争の解決 ...	106
9. 公共照明税	71	9. 外国人就労規制と労働許可の取得	107
第 13 章 用地取得		第 20 章 物流・インフラ	
1. 土地制度	72	1. 主要な国際空港と港湾の位置	108
2. 貸借権	72	2. 港 湾	109
3. 土地コンセッション	73	3. 空 港	111
4. 土地委員会	76	4. 道 路	114
第 14 章 知的財産権		5. 鉄 道	117
1. 知的財産権保護の状況	77	6. 電 力	118
2. 技術援助契約締結に当たっての留意点	77	7. 通 信	120
第 15 章 環境規制	80	第 21 章 カンボジア投資環境の優位性と留 意点	
第 16 章 貿易管理・為替管理		1. 進出先としての企業の見方	123
1. 輸出入規制	82	2. 投資先としての優位性	125
2. 関税制度	83	3. 投資にあたっての留意点	126
3. 通関手続	84	第 22 章 主要産業の動向と AFTA 及び FTA の影響	
4. 為替相場	84	1. カンボジアの主要産業	129
5. 外国為替管理と外貨交換制度	85	2. 縫製業	130
第 17 章 金融制度		3. 観光業	134
1. 金融機関	87	4. FTA の進捗状況	136
2. 資本市場	90	第 23 章 最近のトピックス	
		1. GMS 内での活用が先行する南部経済 回廊	138
		2. 日系企業進出ラッシュ	140
		3. 経済特別区の整備状況	141

<付録>

関係機関連絡先リスト

1. 国内投資相談・連絡先.....153
2. 在カンボジア機関.....153

カンボジア 州・市名の英語表記

日本語	英語
バンテイメンチェイ州	Banteay Meanchey
バッターバン州	Battam Bang
コンポンチャム州	Kampong Cham
コンポンチュナン州	Kampong Chhnang
コンポンスプー州	Kampong Speu
コンポントム州	Kampong Thom
カンポット州	Kampot
カンダール州	Kandal
コッコン州	Koh Kong
クラチエ州	Kratie
モンドルキリ州	Mondol Kiri
プノンペン市	Phnom Penh
プレアビヒア州	Preah Vihear
プレイベン州	Prey Veng
ポーサット州	Pursat
ラタナキリ州	Ratana Kiri
シェムリアップ州	Siem Reap
シアヌークビル市	Preah Sihanouk
ストウントレン州	Stung Treng
スヴァイリエン州	Svay Rieng
タケオ州	Takeo
オットーミンチャイ州	Otdar Meanchey
ケップ市	Kep
パイリン市	Pailin

(出所) 日本アセアンセンター資料より作成

カンボジア 全体図



(出所) United Nations Cartographic Section

関係機関等の略称

A	ACFTA	アセアン-中国自由貿易協定	ASEAN - China Free Trade Area
	ADB	アジア開発銀行	Asian Development Bank
	AFTA	アセアン自由貿易地域	ASEAN Free Trade Area
	AKFTA	アセアン-韓国自由貿易協定	ASEAN - Korea Free Trade Area
	AJCEP	日本-アセアン包括的経済連携協定	ASEAN - Japan Comprehensive Economic Partnership
	ASEAN	東南アジア諸国連合	Association of South East Asian Nations
	ATIGA	アセアン物品貿易協定	ASEAN Trade In Goods Agreement
C	CDC	カンボジア開発評議会	Concil for the Development of Cambodia
	CIB	カンボジア投資委員会	Cambodia Investment Board
	CJCC	カンボジア日本人材開発センター	Cambodia - Japan Cooperation Center
	CPP	人民党	Cambodian People's Party
	CSX	カンボジア証券取引所	Cambodia Securities Exchange
	CSEZB	カンボジア経済特別区委員会	Cambodia Special Economic Zone Board
	E	EDC	カンボジア電力会社
ELC		経済土地コンセッション	Economic Land Concessions
EPZ		輸出加工区	Export Promotion Zone
F	FDI	外国直接投資	Foreign Direct Investment
	FRC	最終投資登録証明	Final Registration Certificate
	FTA	自由貿易協定	Free Trade Agreement
	FU	フンシンベック党	Front Uni National pour un Cambodge Indépendant, Neutre, Pacifique, et Coopératif
G	GDP	国内総生産	Gross Domestic Product
	GSP	一般特惠関税制度	Generalized System of Preferences
I	IMF	国際通貨基金	International Monetary Fund
	IPP	独立系電力事業者	Independent Power Producers
J	JETRO	日本貿易振興会	Japan External Trade Organization
	JICA	国際協力機構	Japan International Cooperation Agency
K	KHR	クメール（カンボジア）リエル	Khmer Riels
L	LDC	後発途上国	Least Developed Countries
M	MEF	カンボジア経済財務省	Ministry of Economy and Finance
	MIME	カンボジア鉱工業・エネルギー省	Ministry of Industry, Mines and Energy
	MLMUPC	カンボジア土地管理・都市計画・建設省	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction
	MLVT	カンボジア労働・訓練省	Ministry of Labor and Vocational Training
	MOC	カンボジア商業省	Ministry of Commerce
	MOWRAM	カンボジア水資源・気象省	Ministry of Water Resources and Meteorology
	MPTC	カンボジア郵便・電気通信省	Ministry of Posts and Telecommunications
	MRD	カンボジア地方開発省	Ministry of Rural Development
	N	NBC	カンボジア中央銀行
NGO		非政府組織	None Government Organization
NIS		カンボジア国家統計局	National Institute of Statistics of Cambodia
P	PMIS	州・特別市投資小委員会	Provincial - Municipal Investment Sub - Committee
Q	QIP	適格投資プロジェクト	Qualified Investment Project
R	REE	地方電気事業者	Rural Electricity Enterprises
S	SEZ	経済特別区	Special Economic Zone
	SEZ TSC	経済特別区紛争処理委員会	Special Economic Zones Trouble Shooting Committee
	SRP	サム・ランシー党	Sam Rainsy Party
	SRWSA	シエムリアップ水道公社	Siem Reap Water Supply Authority
T	TEU	20フィートコンテナ換算	Twenty-foot Equivalent Units
V	VAT	付加価値税	Value Added Tax
W	WTO	世界貿易機関	World Trade Organization

ひとくちメモ一覧

第1章 概観

- ひとくちメモ(1):王室について～ノロドム・シハヌーク前国王の生涯とシハモニ国王... 6
ひとくちメモ(2):外部機関からみたカンボジア政府のガバナンス評価... 8

第2章 政治、外交

- ひとくちメモ(3):第5回国民議会総選挙に向けて～都市部では人民党離れ... 13
ひとくちメモ(4):隣国タイとの国境問題～世界遺産プレアビヒア寺院を巡って... 15

第3章 経済概況

- ひとくちメモ(5):悩ましいカンボジアの貿易統計... 22

第4章 直接投資受入動向

- ひとくちメモ(6):諸外国からの支援... 36

第7章 主要関連法規

- ひとくちメモ(7):カンボジアにおける法規序列... 48

第11章 投資形態

- ひとくちメモ(8):QIP申請手続きの留意点～ワンストップ・サービスの実態... 63

第18章 資金調達

- ひとくちメモ(9):意外と高い地場銀行からのドル調達コスト... 92
ひとくちメモ(10):通貨について～クメールリエルの存在感... 93

第19章 労働事情

- ひとくちメモ(11):幹部候補生採用事情... 99
ひとくちメモ(12):雇用は教育～日系企業の取り組み... 101

第20章 物流・インフラ

- ひとくちメモ(13):メコン地域の陸路活用に向けて～越境交通協定... 116

第21章 カンボジア投資環境の優位性と留意点

- ひとくちメモ(14):駐在員の生活拠点～プノンペン不動産状況... 128

第22章 主要産業の動向とAFTA及びFTAの影響

- ひとくちメモ(15):日本人にも人気の観光地 アンコールワット... 136

第23章 最近のトピックス

- ひとくちメモ(16):領収書の出ないサービスの実体験～出国手続きにて... 142

図表一覧

図表 1-1	カンボジアの人口構成（2008年）	2
図表 1-2	カンボジアの全地勢図	2
図表 1-3	カンボジアの歴史	7
図表 2-1	行政組織（2011年12月末現在）	10
図表 2-2	フン・セン内閣主要閣僚一覧（2012年4月現在）	11
図表 2-3	カンボジアの地方行政体系図	12
図表 2-4	カンボジアの政党（国民議会）（2012年10月時点）	13
図表 2-5	ASEAN 主要国の保有軍事力の概要（2010年）	16
図表 3-1	実質 GDP 成長率と寄与度の推移	17
図表 3-2	実質 GDP 成長率と1人あたり GDP の推移	18
図表 3-3	カンボジアの主要経済指標	18
図表 3-4	産業別実質 GDP 比率の推移	19
図表 3-5	実質 GDP に対する産業別寄与	20
図表 3-6	製造業の実質 GDP 成長率と構成比の推移	21
図表 3-7	カンボジアの輸出入の推移	23
図表 3-8	カンボジアの主要輸出品	24
図表 3-9	カンボジアの主要輸入品	25
図表 3-10	カンボジアの主要貿易相手国（2011年）	26
図表 3-11	カンボジアの ASEAN・主要国との貿易（2011年）	27
図表 3-12	輸出入の国別構成比（%）の推移	27
図表 3-13	ASEAN 諸国の比較表（2011年）	28
図表 3-14	ASEAN 諸国・中国との賃金コスト等の比較	29
図表 3-15	ASEAN 諸国間の貿易総額の変化（2001年→2011年、単位100万ドル）	30
図表 4-1	カンボジアの外国直接投資受入状況（認可額ベース）	31
図表 4-2	カンボジアの直接投資認可状況（国別）	32
図表 4-3	カンボジアの投資認可額内外比率の推移	32
図表 4-4	カンボジアの直接投資認可額推移（業種別、2006～2011年）	33
図表 4-5	カンボジアの直接投資認可額（業種別、2006～2011年）	33
図表 4-6	経済特別区への投資内訳（国別）	34
図表 4-7	日系企業の投資認可件数と投資額の推移	35
図表 5-1	カンボジアの対日輸出入額の推移	37
図表 5-2	対日輸出品目（2002年、2012年）	38
図表 5-3	対日輸入品目（2002年、2012年）	39
図表 5-4	カンボジア日本人商工会議所会員企業（正会員）の内訳（2012年10月時点）	39
図表 6-1	カンボジア開発評議会（CDC）の組織	41
図表 6-2	閣僚評議会による承認が必要な投資プロジェクト	42
図表 6-3	CDC ジャパンデスクの業務内容	42
図表 6-4	日本カンボジア官民合同会議での日本側からの提案協議事項	43
図表 6-5	投資奨励事業一覧	44
図表 8-1	3つの進出形態	49
図表 9-1	適格投資プロジェクトの申請窓口	52

図表 9-2	免税輸入可能な物資	53
図表 9-3	投資優遇措置の付与に最低投資額が定められている投資分野	54
図表 9-4	投資優遇措置を受けることができない投資分野	54
図表 11-1	進出手続きの主な流れ	63
図表 12-1	法人所得税率と配当所得に課される税率	65
図表 12-2	法人所得税課税対象一覧	65
図表 12-3	損金算入条件と不算入項目	66
図表 12-4	追徴課税徴収条件と追徴税率	67
図表 12-5	居住者への支払いに係る源泉徴収税	68
図表 12-6	非居住者への支払いに係る源泉徴収課税対象	68
図表 12-7	給与税の課税対象額と税率	69
図表 12-8	給与税課税対象額への扶養控除	69
図表 12-9	付加給付額算入対象と免除対象一覧	70
図表 12-10	付加価値税の非課税対象一覧	70
図表 12-11	物品税課税対象と税率	71
図表 13-1	土地委員会の権限	76
図表 14-1	カンボジアで保護対象となっている知的財産権の概要	79
図表 15-1	環境負荷評価を必要とするプロジェクトの業種・内容・規模	81
図表 16-1	主な輸入禁止品目と輸入規制品目のリスト	82
図表 16-2	主な輸出禁止品目と主な輸出規制品目のリスト	83
図表 16-3	輸入における一般関税の適用税率と主要品目	83
図表 16-4	輸出入通関手続きに必要な書類	84
図表 16-5	外国為替レートの推移	85
図表 17-1	民間向け貸出残高と名目 GDP 比率の推移	87
図表 17-2	消費者物価上昇率と為替変動率の推移	88
図表 17-3	商業銀行の主要勘定残高（2011 年 12 月末）	89
図表 17-4	プノンペン水道公社の株価の推移	90
図表 18-1	各種金利と消費者物価上昇率の推移	91
図表 18-2	産業別（金融除く）貸出残高構成比	93
図表 19-1	1997 年労働法の定める労働者保護に関する一般的な規定	95
図表 19-2	産業別就業者数の構成比（2008 年）	96
図表 19-3	業種別就業者数・構成比（2008 年）	96
図表 19-4	年功手当	98
図表 19-5	雇用契約の終了に関する 1997 年労働法の規律	99
図表 19-6	休暇一覧	101
図表 19-7	障害の程度に応じた補償内容一覧	103
図表 19-8	ストライキ権の内容・行使方法	104
図表 20-1	カンボジアの主要港湾と国際空港	108
図表 20-2	主要港湾一覧	110
図表 20-3	プノンペン港とシハヌークビル港の輸送取扱コンテナ数の推移	110
図表 20-4	シハヌークビル港の定期船寄港状況	111
図表 20-5	カンボジアの空港施設の状況一覧	112
図表 20-6	カンボジア 2 大国際空港の乗降客数の推移	113

図表 20-7	カンボジア 2 大国際空港の旅客便数の推移	113
図表 20-8	カンボジア 2 大国際空港の貨物便数の推移	114
図表 20-9	1 桁国道の概要一覧	115
図表 20-10	カンボジアの 1 桁国道とアジアハイウェイ路線網	116
図表 20-11	カンボジアの鉄道網	118
図表 20-12	カンボジアの輸入電力量、消費電力量（左図）と ASEAN 各国の発電量（2010 年、右図）	119
図表 20-13	2020 年までの発電所建設計画一覧	120
図表 20-14	カンボジアの固定電話、携帯電話の加入件数と普及率の推移	121
図表 20-15	カンボジア郵政公社事務所一覧	122
図表 20-16	カンボジアのブロードバンド、インターネットの加入数と普及率の推移	122
図表 21-1	中期的に見て企業が進出先として有望と考えている国・地域	123
図表 21-2	今後 1-2 年の事業展開の方向性	124
図表 22-1	名目 GDP に占める産業の構成比	129
図表 22-2	製造業の内訳（名目 GDP）	130
図表 22-3	衣類関連の輸出特化係数の推移	131
図表 22-4	米国の衣類輸入先の推移	132
図表 22-5	日本の衣類輸入先構成比の推移	132
図表 22-6	縫製業比率と経済発展	133
図表 22-7	カンボジアの来訪者数と観光業収入の対 GDP 比率の推移	134
図表 22-8	観光業収入の対 GDP 比率の比較	134
図表 22-9	来訪者平均滞在日数と 1 人あたり国際観光収入額の推移	135
図表 22-10	ASEAN との FTA とカンボジアの発効状況	137
図表 22-11	カンボジアの FTA 進捗状況	137
図表 23-1	大メコン圏経済回廊と各国主要都市	139
図表 23-2	カンボジア日本人商工会員数の推移	140
図表 23-3	カンボジアの経済特別区稼働地域	143

総論

第1章 概観（国土、民族、社会、歴史等）

1. 正式国名

カンボジア王国（Kingdom of Cambodia、以下、「カンボジア」とする）。国旗の青色は王室の権威、赤色は国民の忠誠心を表す。国旗の中央には民族の偉大な遺跡であるアンコールワットが仏教徒を象徴する白で描かれている。カンボジア国旗は、フランスからの独立以来数回デザインが変更されているが、アンコールワットが国家の象徴である点に変わりはない。右の国旗は 1993 年の王政復古の際に制定されたものである。



カンボジアの国旗

2. 人口

人口は約 1,495 万人で、2011～12 年の人口増加率は 1.69%である。平均寿命は 63 歳（以上、2012 年 US Census Bureau 推計）。年齢別の人口構成をみると、若年者人口の比率が高く、15 歳未満の人口が全人口の 34%を占める（2008 年、カンボジア国勢調査）。歪んだ人口構成は、ポル・ポト時代の虐殺の影響や、長年の内戦による戦禍とみることができる（[図表 1-1 参照](#)）。

3. 国土

カンボジアの面積は 18.1 万km²（日本の約 2 分の 1）。インドシナ半島に位置し、東にベトナム、西にタイ、北にラオスと国境を接する。国土の 73%を森林、16%を高地が占めている。カンボジアの中心にはメコン川とトンレサップ川の二大河川が流れ、流域には平野が広がり、西側に巨大なトンレサップ湖を擁する。

4. 首都

プノンペン。首都の人口は約 162 万人（2012 年、National Institute of Statistics 推計）で、人口の約 1 割を占める。日本との時差は 2 時間。

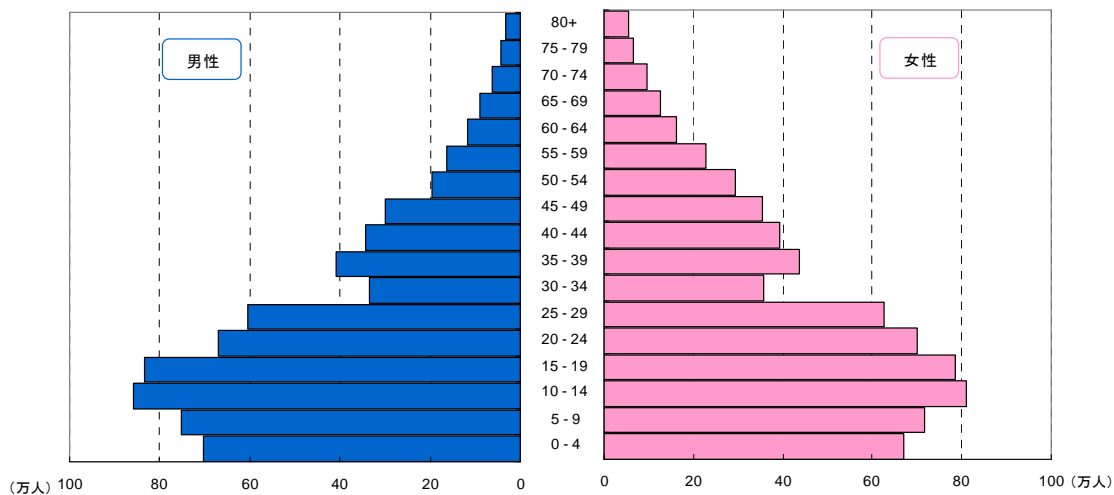
5. 気候

熱帯モンスーン気候。季節は、暑季（11～5 月）と雨季（6～10 月）に分かれる。平均気温は 28 度。最も暑い 3～5 月には、気温が 40 度を超す暑さとなる。

6. 民 族

大多数がクメール族（90%）。その他に華僑系、ベトナム系、チャム系民族がいる。

図表 1-1 カンボジアの人口構成 (2008 年)



(出所) カンボジア国勢調査より作成

図表 1-2 カンボジアの全地勢図



(出所) <http://www.freemap.jp> より作成

7. 王 室

憲法7条において、「国王は君臨するが、統治せず」と定められており、国民統合の象徴とされている。1941年から国王を務めたシハヌーク前国王は、2004年に引退。同年10月にノロドム・シハモニ国王が即位した。カンボジア独立の父として国民の厚い信頼を得ていたシハヌーク前国王は、2012年10月に療養先の北京で逝去した。

8. 言 語

憲法により、公用語はクメール語と定められており、国民の97%がクメール語を使用。その他、少数民族言語（2.9%）、ベトナム語（0.5%）が使われている。

9. 宗 教

憲法43条において、カンボジアの国教は仏教と定められている。カンボジア国民の97%が仏教徒（上座部仏教）で、他に、イスラム教徒（約2%）、キリスト教徒（約0.4%）等がいる。

10. 教 育

独立から暫くは、フランス統治時代に制定された、「六・四・二・一制」が敷かれていたが、ポル・ポト政権時代に全ての教育制度が廃止された。現行制度は、1996年に導入された「六・三・三・四」制（小6、中3、高3、大学や専門学校は4～6年制）。義務教育は小学校6年間、中学校3年間の9年間である。憲法第67条においては、国民は少なくとも9年間の義務教育を無償で受ける権利を保障されると規定されている。しかし、特に地方では貧困等が原因で教育を受けることができない児童も多い。

カンボジアには、2012年12月時点で13の国立大学がある。主要な大学には、王立プノンペン大学、国立経営大学、王立法律経済大学等（いずれもプノンペン）がある。1997年に私立大学の設立が認められたことから、近年、プノンペン以外での大学新設もみられる。

世界銀行の統計（2008年）によれば、15歳以上の識字率は、女子が71%、男子が85%、国民全体では78%となっている。

11. 通 貨

カンボジアの通貨はリエル（Riel）。2013年2月末現在、1ドル=3,995リエル、1円=43.48リエルである。

12. 歴 史

1～14 世紀 | 1 世紀頃、カンボジア南部のメコンデルタ地帯に扶南王朝が誕生。扶南王朝は交易で栄えるが、ラオス南部に興ったクメール真臘が勢力を伸ばし、7 世紀に統合される。8 世紀初頭には、クメール真臘が南北に分裂し混乱の時代を迎えるが、802 年に、ジャヤヴァルマン二世が統一を成し遂げ、アンコール王朝を興す。アンコール王朝は 12 世紀に全盛期を迎え、この時期にはカンボジアの国民的遺跡であるアンコールワット等が建設された。アンコール王朝は、15 世紀半ばにシャム（タイ）のアユタヤ王朝との戦いに敗れ王都が陥落。同王朝の崩壊後も、王室の内紛による分裂が起こり、それぞれがタイ、ベトナム王朝に味方を求めたことから、両国への従属関係が強まっていった。

フランス植民地時代 | 19 世紀に入ると、カンボジアの主権を巡って、タイとベトナムの覇権争いが激化する。当時の国王、ノロドム王は両国による干渉を排除する目的でフランスの支援を求めた。当時インドシナへの進出を目論んでいたフランスはカンボジアの保護を約束し、1863 年にフランスとの間で保護条約を締結。結果、カンボジアは実質的にフランスの支配下に置かれた。さらに 1884 年にはフランス・カンボジア協約が締結され、フランス保護領カンボジア王国が樹立された。

独立達成後の政権交代と内戦 | フランスの植民地支配は、シハヌーク国王を中心とする独立運動により 1953 年に終焉を迎える。独立後、国王は王位を父に譲り、政治団体サンクム・リアス・ニユムを結成。1955 年にサンクム・リアス・ニユム政権の総裁に就任し、政権運営に従事した。1960 年代初頭、近隣諸国が東西冷戦構造に組み込まれる中、同政権では中立政策を敷くことにより、両陣営からの援助を引き出すことに成功。国内のインフラ整備を進め、農業開発や工業化を推進していった。しかし、ベトナム戦争の長期化の中、このような中立政策も長続きせず、1965 年に米国と断交し、北ベトナムと外交関係を樹立する社会主義路線へとシフトしていった。一方で、社会主義寄りの外交政策に対し、国内右派の反発が次第に強まっていった。

1970 年 3 月、シハヌーク首相の外遊中に、親米・自由主義を目指すロン・ノル将軍がクーデターを起こし、政権を掌握。「クメール共和国」の樹立を宣言し王政を廃止した。これに対し、国外にあったシハヌークは中国の支援を受けて「カンプチア民族統一戦線」を結成し、ロン・ノル政権に対抗。共産勢力であるポル・ポトが率いるクメール・ルージュ（KR）もシハヌーク支持に回りカンボジアは内戦に発展していった。内戦は KR 率いる民族統一戦線が優勢となり、1975 年にロン・ノルは国外に脱出した。

しかし、間もなくして KR がシハヌークから主導権を奪取し、プノンペンの王宮に幽閉したことから、内政はさらに混乱へ向かう。1975 年 4 月、ポル・ポト書記長が首相となり、民主カンプチア政権樹立を宣言。ポル・ポト政権は、原始共産制に基づく極端な自給自足政策を取り、既存の社会制度、教育、宗教活動を禁止した。同政権下では、知識人らの大

量虐殺が行われた他、強制移住や強制労働により 200 万人以上の国民が犠牲となった。

1979 年 1 月、親ベトナム派のヘン・サムリンは、ベトナム軍の支援を受けて新政権（プノンペン政権）を発足させ、「カンプチア人民共和国」が樹立。対するポル・ポト派はタイ国境へ敗走し、中国からの支援を受けてゲリラ戦を展開。幽閉状態であったシハヌークは、再び北京へと逃亡した。

1982 年 2 月、反ベトナム三派である、ポル・ポト派、シハヌーク派、ソン・サン派が北京で会談を実施。同年 7 月、中国及び ASEAN の後押しで、上記 3 陣営は、民主カンボジア三派連合（以下、3 派連合政府）を結成し、ヘン・サムリン政権と 3 派連合政府による内戦へと突入する。

和平プロセス | 1987 年以降、米ソ冷戦の雪解けや中国の対ベトナム柔軟路線を背景に、プノンペン政府と 3 派連合政府との和平交渉が活発化する。1989 年には冷戦が終結し、ベトナム軍はカンボジアから完全に撤退。同年 7 月にはカンボジア問題パリ国際会議第 1 回会合が開催された。その後の紆余曲折を経て、1991 年 10 月には、カンボジア問題パリ国際会議が開催され、「カンボジア紛争の包括的政治解決に関する協定」（パリ和平協定）が調印され内戦は終結した。

新国家成立 | 和平協定調印後、国連カンボジア先導隊（UNAMIC）が停戦監視、武装解除、選挙準備を開始した。また、1992 年 3 月には、国連カンボジア暫定機構（UNTAC）が活動を開始した。UNTAC 暫定統治下の 1993 年 5 月には、初の国民議会選挙が実施され、ラナリット率いるフンシンペック党（第 1 党）、フン・センを中心とする人民党（第 2 党）の連立政権が発足した。同年 9 月には新憲法が採択・公布され、同憲法の下、シハヌークが国王（国家元首）に就任し、23 年ぶりに立憲君主制の新生カンボジア王国が誕生した。1994 年にはポル・ポト派が非合法化され、1998 年の同氏の死去によりポル・ポト派は消滅した。

初の独自国民議会選挙 | ラナリット、フン・センの 2 人首相制では、次第に両者の対立が表面化していった。1997 年 7 月、首都プノンペンにてフン・センによる事実上のクーデターとされる武力衝突が発生。フン・セン派の軍隊が全土を掌握して、ラナリット第 2 首相は国外に追放された。1998 年、国際社会の働きかけによりラナリットが帰国。同年 7 月に、カンボジア独自の国民議会選挙が、日本や EU による国際選挙監視団の監視の下に実施された。選挙の結果、人民党が第 1 党になったものの、全議席の 3 分の 2 に満たなかったため、シハヌーク国王の仲介により、第 2 党フンシンペック党との連立政権が発足することとなった。フン・センが首相、ラナリットが国民議会議長に選出され、それまでの 2 人首相制は解消された。

ASEAN 加盟から現在まで | 1999 年 4 月、カンボジアは ASEAN に加盟し、10 番目の構成国として国際社会に復活した。これを契機に、ASEAN 域内経済への積極的な参画を果たしている。2004 年には WTO への加盟も果たし、以降、貿易・投資関連法制の整備を進めている。

国内政治においては、1999 年に上院を新設。2006 年に第 1 回上院選挙が実施され、人民党が圧勝した。2006 年の憲法改正では、1993 年に導入されたクオーター制（人民党とフンシンベック党で議席を分け合う取り決め）が廃止され、両党間での権力分有体制の解消が進んだ。同年 10 月ラナリットは指導力低下を理由に、同党の党首を解任され、11 月にフンシンベック党は分裂した。2007 年 4 月に実施された第 2 回地方議会選挙においても、人民党が首長の座を確保。これにより、同国の政治は中央・地方とも、人民党が主導する体制がさらに強化された。

2008 年 7 月には国民議会選挙が実施され、人民党はさらに議席数を伸ばした。同選挙の勝利により、人民党は再びフン・センを首相とし、第 3 次フン・セン政権が発足した。2013 年 7 月には第 5 回国民議会選挙が予定されている。

この他、2012 年 4 月には、カンボジア証券取引所（CSX）の取引が開始される等、経済発展に向けた歩みを進めている。

ひとくちメモ (1) : 王室について ~ ノロドム・シハヌーク前国王の生涯とシハモニ国王

2012 年 10 月 15 日、ノロドム・シハヌーク前国王が病氣療養のため滞在していた北京で死去した。89 歳だった。

カンボジアの激動の時代を生き抜いた前国王は国民からの人気も高く、「カンボジア独立の父」と呼ばれている。前国王の遺体がプノンペンに戻った際、空港から王宮へ向かう道では数万人が出迎えて死を悼み、国内の至る所に遺影が掲げられ、半旗が翻った。中国系の縫製工場では、追悼のため従業員が仕事をしないことを理由に前国王の写真を破棄した中国人管理職が警察に逮捕され国外追放となる事件が複数起こった。

カンボジア国王の位置づけは、憲法で「国王は君臨するが統治せず、民族の統合と永続性の象徴」と規定されている。

ノロドム・シハヌーク前国王は 1922 年 10 月 31 日生まれ。フランスの植民地下にあった 1941 年に 18 歳で国王に即位した。1953 年には粘り強い交渉の末、独立を勝ち取る。

1955 年から 1960 年までは父親のノロドム・スマリットに王位を譲り、政治活動を展開。しかし、1970 年、ロン・ヌルによる右派クーデターにより北京での亡命生活を強いられる。同時期、クメール・ルージュと「王国民族連合政府」を樹立。1979 年には、ポル・ポト派、サンソン派、シハヌーク派による三派連合を旗揚げし、1991 年のパリ和平協定、1993 年の国連管理下を経て国王に復帰した。

2004 年 10 月に自らの退位を表明し、後継者に息子のシハモニ皇太子の指名を「希望」。その後、王位継承のための委員会によりシハモニ皇太子への王位継承が決定した。なお、上院議員であり、かつて首相を務めたラナリットは、前国王の第 1 妃ノネン・カノル妃との間の子である。

現国王シハモニは、ノロドム・シハヌーク前国王とモニニアト妃の間に 1953 年に生まれた。なお、モニニアト妃はフランスとカンボジアのハーフで、前国王の第 6 妃である。現国王は 9 歳からプラハでクラシックバレエを学んだ後、パリでバレエ教師やユネスコ大使として活動。前国王が王宮内で幽閉されていたポル・ポト政権期には帰国し、宮殿内で生活していた。

国王即位後は全国各地を巡り、国民との対話に時間を費やした。その様子はテレビでも放映され、現国王の温かな印象が国民に根付いている。また、独身で子女はおらず、生涯独身主義者であるとの噂もある。

図表 1-3 カンボジアの歴史

年月	略史
王政、フランス植民地化、インドシナ戦争、ポル・ポト政権による混乱の時代	
1世紀	扶南国建立
9世紀	アンコール王朝建立 (9~13世紀にアンコール遺跡地方を拠点にインドシナ半島の大部分を支配)
12世紀	アンコール・ワット建設
13世紀	アンコール・トム建設
15世紀半ば	タイのアユタヤ王朝との戦いに敗れ衰退
1863年	フランスとの保護条約締結により統治下に置かれる
1884年	フランス保護領カンボジア王国樹立 (フランス・カンボジア協約調印)
1941年	シハヌーク国王即位 (18歳)
1945年	独立宣言するも日本の敗戦により失効
1953年	カンボジア王国としてフランスから独立
1954年	対日賠償請求放棄
1955年	日本・カンボジア友好条約調印 (56年発効)
1970年	反中親米派ロン・ノルらがクーデターによりシハヌーク政権打倒 王制を廃しクメール共和国樹立 (ロン・ノル政権発足) 親中共产勢カクメール・ルージュ (KR) との間で内戦勃発
1975年	KRが内戦に勝利し、民主カンボジア (ポル・ポト) 政権発足 同政権下 (1975-79年) 大量の自国民虐殺が行われる
1979年	ベトナム軍の進攻でKRが敗走 プノンペン (ヘン・サムリン) 政権発足 (カンプチア人民共和国樹立)
1982年	民主カンボジア三派連合 (ポルポト派、シハヌーク派、ソン・サン派) 発足 ヘン・サムリン政権と三派連合による内戦へ
和平の成立、新生カンボジアの誕生。国際社会への参画へ	
1989年	カンボジア問題パリ国際会議開催
1991年	パリ和平協定締結
1992年	国連カンボジア暫定機構 (UNTAC) による暫定統治開始 (~1993年) (日本は国際連合平和維持活動[PKO]に初の自衛隊を派遣)
1993年	第1回国民議会選挙。王党派フンシンベック党勝利 ラナリット第1首相、フン・セン第2首相連立政権発足 新憲法制定で王政が復活
1997年	首都プノンペンでラナリット、フン・セン両首相陣営が武力衝突 ラナリット第1首相失脚 (7月事変)
1998年	第2回国民議会選挙。第1次フン・セン首班連立政権 ポル・ポト死去
1999年	上院を新設 (二院制へ移行) ASEAN加盟
2003年	第3回国民議会選挙。第2次フン・セン首班連立政権発足 (2004年)
2004年	WTO加盟。ASEM参加決定 シハヌーク国王が引退し、シハモニ新国王が即位。
2006年	第1回上院議員選挙
2007年	日本・カンボジア投資協定締結 (2008年発効)
2008年	第4回国民議会選挙。第3次フン・セン首班連立政権発足
2009年	クメール・ルージュ (KR) 裁判開始
2012年2月	第2回上院議員選挙
2012年4月	カンボジア証券取引所取引開始 ASEAN議長国としてASEAN首脳会議開催
2012年10月	シハヌーク前国王逝去

(出所) 外務省ホームページ、その他資料より作成

ひとくちメモ (2) : 外部機関からみたカンボジア政府のガバナンス評価

カンボジア政府のガバナンス力は、他国に比べて著しく劣っているのだろうか。この点については、世界銀行とブルッキングス研究所が、民間企業、市民、専門家等に対して行ったサーベイ (Worldwide Governance Indicators) を基に発表している、200 カ国以上を対象とした各国政府のガバナンスの6つの指標が参考になる。

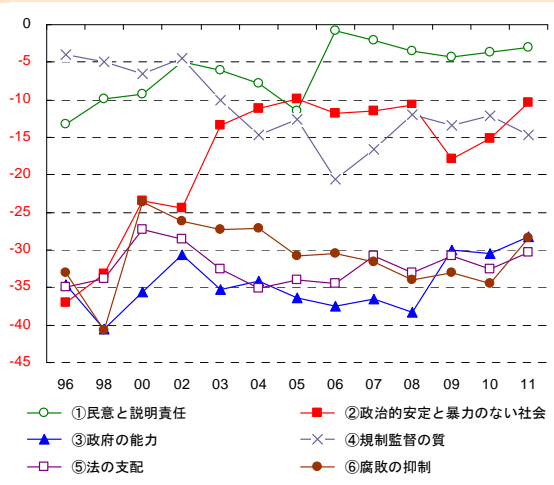
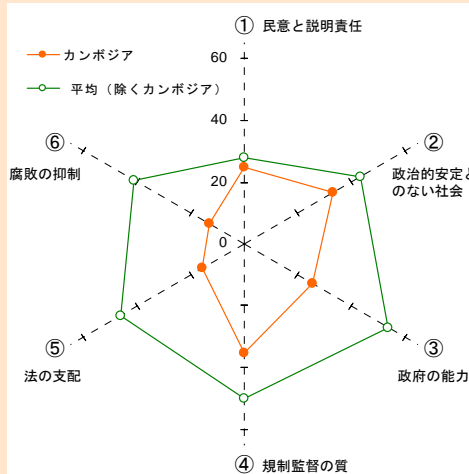
6つの指標とは、①民意と説明責任 (Voice and Accountability)、②政治的安定と暴力のない社会 (Political Stability and Absence of Violence /Terrorism)、③政府の能力 (Governance Effectiveness)、④規制監督の質 (Regulatory Quality)、⑤法の支配 (Rule of Law)、⑥腐敗の抑制 (Control of Corruption)、であり、100点満点で評価されている。

カンボジア政府のガバナンス力は、他のASEAN加盟9カ国に比べて評価は総じて低い (右図)。2011年の6指標の平均スコアは24.5。ミャンマー (4.1)、ラオス (20.2) に次いで、下位から3番目のスコアである。

項目別にみると、相対的に高く評価されているのが、①の「民意と説明責任」である。カンボジアのスコアは24.9と、その他9カ国の平均 (27.9) とほぼ同レベルにある (下図左)。

また、時系列でみれば、②の「政治的安定と暴力のない社会」での評価が大きく改善している (下図右)。1996年時点では、他国の平均に対して37.0点劣っていたが、2011年にはその差が10.4点にまで縮小している。③の「政府の能力」も、2008年以降改善している。一方、なかなか改善されていないのが、⑤の「法の支配」と⑥の「腐敗の抑制」である。それぞれ、他国に比べて30点前後低い評価を受けている。カンボジア政府に対して、法律に基づく運用や腐敗・汚職の撲滅が求められていることが、外部機関の見方からも窺える。

国名	平均
シンガポール	86.4
ブルネイ	72.4
マレーシア	60.9
タイ	43.1
インドネシア	35.9
フィリピン	35.8
ベトナム	34.0
カンボジア	24.5
ラオス	20.2
ミャンマー	4.1
平均値	41.7
中央値	35.8



(出所) World Bank 資料より作成 (<http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.asp>)

第2章 政治、外交

1. 政 体

立憲君主制を敷く。1993年9月24日に新生「カンボジア王国」が誕生し、カンボジア王国憲法が公布された。同憲法では、立法、行政、司法の分立を定めており、自由、民主主義、複数政党制、人民主権に基づく国であることが謳われている。国王は憲法に基づき任命権や解散権等を有するが、直接的な政治への関与は行わない。

2. 元 首

ノロドム・シハモニ国王。1953年5月14日生。シハヌーク前国王と第6王妃モニニアトとの長男。プラハで教育を受けた後、バレエ教師やカンボジアのユネスコ大使としてフランスを始め海外に長期間滞在。シハヌーク前国王の引退に伴い、2004年10月即位。

3. 首 相

フン・セン首相。人民党副党首。1951年4月4日生。カンボジア中部、コンポンチャムで出生。1991年グエン・アイ・コック越共産党学校政治学博士号取得。

1977年にポル・ポト政権より離脱し、反ポル・ポト軍を結成。プノンペン政権下では、79年に外務大臣、閣僚評議会副議長（副首相、81年）、議長（首相、85年）を歴任。90年にはカンボジア最高国民評議会（SNC）のメンバーとなる。国連カンボジア暫定機構（UNTAC）監視下の暫定政権時代には、1993年9月の第2首相就任を経て、98年11月に首相に選出される。2008年に首相に再任され現在に至る。

4. 内 閣

議院内閣制。内閣は国王によって任命された首相1名、副首相10名、上級大臣17名の下に、閣僚評議会と25省2庁が設置されている。フン・セン内閣は2008年7月の第4回国民議会選挙の結果選出され、同年9月25日に成立した。

選挙後、国民議会（下院）議員の3分の2以上の多数決により、国民議会議長、副議長が選出される。その後、国民議会議長の推薦、副議長の同意の下で国王が首相候補を指名。首相は大臣名簿を国民議会に提出し内閣の信任を求める。全ての閣僚は国王が任命する。

図表 2-2 フン・セン内閣主要閣僚一覧（2012年4月現在）

役職	氏名(所属政党)	役職	氏名
首相	フン・セン(CPP)	主要閣僚(いずれもCPP所属、※は副首相兼務、◎は上級大臣兼務)	
副首相(10名)	ソー・ケーン(CPP)	※閣僚評議会担当大臣	ソック・アン
	ソック・アン(CPP)	※内務大臣	ソー・ケーン
	ティア・パニユ(CPP)	※国防大臣	ティア・パニユ
	ハオ・ナムホン(CPP)	※外務・国際協力大臣	ハオ・ナムホン
	マエン・サムアーン(CPP)	※経済・財政大臣	キアット・チョン
	ピン・チン(CPP)	農林水産大臣	チャン・サルン
	ニュック・ブンチャイ(FU)	農村開発大臣	チャ・ソバラ
	キアット・チョン(CPP)	◎商業大臣	チャム・ブラシット
	ジム・チャイリー(CPP)	鉱工業・エネルギー大臣	スイ・サエム
	カエ・キムヤーン(CPP)	◎計画大臣	チャーイ・トーン
上級大臣(17名)	ニユム・バンダー(CPP)	◎国土管理・都市計画・建設大臣	イム・チュンリム
	ターウ・センフオック(CPP)	◎環境大臣	モック・マレット
	クン・ハン(CPP)	水資源・気象大臣	リム・キアンハオ
	リー・トーイツ(CPP)	情報大臣	キュー・カニヤリット
	コル・ベーン(FU)	司法大臣	アン・ボンパタナ
	スン・チャントール(CPP)	公共事業・運輸大臣	トラム・イウテック
	ベーン・セレイブット(FU)	労働・職業訓練大臣	ボン・ソート
	ヌット・ソコム(FU)	※国会関係監査大臣	マエン・サムアーン
	オム・ジェンティエン(CPP)	社会福祉・退役軍人・青少年更生大臣	ウット・ソムヘーン
	イエン・ムーリー(CPP)	教育・青少年・スポーツ大臣	イム・スティー
	パー・キムホン(CPP)	郵便・電気通信大臣	ソー・クン
	ジム・ノラー(CPP)	保健大臣	モム・ブンヘーン
	セレイ・コソル(CPP)	文化・芸術大臣	ヒム・チャエム
	他、各省大臣兼務4名(左記◎参照)	観光大臣	タオン・コン
		宗教大臣	ミン・クン
		女性大臣	ボン・ソート
		他、首相補佐特命大臣(2008年新設)9名	

(注) CPP：人民党、FU：フンシンベック党

(出所) 在カンボジア日本国大使館ホームページより作成

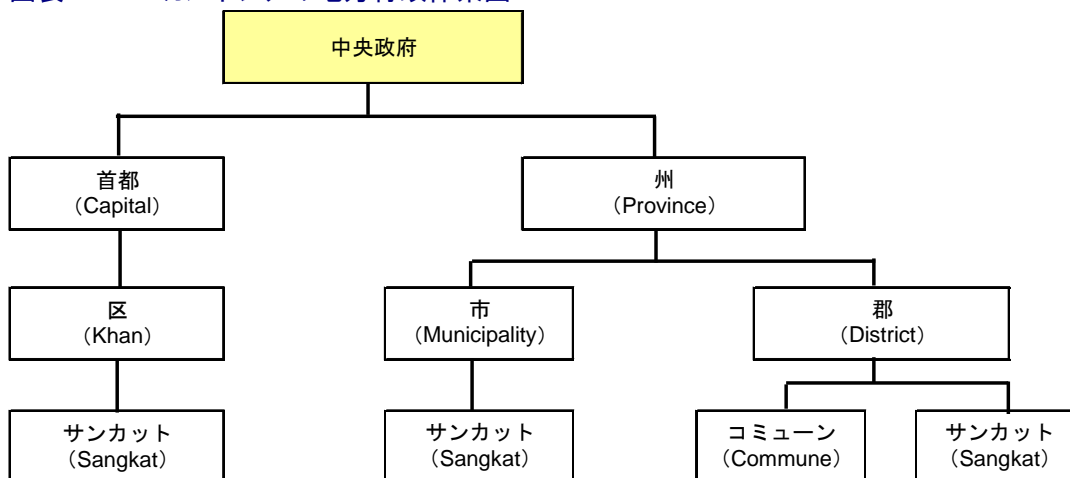
6. 地方行政制度

カンボジアの地方行政は、1首都、23州から構成される。2008年より地方行政に関する2法令の制定（「首都・州・市・郡及び区に関する行政管理法」、「首都、州、市、郡及び区評議会に関する選挙法」）により、新制度が敷かれている。

地方行政は3層制となっている。第1層には首都（Capital）・州（Province）がある。首都の下には、区（Khan）が、区の下には、サンカット（Sangkat）が置かれる。一方の州（Province）は、市（Municipality）と郡（District）に区分され、市の下には、サンカット（Sangkat）が、郡の下には、コミューン（Commune）とサンカット（Sangkat）が置かれる。

新制度の導入により、各地方行政機関には、立法権と行政権を有する評議会（Council）が設置されることとなり、地方自治の役割を果たす組織へと進化している。また、首都であるプノンペンには、以前は市（Municipality）の一つとしての位置づけであったが、新制度では都（Capital）となっている。

図表 2-3 カンボジアの地方行政体系図



(出所) (財) 自治体国際化協会より作成

7. 立 法

立法機関は二院制で、国民議会（下院）と上院で構成されている。上院は定数 61 議席（国王推薦枠 2 議席、国民議会選任 2 議席）で任期は 6 年。解散なし。一方、国民議会は定数 123 議席（全議席国民投票で選出）で任期は 5 年。1 年間に 2 度内閣総辞職があった場合に限って、首相の発議及び国民議会議長の承認に基づき、解散が可能。上院議員は 40 歳以上、国民議会議員は 25 歳以上のカンボジア国民であれば立候補することができる。

2008 年 7 月に国民議会の総選挙が実施され、カンボジア人民党が国民議会議席の 3 分の 2 以上を確保した。この総選挙により、カンボジア人民党の副党首であり、現職の首相であるフン・センが再選された。

立法の過程は、起草された法案が関係省庁会議に提出され、閣議決定の上、国民議会で審議・採決される。採決された法案は、上院に提出され、審議・採決された後、国王の勅許により公布される。18 歳以上のカンボジア国民が選挙権を有する。

8. 政 党

2008 年 7 月に実施された国民議会総選挙の結果に基づく主な政党の勢力図は図表 2-4 の通り。人民党が 90 議席を獲得し、国民議会議席の 3 分の 2 以上を占めている。現政権は、人民党とフンシンペック党との連立政権である。2008 年の選挙の結果、野党は、サム・ランシー（SR）党が 26 議席、人権党が 3 議席、ノロドム・ラナリット（NR）党が 2 議席を獲得した。選挙後の 2012 年 10 月、野党第 1 党のサム・ランシー党と第 2 党人権党が合併し、「カンボジア救国党」を結成すると発表し、内務省が政党登録を受理。新党の党首にはサム・ランシー党首が就任している。2013 年 7 月に予定される国民議会選挙に向けた動きとして注目される。

図表 2-4 カンボジアの政党(国民議会) (2012年10月時点)

政党名(党首)	議席数
連立与党	92
人民党(CHEA SIM)	90
フンシンベック党(KEV PUT REAKSMEI)	2
野党	31
カンボジア救国党(SAM RANGSI)	29
ノロドム・ラナリット党(CHHIM SEAK LENG)	2
合計	123

(出所) 在カンボジア日本国大使館ホームページ、各種報道より作成

ひとくちメモ(3): 第5回国民議会総選挙に向けて ~ 都市部では人民党離れ

2013年7月に第5回国民議会(下院)総選挙の投開票が行われる。

カンボジアの国政選挙は比例代表制の直接選挙で行われ、現在の下院の定員は123名(憲法の規定では120名以上)。2012年6月の地方選挙時点での有権者数は約920万人。

図表 国民議会総選挙結果一覧

総選挙実施年	1993			1998			2003			2008		
	政党名	議席数	得票率	政党名	議席数	得票率	政党名	議席数	得票率	政党名	議席数	得票率
下院議席数内訳と政党得票率	フンシンベック党	58	45.5%	人民党	64	41.4%	人民党	73	47.4%	人民党	90	58.1%
	人民党	51	38.2%	フンシンベック党	43	31.7%	フンシンベック党	26	20.8%	サム・ランシー党	26	21.9%
	仏教自由民主党	10	3.8%	サム・ランシー党	15	14.3%	サム・ランシー党	24	21.9%	人権党	3	6.6%
	自由モナリカ党	1	1.4%							ノロドム・ラナリット党	2	5.6%
										フンシンベック党	2	5.1%
総議席数	120			122			123			123		
投票率	89.6%			93.7%			83.2%			75.2%		
有効投票数	4,011,631			4,902,508			5,168,837			6,010,277		
首相	ラナリット/フン・セン			フン・セン			フン・セン			フン・セン		

(注) 青字の政党が連立与党を構成

(出所) 国立国会図書館調査及び立法考査局「外国の立法」等により作成

国民議会総選挙の前哨戦とも位置づけられる地方選挙が2012年6月に行われ、全国に1,633ある行政区の内1,592で人民党が最大与党となり結果としては圧勝であった。しかし、人口が多い都市部では野党(サム・ランシー党、人権党)の得票率が伸びている傾向にある。国民議会総選挙において、プノンペン特別市の定数12のうち、2003年は6議席(得票率47%)、2008年は5議席(同37%)をサム・ランシー党が獲得していることから、農村部に比べ都市部には厚い野党支持層が存在することが判る。

第5回国民議会総選挙においても、人民党の優勢は変わらないとの予想が大勢ではあるが、サム・ランシー党と人権党によるカンボジア救国党の結党や、前国王崩御に伴う王党派(フンシンベック党)への関心の高まりなど、人民党にとっては不安材料が散見される情勢である。



(王宮前の様子: 2012年11月)

9. 司 法

カンボジアの裁判制度は三審制を採用しており、第1審の一般裁判所（首都・州裁判所）、第2審の控訴裁判所、第3審の最高裁判所から成る。司法官職高等評議会は、司法の最高決定機関で、国王により統括される。裁判官、検察官の任命について国王に提言をする他、懲戒を決する権限を持つ。

10. 外 交

カンボジアは憲法において永世中立と非同盟の立場を明らかにしている。同国は近隣及び全ての世界の国々との平和共存の政策に従い、他国への侵略を行わず、直接・間接を問わず内政干渉をしないこととしている。中立政策に矛盾する軍事同盟及び軍事協定への加盟も行わない方針である。

カンボジアは1999年4月にASEANに加盟。2011年11月より2度目となるASEAN議長国を務め、ASEAN首脳会議の開催等により、域内での存在感を高めている。また、カンボジアは、国連安全保障理事会の非常任理事国選挙に立候補している。

ASEAN諸国との間では概ね良好な関係を築いているカンボジアであるが、タイとの間では、2008年7月にプレアビヒア寺院がユネスコによりカンボジアの世界遺産として登録されたことを巡り、緊張が高まった。2011年2月には、両国国境付近で両国軍の武力衝突が勃発し、民間人の犠牲者が出る事態となった。同年7月、国際司法裁判所は、寺院周辺の国境線未確定地域から軍を即時撤退やASEAN議長国インドネシア政府の監視団の受け入れ等について命令を下し、両国は判決から約1年後の2012年7月に軍の撤退を開始している。両国共に引き続き警官の再配備を行う等、予断を許さない状況ではあるが、フン・セン首相は、タイのインラック政権との関係改善に意欲を示している。

中国との関係は、近年、政治、経済両面でさらに緊密となっている。政治面では、中国要人が頻りにカンボジアを訪問し、灌漑や道路インフラに対する借款供与を約束する等、経済協力関係が強化されている。経済面において、中国はカンボジアにとって最大の投資国であり、縫製業、インフラ開発、不動産開発、金融サービス等の幅広い分野での投資が引き続き行われている。

日本とカンボジアは、1955年に日本・カンボジア友好条約を締結し、以降友好な関係を築いている。1980年代末より、日本はカンボジアの和平と復興に向け、積極的な協力を行っている。1991年のパリ和平協定を受け、国連平和維持活動（PKO）に日本初となる自衛隊を派遣する他、内戦に陥った1998年には、国民議会選挙の監視団派遣を行う等、同国の政治的安定のための支援を継続的に行ってきた。この他、クメール・ルージュ（KR）裁判特別法廷の実施に際しては、国連負担分の約半分を日本が拠出している。

ひとくちメモ (4) : 隣国タイとの国境問題 ~ 世界遺産プレアビヒア寺院を巡って

プレアビヒア寺院は、カンボジア北部に9世紀末に創建されたヒンドゥー教の寺院で、ビシュヌ神を主神としている。11世紀前半には増築・整備されている。

この地域は1904年のフランス・シャム（タイ）協約によりフランス領カンボジアに帰属したが、第2次世界大戦中からタイが占拠したため、その後の両国の国境紛争に発展した。

国際司法裁判所は1962年、同寺院はカンボジア領であるが、周辺地域の一部（約4.6km²）はタイと領有権を争っているとの見解を示している。

しかし、同寺院を領有権未確定地域が含まれた管理計画と共にカンボジアがユネスコに世界遺産登録を申請し、2008年に世界文化遺産として登録されたことを契機に領有権問題が再燃。タイは当時の外務大臣が世界遺産登録申請に一旦同意を表明したものの、外務大臣の行為がタイ国内法に抵触するとして大臣は辞任に追い込まれた。

さらに、複数のタイ人がカンボジア領内に侵入したとしてカンボジアで逮捕され、2011年2月には両国軍による銃撃戦に発展、民間人にも犠牲者が出る事態となる。

同年4月、インドネシアにて合同国境委員会が開催されたものの、2国間の溝は埋まらず、6月にはタイが世界遺産条約を脱退。ユネスコ事務局長のイリナ・ボコヴァ氏は一連の事態を踏まえて、「世界遺産は『どの国のもの』という性格のものでは無い。世界遺産を通じて民族間、異文化間、国同士の相互理解を深めるために世界遺産は存在する。タイの冷静な対応と再考を期待する」とのメッセージを発表した。

2011年7月にタイでインラック政権が発足、9月15日にインラック首相がプノンペンを訪れた。その2日後の17日にはタクシン元首相がシェムリアップを訪問。それぞれとフン・セン首相が会談したことを契機に、両国の国防大臣による会談の場で国境交渉再開が示唆されるなど、急激に事態は改善に向かう。

国際司法裁判所により対象地域の非武装地帯指定および両軍撤退が2011年7月に命じられており、2012年7月には両国軍が撤退。現在は寺院敷地内にカンボジア国旗が掲げられ、軽火器で武装した警官が配備されている。国際司法裁判所による領土紛争の解決に向けた判決は、2013年10月に下される予定である。



(タイとの国境の様子：コックン-ハットレック)

11. 国 防

2006年制定のConscription Lawにより、徴兵制が導入された。同法では、18～30歳の男子は18ヵ月間の兵役義務がある旨規定している。カンボジアの総兵力は正規兵が12.4万人、予備役6.7万人の合計19.1万人と、ASEAN主要8カ国中マレーシア（16万人）に次いで少ない。国防費は年間約2.7億ドルで、同8カ国の中で最も低い水準である。

図表 2-5 ASEAN 主要国の保有軍事力の概要(2010年)

国名	人口 (万人)	現役兵力(万人)					予備役等 (万人)	合計 (万人)
		陸軍	海軍	海兵	空軍	総計		
ベトナム	8,902	41.2	4.0	0	3.0	48.2	500.0	548.2
インドネシア	23,251	23.3	2.5	2.0	2.4	30.2	40.0	70.2
タイ	6,813	19.0	4.6	2.3	4.6	30.5	20.0	50.5
ミャンマー	5,049	37.5	1.5	0.1	1.5	40.6	0.0	40.6
シンガポール	483	5.0	0.9	0	1.3	7.2	31.2	38.4
フィリピン	9,361	8.6	1.7	0.7	1.5	12.5	13.1	25.6
カンボジア	1,505	7.5	0.1	0.15	0.1	12.4	6.7	19.1
マレーシア	2,791	8.0	1.4	0	1.5	10.9	5.1	16.0
【参考】								
韓国	4,850	52.2	4.3	2.5	6.5	65.5	450.0	515.5
中国	135,414	160.0	24.5	1.0	30.0	228.5	51.0	279.5
北朝鮮	2,399	102.0	6.0	0	11.0	119.0	60.0	179.0
台湾	2,297	20.0	3.0	1.5	4.5	29.0	105.7	134.7
日本	12,699	15.1	4.5	0	4.7	24.7	5.6	30.3
アジア展開米軍		2.8	2.4	1.1	2.0	8.3		
極東ロシア		7.3	3.5	0.3	4.1	15.1		

国名	陸軍	海軍	空軍		国防費
	戦車	総隻数	作戦機	海軍機	億ドル/年
ベトナム	1,315	74	223	0	24.1
インドネシア	350	120	100	0	44.7
タイ	283	119	165	39	48.1
ミャンマー	150	70	136	0	-
シンガポール	196	54	148	0	83.4
フィリピン	7	72	34	0	21.3
カンボジア	150	11	24	0	2.7
マレーシア	48	52	82	0	28.1
【参考】					
韓国	2,514	197	490	8	254.0
中国	7,050	448	1,681	311	7,640.0
北朝鮮	3,500	48	620	0	-
台湾	926	123	477	32	93.0
日本	850	115	374	95	528.0
アジア展開米軍	170	60	186	180	
極東ロシア	3,000	66	378	78	

(出所) (財) 史料調査会・編「2012年世界軍事情勢」より作成

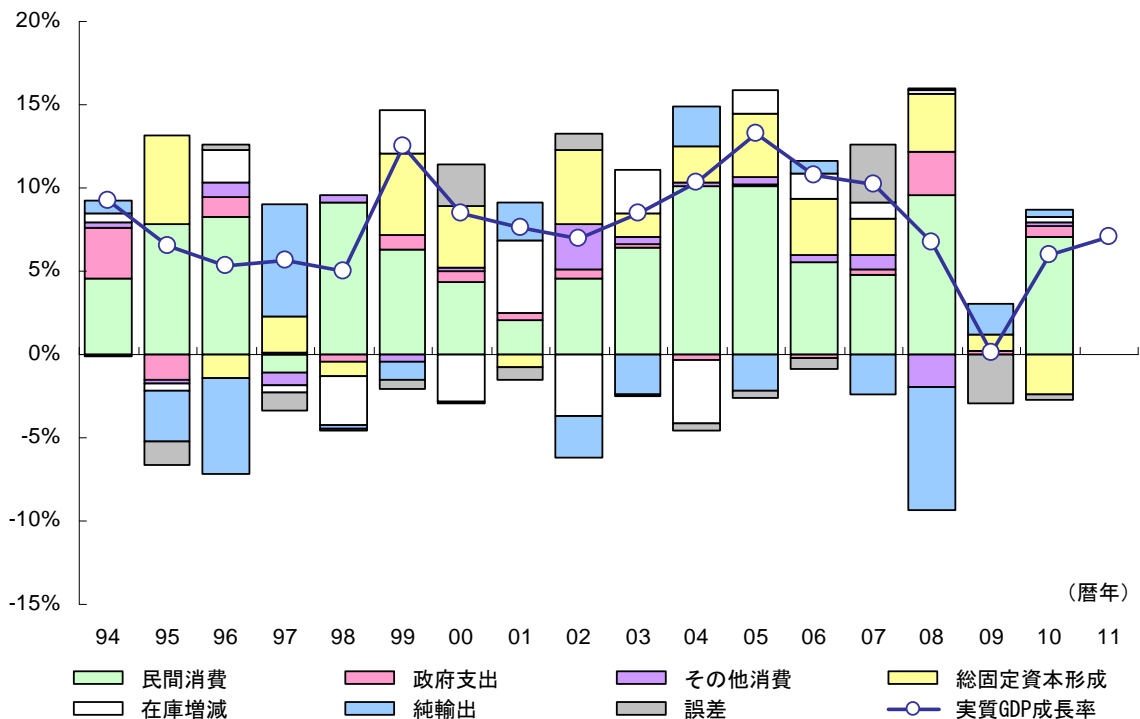
第3章 経済概況

1. 経済概観

カンボジア経済は、1994年からリーマン・ショック前の2008年まで、年率12.9%の高い実質GDP成長を持続していた。成長の牽引役は民間消費。投資については、外国資本の流入の多くが不動産関連（建設投資）で、製造企業の設備投資需要は伸びず、成長率に対する寄与度は低かった。その建設投資についても、2000年から2008年までは平均して2%ポイント近く成長を押し上げていたが、リーマン・ショックの影響で、寄与度は2009年が+1.0%ポイント、2010年には▲2.9%ポイントと低下している。

2009年には民間消費の寄与度が▲0.1%ポイントとなったことが響き、同年の実質GDP成長率は+0.1%に急低下した。しかし、その後は2010年が+6.0%、2011年が+7.1%と、再び高成長局面を迎えている。2011年の成長率に対する寄与度は明らかになっていないが、民間消費は2010年には+7.0%ポイント成長率を押し上げている。また、2010年からは日系製造企業の進出ペースが加速していることから、今後はこれまでの民間消費に加え、設備投資も成長ドライバーとなってカンボジア経済を牽引する期待も高まっている。

図表 3-1 実質GDP成長率と寄与度の推移

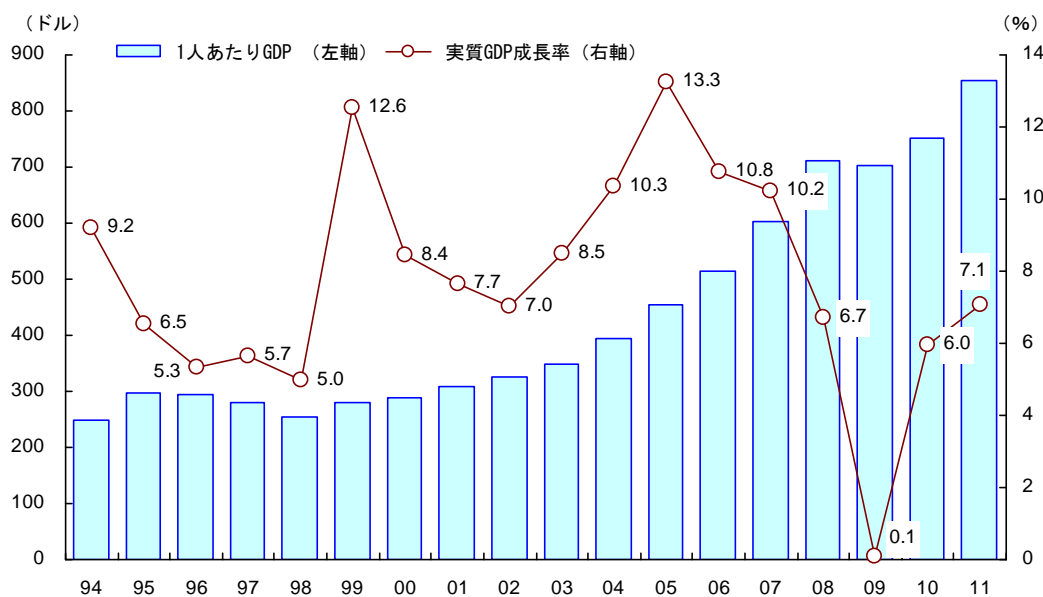


(出所) National Institute of Statistics より作成

景気回復が進む中でもインフレ率は安定している。2012年1-8月の消費者物価上昇率(CPI)は+3.6%と、2011年平均(+5.5%)を下回って推移している。インフレ率が落ちている背景には、CPIの45%を占める「食品・非アルコール飲料」の伸びが2011年から低下していることがある(2011年平均:+6.5%、2012年1-8月:+4.2%)。

2011年のカンボジアの名目GDPは約130億ドルと、日本(5.9兆ドル)の0.2%の規模、1人あたりGDP(2011年)は853ドルと、日本(45,870ドル)の2%の水準である。

図表 3-2 実質 GDP 成長率と 1 人あたり GDP の推移



(出所) National Institute of Statistics、IMF 資料より作成

図表 3-3 カンボジアの主要経済指標

	単位	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
名目GDP	億ドル	43	47	53	63	73	86	103	104	116	130
1人あたりGDP	ドル	327	349	393	455	514	603	711	703	753	853
実質GDP成長率	%	7.0	8.5	10.3	13.3	10.8	10.2	6.7	0.1	6.0	7.1
人口	万人	1,310	1,333	1,355	1,383	1,416	1,432	1,456	1,481	1,495	1,510
消費者物価上昇率	%	3.2	1.2	3.9	6.3	6.1	7.7	25.0	-0.7	4.0	5.5
輸出額	億ドル	14.9	17.7	21.9	30.1	35.6	40.6	43.5	49.8	55.7	65.2
輸入額	億ドル	16.7	17.3	20.7	25.5	29.9	65.4	44.2	39.0	48.9	126.2
貿易収支	億ドル	-1.9	0.4	1.1	4.7	5.8	-24.8	-0.7	10.9	6.8	-61.1
経常収支	億ドル	-1.1	-2.3	-1.8	-3.1	-2.3	-4.2	-8.2	-7.8	-7.7	-7.1
直接投資流入額	億ドル	1.5	0.8	1.3	3.8	4.8	8.7	8.2	5.4	7.8	9.0
外貨準備高	億ドル	7.8	8.2	9.4	9.5	11.6	18.1	22.9	28.5	32.6	34.5
為替レート (年平均)	リエル/ドル	3,912	3,973	4,016	4,093	4,103	4,056	4,054	4,139	4,185	4,059

(注) 輸出額と輸入額はIMF(“Direction of Trade Statistics”)、直接投資流入額は国際収支ベース

(出所) 国家統計局、IMF 資料より作成

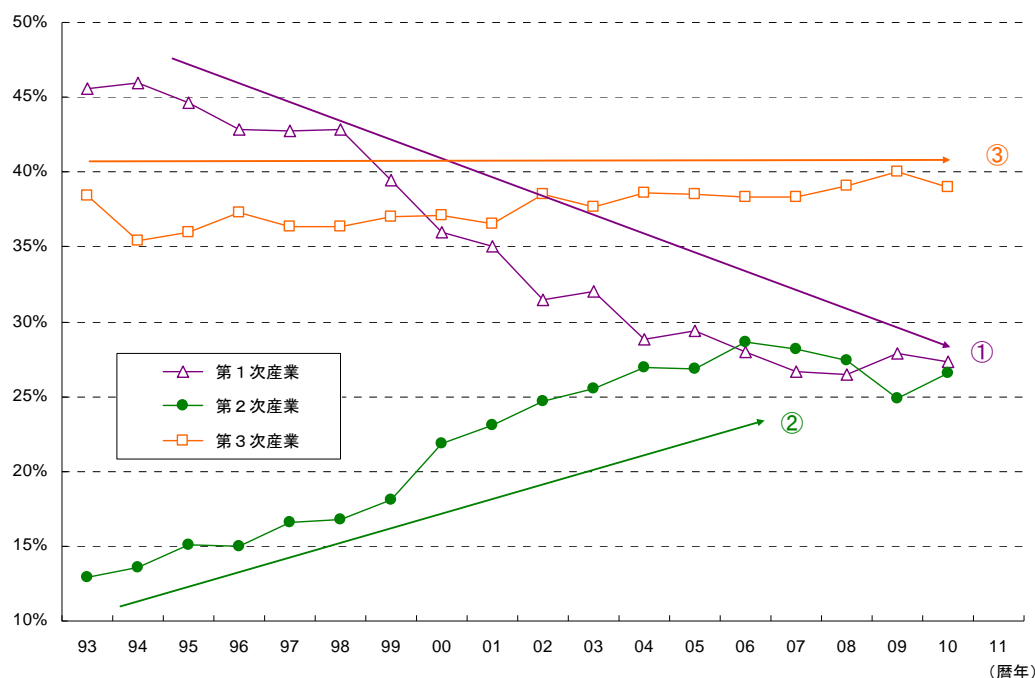
2. 産業構造

カンボジアの産業構造は、農林水産業から製造業やサービス業中心の経済へと移行している。1993年を基準に構成比の変化をみると、第1次産業（農林水産業）が低下する一方、工業化が進んで第2次産業（製造業など）が上昇している。第3次産業には大きな変化はないが、経済全体に占める構成比は4割近くと、第1次・2次産業を大きく上回る規模となっている。

第1次産業の構成比は1993年の45.6%から2010年には27.3%に低下し、第2次産業は13.0%から26.6%に上昇。両者の差は殆どない。2006年には第2次産業の比率が28.6%となり、第1次産業（28.0%）を上回ったが、その後に建設業の比率が低下したことで（6.9%→4.9%）、第2次産業の構成比も2%ポイント低下している。

タイやインドネシア等の他の東南アジア諸国に比べ、カンボジアの産業構造の推移で特徴的なのは、周辺国ではアジア通貨危機を受け、1998-99年に一時的に第1次産業の比率が上昇（第2次産業比率の低下）したのに対し、カンボジアでは逆に第1次産業比率が一層低下したことである。これは、①カンボジアではアジア通貨危機前の製造業比率が約10%と低く、結果的に製造業が経済全体に与えるインパクトが小さかったこと、②当該期間、カンボジアの第1次産業の中で穀物関連の比率は上昇していたが、他国と異なり畜産業、林業、漁業の比率が下がっていたこと、等が背景にあった。

図表 3-4 産業別実質 GDP 比率の推移



(出所) National Institute of Statistics より作成

2000年から2010年にかけての各産業の実質GDP成長率（年率）や構成比の変化をみると、第2次産業の中でも製造業、特に「繊維、革製品、衣料」産業が大きく伸びていることが窺える。同産業の実質成長率は+13.7%（年率）、構成比は9.2%から15.4%へと6.2%ポイント上昇している。同じ製造業でも「食品・飲料、タバコ」、「木材・木製品、印刷」、「ゴム製品」では構成比が低下しており、カンボジアの製造業における「繊維、革製品、衣料」の重要性がより高まっていると言える。

一方、構成比が大きく低下したのは第1次産業の漁業（▲4.0%ポイント）、穀物（▲1.8%）、林業（▲1.6%）、畜産業（▲1.3%）である。

図表 3-5 実質GDPに対する産業別寄与

	2000年価額（10億リエル）			構成比		
	2000	2010	（年率）	2000	2010	（差分）
全体	14,089	30,403	8.0%	(100.0%)	(100.0%)	(+0.0%)
第1次産業	5,065	8,311	5.1%	(35.9%)	(27.3%)	(-8.6%)
穀物	2,328	4,474	6.8%	(16.5%)	(14.7%)	(-1.8%)
畜産業	757	1,247	5.1%	(5.4%)	(4.1%)	(-1.3%)
漁業	1,516	2,062	3.1%	(10.8%)	(6.8%)	(-4.0%)
林業	464	527	1.3%	(3.3%)	(1.7%)	(-1.6%)
第2次産業	3,078	8,088	10.1%	(21.8%)	(26.6%)	(+4.8%)
鉱業	34	193	19.1%	(0.2%)	(0.6%)	(+0.4%)
製造業	2,255	6,219	10.7%	(16.0%)	(20.5%)	(+4.5%)
食品・飲料、タバコ	449	627	3.4%	(3.2%)	(2.1%)	(-1.1%)
繊維、革製品、衣料	1,297	4,696	13.7%	(9.2%)	(15.4%)	(+6.2%)
木材・木製品、印刷	132	121	-0.9%	(0.9%)	(0.4%)	(-0.5%)
ゴム製品	69	77	1.1%	(0.5%)	(0.3%)	(-0.2%)
その他製造業	307	699	8.6%	(2.2%)	(2.3%)	(+0.1%)
公益業	58	191	12.6%	(0.4%)	(0.6%)	(+0.2%)
建設業	732	1,485	7.3%	(5.2%)	(4.9%)	(-0.3%)
第3次産業	5,231	11,857	8.5%	(37.1%)	(39.0%)	(+1.9%)
商業	1,512	2,750	6.2%	(10.7%)	(9.0%)	(-1.7%)
ホテル・レストラン業	521	1,485	11.0%	(3.7%)	(4.9%)	(+1.2%)
運輸・通信業	930	1,962	7.7%	(6.6%)	(6.5%)	(-0.1%)
金融業	175	557	12.3%	(1.2%)	(1.8%)	(+0.6%)
公的機関	377	393	0.4%	(2.7%)	(1.3%)	(-1.4%)
不動産業	855	1,772	7.6%	(6.1%)	(5.8%)	(-0.2%)
その他サービス	861	2,940	13.1%	(6.1%)	(9.7%)	(+3.6%)
その他	715	2,147	11.6%	(5.1%)	(7.1%)	(+2.0%)

（出所）National Institute of Statistics より作成

経済が第1次産業から第2次、第3次産業へとシフトする中で、産業別の雇用者数にも変化が表れている。直近のデータが2006年までとなっているが、1993年時には3.0%に過ぎなかった第2次産業の就労者比率は、2006年には14.5%へと大きく上昇している。また第3次産業では、小売業などの商業の比率が7.6%から14.2%へと高まっている。

当該期間中に増えた雇用者数は411万人（394万人→805万人）。この内、第1次産業については143万人増と、第2次産業（105万人増）を上回る雇用を生み出したが、構成比で見れば1993年時が81.0%と高かったこともあり、2006年には57.4%へと大きく低下している。

図表 3-6 製造業の実質 GDP 成長率と構成比の推移

	就労者数 (1,000人)			構成比		
	1993	2006	(差分)	1993	2006	(差分)
全体	3,941	8,053	4,112	(100.0%)	(100.0%)	(+0.0%)
第1次産業	3,192	4,619	1,427	(81.0%)	(57.4%)	(-23.6%)
農林畜産業	3,133	4,243	1,110	(79.5%)	(52.7%)	(-26.8%)
漁業	60	376	316	(1.5%)	(4.7%)	(+3.2%)
第2次産業	118	1,169	1,051	(3.0%)	(14.5%)	(+11.5%)
鉱業	5	20	15	(0.1%)	(0.2%)	(+0.1%)
製造業	89	870	781	(2.3%)	(10.8%)	(+8.5%)
公益業	3	19	16	(0.1%)	(0.2%)	(+0.2%)
建設業	21	260	239	(0.5%)	(3.2%)	(+2.7%)
第3次産業	631	2,265	1,634	(16.0%)	(28.1%)	(+12.1%)
商業	301	1,140	839	(7.6%)	(14.2%)	(+6.5%)
ホテル・レストラン業	6	61	55	(0.2%)	(0.8%)	(+0.6%)
運輸・通信業	63	217	154	(1.6%)	(2.7%)	(+1.1%)
金融業	3	32	29	(0.1%)	(0.4%)	(+0.3%)
不動産業	9	18	9	(0.2%)	(0.2%)	(-0.0%)
公的機関	150	180	30	(3.8%)	(2.2%)	(-1.6%)
教育	49	120	71	(1.2%)	(1.5%)	(+0.2%)
病院・社会福祉	15	49	34	(0.4%)	(0.6%)	(+0.2%)
その他サービス	22	108	86	(0.5%)	(1.3%)	(+0.8%)
その他	12	336	324	(0.3%)	(4.2%)	(+3.9%)

(出所) National Institute of Statistics より作成

3. 貿易構造

ひとくちメモ (5) : 悩ましいカンボジアの貿易統計

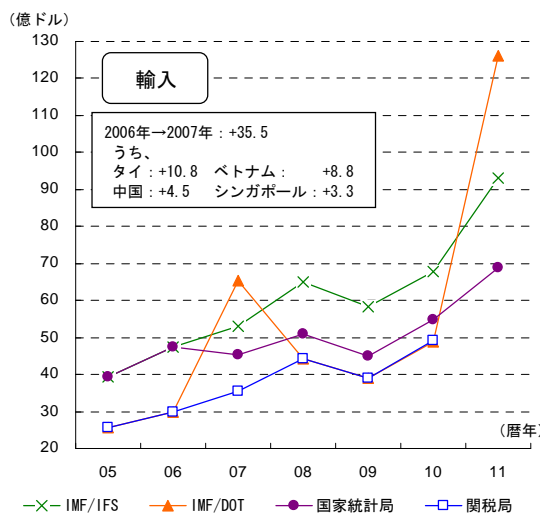
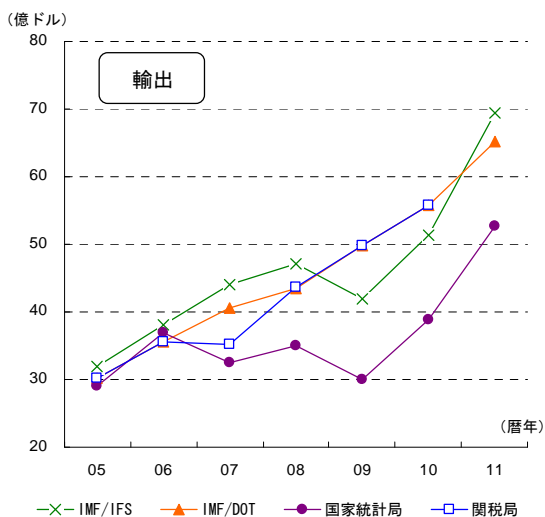
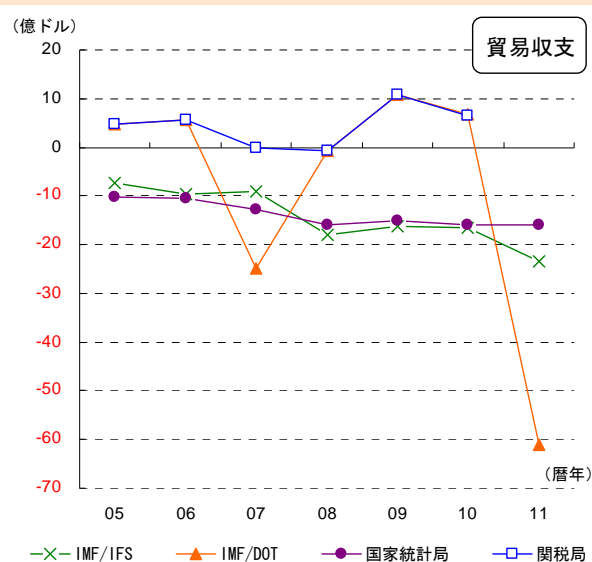
カンボジアの貿易統計（ドル建て）を発表している機関に、IMF、カンボジアの国家統計局（総額）、関税局（HSコード品目別）がある。また、IMFでは、“Direction of Trade Statistics”（DOT：国別統計合算）と“International Financial Statistics”（IFS：総額）を発表している。

悩ましいのは、これら4種類の貿易統計によって、貿易収支の金額やトレンドが異なることである。大きく2分すれば、①DOTと関税局、②IFSと国家統計局が、似た動きをしている。①②の乖離の原因は、輸出金額のトレンドにある。

DOT・関税局の輸出額は、ともに2005年以降一貫して増加しており、両者の金額の差も僅少である。これに対し、IFS・国家統計局ではリーマン・ショックの影響を受けた2009年に、輸出額が減少している。なお、IFSと国家統計局の統計の間には、2007年以降に差が生じているが、ほぼ同額が輸入でも差があるため、貿易収支で見れば同じ動きとなっている。

①のDOTと関税局の貿易収支についても、2007年に大きな乖離が生じている（関税局の2011年データはまだ公表されていない）。これは、同年の輸入額において、DOT統計では前年比で大幅に輸入が増えたと報告されているためである。国別にみると、増加した35.5億ドル中、タイが10.8億ドル、ベトナムが8.8億ドル、中国が4.5億ドル、シンガポールが3.3億ドルと、4カ国で27.2億ドルに上る。これは増加額全体の75%にあたる。2011年のDOT輸入額も前年比77.3億ドルの増加になっているが、これら4カ国で66.1億ドル、86%を占めている。

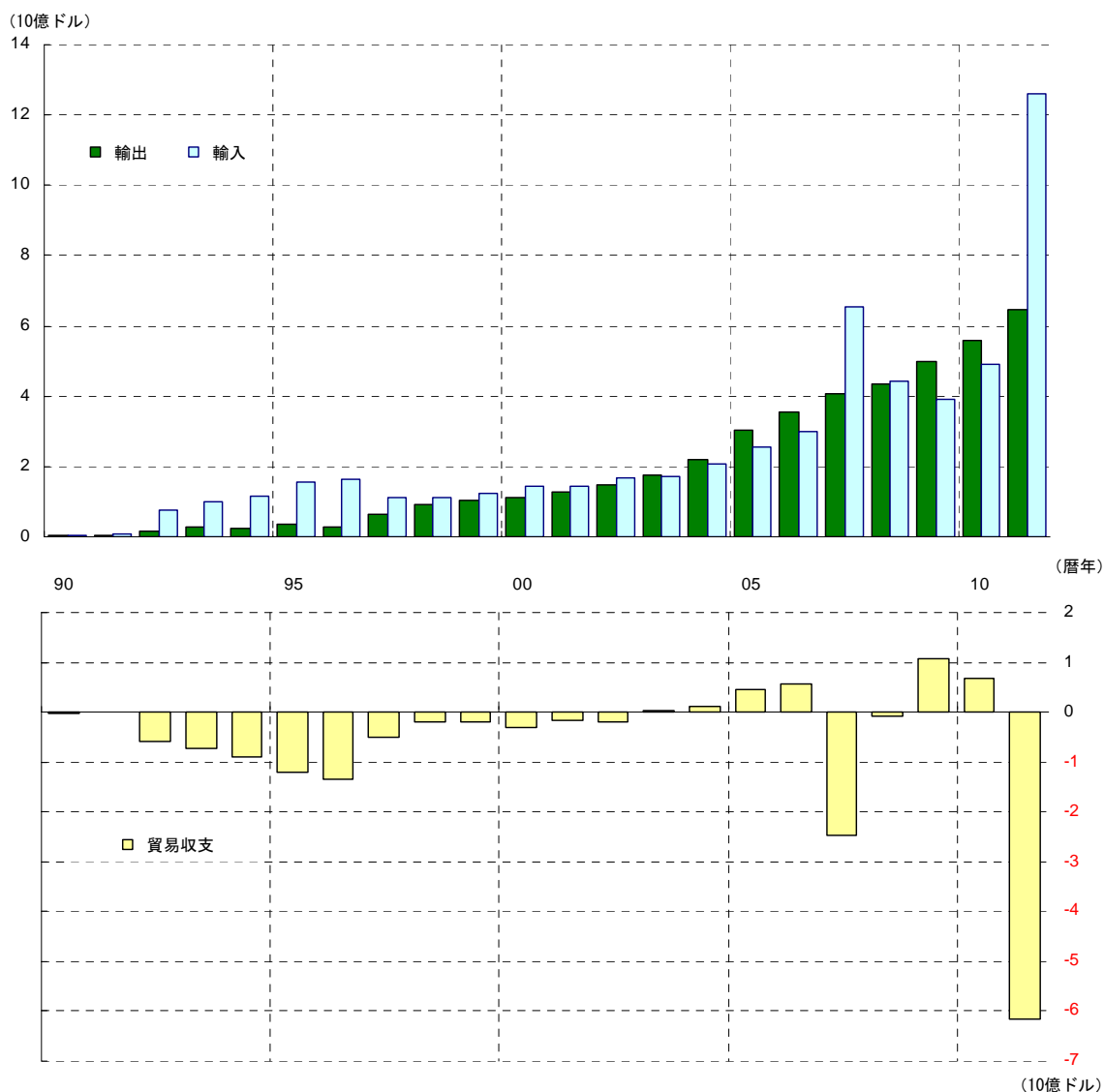
貿易統計は、輸出入の総額だけでなく、国別や品目別の動向をみるのが重要である。その意味で、関税局やDOTの統計は有効だが、DOT統計では異常値とも考えられる変動がみられること、関税局統計では発表の速報性に欠けること、が難点である。



ひとくちメモ (5) 「悩ましいカンボジアの貿易統計」に記したように、正確性や速報性の観点、また国別・品目別の分析からみて、カンボジアの貿易統計の中で最適な出所を特定することは難しい。ここでは、国別・品目別での推移をみる上で、IMF の “Direction of Trade Statistics” の統計を用いる。

IMF の統計によると、カンボジアの貿易収支はほぼ均衡していると言える。2007 年と 2011 年には、輸入額が前年比で大幅増となったため、それぞれ 25 億ドル、61 億ドルの赤字となった。しかし、タイ、ベトナム、シンガポール、中国からの輸入額が異常値だった可能性もあり、これらの影響を除けば 2007 年の赤字は 2,000 万ドルに留まる。なお、2011 年については、比較となる関税局の輸入額が未発表のため、現時点での推計は難しい。

図表 3-7 カンボジアの輸出入の推移



(注) 2007 年、2011 年の輸入額は一部の国からの統計数値が突出しており、正確性には留意が必要
(出所) IMF 資料より作成

(1) 輸出入の品目別構成

2001年と2010年の品目別輸出額・輸入額をみると、主要品目には大きな変動はない。しかし、構成比でみると、輸出においては(1)最大輸出品目の衣類の低下、(2)書籍・新聞・印刷物や機械の上昇、輸入においては(a)衣料関連材料の内訳変化、(b)機械、車両、電気機器の上昇、等の変化が窺える。

2010年の輸出額は55.8億ドル。主な輸出品は①衣類（構成比：54.3%）、②書籍・新聞・印刷物（同31.8%）、③履物（同3.2%）、④機械（同2.6%）、⑤車両（同1.9%）。上位2品目で輸出額の86%を占めており、主要輸出品目が偏っていると言える。

2001年からの9年間で輸出額は年率16%近いペースで増えているが、主要品目に変化はない。しかし、当該期間中、最大輸出品目の衣類の構成比は20.1%ポイント低下し（75.4%→54.3%）、代わって書籍・新聞・印刷物が18.2%ポイント上昇した（13.6%→31.8%）。

品目別輸出額3位以下の構成比は1割程度に過ぎないが、衣類関連で輸出上位品目であった紡織用繊維（0.9%→0.3%）、国内の森林資源を使った木材・木製品（1.5%→0.7%）の構成比も低下している。これらに代わり、労働集約型産業である履物（1.9%→3.2%）、外国企業の進出が始まったこと等による機械（0.4%→2.6%）の構成比が上昇している。

図表 3-8 カンボジアの主要輸出品

2001年 (100万ドル)				2010年 (100万ドル)			
分類	金額	構成比	(累計)	分類	金額	構成比	(累計)
衣類	1,128	75.4%	(75.4%)	衣類	3,030	54.3%	(54.3%)
書籍・新聞・印刷物	204	13.6%	(89.0%)	書籍・新聞・印刷物	1,775	31.8%	(86.1%)
履物	29	1.9%	(90.9%)	履物	177	3.2%	(89.2%)
ゴム製品	26	1.7%	(92.7%)	機械	144	2.6%	(91.8%)
木材・木製品	23	1.5%	(94.2%)	車両	104	1.9%	(93.6%)
紡織用繊維	13	0.9%	(95.1%)	ゴム製品	87	1.6%	(95.2%)
真珠、貴金属	13	0.9%	(96.0%)	木材・木製品	38	0.7%	(95.9%)
帽子	13	0.8%	(96.8%)	穀物	37	0.7%	(96.5%)
魚類	6	0.4%	(97.2%)	美術品・骨董	21	0.4%	(96.9%)
機械	5	0.4%	(97.6%)	紡織用繊維	15	0.3%	(97.2%)
(その他)	36	2.4%	(100.0%)	(その他)	157	2.8%	(100.0%)
合計	1,496	100.0%		合計	5,584	100.0%	

(年率)
+15.8%

(出所) 関税局資料より作成

一方、2010年の輸入額は49.2億ドル。主な輸入品は衣料の材料となる①メリヤス・クロセ編（ニット。構成比：20.3%）、ミシン糸等が含まれる②人造繊維[短繊維]（同 10.6%）、③機械（同 8.5%）、④鉱物性燃料（同 7.8%）、⑤車両（同 7.2%）。

輸出では上位2品目で輸出全体の9割弱を占めているが、輸入では上位2品目で31%、同5品目で54%に留まっている。その上位2品目は、いずれも主要産業の繊維・衣類の材料であり、カンボジアが衣類の加工輸出国であることを示している。

2001年からの9年間では、輸入額は年率平均14%のペースで増えている。輸出品目と同様に、主要品目は殆ど変わっていない。しかし、衣料関連では、ニット（メリヤス・クロセ編）や綿・綿織物等の生地の構成比が上昇し、繊維は低下している。

また、海外から製造企業によるカンボジアでの工場建設が徐々に進行していることから、機械（4.8%→8.5%）、車両（4.5%→7.2%）等の資本財、電気機器（3.5%→4.5%）の構成比が上昇している。

一方で、鉱物性燃料（13.8%→7.8%）、たばこ（5.2%→3.2%）の構成比が下がっている。

図表 3-9 カンボジアの主要輸入品

2001年 (100万ドル)				2010年 (100万ドル)			
分類	金額	構成比	(累計)	分類	金額	構成比	(累計)
人造繊維（短繊維）	279	18.6%	(18.6%)	メリヤス・クロセ編	1,000	20.3%	(20.3%)
鉱物性燃料	208	13.8%	(32.4%)	人造繊維（短繊維）	524	10.6%	(31.0%)
メリヤス・クロセ編	164	10.9%	(43.3%)	機械	419	8.5%	(39.5%)
たばこ	79	5.2%	(48.5%)	鉱物性燃料	383	7.8%	(47.3%)
機械	72	4.8%	(53.3%)	車両	353	7.2%	(54.4%)
車両	67	4.5%	(57.8%)	電気機器	220	4.5%	(58.9%)
電気機器	53	3.5%	(61.3%)	真珠、貴金属	168	3.4%	(62.3%)
医療用品	47	3.1%	(64.5%)	たばこ	159	3.2%	(65.6%)
紙・紙製品	42	2.8%	(67.2%)	綿・綿織物	125	2.5%	(68.1%)
紡織用繊維	38	2.5%	(69.7%)	プラスチック製品	104	2.1%	(70.2%)
(その他)	455	30.3%	(100.0%)	(その他)	1,467	29.8%	(100.0%)
合計	1,504	100.0%		合計	4,923	100.0%	

(年率)
+14.1%

(出所) 関税局資料より作成

(2) 輸出入の国別動向

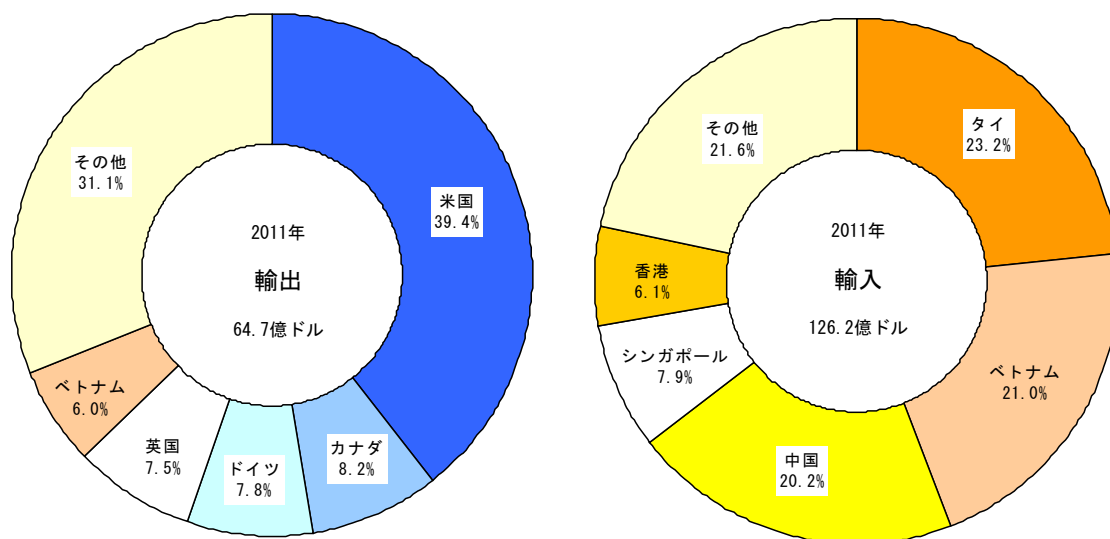
IMF 統計の精度には留意が必要だが、傾向として、カンボジアの貿易相手国は①輸出では北米と欧州向けが中心、②輸入では ASEAN 諸国と中国が中心、と言える。

2011 年のカンボジアの輸出相手国は、①米国（構成比：39.4%）、②カナダ（同 8.2%）、③ドイツ（同 7.8%）、④英国（同 7.5%）、⑤ベトナム（同 6.0%）。これら 5 カ国で、全体の 68.9%を占めている。一方、輸入相手国は、①タイ（同 23.2%）、②ベトナム（同 21.0%）、③中国（本土、20.2%）、④シンガポール（同 7.9%）、⑤香港（同 6.1%）。これら 5 カ国の合計は 78.4%となっている（図表 3-10 参照）。日本については、輸出相手国としては第 6 位（同 4.3%）、輸入相手国としては第 9 位（同 1.8%）である。

国別の貿易統計を基に、貿易額の大きい国（日本、中国、米国）や地域（ASEAN、EU）とカンボジアとの貿易関係をみると、カンボジアは中国や ASEAN に対しては輸入超過（貿易赤字）だが、米国や EU に対しては輸出超過（貿易黒字）であることが分かる（図表 3-11 参照）。

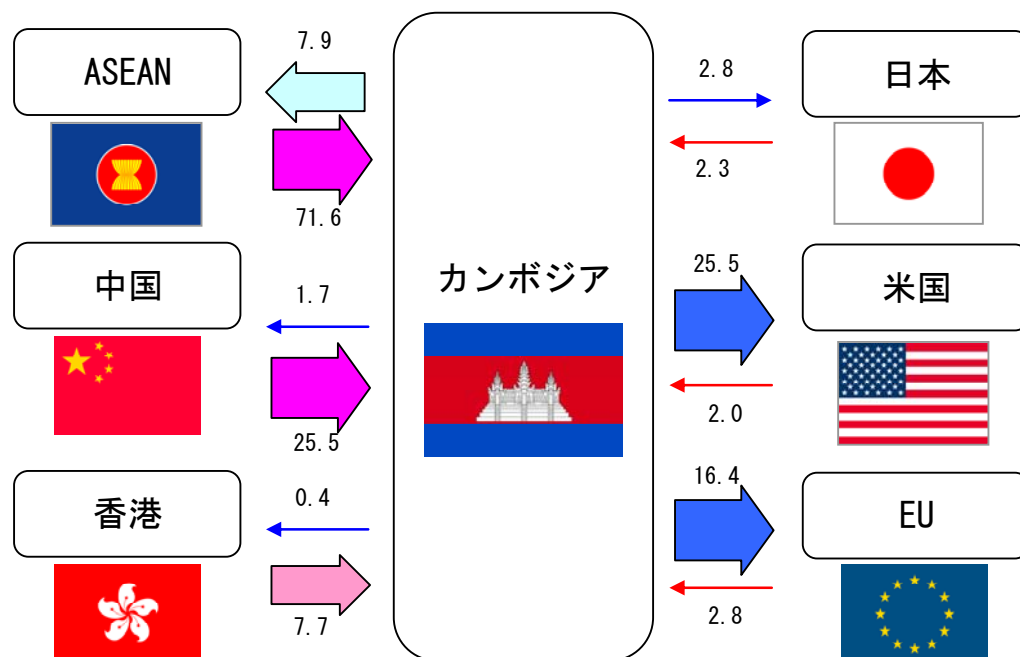
時系列でみると、輸出では 2000 年代前半は米国向け 5-6 割、欧州向け 2-3 割で推移していたが、米国向けは 2008 年秋のリーマン・ショックの影響を受けて低下。代わって ASEAN 域内や香港（一時的）向けが上昇した（図表 3-12 参照）。一方、輸入では中国の比率が上昇。カンボジアに進出する縫製企業の中には、衣類の材料や副資材を中国から輸入していることもあり、構成比は 2001 年の 6.0%から 2011 年には 20.2%へと上昇している。

図表 3-10 カンボジアの主要貿易相手国(2011 年)



(出所) IMF 資料より作成

図表 3-11 カンボジアの ASEAN・主要国との貿易(2011 年)



(注) 2011 年輸出入額、単位は億ドル
 (出所) IMF 資料より作成

図表 3-12 輸出入の国別構成比(%)の推移

<輸出>

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
ASEAN	5.9	6.1	5.6	3.8	4.7	6.7	8.1	7.2	13.0	12.6	12.3
EU	24.9	19.4	19.6	27.0	16.8	18.2	21.0	17.4	14.3	16.7	25.3
米国	64.2	64.5	63.6	60.0	52.9	53.3	58.3	45.3	31.2	34.2	39.4
中国	1.3	0.6	0.4	0.6	0.5	0.4	1.1	0.3	0.3	1.2	2.6
日本	1.0	1.3	1.2	1.1	2.1	1.0	3.1	0.7	1.6	1.6	4.3
香港	0.3	0.4	0.3	0.2	17.9	15.2	0.4	19.3	33.0	24.8	0.6
その他	2.4	7.7	9.4	7.3	5.0	5.1	8.0	9.8	6.6	8.9	15.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

<輸入>

年	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
ASEAN	71.8	35.5	35.5	34.0	31.0	34.3	52.2	38.4	37.3	34.4	56.7
EU	2.0	4.5	2.9	4.9	8.9	4.1	3.5	2.2	3.0	3.0	2.2
米国	1.1	0.9	0.9	1.1	1.4	0.9	2.3	5.0	2.3	2.7	1.6
中国	6.0	11.8	12.9	16.5	16.6	17.5	14.8	21.2	22.6	24.2	20.2
日本	1.3	3.8	4.3	4.0	3.9	4.3	1.9	2.6	3.1	3.2	1.8
香港	8.0	22.2	23.6	19.9	17.6	18.1	10.3	13.3	12.4	11.3	6.1
その他	9.8	21.2	19.9	19.5	20.4	20.8	14.9	17.4	19.3	21.3	11.3
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) IMF 資料より作成

4. ASEAN 中でのカンボジア

(1) 規模や所得水準では小国のカンボジア

1967年にインドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポールの5カ国で発足したASEANは、その後5カ国が加盟し¹、2011年時点の加盟国は10カ国、総人口が6.1億人、名目GDPが2.18兆ドルの規模になっている。名目GDPは世界第8位のイタリア(2.20兆ドル)に相当する。1999年に現行10カ国中で最後に加盟したカンボジアは、人口で7位、名目GDP規模と1人あたりGDPではともに9位と、規模や所得水準の点では相対的に小国に分類される。

図表 3-13 ASEAN 諸国の比較表(2011年)

	人口 万人	面積 1,000 km ²	名目GDP 億ドル	1人あたり所得 ドル
シンガポール	527	0.7	2,598	49,271
ブルネイ	43	6	164	38,534
マレーシア	2,855	331	2,879	10,085
タイ	6,408	513	3,457	5,395
インドネシア	24,103	1,911	8,465	3,512
フィリピン	9,586	300	2,248	2,345
ベトナム	8,932	349	1,227	1,374
ラオス	629	237	83	1,320
カンボジア	1,510	181	129	853
ミャンマー	6,242	677	514	824
合計(平均)	60,834	4,505	21,764	3,578
【参考】				
日本	12,790	378	58,665	45,870
中国	134,735	9,597	72,981	5,417
インド	120,692	3,287	18,268	1,514
EU(27カ国)	50,052	4,326	176,108	35,185
NAFTA(3カ国)	46,012	21,578	179,857	39,089

(出所) IMF、外務省より作成

カンボジアがASEAN諸国の中で強みとなっているのが、労働コストの低さである。JETROの投資コスト比較調査(2012年1月時点調査)によると、カンボジア(プノンペン)の製造業の一般工職(ワーカー)の月額賃金は82ドルと、ASEAN諸国の中ではミャンマー(ヤンゴン:68ドル)に次いで低い。隣国のタイ(バンコク:286ドル)の約3割、ベトナム(ホーチミン:130ドル)の約6割の水準。また、カンボジア同様に経済規模の小さいラオス(ビエンチャン:118ドル)よりも低い。

¹ 1984年にブルネイ、1995年にベトナム、1997年にラオス、ミャンマー、1999年にカンボジアがそれぞれ加盟した。

非製造業の課長クラスの賃金水準はベトナム（ホーチミン）やフィリピン（マニラ）並みに高いが、製造関連（一般工職、中堅技術者、課長クラス）の賃金コストでは、他のASEAN諸国よりも魅力があるといえる。

図表 3-14 ASEAN 諸国・中国との賃金コスト等の比較

国名		ミャンマー	カンボジア	ラオス	ベトナム	インドネシア
都市	単位	ヤンゴン	プノンペン	ビエンチャン	ホーチミン	ジャカルタ
国の人口 (2011年)	100万人	62.4	15.1	6.3	89.3	241.0
1人あたりGDP (2011年)	ドル	824	853	1,320	1,374	3,512
製造業・一般工職	ドル/月	68	82	118	130	209
製造業・中堅技術者	ドル/月	176	204	218	286	414
製造業・課長クラス	ドル/月	577	663	361	704	995
非製造業・一般職	ドル/月	173	266	167	320	409
非製造業・課長クラス	ドル/月	562	1,019	445	1,020	1,448
法定最低賃金	ドル/月	-	55	78	95	167
祝日日数	日	22	26	14	13	14

国名		タイ	フィリピン	マレーシア	中国	
都市	単位	バンコク	マニラ	クアラルンプール	上海	北京
国の人口 (2011年)	100万人	64.1	95.9	28.6	1,347.4	
1人あたりGDP (2011年)	ドル	5,395	2,345	10,085	5,417	
製造業・一般工職	ドル/月	286	325	344	439	538
製造業・中堅技術者	ドル/月	641	403	973	745	815
製造業・課長クラス	ドル/月	1,565	1,069	1,926	1,372	1,460
非製造業・一般職	ドル/月	617	455	920	836	854
非製造業・課長クラス	ドル/月	1,597	1,197	2,162	1,806	2,001
法定最低賃金	ドル/月	6.8 (日額)	7.67 (日額)	-	203	199
祝日日数	日	13	13	15	31	

(出所) IMF、JETRO より作成

労働集約型産業にとっては低い労働コストは魅力となるが、カンボジア企業はこれまでその強みを生かして他国の市場に食い込むことはできなかった。近年、ASEAN 諸国間での貿易額は増え続けており、カンボジアも ASEAN 域内での輸出入額が増えている。しかし、輸出の増加以上に輸入が増加しており、過去 10 年間に限ってみれば、カンボジア国内産業の発展スピードは、他の ASEAN 諸国に比べて遅れていたと推察される（図表 3-15 参照）。

2001 年から 2011 年の間、ASEAN 諸国内向け輸出が 7 億ドル増加したのに対し、輸入は 56 億ドル増加している。増加額の差分▲49 億ドル（7 億ドル－56 億ドル）は、インドネシア（▲276 億ドル）、マレーシア（▲164 億ドル）、ベトナム（▲103 億ドル）、フィリピン（▲98 億ドル）に比べれば小さいが、国の規模（GDP）に対してみれば、カンボジアのインパクトは大きい。

図表 3-15 ASEAN 諸国間の貿易総額の変化(2001 年→2011 年、単位 100 万ドル)

輸出先	年	タイ	マレーシア	シンガポール	インドネシア	ベトナム	フィリピン	カンボジア	ミャンマー	ラオス	ブルネイ	ASEAN10	増減額 01 → 11
輸出元	01		2,722	5,287	1,366	797	1,156	467	355	411	37	12,597	+41,125
	11		12,265	11,327	9,971	6,985	4,590	2,874	2,814	2,759	136	53,722	
タイ	01	3,360		14,913	1,563	474	1,288	60	197	2	273	22,129	+33,986
	11	11,703		28,831	6,806	3,819	3,579	258	560	14	544	56,115	
マレーシア	01	5,304	21,122		0	2,105	3,085	370	423	26	410	32,846	+94,858
	11	14,100	50,019		42,832	10,232	6,772	909	1,212	35	1,593	127,705	
シンガポール	01	1,064	1,779	5,364		322	815	72	69	1	22	9,507	+32,592
	11	5,897	10,996	18,444		2,354	3,699	260	359	9	82	42,099	
インドネシア	01	323	337	1,044	264		368	146	5	64	0	2,552	+11,031
	11	1,792	2,832	2,286	2,359		1,535	2,407	82	274	15	13,583	
ベトナム	01	1,358	1,112	2,308	133	62		4	6	0	4	4,986	+3,649
	11	1,904	1,099	4,278	606	718		10	14	1	6	8,635	
フィリピン	01	8	10	28	1	25	4		0	1	0	76	+717
	11	160	60	173	7	391	1		0	1	0	793	
カンボジア	01	735	71	102	19	4	3	0		0	0	934	+2,491
	11	2,975	213	78	65	77	17	0		0	0	3,425	
ミャンマー	01	81	0	0	0	62	0	0	0		0	144	+1,307
	11	1,029	1	0	1	418	0	2	0		0	1,451	
ラオス	01	352	5	165	34	0	0	0	0	0		556	+895
	11	121	45	182	926	172	5	1	0	0		1,451	
ブルネイ	01	12,585	27,157	29,211	3,379	3,851	6,719	1,119	1,056	505	746	86,328	+222,651
	11	39,681	77,531	65,599	63,573	25,166	20,199	6,719	5,042	3,092	2,377	308,979	
増減額	01 → 11	+27,096	+50,373	+36,388	+60,193	+21,316	+13,480	+5,601	+3,986	+2,587	+1,631	+222,651	
輸出増－輸入増(注)		+14,029	-16,387	+58,470	-27,601	-10,285	-9,831	-4,884	-1,495	-1,280	-736		

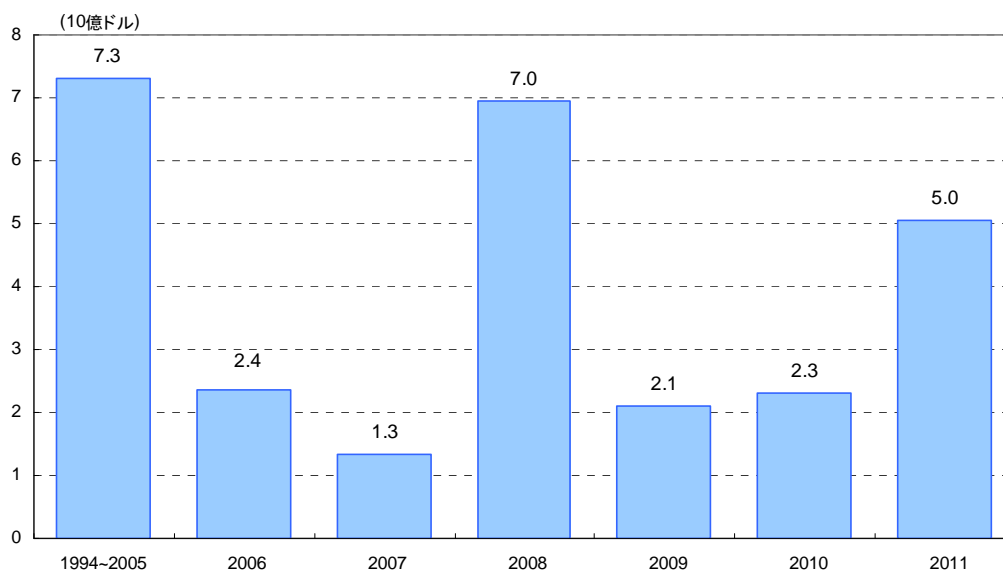
(出所) IMF より作成

第4章 直接投資受入動向

1. 外国直接投資（FDI）受入動向

投資法が制定された1994年から2005年までの外国資本による投資認可額（経済特別区への投資を除く）の合計は約73億ドル、年間の平均認可額は約6億ドルであった。2005年に改正投資法、経済特別区の設置と運営に関する政令が施行されると、翌2006年の年間投資認可額は20億ドルを超えた。その後は大型案件の有無に大きく左右される傾向があるものの、年間10億ドルを超える投資が続いている。日系企業の進出が急増した2011年は投資総額が50億ドルに達した。

図表 4-1 カンボジアの外国直接投資受入状況(認可額ベース)



(注) 経済特別区への投資は含まれていない

(出所) Cambodia Development Council, Cambodia Investment Board 資料より作成

2. 国別受入動向

1994年から2011年までの直接投資（経済特別区への投資を除く）の認可額を国別にみると、中国からの投資額が約89億ドルと最大である。以下、韓国が40億ドル、マレーシアが26億ドルと続く。日本からの投資認可額は15億ドルで全体の14位であった。

投資認可額全体における外国、内国投資額の比率は、世界的に景気が減速した2009年以外は、50%以上を外国からの投資が占めている。

図表 4-2 カンボジアの直接投資認可状況(国別)

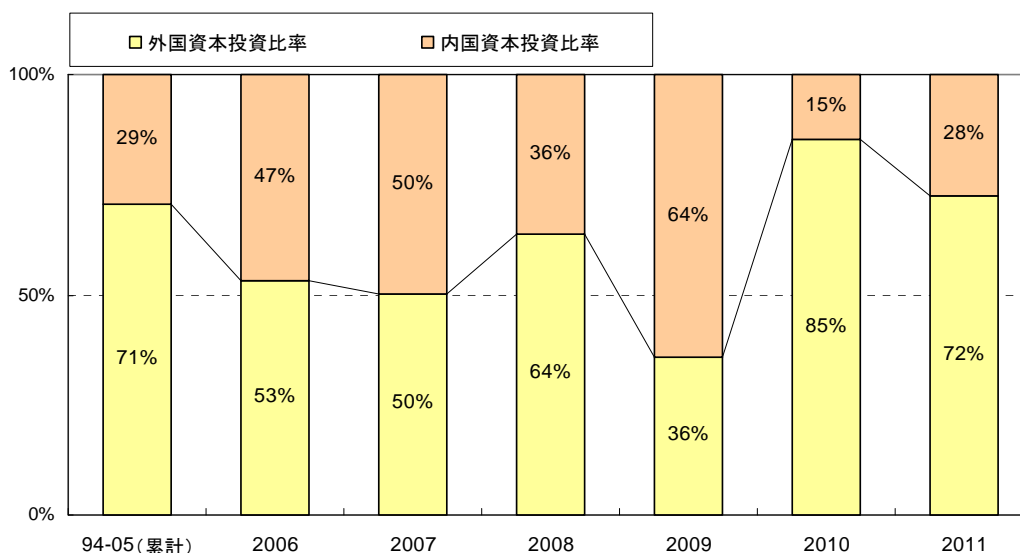
(100万ドル)

	94-05(累計)	2006	2007	2008	2009	2010	2011	合計	FDI構成比率
中国	864	717	180	4,371	893	694	1,191	8,910	33.3%
韓国	351	1,010	148	1,238	120	1,026	146	4,039	15.1%
マレーシア	1,932	28	241	3	7	167	235	2,613	9.8%
イギリス	103	4	26	6	6	11	2,238	2,394	8.9%
米国	366	62	3	672	2	36	144	1,285	4.8%
ベトナム	25	56	139	21	210	115	631	1,197	4.5%
台湾	529	48	40	22	27	92	82	840	3.1%
タイ	284	100	108	74	178	2	0	746	2.8%
シンガポール	260	12	2	52	273	37	14	650	2.4%
香港	244	4	26	0	7	30	331	642	2.4%
日本	20	2	113	8	5	0	6	154	0.6%
その他	439	316	307	490	378	90	62	3,303	12.3%
合計	5,417	2,359	1,333	6,957	2,106	2,300	5,080	26,773	

(注) 経済特別区への投資は含まれていない

(出所) Cambodia Investment Board 資料より作成

図表 4-3 カンボジアの投資認可額内外比率の推移



(注) 経済特別区への投資は含まれていない

(出所) Cambodia Investment Board 資料より作成



(プノンペン市内の様子: 高層ビルの建設が相次いでいる)

3. 業種別受入動向

カンボジアへの投資認可額（経済特別区への投資を除く）を産業別にみると、観光業向け投資額が全体の 50%超を占めている。次いでインフラ関連・サービス業、工業、農業と続く。リゾート開発やホテル建設などの大型案件の有無に左右されやすい。

図表 4-4 カンボジアの直接投資認可額推移(業種別、2006～2011 年)

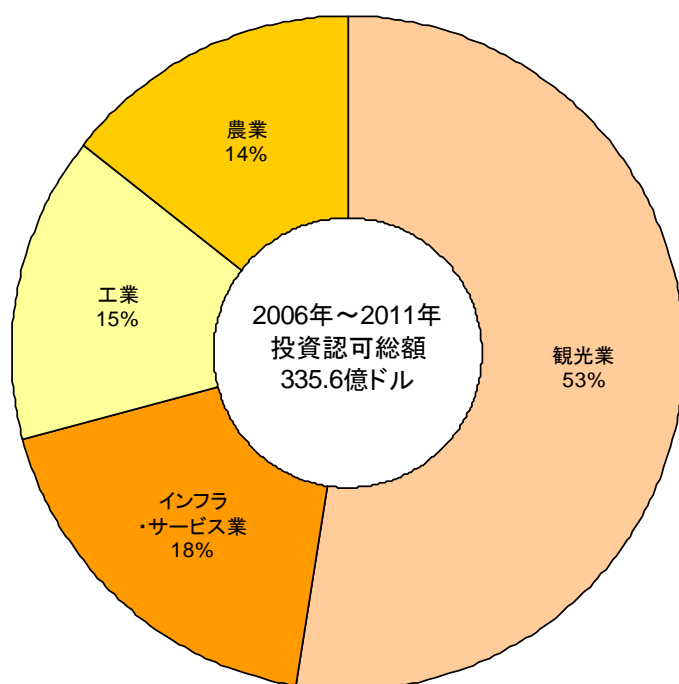
(100万ドル)

	2006	2007	2008	2009	2010	2011
観光業	777	1,101	8,776	3,980	132	2,851
インフラ・サービス業	2,171	694	1,292	331	1,059	575
工業	987	712	716	958	945	638
農業	505	160	107	590	554	2,947
合計	4,440	2,667	10,891	5,859	2,691	7,010

(注) 経済特別区への投資は含まれていない

(出所) Cambodia Development Council, Cambodia Investment Board 資料より作成

図表 4-5 カンボジアの直接投資認可額(業種別、2006～2011 年)



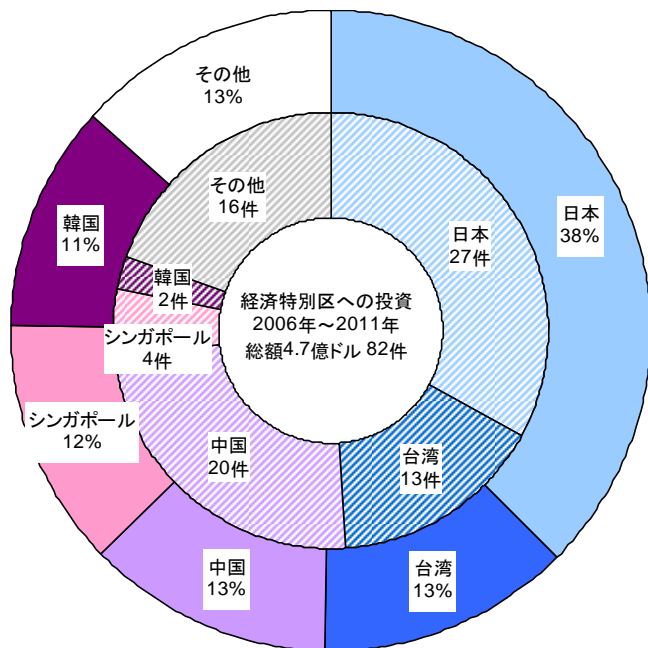
(注) 経済特別区への投資は含まれていない

(出所) Cambodia Development Council, Cambodia Investment Board 資料より作成

4. 経済特別区への投資

経済特別区への投資額、案件数の認可状況を国別にみると、日本が投資額、案件数ともに最大となっている。中国、韓国からの投資は、経済特別区外での不動産投資がその大半を占めている一方で、日本からの投資は製造業の生産拠点を経済特別区内に設ける案件が多い。

図表 4-6 経済特別区への投資内訳(国別)



(注) 内円は案件数を、外円は認可投資額の国別割合を示す

(出所) Cambodia Development Council 資料より作成



(タイセン SEZ 内部の様子)



(マンハッタン SEZ 内部の様子)

5. 日本からカンボジアへの直接投資

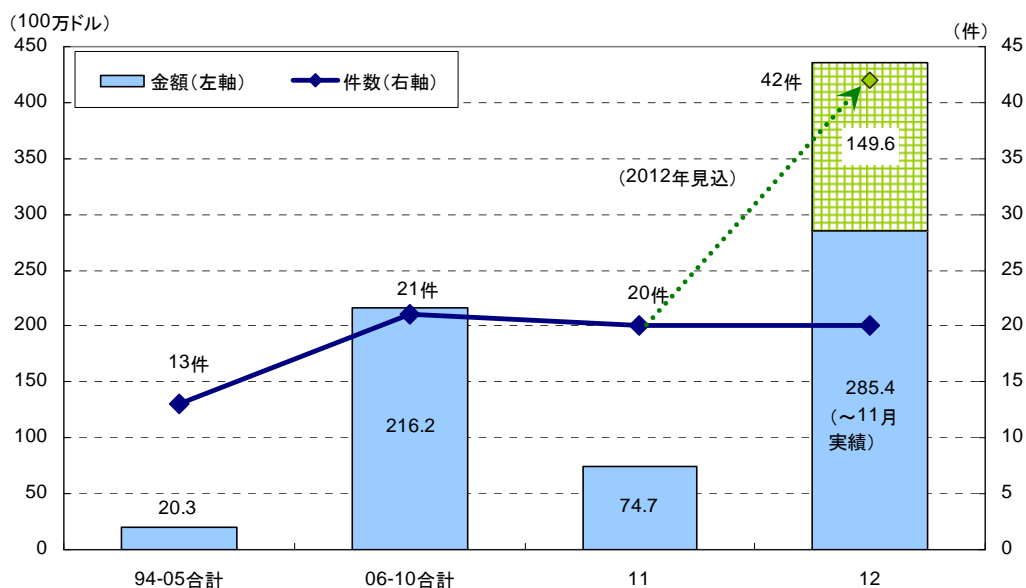
日系企業によるカンボジアへの投資は、1994年から2010年までの累計認可件数が34件であったのに対し、2011年は20件、2012年は42件（含、見込）と急速に増加している。

投資認可額の面でも、2010年までの単年投資認可額の平均が約1,500万ドルであったのに対して、2011年は7,400万ドルを超えている。

投資認可件数、金額の推移（図表4-7）が示す通り、日系企業のカンボジアへの注目度合いは高まってきている。国際協力銀行が実施している「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」では、中期的（今後3年程度）に有望と考える事業展開先国・地域としてカンボジアが2010年の24位（回答企業4社）から2011年には16位（同8社）に上昇。2012年報告では17位に後退したものの、回答企業数は13社に増加している。

2011年アンケート調査結果で挙げた中期的に有望な理由は、①安価な労働力（回答企業8社のうち6社が指摘）②現地マーケットの今後の成長性（同3社）、③対日輸出拠点として（同2社）であった。

図表 4-7 日系企業の投資認可件数と投資額の推移



(出所) Cambodia Development Council 資料より作成



(ブノンペン SEZ 内部の様子)

ひとくちメモ (6) : 諸外国からの支援

カンボジアは国連で後発開発途上国 (LDC) に認定され、世界銀行でも低所得国に分類されていることもあり、先進諸国から政府開発援助をはじめとする支援を受けている。

OECD の統計によると、OECD 加盟 23 カ国から 2010 年に受けた ODA 総額は約 6.3 億ドル。日本は最大の ODA 供与国であり、2010 年の実績は 2.3 億ドルであった。

図表 主な OECD 加盟国によるカンボジアへの ODA 状況
(100万ドル)

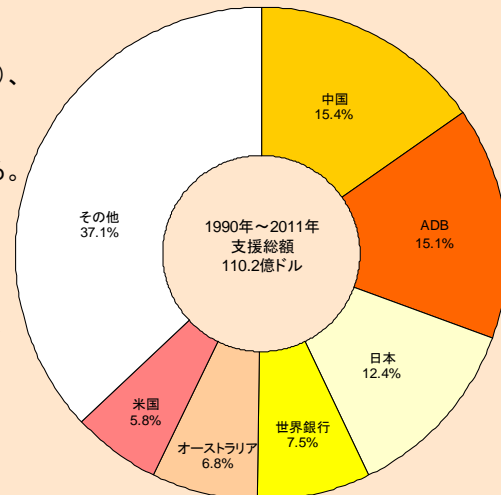
年	2005	2006	2007	2008	2009	2010		2005~2010 合計	
OECD加盟国合計	442.4	499.6	379.0	514.5	635.9	626.0	100.0%	3,097.4	100.0%
日本	135.0	126.6	122.5	114.4	257.2	231.0	36.9%	986.7	31.9%
米国	90.7	66.7	73.2	73.0	76.7	86.0	13.7%	466.3	15.1%
韓国	35.4	76.6	19.0	70.5	39.5	76.1	12.2%	317.0	10.2%
ドイツ	56.4	23.4	34.8	44.6	37.1	29.8	4.8%	226.1	7.3%
英国	21.5	22.3	24.6	30.4	82.2	2.2	0.4%	183.1	5.9%
フランス	23.4	40.4	23.7	35.2	41.5	15.1	2.4%	179.4	5.8%
オーストラリア	21.7	21.0	20.5	34.1	24.7	53.9	8.6%	175.9	5.7%
スペイン	0.7	2.0	8.5	35.9	17.9	47.0	7.5%	111.9	3.6%
スウェーデン	1.4	30.0	11.6	7.3	19.2	25.9	4.1%	95.5	3.1%
ベルギー	11.8	12.0	10.4	18.8	9.5	13.8	2.2%	76.2	2.5%
デンマーク	4.7	39.9	-	12.1	4.9	10.1	1.6%	71.5	2.3%
カナダ	24.5	9.8	8.6	3.6	4.4	5.8	0.9%	56.6	1.8%

(出所) OECD International Development Statistics(2012年9月28日更新版) より作成

但し、カンボジア開発評議会による諸外国からの経済支援の統計では、2011年までに完了もしくは現在進行中の案件の支援総額の内、中国が全体の15%強を占め、日本(同12%)を上回っている。

図表 カンボジアへの支援(完了、実行中案件総額)

カンボジアでの援助協力は、カンボジア開発協力フォーラム (CDCF : Cambodia Development Cooperation Forum)、政府・援助国調整委員会 (GDCC : Government-Donor Coordination Committee) と 19 の分野別作業部会 (TWG : Technical Working Group) の 3 段階で構成されている。CDCF は 1 年半に 1 度開催され、過去 1 年間の開発結果の評価、今後 1 年半の各分野の開発目標と各ドナー国からの援助予想額の発表を目標としている。GDCC は年間 3-4 回の頻度で開催され、開発進捗報告や複数の TWG に亘る課題を議論。TWG は 1~6 ヶ月ごとに開催されており、各分野の開発目標を目指した支援調整を行っている。日本はインフラとジェンダーの分野で調整役を担っており、中国はインフラの TWG にのみ参加している。



(出所) Cambodian Rehabilitation and Development Board 資料より作成

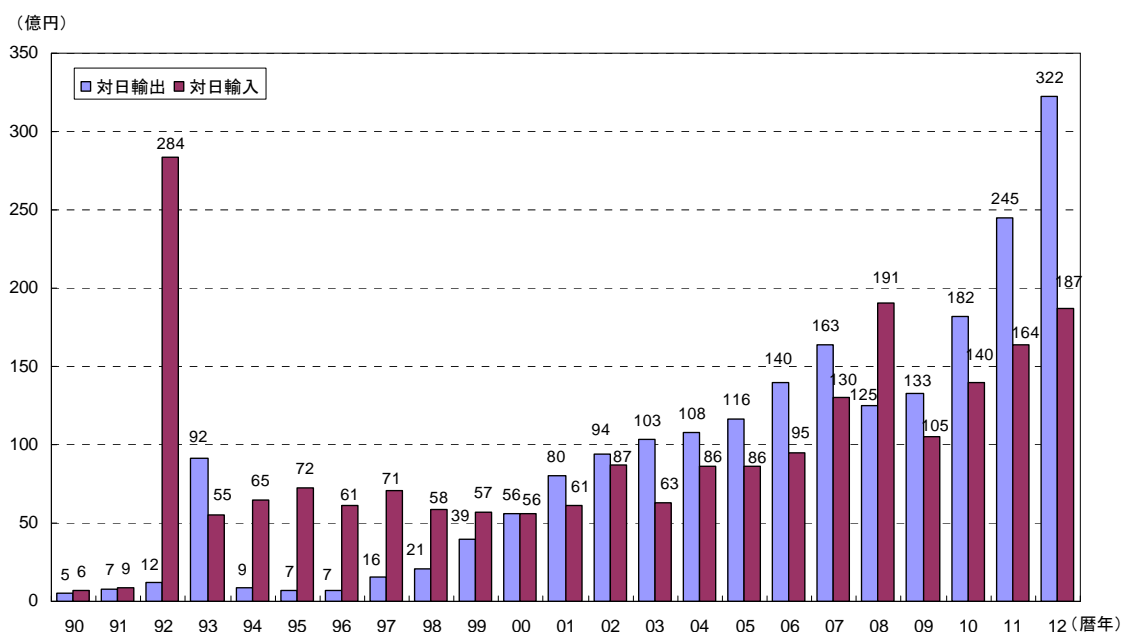
第5章 日カンボジア経済関係

1. 日カンボジア貿易

IMF 統計によれば、日本はカンボジアにとって、第 6 位の輸出相手国であり（構成比：4.0%）、第 9 位の輸入相手国（同：1.8%）である（詳細は、第 3 章 3 節「貿易構造」参照）。

財務省（日本）の貿易統計によると、両国の貿易は着実に拡大し、2012 年の貿易実績は、日本への輸出が 322 億円、日本からの輸入が 187 億円となっている。これは、1990 年の 44 倍、2002 年の 2.8 倍の規模になる。全体的には 2001 年以降は、2008 年を除いて、カンボジアの輸出超過が続いている。2012 年の対日輸出額は過去最高を更新し、135 億円の輸出超過となっている。

図表 5-1 カンボジアの対日輸出入額の推移



(出所) 財務省（日本）貿易統計

品目ごとの動向をみると、2012 年の対日輸出品目は、第 1 位が衣類及び同付属品、第 2 位が履物で、これらで全体の 93% を占める。2002 年には 9 割近いシェアを占めていた履物の構成比は 5 割弱に低下し、衣類及び同付属品の構成比が 2002 年の 6.9% から 47.3% に伸長している。また、構成比としてはまだ小さいが、2012 年には、「電気機器」が輸出品目の第 3 位に、「輸送用機器」が第 8 位に含まれている点も特徴的な変化といえる。これらは、カンボジアが繊維産業を中核産業として発展させていく過程で、日本への輸出を着実に伸ばしていることを表している。また、近年の日系企業による直接投資の増加により、繊維産業以外の製造業の生産拠点として発展している様子が窺える（図表 5-2）。

一方、2012年の対日輸入品目については、第1位が「輸送用機器」である点は、2002年と変わらない。但し、その構成比は2002年の49.2%から2012年には26.8%に低下し、代わって、「一般機械」の割合が12.4%から21.3%に高まった。2012年の「一般機械」輸入額の内訳をさらに詳しくみると、建設用・鉱山用機械と繊維機械が、2002年比でいずれも10倍に増えている。同品目の増加の背景には、製造業の進出に伴う工場建設に必要な機材や、繊維産業で使用される機材が日本から調達されているものと考えられる。また、2012年については、「肉類及び同調整品」が輸入品目の約1割を占めるまでに拡大している。これは、2012年の日本の冷凍牛肉輸出先として、カンボジアが第1位（構成比：43.1%）となったことが関係していると思われる（図表5-3）。

なお、カンボジアは、国連開発計画委員会（CDP）により、後発開発途上国（Least Developed Countries: LDC）に指定されており、一般特惠関税制度（Generalized System of Preferences: GSP）の受益国である。同制度では、先進国の輸入関税の免除や引き下げの恩典が付与され、日本は一般特惠3,540品目に加え、2,200品目について特惠関税を適用している。

図表 5-2 対日輸出品目（2002年、2012年）

（100万円）

順位	2002年			2012年		
	品目名	金額	構成比	品目名	金額	構成比
1	履物	8,348	89.1%	衣類及び同付属品	15,261	47.3%
2	衣類及び同付属品	646	6.9%	履物	14,698	45.6%
3	木製品及びコルク製品（除家具）	117	1.3%	電気機器	675	2.1%
4	木材及びコルク	107	1.1%	バッグ類	488	1.5%
5	再輸入品	57	0.6%	生きた動物	286	0.9%
6	原皮及び毛皮（未仕上）	37	0.4%	織物用糸及び繊維製品	216	0.7%
7	魚介類及び同調整品	23	0.2%	その他の雑製品	195	0.6%
8	その他の雑製品	9	0.1%	輸送用機器	96	0.3%
9	革及び同製品・毛皮	8	0.1%	再輸出品	79	0.2%
10	電気機器	5	0.1%	紙類及び同製品	74	0.2%
	その他	12	0.1%	その他	180	0.6%
	合計	9,371	100.0%	合計	32,247	100.0%

（出所）財務省（日本）貿易統計より作成

図表 5-3 対日輸入品目(2002年、2012年)

(100万円)

順位	2002年			2012年		
	品目名	金額	構成比	品目名	金額	構成比
1	輸送用機器	4,305	49.2%	輸送用機器	5,011	26.8%
2	電気機器	1,252	14.3%	一般機械	3,986	21.3%
3	一般機械	1,084	12.4%	肉類及び同調製品	1,831	9.8%
4	再輸出品	461	5.3%	電気機器	1,803	9.6%
5	織物用糸及び繊維製品	408	4.7%	織物用糸及び繊維製品	1,568	8.4%
6	魚介類及び同調製品	274	3.1%	織物用繊維及びびくず	963	5.2%
7	金属製品	213	2.4%	鉄鋼	889	4.8%
8	織物用繊維及びびくず	210	2.4%	その他の雑製品	457	2.4%
9	その他の雑製品	161	1.8%	再輸出品	366	2.0%
10	鉄鋼	86	1.0%	金属製品	365	2.0%
	その他	293	3.3%	その他	1,452	7.8%
	合計	8,747	100.0%	合計	18,690	100.0%

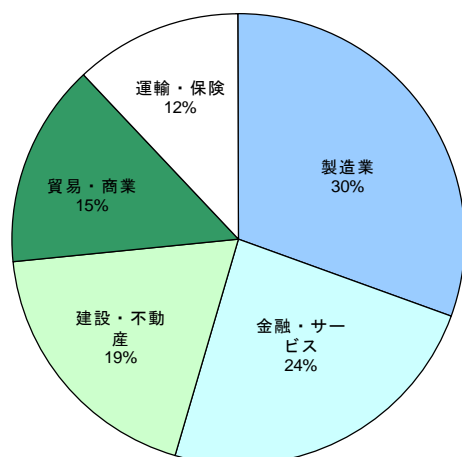
(出所) 財務省(日本) 貿易統計より作成

2. カンボジアにおける日系企業

2012年10月時点で、カンボジア日本人商工会議所(JBAC)の会員企業は122社(正会員101社、準会員21社)となっている。正会員の業種別内訳は、製造業が31社(構成比30.7%)で最も多く、次いで金融・サービス(24社、23.8%)、建設・不動産(19社、18.8%)、貿易・商業(15社、14.9%)、運輸・保険(12社、11.9%)となっている。

従前は、進出企業の業種が縫製業や製靴業等の労働集約産業に集中していたが、近年、幅広い分野への拡大がみられる。製造業では、小型モーター製造のミネベア(進出年:2010年)、ワイヤーハーネス製造の住友電装や矢崎総業(同:2011年)が進出している他、サービス業では、イオン(同:2011年)が日本の小売として初めて進出している。日系企業の進出拡大を背景に、金融、税務・会計サービス業や不動産業の進出も相次いでいる。なお、在留邦人数は1,201人(外務省、2012年速報値)である。

図表 5-4 カンボジア日本人商工会議所会員企業(正会員)の内訳(2012年10月時点)



(出所) カンボジア日本人商工会議所、その他資料より作成

3. 日・カンボジア投資協定締結

日本とカンボジアは、2006年9月より二国間の投資協定締結に向けた交渉を開始し、以降2度の交渉を経て2007年6月に、「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定（以下、「日・カンボジア投資協定」）」に署名した。同協定は2008年7月31日より発効している。

日・カンボジア投資協定は、投資財産の保護、投資家との契約の遵守義務、送金の自由や投資を阻害する措置（現地調達要求、技術移転要求）の原則禁止等が盛り込まれている。

カンボジアは、外国人の土地所有や一部の産業を除いては投資における内外差別をほとんど設けていない。従って、同協定における投資自由化に向けた留保事項は限定的であり、過去に日本が投資協定を締結したその他諸国と比較しても、投資の自由度が高い協定となっている。

同協定の締結により、カンボジアへの投資に係る透明性、法的安定性、予見可能性が増し、日本企業の同国への投資促進に繋がっている。



（プノンペン市内の様子：多くの日本車、二輪車が見受けられる）

第6章 外資導入政策と管轄官庁

カンボジアへの投資に関する管理、評価、調整は、政府の執行機関であるカンボジア開発評議会（The Council for Development of Cambodia: CDC）が所管している。

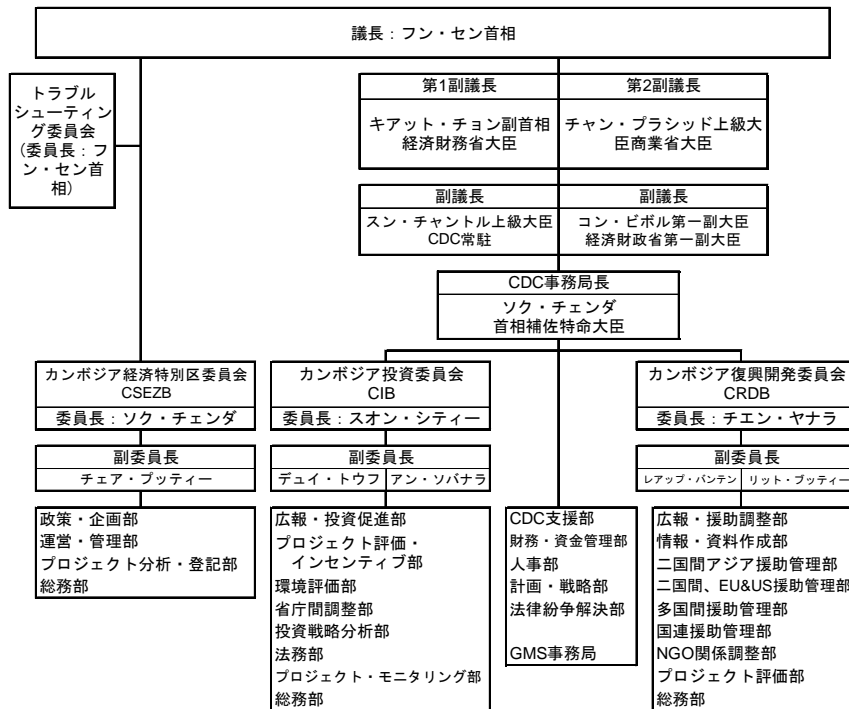
カンボジア政府は「2000年～2005年第2次社会経済開発計画」において、外国直接投資は経済開発への主要な原動力であることを明示。また、投資法では外国からの投資に対して、土地所有を除いた全ての事業活動において内国企業と区別のない扱いをすることを規定している。

1. カンボジア開発評議会

CDCは改正投資法の第3条で、①カンボジアでの全ての復興・開発と投資活動の監督の責任を唯一有し、ワンストップ・サービスを提供する機関であること、②全ての復興、開発及び投資プロジェクト活動の評価及び意思決定に責任を負う王国政府の「最高機関（Etat-Major）」であることが規定されている。

但し、一定の条件を含む投資プロジェクトについては、閣僚評議会（Council of Ministers）の認可を得る必要がある（図表 6-2 参照）。

図表 6-1 カンボジア開発評議会(CDC)の組織



(出所) カンボジア開発評議会、JETRO 資料より作成

図表 6-2 閣僚評議会による承認が必要な投資プロジェクト

・ 5,000万ドルを超える投資
・ 政治影響を有する事項を含む場合
・ 鉱物資源・自然資源の探鉱と開発
・ 環境に対する悪影響が懸念される場合
・ 長期開発戦略を必要とする場合
・ コンセッション契約に基づくプロジェクト

(出所) カンボジア開発評議会資料より作成

カンボジア開発評議会内には①カンボジア復興開発委員会、②カンボジア投資委員会、③カンボジア経済特別区委員会の、3つの委員会組織が設置されている。

①カンボジア復興開発委員会 (CRDB)

CRDB は、唯一の公的援助の受け入れ窓口として、援助活動の調整、運営を行う機関。

政府の各省が外国からの支援を求めて案件形成してきたものについて調整・管理し、政府内部機関との協議と、諸外国、多国間援助、国連、NGO を含む援助機関との協議のイニシアティブをとる権限が認められている。

②カンボジア投資委員会 (CIB)

CIB は主に適格投資プロジェクト (QIP) を申請した投資案件の評価及び認可に係わるワンストップ・サービスに係わる調整と実施を行っている。

その他の管轄業務は、民間投資全般に係る戦略計画の策定と調整、潜在的投資家に対するマーケティングと投資促進、投資促進に関する法制度改善に係る政策提言、政府内外の関係者に対する調整と報告等が挙げられる。

さらに、CIB 内には、ジャパンデスクが設置されている。国際協力機構から派遣された日本人専門家 1 名と、カンボジア開発評議会の 2 名が常駐し、日本の投資家向けに投資支援サービスを提供している。

図表 6-3 CDC ジャパンデスクの業務内容

1	日系企業の投資相談窓口(ビジネスモデルの構築)
2	日系企業の投資(適格投資プロジェクト; QIP)申請サポート
3	日系企業の会社設立サポート(人材、会計、法律、物流、現地調達、建設、不動産)
4	日系投資企業アフターサービス(増資、株主変更、通関、QIP更新)
5	日系企業向け投資セミナー実施支援
6	日系企業カンボジア視察実施サポート(各種ロジスティクス、視察アレンジ)
7	日本カンボジア官民合同会議実施サポート

(出所) カンボジア開発評議会資料より作成

③カンボジア経済特別区委員会 (CSEZB)

CSEZB は、経済特別区 (SEZ) の運営に係わる開発、管理、監督のワンストップ・サー

ビス機関。経済特別区内で発生する、技術的、法的な問題全てについて、急速な解決を図る責務を負っている。

2. 最近の動き

(1) 日本カンボジア官民合同会議

日・カンボジア投資協定が2008年7月に発効した後、2009年から日本カンボジア官民合同会議が開催されている。

この会議では、進出日系企業が直面する貿易・投資環境に関する問題点や課題を日本の官民が連携して、カンボジア政府側と協議することができる。不定期ではあるが約半年に1度、過去7回にわたり開催されている。

過去全7回の会議では、日本側の議長は黒木駐カンボジア王国特命全権大使が、カンボジア側の議長はソク・チェンダ カンボジア開発評議会事務局長が務めている。

日本側からの協議事項はカンボジア日本人商工会で取り纏めた後、官民合同会議にてカンボジア側に伝えられる。第5回から第7回までに提案された協議事項は図表6-4の通り。

図表 6-4 日本カンボジア官民合同会議での日本側からの提案協議事項

第5回（2011年8月11日開催）	
継続協議事項	
1	法人税の免税期間の根拠となる業種解釈の柔軟な運用
2	農産物輸出時における検査料金の明確化
3	経済特区内にある関税局への原産地証明（フォームD）の認証権限の付与
4	労働許可の更新年、指定外病院での健康証明書の取り扱い
新規協議事項	
1	労働力確保
2	追加投資の際の法人税免除期間の新たな付与
3	輸出加工型QIPの国内調達原材料に対するVAT
第6回（2012年3月6日開催）	
継続協議事項	
1	労働力確保の要望に対する進捗状況
2	追加投資の際の法人税免除期間の新たな付与に関する検討状況
新規協議事項	
1	通関料（審査料、検査料および職員のオーバータイム料金）の料金表作成と料金の隣国並の低減化
2	通関手続きの迅速化のための代行署名者の許容
3	CFS（Container Freight Station）の設置
4	全ての輸出貨物に関し原産地証明（c/o）発行を義務付けている規則の有無
第7回（2012年10月22日開催）	
継続協議事項	
1	追加投資の際の法人税減税期間の新たな付与に関する検討状況
2	通関料の隣国並の低減化
3	全ての輸出貨物に関し原産地証明（c/o）発行を義務付けている規則の有無
新規協議事項	
1	役所手続きの料金体系の明示と領収書の発行
2	事前教示制度の導入および各種貿易協定の関税率表の出版
3	5年先の電力料金の見通し
4	経済特区での課題

（出所）カンボジア日本人商工会資料より作成

(2) 奨励業種

図表 6-5 は、カンボジア開発評議会が挙げている投資奨励業種の一覧である。

農業は既にカンボジアの主要産業である。カンボジア政府は、農作業の機械化を推進することで生産性を向上させたり、種苗の改良で高付加価値の作物の収穫を可能にしたりすることで、農産物の輸出を増加させることを目標としている。

運輸や電気、ガス、石油等のエネルギー部門は、カンボジアは全国的にインフラが脆弱であることや電力不足（詳細は 20 章「物流・インフラ」を参照）である状況に起因している。

カンボジア政府は日系製造業企業に対して、大量の雇用創出と手厚い福利厚生、高い技術力の伝承、人材育成と様々な点で他国より秀でていると評価しており、日系企業の誘致に注力している。

観光業は農業と同じくカンボジアの主要産業のひとつ。年々増え続ける海外来訪者に対応するべく、リゾートやホテルの建設、運営などを誘致している。

図表 6-5 投資奨励事業一覧

1	農業・農産業
2	運輸・電気通信
3	エネルギー・電気
4	労働集約型産業、加工・製造業
5	観光業
6	人材育成
7	石油、ガス、工業

(出所) カンボジア開発評議会資料より作成

第7章 主要関連法規

カンボジア政府は、ビジネス及び投資環境を改善し、世界貿易機構（WTO）の規則に従い、加盟時の誓約を遵守するために、投資・貿易・ビジネス分野の法令を更新するとともに、新しい法令の制定にも注力している。近時制定・施行されたものを含むビジネス関連の重要な法令には、投資法、民法、民法適用法、会社法、破産法、税関法、労働法、土地法、コンセッション法、汚職防止法、商業規則と商業登記に関する法律、日・カンボジア投資協定等がある。詳細については、以下のとおりである。

1. 投資法（1994年制定、2003年改正）

1994年8月に公布された投資法により、投資ライセンス制度が規定された。2003年2月には改正投資法が制定され、ライセンス制度はより簡素化されるとともに、透明性・予見可能性を高め、恣意性を排除することを目的としている。

2005年2月には、200万ドル未満の投資に対するライセンス制度を規定した「州・特別市投資小委員会の設立に関する政令（Sub-Decree on the Establishment of the Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalities of the Kingdom of Cambodia）」が公布された。また、2005年9月には、「改正投資法施行に関する政令 No.111（Sub-Decree No.111 on the Implementation of the Law on the Amendment to the Law on Investment）」も公布された。

カンボジアでは、以下の業種を除き、外国人であっても商業省に会社の登記をすることによって自由に投資を実施することができる。商業省への登記完了後に、関連する業務上の許可を得る必要がある。

- ① 向精神剤及び麻薬物質の製造・加工
- ② 国際的規約又は世界保健機関によって禁止され、公衆衛生及び環境に影響を及ぼす有毒化学物質、農薬・農業用殺虫剤及び化学物質を使用したその他の商品の製造
- ③ 外国から輸入する廃棄物を使用する電力の処理・生産
- ④ 森林法により禁止された森林開発

2. 民法（2007年制定、2011年適用開始）

日本が長期に亘りその起草を支援してきたカンボジア民法は、2007年に公布されて以来、長らくその適用が延期されていたが、2011年5月31日に民法適用法が成立し、ようやく同年12月20日より適用されることとなった。新民法においては、婚姻、親子等の親族関係や相続に関する規定に加え、各種契約や債権債務の原則、所有権や用益権、担保権等の各種の権利などが規定されており、市民生活・経済生活の基本法典となっている。

3. 民法適用法（2011年制定）

民法適用法は、民事の法律関係の安定を図り、民法の規定を適切に適用することをその趣旨とするものとして2011年5月31日に制定され、民法の適用期日が定められた。民法適用法によって、民法の実際の適用にあたって必要な事項が定められるとともに、一部の条文が削除又は修正されている。

4. 会社法（2005年制定）

「会社法」(Law on Commercial Enterprise) は、2005年4月に国民議会で採択され、2005年5月にカンボジアで最初の包括的な会社法として公布され、「パートナーシップ」(ゼネラル・パートナーシップとリミテッド・パートナーシップ)、「有限責任会社」(私的有限責任会社と公開有限責任会社)、「外国企業」に対して適用されている。

5. 破産法（2007年制定）

破産法は、カンボジアにおける破産制度を包括的に規定する法律として2007年に制定された。破産法においては、破産手続の開始原因に加え、「破産手続開始請求の方法」、「裁定」「和解」、「債権者集会」、「清算方法」などの手続面が規定されている。

6. 税関法（2007年制定）

税関法は、輸出入物資に対する関税の徴収、輸出入物資の管理、不正行為及び密輸の防止、カンボジア政府の国際通商政策への寄与並びに通関手続の国際標準化等を目的として制定された。禁止品目や規制品目のリストは政令において定められている。

7. 労働法（1997年制定）

労働法は、1992年に制定された旧労働法に大幅な修正を加えて制定されたもので、労働者や組合の権利を尊重した内容となっている。具体的には、雇用の一般原則、雇用契約に関する規制、最低賃金の保証、労働時間・休暇の規制等が定められている。(詳細は、第19章「労働事情」参照)

8. 土地法（1992年制定、2001年改正）

土地法（2001年改正）は、不動産の所有権管理様式を確立し、もって不動産所有権及び関連権利書に保証を与えることを目的としている。土地法は、2011年に制定された民法適

用法によって大幅に修正されているため、不動産に関する規制については、民法及び民法適用法の規定を確認することが重要である。

9. コンセッション法（2007年制定）

コンセッション法は、公共及び国家の経済的利益に資すること並びに社会的需要を充たすために、民間資本によるプロジェクトの実施を奨励し促進することを目的として制定された。コンセッション法は、土地法の対象外である、土地の使用・開発・探査に係るコンセッションについて規定されている。

10. 汚職防止法（2010年制定）

汚職防止法は、法的強制力を伴う汚職撲滅のための法律として2010年に制定された。汚職防止法においては、汚職防止のための組織として、反汚職活動に関するガイダンス等を行うために設置される反汚職国家評議会と反汚職に関する法令の適用や汚職行為の操作等を行う反汚職ユニットの設置が定められている。

11. 商業規則と商業登記に関する法律（1995年制定、1999年改正）

「商業規則と商業登記に関する法律」（Law Bearing upon Commercial Regulations and the Commercial Register）は、1995年に制定され、1999年に改正されている。この法律により、「取引業者」「貿易」「通商行為」等の内容が義務付けられ、外国企業を含む会社の登録義務と登録手続が定められている。

12. 日・カンボジア投資協定（2007年締結）

日・カンボジア投資協定は、日本とカンボジアとの間の投資を促進し両国の経済関係を強化すること、及びカンボジアの海外直接投資を誘致する形での経済発展を志向する成長戦略に貢献することを目的として、日本政府とカンボジア政府との間で2007年に締結された。日・カンボジア投資協定は、投資財産の保護に加え、投資の許可段階の内国民待遇の原則付与、投資家との契約の遵守義務、現地調達要求・技術移転要求を始めとする投資阻害効果を有する特定措置の履行要求の原則禁止を定めるなど、自由化の観点からも質の高い内容となっている。

ひとくちメモ (7) : カンボジアにおける法規序列

1. 憲法 : カンボジア王国における最高法規。
2. 国際条約・協定 : 憲法第 26 条に依れば、国民議会の承認に基づき国王が署名し批准することとなる。批准後に、国際条約・協定は司法上の準拠基準となる。
3. 法律 (Chhab) : 国民議会により採択される法規。
4. 勅許 (Reach Kret) : 国王が憲法で認められた権限に従い、国王の名により発する。
5. 政令 (Anu-Kret) : 閣議での採択に引き続き、首相と関係閣僚により署名される。また、首相は法令で定められた権限内で政令を発布することができる。
6. 省令 (Prakas) : 法令に定められた権限内において政府の閣僚により発せられる。
7. 決定 (Sechdei Samrech) : 「決定 (Decision)」は首相により、「決定 (Prakas-Deika)」は閣僚または知事により、法令に定められた権限に基づき発せられる。
8. 告示 (Sarachor) : 一般的に、特定の法制度を説明し又は明確にするため、或いは指示を与えるために、政府の長としての首相が、あるいは省庁の責任者としての大臣が発布する。
9. 州令 (Arete) : 州の地理的範囲内において有効であり、州知事が発布する。

第8章 投資形態

1. 3つの進出形態

外国企業がカンボジアへ投資する事業形態としては、次の形態が考えられる。これらの形態による投資に関して設立に必要な許認可を得るまでの所要時間及び費用はいずれも同程度である。

- ① 子会社 (Subsidiary)
- ② 支店 (Branch)
- ③ 駐在員事務所 (Representative Office) : 商務代表事務所 (Commercial Representative Office)、商務連絡事務所 (Commercial Relations Office) 又は代理店 (Agency) を指す。(注) 駐在員事務所及び支店は親会社の代理であり、親会社と異なる法人格は有しない。

図表 8-1 3つの進出形態

形態	概要							
子会社	子会社は、外国企業の最低51%の出資によってカンボジアで設立される会社であり、親会社とは異なる法人格を有する。子会社は、パートナーシップ又は有限責任会社として設立でき、カンボジア法規による外国人又は外国法人に対して禁止されている業務を除き、内国法人と同様の業務を行うことができる。							
支店	支店は駐在員事務所と同様の業務を行え、さらに法律により外国人又は外国法人に対して禁止されている行為を除き、内国企業と同様に定期的な物品及びサービスの売買、製造、加工、建設に従事し得る。支店の資産は親会社の資産であり、親会社は支店の負債に対して責任を負う。支店は親会社の判断により閉鎖し得る。							
駐在員事務所	<p>駐在員事務所（商務代表事務所又は商務連絡事務所）は、定期的な売買行為、サービスの提供、製造行為、加工、建設を行うことはできないが、以下の業務については行うことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>親会社への紹介を目的とする顧客との接触</td> </tr> <tr> <td>商業的な情報の調査と親会社への連絡</td> </tr> <tr> <td>市場調査の実施</td> </tr> <tr> <td>展示会への物品の売り込みと自己の事務所又は展示会でのサンプル・物品の展示</td> </tr> <tr> <td>展示会に向けた物品の購入と保管</td> </tr> <tr> <td>事務所の賃貸と雇員の雇用</td> </tr> <tr> <td>親会社の代理としての契約行為</td> </tr> </table>	親会社への紹介を目的とする顧客との接触	商業的な情報の調査と親会社への連絡	市場調査の実施	展示会への物品の売り込みと自己の事務所又は展示会でのサンプル・物品の展示	展示会に向けた物品の購入と保管	事務所の賃貸と雇員の雇用	親会社の代理としての契約行為
親会社への紹介を目的とする顧客との接触								
商業的な情報の調査と親会社への連絡								
市場調査の実施								
展示会への物品の売り込みと自己の事務所又は展示会でのサンプル・物品の展示								
展示会に向けた物品の購入と保管								
事務所の賃貸と雇員の雇用								
親会社の代理としての契約行為								

(出所) 日本アセアンセンター「カンボジア投資ガイド」より作成

2. 企業進出の方法

外国企業がカンボジアに投資する事業形態として最も一般的な子会社の場合における具体的な企業進出の方法としては、以下の方法が考えられる。

(1) QIP の認定を受ける方法

投資優遇措置の対象となる投資分野については、投資案件が適格投資プロジェクト (QIP) として認定されることにより、主として税務上の恩典を受けることができる (適格投資プロジェクトの恩典内容の詳細は第 9 章「主要投資インセンティブ」を参照)。投資優遇措置の対象とならない投資分野についてはこのような恩典を受けることができない。

(2) 経済特別区 (SEZ) において投資する方法

経済特別区 (Special Economic Zone) において投資する方法の利点は、多くの経済特別区において、登録、ライセンス、許認可等の手続が経済特別区管理事務所におけるワンストップ・サービスで完了する点に加え、工場の設立・設備の調達といった初期投資の支援が付与される点である。事務手続面でのメリットがあるとともに、初期の設備投資を抑えたいと考える投資家にとっては特に好都合である。

留意点として、経済特別区の所有権関係については、投資の実行前に、デュー・ディリジェンスにおいて確認しておくことが望ましい。通常、経済特別区の土地については、カンボジア政府から優遇された条件で一定期間賃借していることが多いことに加え、仮に経済特別区の土地が私的に所有されている場合であっても、経済特別区に関する規制が変更されることにより何らかの影響を受ける可能性があるからである。具体的には以下のような点を確認しておくことが望ましい。

- ① 経済特別区の土地が所有されているものか (所有権者とされる者が所有権を有していることの確認を含む。)、コンセッションを受けているものか。
- ② 経済特別区の土地に有効期限が設定されているか。設定されている場合には自動的に更新されるか請求しないと更新されないか。
- ③ 経済特別区の土地に担保権が設定されているか。
- ④ 経済特別区に関する規制の有効期限。
- ⑤ 経済特別区の土地の所有権者に対する訴訟係属の有無。

なお、一般的に、外国投資家が経済特別区において投資を行おうとする場合、適格投資プロジェクトの認定を受けていないと投資が認められない場合が多い点にも留意を要する。

(3) 上記いずれの奨励措置も受けずに進出する方法

上記 (1) 及び (2) とは異なり、適格投資プロジェクトの認定を受けずに、経済特別区以外の地域に投資を行うことも可能であるが、この場合には上記 (1) 及び (2) に記載したような恩典を享受することはできなくなる。但し、適格投資プロジェクトについては、

当局に対する報告義務の履行や認定取得のための手間を考えると、小規模に事業を営もうとする場合にはかえってこれらが負担となりかねないため、適格投資プロジェクトの認定を受けない方法が推奨される場合もある。

3. カンボジアの会社形態

カンボジアの会社形態には、①一人会社 (Sole Proprietorship)、②パートナーシップ、③有限責任会社の 3 種類が存在する。投資家の責任が出資の範囲内に限定されている③の有限責任会社が最も一般的な会社形態であるが、①の一人会社や②パートナーシップの方が手続は簡素で費用も安い。

①の一人会社は自然人 1 人によって設立・運営され、同人が全額出資する会社形態であり、同人が無限責任を負う。②のパートナーシップは、医師・弁護士・会計士等の専門家が組織を形成する際によく用いられる会社形態であり、ゼネラル・パートナーシップ (General Partnership) とリミテッド・パートナーシップ (Limited Partnership) の 2 つの形態が存在する。ゼネラル・パートナーシップの場合、全パートナーが無限責任を負うが、限定パートナーシップの場合、リミテッド・パートナーが自らの出資の範囲内においてのみ責任を負う一方でゼネラル・パートナーが無限責任を負う。③の有限責任会社は、2 人以上の株主によって拠出される資本金によって設立され、取締役等の役員によって運営される会社形態であって、出資者が出資の範囲内においてのみ責任を負う。なお、有限責任会社にはさらに、株主数の上限が 30 名とされている非公開会社と株主数の上限が存在しない公開会社とに分かれる。非公開会社は株式の公募ができず、銀行業を営むこともできない。

第9章 主要投資インセンティブ

1. 適格投資プロジェクト(QIP)

(1) 概要

外国直接投資案件の審査を担当するのは、カンボジア開発評議会（CDC）である。外国直接投資案件が適格投資プロジェクト（Qualified Investment Project）として認定された場合、投資優遇措置の対象となり、カンボジア開発評議会への登録が義務付けられる。

なお、ある投資活動において二つ以上の投資プロジェクトが含まれる場合には、それぞれのプロジェクトについて適格投資プロジェクトの申請を行うことが必要である。

図表 9-1 適格投資プロジェクトの申請窓口

窓口	要件、内容
カンボジア開発評議会のカンボジア投資委員会(CDC/CIB)	200万ドル超の案件。但し、5千万ドル以上の案件、鉱物資源・自然資源探索と開発等の案件はCDCが窓口となって閣僚評議会（COM）に上程する
州・特別市投資委員会（Sub-Committee on Investment of the Provinces Municipalities : PMIS）	200万ドル以下の案件
経済特別区管理事務所（SEZ Administration）	経済特区内立地案件

(2) 投資優遇措置の内容

適格投資プロジェクトの認定を受けた場合、①及び②の投資優遇措置を受けることが可能になる。

①a) 法人税の免除又は b) 特別償却の適用のいずれかを選択することができる。

a) 免税措置の適用期間は、「始動期間+3年間+優先期間（合計最長9年間）」（注）からなる。

b) 特別償却制度は、製造・加工工程において使用される新品又は中古固定資産価格の40%の特別償却が可能となる。

（注）始動期間（Trigger Period）：最初に利益を計上する年又は最初に売上を計上してから3年のどちらか短い期間。優先期間（Priority Period）：プロジェクト内容に基づき予算法によって定められる

②政令に規定される1,500以上の物資を除き、特定の物資に係る輸出税及び輸入税100%の免除

なお、全ての適格投資プロジェクトに共通する免税輸入の対象物資は以下のとおりである。国内志向型プロジェクトは、輸出を目的としないプロジェクトであり、生産設備、生産投入材及び建設資材が免税輸入の対象となる。輸出志向型プロジェクトは、国外に製品を輸出するプロジェクトであり、生産設備、建設資材、原材料、中間材及び副資材が免税

輸入の対象となる。最後に、裾野産業プロジェクトは、製品の全部を輸出産業へ供給するプロジェクトであり、生産設備、建設資材、原材料、中間材及び生産投入用副資材が免税輸入の対象となる。

図表 9-2 免税輸入可能な物資

適格投資プロジェクトの種類	免税輸入可能な物資
国内志向型プロジェクト	生産設備、生産投入材、建設資材
輸出志向型プロジェクト	生産設備、建設資材、原材料、中間材、副資材
裾野産業プロジェクト	生産設備、建設資材、原材料、中間材、生産投入用副資材

(出所) Council for the Development of Cambodia

なお、適格投資プロジェクトが法人税の免税を認定されるには、年度ごとに「義務履行証明書(Certificate of Obligation Satisfaction)」を取得しなければならない。また、法人税の免税期間後においては、法定の税率（2013年1月時点で20%）により法人税を支払わなければならない。

また、カンボジア開発評議会又は州・特別市投資小委員会(PMIS)の認可を受けた場合には、適格投資プロジェクトの権利・特典を、適格投資プロジェクトを取得又は吸収した者に移転ないしは譲渡できる。

(3) 投資優遇措置付与に必要な条件

投資優遇措置付与のために必要な条件は、「改正投資法施行に関する政令 No.111」において様々定められている。このうち、投資優遇措置の付与に最低投資額を定めている投資分野及び投資優遇措置を受けることができない投資分野は図表 9-3 及び図表 9-4 の通りである。

図表 9-3 投資優遇措置の付与に最低投資額が定められている投資分野

投資分野	最低投資額
輸出産業に全製品を供給する裾野産業	10万USドル
動物の餌の製造	20万USドル
皮革製品及び関連製品の製造 金属製品製造 電気・電子器具の製造 事務用品の製造 玩具・スポーツ用品の製造 自動二輪車及びその部品・アクセサリーの製造 陶磁器の製造	30万USドル
食品・飲料の生産 繊維産業のための製品製造 衣類縫製、繊維、履物、帽の製造 木を使用しない家具・備品の製造 紙及び紙製品の製造 ゴム製品及びプラスチック製品の製造 上水道の供給 伝統薬の製造 輸出向け水産物の冷凍及び加工 輸出向け穀類、作物の加工	50万USドル
化学品、セメント、農業用肥料、石油化学製品の製造 現代薬の製造	100万USドル
近代的なマーケットや貿易センターの建設	200万USドル

(出所) Council for the Development of Cambodia

図表 9-4 投資優遇措置を受けることができない投資分野

優遇措置の対象とならない投資分野
・全ての商業活動、輸入、輸出、卸、小売、免税店
・水路、道路、空路による運輸サービス（鉄道分野を除く）
・レストラン、カラオケ、バー、ナイトクラブ、マッサージ店、フィットネスセンター
・観光サービス
・カジノ、賭博ビジネス
・銀行、金融機関、保険会社等の通貨・金融サービス
・ラジオ、テレビ、新聞、雑誌等を含む、報道・放送ビジネス
・専門的サービス
・合法的な国内供給源である自然林の木を材料として使用する木材製品の製造・加工
・50ha以上のホテル、テーマパーク、スポーツ施設、動物園等を含む複合娯楽施設
・3星級以下のホテル
・不動産開発、倉庫業

(出所) Council for the Development of Cambodia

2. 2003年改正投資法による投資保証

カンボジアと日本との間では2007年に日・カンボジア投資協定が締結されているが、それより以前の2003年に成立した改正投資法によって、以下の事項につき外国投資家に対する投資保証が定められている。

- ① 外国投資家は外国投資家であるとの理由のみによって不利益な取扱いを受けない（但し、土地の所有については例外）。
- ② カンボジア政府は投資家の私有資産に不利益な影響を与える可能性のある国有化を行わない。
- ③ 投資家に銀行を通じての外貨購入と以下の目的での外貨の海外送金を許可する。
- ④ 輸入品代金、国際的な借入に対する元金・利息の支払い
- ⑤ ロイヤルティと管理費用の支払い
- ⑥ 利益の送金
- ⑦ 投資資本の本国送金

3. 経済特別区 (SEZ)

(1) 概要

経済特別区 (SEZ) の根拠法は、2005年12月29日付け「Sub-Decree No.148 on the Establishment and Management of the Special Economic Zone」で、所管はカンボジア経済特別区委員会 (Cambodian Special Economic Zone Board : CSEZB) である。2012年1月現在、カンボジア経済特別区委員会による認可数は22カ所、政令による最終認可数は14カ所である。(個別のSEZ詳細は、第23章3節「経済特別区の整備状況」参照)

(2) 経済特別区の基本概念と条件

経済特別区政令が定める、経済特別区の基本概念と条件は以下の通りである。

- ① 経済特別区とは、全ての産業とそれに関連する活動を集積するための、一般工業区および、または輸出加工区 (Export Promotion Zone : EPZ) を有する経済開発のための特別な地域である。各経済特別区は自由商業地域 (Free Trade Area)、サービス地域 (Service Area)、住居地域 (Residential Area)、観光地域 (Tourist Area) を含む生産地域 (Production Area) を有する。
- ② 明示的な位置と地理的な境界を有する50ヘクタール以上の土地を有すること。
- ③ 輸出加工区、自由商業地域および経済特別区内の各工場をフェンスで囲うこと。
- ④ 管理事務所、経済特別区管理事務所および必要な全てのインフラが供給されること。
- ⑤ 下水施設、排水処理施設、固形廃棄物の貯蔵・管理場、環境保護施設、その他必要と考えられる関連インフラが備わっていること。

(3) 経済特別区の運営組織

カンボジア開発評議会の管轄下にある「カンボジア経済特別区委員会」は、経済特別区の開発・運営・管理を担当する「ワンストップ・サービス」機関であり、「経済特別区管理事務所 (The SEZ Administration)」は各経済特別区内に常駐させるためにカンボジア経済特別区委員会によって設置されている。

カンボジア開発評議会に置かれる「経済特別区トラブル解決委員会 (Special Economic Zones Trouble Shooting Committee : SEZ TSC)」は経済特別区で発生する技術的・法的な全ての問題や、複数の省庁にまたがり、かつカンボジア経済特別区委員会と経済特別区管理事務所の権限を越える全ての事項につき、早急な解決を図る責務を負っている。また、経済特別区トラブル解決委員会は特別区開発業者または特別区内に立地する投資企業からの苦情を受け付け、解決策を見いだす責務も負っている。

(4) 経済特別区における投資プロジェクトの登録手続き

特別区内において、法と政令により認可された生産またはサービス業務を開始する者は、定められた手続きに則って必要書類を取り揃え、投資計画登録のために、業務時間内に経済特別区内の経済特別区管理事務所に提出しなければならない。経済特別区管理事務所は、法的・行政的・技術的側面に基づき投資計画を登録するかどうかを決定する。

この過程においては、改正投資法および改正投資法施行のための政令に定められた手続きを遵守しなければならない。特別区への投資家に対する優遇措置は、特別区内の経済特別区管理事務所が「ワンストップ・メカニズム」を通じて、関連する法令に基づき決定する。

(5) 優遇措置

経済特別区政令は、カンボジア経済特別区委員会が、全ての経済特別区において優遇措置を検討して供与するものとし、また全ての優遇措置は最終投資登録証明書に明記される旨を定めている。改正投資法第 14 条が定めるように、指定された特別奨励区または輸出加工区に立地する適格投資プロジェクトは、改正投資法に規定される、他の適格投資プロジェクトに対するのと同様の優遇措置および特典を付与される。特別区内の投資家に付与される優遇措置は、以下の通りである。

- ① 他の適格投資プロジェクトと同様の関税その他の税に関する優遇措置の対象となる。
- ② 製品が国内市場に供給されない限り、0%の付加価値税優遇措置の取得が可能である。輸入時において免税された付加価値税の額は記録される。もし、製品を国内に出荷した場合には、記録に従い、その量に応じた付加価値税を支払うことを要する。
- ③ 特別区内の投資家または外国人従業員は、特別区における全ての投資収益や特別

区内で受領する給与を国外の銀行へ送金する権利を有する。

- ④ 外国人としての非差別的取り扱い、非国有化、自由価格の保証が与えられる。

(6) 輸出加工区に関する特別規則

輸出加工区では、以下の特別規則が適用される（経済特別区政令第5章）。

- ① カンボジア経済特別区委員会が定める特別の出入り口を設けること。
- ② 輸出加工区への貨物の輸入・輸出は、カンボジアとの輸出入とみなされ、貨物の所有者は輸出入に先立ち区域内の所管部門と定められた手続きを行わなければならない。
- ③ 輸出入の前に、貨物は税関職員により適性に封印されなければならない。

第10章 外資規制業種

カンボジアの投資法では、土地の所有権に関連する項目を除き、投資家が外国人投資家であることを理由とした差別はないと定められている。

したがって、外資であることを理由に参入できない業種はない。但し、「改正投資法施行に関する政令 No.111」の付属文書に、企業の国籍を問わず投資が禁止されている事業が掲載されている。

投資が禁止されている事業は以下の4事業。

- ① 向精神薬及び麻薬物質の生産、加工
- ② 国際規則または世界保健機構により禁じられた有害性化学物質、農薬・農業用殺虫剤、及び化学物質を使用したその他の商品で、公衆衛生及び環境に影響を及ぼすものの製造
- ③ 外国から輸入した廃棄物を使用した電力の加工及び発電
- ④ 森林法により禁じられる森林開発事業

第11章 許認可・進出手続き

1. 会社設立手続きの概要と必要書類

カンボジアでは、外国人は、法律上明確に禁止されているか制限されている業種を除き、自由に投資することができる。必要とされるのは、商業省への会社の登記その他の一般的な手続きのみである。これらの主な手続きの概要は以下のとおりである。

(1) 会社の商号調査

商業省の定めた規則上、商号が他に使用されていないかどうかを商業省の知的財産局 (Department of Intellectual Property) において調査が必要である。この調査は、商業省に対する調査の申請を行ってから 3 営業日程度で完了する。

(2) 商業省への会社の登記

会社の登記を行うためには、申請書類に加えて、一定の情報及び書類を商業省に提出することが必要となる。登記が完了するまでには、必要情報及び必要書類の提出から通常 3 週間程度を要する。

外国企業がカンボジアに進出する際に最も一般的に用いられる有限責任会社 (Limited Liability Company) の登記を行う場合に当局に対して提供することが通常必要となる情報及び必要書類は以下のとおりである。

(必要情報)

- ① 会社の商号
- ② オフィスの所在地
- ③ 株主の詳細 (名前、パスポート情報及び住所) もし株主が法人である場合は、当該法人の商号に加え、代表者の名前、住所、パスポート情報を記載する。
- ④ 登録資本の総額
- ⑤ 取締役の詳細 (名前、役職、パスポート情報及び住所)
- ⑥ 事業の目的
- ⑦ カンボジアにおける銀行の名称

(必要書類)

- ① 設立する会社の定款
- ② 取締役、個人株主及び法人株主の代表者それぞれに関する以下の書面
 - (a) パスポートの写し
 - (b) パスポート用の写真

- (c)商用ビザ（外国人向け）の写し
- ③ 法人株主に関する以下の書面
 - (a)設立証明書（公証人の認証を受けたもの）
 - (b)定款（公証人の認証を受けたもの）
- ④ 会社の登録オフィスに関する以下の書面
 - (a)登録オフィスに関する賃貸借契約の原本（クメール語表記のもの）
※賃貸借契約の原本がクメール語でない場合にはクメール語翻訳が必要
 - (b)登録オフィスを正面から撮影した写真
※オフィスのドアを開け、住所及び表札が見えるようにする必要がある
- ⑤ 登録オフィスの賃貸人に関する以下の書面（当局から要求される可能性がある）
 - (a)賃貸人が個人の場合：当該個人の ID カード、家族記録及び土地の権利証の写し
 - (b)賃貸人が法人の場合：当該法人の設立証明書及び定款の写し
- ⑥ 設立手続の授権に関する以下の書面
 - (a)設立に関する取締役会の授権決議を証する書面
 - (b)設立手続の代行に関する委任状

(3) 税務登録（付加価値税及び登録税の納税者登録）

商業省の認証を得た設立関連書類は、印紙を貼付した上で、14 営業日以内に、経済財務省の税務総局（General Department of Tax）によって認証される必要がある。その後、設立する会社の所在地を管轄する税務署に対して、認証済みの設立関連書類及び申請書と共に以下の必要書類などを提出することにより、付加価値税及び登録税（Patent Tax）の納税者として登録されることになる（なお、一人会社については納税者登録が必要ない）。税務総局による認証の結果発行される証明書の取得には、付加価値税に係る証明書については必要書類の提出から通常 1 ヶ月程度、登録税に係る証明書についてはさらに 2 ヶ月程度を要するが、納税者番号については、税務総局への登録が完了していれば、証明書が発行されていなくとも発行される。

（必要書類）

- ① 税務総局に提出する書類にサインする人物（通常は **Chairman** だが株主や他の取締役などでも可）のパスポートの写し及びパスポート用の写真
- ② 委任状

(4) 労働・職業訓練省への通知

6 人以上の従業員を雇用する事業者は、実際に事業を開始する前に労働・職業訓練省へ書面で通知を行う必要がある。また、従業員を雇用又は解雇した際には、雇用又は解雇した日から遅くとも 15 日以内に労働・職業訓練省へ書面で通知を行う必要がある。さらに、8 人以上の従業員を雇用する事業者は、就業規則を作成し、事業開始から 3 ヶ月以内に届け

出る必要がある。

(5) 建築許可

個人であっても法人であっても、自らの所有する土地に建物を建築することは可能であるが、建築許可を事前に取得することが義務付けられている。建築許可を取得するためには、場合により地方自治体又は政府のいずれかに対して許可申請を行うことが必要となり、案件に応じて公共事業運輸省又は土地管理・都市開発・建設省が許可申請の審査を行う。公共事業運輸省による審査には、全ての必要書類が提出されてから通常 45 日程度の期間を要する（この期間は予告なしに変更されることがある）。

2. 適格投資プロジェクト（QIP）の申請手続き

(1) 適格投資プロジェクト（QIP）の概要

カンボジアへの投資を希望する企業等からの申請に基づいて投資ライセンスを受領したプロジェクトは「適格投資プロジェクト（Qualified Investment Project：QIP）」と呼ばれる。QIP に対しては、一定の投資優遇措置が適用されることから、外国の投資家がカンボジアに対して投資を行う場合には、QIP の制度を活用することが有用である。投資優遇措置の詳細は第 9 章 1 節「適格投資プロジェクト（QIP）」を参照いただきたい。

QIP の申請手続き及び管理については、改正投資法に規定がなされている。QIP は合弁会社とすることができるものとされており、当該合弁会社はカンボジア法人間、カンボジア法人と外国法人間、又は外国法人間のいずれでも設立することが可能である。なお、当該合弁会社がカンボジアにおいて土地を所有し又は所有する予定である場合を除き、原則として国籍及び持株比率についての制限はない。他方、当該合弁会社がカンボジアで土地を所有し又は所有する予定である場合においては、外国人の総所有株式比率は 49% を超えることができないものとされている。

(2) 投資優遇措置適用申請と認可過程

①適用申請

投資活動に当たって外国或いは国内の投資家が投資優遇措置の適用を求める場合には、カンボジア開発評議会（CDC）又は州・特別市投資小委員会（Sub-Committee on Investment of the Provinces-Municipalities：PMIS）を通じて投資プロジェクトの登録を申請する必要がある。QIP 申請は、会社設立（または商業省への登録）の前後いずれでも行うことができる。

QIP 申請には改正投資法の施行に関する政令第 111 ANK/BK 号に付属の申請書式を用いる必要がある。申請料は 1 プロジェクトにつき 700 万リエル。

認可手続は、投資認可の申請が CDC 又は PMIS により受領されてから 31 労働日以内に終了しなければならないと規定されている。

申請プロジェクトが認可され QIP としての認定を受けるには、投資家は CDC 又は PMIS に投資プロジェクトを登録し、投資法に基づく「最終投資登録証明書 (Final Registration Certificate : FRC)」を受領しなければならない。

経済特別区 (SEZ) で投資を行う場合には、CDC 内のカンボジア経済特別区委員会又は SEZ 管理事務所への申請が必要となる。SEZ 以外での投資を行う場合は CDC 内のカンボジア投資委員会への申請が必要である。但し、申請投資総額が 200 万ドル以下のプロジェクトは PMIS での申請が可能。なお、申請投資総額が 5,000 万ドル以上の案件、鉱物・自然資源探索、開発等の案件は閣僚評議会の承認が必要となる。

②認可過程

各機関への申請の後、①投資計画書に必要な情報が全て記載されている場合、②申請された投資行為が制限リストに含まれていない場合、または国家利益や環境に影響を及ぼさないと認められた場合には、「条件付投資登録証明書 (Conditional Registration Certificate : CRC)」が発行される。CRC には、QIP 運営に必要な許可、認可、ライセンス、登録と、それらが発行する権限を有する政府機関名が記載されている。また、CRC によって、QIP が付与される優遇措置が確認され、法人の定款認証が行われる。

申請案件が①②の条件を満たさない場合には「非適合通知 (Letter of Non-Compliance : LNC)」が発行される。LNC には CRC が発行されなかった理由、CRC 発行のための不足条件が記載される。

なお、CRC は申請から 3 日以内に発行されることが改正投資法で定められている。CRC または LNC が申請から 3 日以内に発行されない場合には、自動的に条件付投資登録が行われたものと見做すことができる。

CRC が発行されると、CDC または PMIS は CRC に記載されている関連省庁から必要ライセンスを取得する。改正投資法では、ライセンス発行権限を有する省庁は、CRC に記載された日付から 28 日以内に許認可の返答を行わなければならないとされている。CDC 又は PMIS は、関連省庁からライセンスを取得した後、FRC を発行する。FRC 発行の日が、QIP 開始の日となる。

第12章 税制

カンボジアの税に関する基本法は1997年1月に国民議会により採択された1997年税法（Low on Taxation）である。その後2000年には経済財務省が法人税に関する大臣令を発行。2003年には「税法改正に関する法律（Law on Amendment on the Taxation）」が成立し、法人税に関する改正大臣令が施行された。

税の種類は直接税と間接税に大別される。国税、地方税の区分はなく、全て経済財務省国税局に集められる。

カンボジア国内に住所または本拠を有している者、もしくは暦年中182日以上カンボジアにいる者、あらゆる法人、カンボジアでパススルー²設立もしくは営業している者、及びカンボジアに主たる営業所を有している者は、居住納税者とみなされ、納税の義務がある。

納税者の「管理様式（Regime：課税方式）」は「実態管理様式（Real regime：申告課税）」、「簡易管理様式（Simplified regime：簡易課税）」及び「推定管理様式（Estimated regime：推計課税）」の区分に従って行なわれる。管理様式は、政令に規定される会社の形態、企業活動の種類、売上高の規模に応じて決定する。

会計年度は12月31日に終了するものと規定されており、暦年以外の会計年度の採用を行うには、国税局の承認が必要である。

また、カンボジアと他国の間において、二重課税を防止するための条約は2012年12月時点では締結されていない。

1. 法人所得税

カンボジア国内に住所または本拠地を有している居住法人は全世界での所得に対し課税され、非居住法人はカンボジア国内の事業活動を源泉とする所得のみが課税対象となる。

また、カンボジア国内における一定の事務所、非居住者が営業する海外企業支部またはその居住者常駐員などの恒久的施設は、カンボジアでの源泉所得に関してのみ居住者法人として見做され課税される。

法人は自己申告納付制度（実態管理様式課税制度）に基づく納税が課されており、**図表12-1**に示している保険会社の保険料収入、天然資源の開発を除き、業種や売上高水準による区別はない。

カンボジア開発評議会による適格投資プロジェクト（QIP）の認可を受けたプロジェクトを実行する企業は、2003年に成立した改正投資法、2005年に発行された改正投資法の実施

²資本金、損失、利得といった項目においてその比例株が政令で定められた基準を満たす10人以内の住民である共同出資者によって構成される合名会社のこと。非居住者が経済活動に従事する他の団体や関連団体も含む。

に関する副行政令による優遇措置を受けることができる（詳細は第 9 章「主要投資インセンティブ」参照）。なお、配当所得については優遇措置適用外であるため、追加所得税の納付が必要となる。

個人事業者は、事業活動内容と年間売上高によって自己申告納付制度もしくは賦課課税制度（推定管理様式課税制度）のどちらかに基づく納税を行う。

図表 12-1 法人所得税率と配当所得に課される税率

法人所得税	20%
保険会社（保険料収入のみ）	5%
天然資源の開発	30%
QIP認可企業の配当所得に対する追加所得税	20%

（注） QIP 認可企業には法人所得税の免税措置あり

（出所） 税法、KPMG 資料より作成

(1) 所得税の対象と控除

課税対象所得は、金融業務や投資業務から得た利益や受取利息、賃貸料、ロイヤルティ、資産譲渡から得られた利益、事業活動の過程または終了時に実現した利益を指す。

図表 12-2 法人所得税課税対象一覧

課税所得
全ての事業活動から獲得した利益
事業活動の過程または終了時に実現した利益
受取利息
賃貸料
ロイヤルティ収入
不動産を含む金融資産または投資資産から得られる所得
配当所得

（出所） 税法、KPMG 資料等より作成

事業を運営する上で発生した費用のほとんどについて、損金としての控除が認められているが、一定の制限が設けられている。

図表 12-3 損金算入条件と不算入項目

条件により損金算入が認められる項目	
対象	条件
寄付金	課税所得の5%を上限に損金に計上できる
減価償却費	税法に定められた方法に従って計算される範囲内
支払利息	受取利息とその他課税所得額の50%の合計額まで
損金算入が認められない項目	
娯楽、レクリエーション、接待と見做される活動のための費用	
付加給付に係る所得税	
関連当事者間で直接または間接的に行われた資産譲渡または交換による損失	
税法違反に対して課される罰金、加算税および遅滞利息	
助成金、補助金、課税所得の5%を上回る額の寄付金	

(出所) 税法、KPMG 資料等より作成

また、欠損金は最大 5 年間の繰越しが認められている。欠損金は株主または事業内容の変更により無効となる場合がある。

(2) ミニマム税

QIP を除く実態管理様式にのみ適用され、課税所得の有無に拘らず年間売上高の 1%を納税する必要がある。法人所得税が年間の売上高の 1%を超えた場合には法人所得税のみを支払う。

(3) 納税と税務申告

法人所得税の年次税務申告書は、課税所得の有無に拘らず、課税年度の終了日から 3 ヶ月以内に提出する必要がある。

①法人税の前納

法人は、月次で法人税の前納を行う必要がある。前納した予定納税額は、年度末に申告する法人税額から控除される。

予定納税額は、月間の売上高または VAT を除いた総収入額の 1%に相当する金額で、翌月 15 日が納付期限である。

②年度末申告

年度を通じた実際の課税所得を基礎として算出された法人税額から、前納済みの予定納税額を差し引いた残額を、法人税申告書の提出時に納付する。

また、実態管理様式の適用を受ける納税者は、①貸借対照表、②損益計算書、③補足情報目録を作成し、法人税申告書に添えて提出しなければならない。

(4) 帳簿作成と管理

作成した全ての会計帳簿、会計記録及び関連する文書は、10年間保存しなければならない。作成にあたっては、税法が定める一般勘定科目一覧表に従うこと、内容はすべてクメール語で記帳し、金額の通貨はリエルでの表記が義務付けられている。

(5) 税務調査

税法は税務局に対し①納税者の活動監査を実施すること②納税者が税法、改正投資法、税規則を逸脱している場合、税額の更正決定をする権限を与えている。

税の更生は、納税者が提出した納税申告書やその他の提出書類、税務局外の機関等から入手した情報に基づいて行われる。

更正決定が行われる期間は、月次または年次納税申告の提出後3年間であり、納税者が課税規定に「故意に違反」したことが認められた場合、更生決定期間は10年間に延長される。「故意に違反」の定義は広く、規定期限内に申告が間に合わなかった場合も含まれる。

(6) 罰則

税法及び関連規制に違反した場合、追徴税が課せられる。追徴税額は規定の課税額を基に算出され、追徴税率は違反の性質によりそれぞれ定められている。

また、税金の納付遅延及び納税申告書提出の遅延に対しては、追徴税率に加えて月利2%の遅延利息の支払いが課される。

さらに、脱税等一定の行為は、企業の取締役、管理者、株主に対し、刑事罰の対象となる可能性もある。

図表 12-4 追徴課税徴収条件と追徴税率

違反の性質	追徴税率
納税者による過失	10%
課税申告が未提出である場合	
納税期日を超過して納税した場合 納税額の不足があった場合（不足分が規定納税額の10%以内）	
納税者による重大な過失	25%
納税額の不足があった場合（不足分が規定納税額の10%以上） 税務局から督促状を受け取った後、15日以内に納税しなかった場合	
税務局による一方的課税査定	40%
税法に則った適切な会計記録等の文書の維持を怠った場合	

(出所) ADB カンボジア商業登記ハンドブック、KPMG 資料より作成

2. 源泉徴収税

カンボジアで事業を行う者が、居住者（カンボジアに住所または本拠地を有している者。または暦年中 182 日以上カンボジア国内にいる者）または非居住者に一定の所得を支払う際には源泉税を徴収することが義務づけられている。

各月に源泉徴収された税金は翌月 15 日までに納税することとされている。

納税義務者が源泉税の徴収を怠った場合、源泉税に加算税及び遅延利息を加えて徴収される可能性がある。また、法律の求めに従って、支払額から源泉税が差し引かれる旨を契約上明示しなければならない。

図表 12-5 居住者への支払いに係る源泉徴収税

課税対象	税率
サービス料 マネジメント、コンサルティング、修繕・メンテナンス、運送その他これに類似するサービスを含むサービスへの対価	15%
ロイヤルティ 無形固定資産及び鉱物、石油、天然ガスについての権利（採掘権）に対する使用料	15%
支払利息 個人又は法人に支払った利息（国内銀行、貯蓄金融機関、政府機関などに支払う利息は除く）	15%
定期預金利息 国内銀行又は貯蓄金融機関が定期性預金口座へ支払った利息	6%
普通預金利息 国内銀行又は貯蓄金融機関が非定期性預金口座へ支払った利息	4%
リース料 動産（車両、工場、機械設備、事務所、住居等）及び不動産の賃貸料	10%

（出所）税法、KPMG 資料より作成

非居住者への支払いに関する源泉徴収税課税対象は図表 12-6 の通りで、税率は一律 14%。

マネジメントフィー、技術サービス料については税法第 26 条条文に「経済財政省の省令により決定される」との文言が入っている。非常に広い定義を採用しており、実質的にすべてのサービスに対する非居住者の支払いに源泉税が課されている。

図表 12-6 非居住者への支払いに係る源泉徴収課税対象

利子
ロイヤルティ、財産（動産、不動産）使用にかかる賃料
経営、技術的サービスの対価
配当

（出所）税法、KPMG 資料より作成

3. 給与税・付加給付税

カンボジアでは個人の所得を総括的に捉えて個人所得税といった名目で課税する仕組みは無く、雇用関係により支払われる給与や、給与以外の付加給付に対して税が課されている。納税は、雇用主である企業が給与等から源泉し、申告、納付することで完了するため、個人が確定申告を行う制度は確立されていない。

(1) 給与税

法人は従業員に支払う給与から給与税分を控除し、納税する責任がある。給与には賃金、賞与、残業手当が含まれる。納税は月単位で、給与を支払った翌月 15 日が納税期限となっている。居住者（カンボジアに住所または本拠地を有している者。または 1 暦年中 182 日以上カンボジア国内に滞在する者）の被雇用者への給与税率は 20%までの累進課税制で、非居住者の被雇用者への給与税率は一律で 20%である。

図表 12-7 給与税の課税対象額と税率

月給に対する課税対象額	税率
居住者	
50万リエル以下	0%
50万リエル超125万リエル以下	5%
125万リエル超850万リエル以下	10%
850万リエル超1,250万リエル以下	15%
1,250万リエル超	20%
非居住者	
一律	20%

(出所) 税法より作成

給与税には経費控除が一切認められていないが、居住者である個人に対しては扶養控除が認められている。

図表 12-8 給与税課税対象額への扶養控除

条件	控除額/月
扶養子女（満14歳未満、学生の場合は満25歳未満）1人につき 専業主婦を有する場合	75,000リエル

(出所) 税法、KPMG 資料より作成

(2) 付加給付税

従業員が企業から提供される付加給付に対して課される税で、付加給付を行った企業は月単位で申告、納付する必要がある（納税期限は給付の翌月 15 日）。

課税対象額は、市場価格を基準に算定された付加給付評価額を 80%で除してグロスアップ計算により算出。税率は 20%（付加給付評価額の 25%に相当する）。

図表 12-9 付加給付額算入対象と免除対象一覧

適用	
	車両の私的使用
	食事あるいは住居の提供
	公共設備（水道、電気、電話）と家政婦の費用負担
	無利子又は有利な利率で社員に提供される融資
	原価を下回る価額での物品の社内販売
	事業活動と関連のないトレーニング費用、又は従業員の子女の教育費の負担
	階級や地位に拘らず全社員に対して支払われるものとは別の生命保険料及び健康保険料
	法律によって規定された上限を超える社会保険基金への拠出金
	社員の月給の10%を超える、年金基金への拠出金
	遊興、レジャー目的の費用
	合理的な限度を超えた出張手当等の支給
免除	
	地位又は役職に拘らず全ての従業員に付与する生命保険料又は健康保険料
	年金基金への拠出額のうち、月次給与（従業員の付加給付除く）の10%を下回る部分
	従業員の職務の遂行に直接関係する研修プログラムの一環として従業員に付与された教育補助

（出所）ADB カンボジア商業登記ハンドブック、KPMG 資料より作成

4. 付加価値税

付加価値税（VAT）は、日本の消費税に相当し、カンボジアで供給される物品、サービス、輸入品を対象に課される税である。税率は 10%。1991 年にそれまでの売上税に代わって導入された。生産の各段階で課税し、供給業者の納税分は控除することで最終消費者が負担する仕組み。

課税対象となる物品の販売やサービスを提供する一定の法人は付加価値税登録事業者としての税務局への登録が必要である。

図表 12-10 付加価値税の非課税対象一覧

公共郵便サービス
病院、診療所等による医療サービスと付随する医療用商品の販売
国営の公共交通サービス機関による旅客輸送サービス
保険サービス
経済財務省令によって定められた金融サービス
関税が免除される個人使用目的での物品の輸入
経済財務省によって承認された公共の利益のための非営利活動

（出所）税法、KPMG 資料より作成

5. 物品税

物品税は、間接税の 1 つで特定の商品及びサービスの輸入または国内生産及び供給に適用される。

図表 12-11 物品税課税対象と税率

課税対象	税率
エンジン排気量が2,000cc以上の自動車とその部品	30%
石油製品、エンジン排気量が2,000cc未満の自動車とその部品	20%
大型自動車、エンジン排気量125cc以上の二輪車及びその部品	10%
飲料、タバコ製品、娯楽サービス	10%
カンボジアから外国へ渡航する者の航空チケットの国内販売 カンボジアから外国への電気通信サービス	2%

(出所) 税法、KPMG 資料等より作成

6. 印紙税

新規に設立した会社、支店または駐在員事務所は国税局の地方税務署へ登録し、商業省への登記から 15 日以内の印紙税を州・特別市税務署に納める必要がある。

7. 遊休土地税

未使用のまま遊休となっている土地に対して課される税金で、登記上の所有者に納税義務がある。

未開発土地評価委員会と特別市、省の担当部局とが協力して調査を行い、遊休地に相当するかを判断する。遊休地に相当する場合は課税面積を算定する。

遊休地に認定された土地のうち、1,200 m²を超えた部分について課税される。

8. 資産譲渡税

不動産や自動車の所有権、株式の譲渡に際し、譲渡価格の 4%の税率で課税される。資産譲渡税の納付以降に、資産所有権証明書の発行が可能となる。

9. 公共照明税

輸入物及び国産のアルコール飲料、タバコ商品の販売に対し、供給の段階で課税される。税率は販売価格の 3%で、都市及び地方の公共照明の改善に使用される。

第13章 用地取得

1. 土地制度

カンボジアでは憲法により、カンボジア法人とカンボジア国籍を持つ市民のみに土地の所有権を認めている。カンボジア法人とは株式の 51%以上をカンボジア人もしくはカンボジア法人が保有している法人のことを指す。ただし、集合住宅の 2 階以上の上層部分については外国人（法人）の所有が認められている。なお、カンボジア国籍を取得した場合は、移住後 7 年間を経過すると土地購入の権利を得ることができる。

土地法（Land Law）は 1992 年に制定され、2001 年 8 月に改正されている。

改正土地法は、不動産所有権及び関連権限に保証を与える目的で、カンボジアにおける不動産の所有権管理様式を決定することや、近代的な土地登記制度の創設のため改正された。また、国土管理・都市計画・建設省（Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction）に、不動産に関する権利書の発行権限と国有不動産の公図管理権限を与えている。

2. 貸借権

外国人（法人）がカンボジアで土地を使用するには、土地を賃貸することが必要である。

賃貸借は短期賃貸借と 15 年を超える期間の長期賃貸借に分けられる。長期賃貸借は、2007 年に公布された民法で「永借」と規定されており、書面によって契約する必要がある。また、永借権は登記された場合に第三者に対抗することができる。

永借権は 50 年を超える期間での契約ができないが、50 年未満の更新が認められている。また、譲渡、処分、転貸、相続することも可能。永貸人は、永借人が賃料を 3 年間支払わないときは、永貸借を解除することができる。

基本的に貸借権利関係は改正民法が適用されることになっているが、2001 年土地法に基づき設定された長期賃貸借権で、その残存期間が 50 年を超えるものについては、残存期間が 99 年となる。

なお、経済特別区（SEZ）へ入居する場合は、SEZ 管理会社と土地の長期リース契約を締結する。このリース契約は、カンボジア開発評議会への事前報告と名義変更を行うことで転売することができる。

3. 土地コンセッション

土地コンセッションは、土地の所有者である政府、公共土地協同組合、公共団体など関連当局の裁量で発行される法的文書により付与される土地占有の権利で、①社会的コンセッション、②経済的コンセッション、③使用・開発・探査コンセッション に分類される。

(1) 社会的コンセッション

住宅建設や、自らの生計を立てるために国有地を耕作することが可能な権利。土地面積は最大 1 万 ha で契約期間は最長 99 年間。

(2) 経済的コンセッション (Economic Land Concession : ELC)

工業や農業開発のための整地が可能な権利。権利付与には以下のように詳細な基準や条件が設けられている。土地面積は最大 1 万 ha で契約期間は最長 99 年間。

目的

- ① 高度かつ適切な初期資本投資が必要な集中的な農業や農産業活動の開発
- ② その地域の土地利用計画に基づき適切かつ永続的な方法で土地を開発する投資家からの特定の合意が必要
- ③ 生計機会の強化と多様化の枠組み、また適切な環境システムに基づく自然資源管理の枠組みの中で農村地区の雇用増加を図る
- ④ ELC プロジェクトにおける大小規模の投資の奨励
- ⑤ ELC による土地使用料、税金その他関連するサービス料を通じて政府、州、村落の収入を創出する

条件

- ① 政令に従い、当該土地が国家私的使用地として登記され分類されていること
- ② その土地に対する土地利用計画が州・特別市土地管理委員会により策定されており、その土地利用が計画に適合していること
- ③ ELC プロジェクトのための土地使用と開発計画に関し、環境及び社会的影響評価が終了していること
- ④ 現行の法的枠組みと手続きに従い、移住問題に対する解決策を有すること。契約当事者である当局は、適法な土地所有者による強制的な移住が行われないこと、及び私有地へのアクセスが妨げられないことを保証しなければならない。
- ⑤ ELC プロジェクトとその申請に関し、住民に対して説明会が開催されていること

評価基準

- ① 現代技術の使用による農業と農産物生産の向上
- ② 雇用拡大
- ③ 住民の生活水準の向上
- ④ 永続的環境保護と自然資源管理
- ⑤ 反社会的影響の回避ないしは極小化
- ⑥ 社会的土地コンセッションと ELC の連携と相互支援
- ⑦ 農業原料の加工が ELC 契約に特定されていること

(3) 使用・開発・探査コンセッション

公共の利益と国家の経済的、社会的目的を達成するためのインフラプロジェクトの実施を民間企業が行う際に認められる土地利用の権利で、2007年に制定されたコンセッション法（Law on Concession）の適用を受ける。

投資優遇措置を受ける場合は、コンセッション契約を関連省庁と締結した後、カンボジア開発評議会に申請する。

契約可能分野

- ① 発電、送電、配電
- ② 運輸設備（道路、橋、空港、港、鉄道、水路等）
- ③ 水の供給と衛生設備
- ④ 通信と情報技術に関するインフラ
- ⑤ 観光プロジェクトに関する建造物（観光リゾート、博物館等）
- ⑥ 石油、ガス関連インフラ
- ⑦ 下水、排水、浚渫
- ⑧ 廃棄物管理と処理
- ⑨ 病院等健康、教育、スポーツ分野に関するインフラ
- ⑩ 経済特別区に関連するインフラと社会的住宅供給
- ⑪ 灌漑と農業関連インフラ
- ⑫ その他特別法によりコンセッションの供与が認められている分野

契約形態

① BOT（Build , Operate and Transfer）

民間企業がインフラ設備建設のためのコンセッションを獲得し建設する（Build）。コンセッション契約期間内は自ら操業を行い、その収益で投下資本を回収することができる（Operate）。契約期間満了後、所有権、営業権などの権益を政府機関に譲渡する（Transfer）。

- ② **BLT (Build , Lease and Transfer)**
民間企業がインフラ設備の建設のためのコンセッションを獲得し建設する (Build)。設備完成後、合意した期間、規定する賃料で民間企業が国から設備をリースする形式で操業 (Lease)。合意期間の終了後に所有権その他権益を政府機関に譲渡する (Transfer)。
- ③ **BTO (Build , Transfer and Operate)**
民間企業がインフラ設備の建設のためのコンセッションを獲得し建設する (Build)。その竣工をもって政府機関に譲渡する。政府機関は、コンセッション契約が定める期間、その施設の操業の権利を民間企業に譲渡する (Transfer Operate)。
- ④ **BOO (Build , Own and Operate)**
民間企業がインフラ設備の建設のためのコンセッションを獲得し建設 (Build)。設備完成後も政府機関等に所有権、営業権などの譲渡を行わず、そのまま所有し運営する (Own Operate)。
- ⑤ **BOOT (Build , Own , Operate and Transfer)**
民間企業がインフラ設備の建設のためのコンセッションを獲得し建設 (Build)。完成後はインフラ設備の所有者として一定期間操業を行い、その収益で投下資本を回収することができる (Own Operate)。操業契約期間満了後は、すべての所有権その他の権益を、政府機関に譲渡する (Transfer)。
- ⑥ **BCT (Build , Cooperate and Transfer)**
民間企業がインフラ設備の建設のためのコンセッションを獲得し建設 (Build)。契約した期間においては政府機関と民間企業が、利益、損失、その他リスクを分担して、運営・管理に協力する (Cooperate)。期間終了後に、民間企業が所有する全ての所有権その他の権益を、政府機関に譲渡する (Transfer)。
- ⑦ **EOT (Expand , Operate and Transfer)**
民間企業がインフラ設備拡張のためのコンセッションを獲得する (Expand)。契約に定められた期間、投資資金の回収のために施設を運営する権利を民間企業に譲渡する (Operate Transfer)。
- ⑧ **MOT (Modernize , Operate and Transfer)**
民間企業がインフラ設備の近代化のためのコンセッションを獲得する (Modernize)。政府機関は、契約に定められた期間、投資資金回収のため当インフラ設備を運営する権利を民間企業に譲渡する (Operate)。運営期間の終了後、民間企業は、そのすべての所有権その他の権益を、政府機関に譲渡する (Transfer)。
- ⑨ **MOO (Modernize , Own and Operate)**
民間企業はインフラ設備の所有権とその近代化のためのコンセッションを獲得する (Modernize)。この契約が定める両者の合意条件に基づき、民間企業は公共の

利益と、投資資金を回収する両方の目的を達成するよう運営する (Own Operate)。

4. 土地委員会

土地委員会は、2001年制定の改正土地法の下、未登記の土地に関する紛争解決と法的所有権の確定を目的として設立され、土地委員会による占有者間の不動産に関する紛争についての決定を最終的なものとする旨規定している。

図表 13-1 土地委員会の権限

土地の認定
公図の作成
所有権利書の発行
土地の登記
土地の形状、面積、所有者その他土地に対する抵当権の一般開示

(出所) 改正土地法より作成

第14章 知的財産権

1. 知的財産権保護の状況

カンボジアは1995年に「世界知的所有権機関(World Intellectual Property Organization「WIPO」)」に加盟し、それに伴い1997年9月22日には商業省内に知的財産部(Intellectual Property Division)が設立された。また、1998年にはパリ条約に加盟した。当初、知的財産権保護に関する法的枠組みは十分ではなかったが、2000年以降、カンボジア政府は知的財産権に関する一連の法制整備に努力を重ね、2004年のWTO加盟時にはTRIPs協定³の履行義務を果たしている。

カンボジアにおける知的財産を管轄しているのは、①商業省 知的財産局、②鉱工業・エネルギー省 知的財産局、③文化・芸術省 著作権部の3機関。

また、今後以下の法律を制定し、知的財産権の保護規制整備がさらに進められる予定である。

- ① 「非公開情報と取引機密の保護に関する法律」
- ② 「IC配列設計の保護に関する法律」
- ③ 「地理表示の保護に関する法律」

2. 技術援助契約締結に当たっての留意点

(1) 商標

2002年に施行された「商標、名称、不公正競争に関する法律」により商標は保護されている。同法はカンボジアで初めての知的財産権を保護する法律である。

カンボジア国内の商標に対する排他的権利は、商業省知的財産局で登記することによって取得が可能。「事業者の商品またはサービスを識別することができる標章」(同法第2条)について、商標として登記することができる。ただし、識別性がない標章、公序良俗に反する標章、商品の産地と混同する標章、国旗もしくは国を示すエンブレムと同一もしくは類似する商標などは登録することができない。商標登録言語は英語もしくはクメール語を使用する必要がある。

商標の保護期間は10年間で、商標登記から5年経過後の1年以内に商標使用宣言書の提出が必要となる。また、更新費用を支払うことにより10年毎の更新が認められている。

³知的所有権の貿易関連の側面に関する協定：知的財産権の保護に関してWTO加盟国が遵守すべき最低基準

(2) 特許・実用新案証明・工業意匠

2003年1月22日に制定された「特許、実用新案、工業意匠に関する法律」により、許諾済み特許、実用新案及び工業デザインは保護されている。いずれの登録申請も、鉱工業・エネルギー省にて行う。

①特許

「特許」とは発明を保護するために与えられる権利を指し、「発明」とは技術的分野における科学的問題に対する解決方法を提供する発明者のアイデアを指す。発明は製品・方法、ないしはそれらに関連するもので、新規性、進歩性を有し、工業的に応用可能な場合において特許が許諾される。特許に対する権利は発明者に帰属し、20年間保護される。

②実用新案証明

実用新案証明は、新規で工業的に応用可能であり、かつ製品・方法もしくはそれらに関連する実用新案の保護のために供与されるものである。特許登録に必要な進歩性は不要であり、画期的な段階を経ない発明においては、実用新案証明の取得が妥当である。

申請登記の日から7年目の年末に失効し、更新はできない。特許の許諾または拒絶以前においては、1度に限り特許申請を実用新案証明の申請に変更することができる。

③工業意匠

線、色、三面体の組み合わせ、またはその材質によって、工業製品や手工芸品に特別な外観を与え、それらが産業上利用可能で新しい場合には工業意匠として登記することが出来る。登記申請日または先願日以前の12ヵ月間に世界中において未公開である場合に「新規」であると見做される。

登録所有者以外の人間が登録工業意匠による物品をカンボジアで製造・販売・輸入するには、登録所有者の合意が必要である。工業意匠の登記は登記申請日から5年間有効であり、さらに5年間ずつ2回にわたり更新可能である。

(3) 著作権

2003年に制定された「著作権及び関連する権利に関する法律」により、著作権は保護されている。保護の対象は、文学、文化的演技の著作、演技者、音楽制作者の業績や放送機関を通じた放送内容。文化的な製作物の適正かつ正しい利用を保証するため、著者及び演奏者に著作物に関する倫理的権利、経済的権利を与えている。倫理的権利は永久的であり譲渡不可能で時効は存在しない。経済的権利は著者の死後50年間存続する。

経済的な紛争が生じた場合などに法の適用を容易にするため、著作権者は文化・芸術省に作品を供託または登録することができる。

図表 14-1 カンボジアで保護対象となっている知的財産権の概要

	法律 (施行)	所管	登録要件	保護期間
特許	特許、実用新案、工業に関するデザイン法 (2003/1/22)	鉱工業・エネルギー省 知的財産局	新規性/進歩性/工業的 応用可能性	出願から20年
実用新案	特許、実用新案、工業に関するデザイン法 (2003/1/22)	鉱工業・エネルギー省 知的財産局	新規性/工業的応用可能 /製品もしくは製品の製 造プロセスまたは関連 するもの	出願から7年
工業意匠	特許、実用新案、工業に関するデザイン法 (2003/1/22)	鉱工業・エネルギー省 知的財産局	新規性/産業的利用可能 性	出願から5年間 5年ずつ2回更新でき る(最長15年)
商標	商標・名称・不正競争に関する法律 (2002/2/7)	商業省 知的財産局	商品またはサービスの 識別が可能であること	出願から10年(10年 毎に更新可)
著作権	著作権及び関連する権利に関する法律 (2003)	文科芸術省 著作権部	新規性	対象作成の日から著 者が死亡した日の後 50年

(出所) ADB「カンボジア商業登記ハンドブック」、日本国特許庁資料より作成

第15章 環境規制

環境及び自然資源の持続的な保護及び開発を目的として、1993年、環境省（Ministry of Environment）が設立された。

環境保護に関する法令としては、1996年に「環境保護と自然資源管理に関する法律（Law on Environment Protection and Natural Resource Management: LEPNRM）」が制定された。同法は、環境保護と自然資源管理の枠組みを明らかにするとともに、環境省が環境関連政策の立案と実施を管轄する旨を規定している。

その後、個別の環境法令として、1999年には①「固形廃棄物の管理に関する政令（Sub-Decree on Management of Solid Waste）」及び②「水質汚染管理に関する政令（Sub-Decree on the Water Pollution Control）」が、さらに2000年には③「大気汚染と騒音公害の管理に関する政令（Sub-Decree on the Control of Air Pollution and Noise Disturbance）」が制定されている。この他、1999年には、民間企業に対して環境負荷評価を求める政令として、④「環境負荷評価手順の実施に関する政令」が施行されている。

汚染物質の排出許容量に関する数値基準等の詳細は各政令において規定されている。例えば、①「固形廃棄物の管理に関する政令」においては、危険廃棄物のカテゴリーが指定されるとともに、それら危険廃棄物の所有者に対する保管上の義務や廃棄方法等が定められている。②「水質汚染管理に関する政令」においては、排水してよい汚染物質の許容量や、環境省の汚染物質排出許可を取得する必要があるか否かの基準が定められている。また、③「大気汚染と騒音公害の管理に関する政令」においては、大気中に放出してよい汚染物質の許容量が定められている。④「環境負荷評価手順の実施に関する政令」においては、環境負荷評価の内容と評価書式及び評価を必要とするプロジェクトの業種、内容、規模等を定めている。環境負荷評価を必要とするプロジェクトの業種、内容及び規模は図表 15-1 のとおりである。環境負荷評価を求められる民間企業は、環境負荷評価作業及びプロジェクト実施に関するモニタリング作業をカンボジア政府に委託することとなり、モニタリング作業に対して、経済財務省が定めるサービス料を支払う必要がある。サービス料は環境省の提案に従い国庫に帰属することになる。

なお、カンボジアにおいては、上記のとおり環境規制自体は存在するものの、他の東南アジア諸国と比較すると、これらは厳格には執行されておらず、環境負荷評価も環境省による執行の運用が緩やかであることに起因して通常は実施されていない。但し、現在、カンボジア政府は環境規制及び環境負荷評価に関する新たな法規制の整備を進めており、2013年中に施行されるのではないかと見込まれている。新しい法規制が施行された場合、環境規制がより厳格に運用され、環境負荷評価も適切に実施されることが期待される。

図表 15-1 環境負荷評価を必要とするプロジェクトの業種・内容・規模

プロジェクトの業種及び内容		規模	プロジェクトの業種及び内容		規模
A 工業					
I 飲食、飲料及びタバコ			10	床タイルの製造	9万個以上/月
1	食品加工及び缶詰の製造	500トン以上/年	11	炭化カルシウム工場	全サイズ
2	果物飲料の製造	1,500ℓ以上/日	12	建築材の製造（セメント）	900トン以上/月
3	果物の製造	500トン以上/年	13	自動車用油及び潤滑油	全サイズ
4	オレンジジュースの製造	全サイズ	14	石油の研究調査	全サイズ
5	ワインの製造	全サイズ	VII 金属工業		
6	アルコール及びビールの醸造	全サイズ	1	機械工業	全サイズ
7	水の供給	対1万人以上 ^{注1}	2	機械貯蔵工場	全サイズ
8	タバコの製造	1万箱以上/日	3	機械及び造船事業	全サイズ
9	タバコの葉の加工	350トン以上/年	VIII 金属加工業		
10	砂糖の精製	3,000トン以上/年	1	有刺鉄線及びネットの製造	300トン以上/月
11	精米及び穀物	3,000トン以上/年	2	製鋼、鉄、アルミニウム	全サイズ
12	魚、大豆、テリ、トマトソース	50万ℓ以上/年	3	あらゆる種類の精錬	全サイズ
II 皮なめし、縫製及び繊維			IX その他の工業		
1	繊維及び染料工場	全サイズ	1	廃棄物処理、焼却	全サイズ
2	縫製、洗浄、印刷、染色	全サイズ	2	排水処理工場	全サイズ
3	皮なめし及び膠	全サイズ	3	発電所	5MW以上
4	スポンジ、ゴム工場	全サイズ	4	水力発電	1MW以上
III 木材生産			5	綿の製造	15トン以上/月
1	ベニヤ板	10万㎡以上/年	6	動物食品加工	1万トン以上/年
2	人工木材	1,000㎡以上/年	B 農業		
3	製材工場	5万㎡以上/年	1	利権森林	1万ha以上
IV 紙			2	伐木	500ha以上
1	紙工場	全サイズ	3	森林で覆われた土地	500ha以上
2	パルプ及び紙の加工	全サイズ	4	農業及び農工業用地	1万ha以上
V プラスチック、ゴム及び化学製品			5	浸水した沿岸の森林	全サイズ
1	プラスチック工場	全サイズ	6	灌漑システム	5,000ha以上
2	タイヤ工場	500トン以上/年	7	排水システム	5,000ha以上
3	ゴム工場	1,000トン以上/年	8	漁港	全サイズ
4	バッテリー工場	全サイズ	C 観光業		
5	化学製品工業	全サイズ	1	観光地区	50ha以上
6	化学肥料工場	1,000トン以上/年	2	ゴルフ場	18ホール以上
7	農薬製造業	全サイズ	D インフラ		
8	塗料の製造	全サイズ	1	都市化開発	全サイズ
9	燃料化学	全サイズ	2	工業地域	全サイズ
10	液体、粉末及び固形の石けんの製造	全サイズ	3	道路橋の建設	重量30トン以上
VI 金属以外の鉱業			4	ビル	高さ12m以上又は床面積8,000㎡以上
1	セメント工業	全サイズ	5	レストラン	500席以上
2	原油精製	全サイズ	6	ホテル	60部屋以上
3	ガス工場	全サイズ	7	沿岸地域に隣接したホテル	40部屋以上
4	石油及びガスのパイプラインの製造	2km以上	8	国道の建設	100km以上
5	石油及びガスの分離・貯蔵設備	1,00万ℓ以上	9	鉄道の建設	全サイズ
6	燃料補給所	2万ℓ以上	10	港の建設	全サイズ
7	鉱業	全サイズ	11	空港の建設	全サイズ
8	ガラス及び瓶の工場	全サイズ	12	浚渫	5,000㎡以上
9	煉瓦及び屋根瓦の製造	15万個以上/月	13	ごみ集積場及び/又は埋立地	20万人以上 ^{注2}

(注 1) 1 万人以上に水を供給するプロジェクトの意

(注 2) ごみ集積場及び/又は埋立地は 20 万人以上が居住可能な地域に設置するもの

(出所) Sub-Decree on Environmental Impact Assessment Process より作成

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出入規制

2000年1月に商業省より発令された「商業会社の貿易業務に関する省令 (Prakas on Trading Activities of Commercial Companies)」によると、商業省に登録したカンボジア企業及び外国企業は自由に貿易業務に従事することが可能である。貿易の管轄官庁は商業省、経済財務省傘下のCAMCONTROL。

輸出入規制品目は、政令 No.209 ANK.BK の禁止・規制品目一覧表に品目別に、必要なライセンスおよびその担当省庁も明示されている。担当省庁には、カンボジア開発評議会 (CDC)、農林水産省 (MAFF)、経済財務省 (MEF)、鉱工業エネルギー省 (MIME)、商業省 (MOC)、文化芸術省 (MOCFA)、国防省 (MOD)、環境省 (MOE)、保健省 (MOH)、内務省 (MOI)、郵便通信省 (MPTC)、カンボジア中央銀行 (NBC) がある。

日本から輸出する際の船積み前検査は不要。また、セーフガード、アンチダンピング、相殺関税等に関する法、規制は存在しない。

地理的な制約を受ける特定の輸出入地域は存在しない。

(1) 輸入規制

1994年に発表された包括的貿易改革プログラムにより、基本的に輸入規制は撤廃されている。輸入禁止・規制品目、担当官庁等の詳細は、政令 No.209 ANK.BK の禁止・規制品目一覧表に記載されている。輸入ライセンス制度についても一部 (全体の品目数の約 18%) を除いて 1994年に撤廃された。

図表 16-1 主な輸入禁止品目と輸入規制品目のリスト

輸入禁止品目	
	中古品 (タイヤ、コンピューター、電池、履物、バッグ等)
	右ハンドルの自動車
	宗教、政治的、または猥褻図書等の法律に触れる印刷物
	知的財産権を侵害する偽物
輸入許可が必要な品目 (担当官庁名)	
	薬品、医療関係品 (保健省)
	生きている家畜 (農林水産省)
	武器弾薬 (内務省)
	文化芸術関係品 (文化芸術省)
	金・銀 (カンボジア国家銀行)

(注) ライセンスが必要な品目は、政令 No.209 ANK.BK の禁止・規制品目一覧表を参照
(出所) 関税消費税総局、JETRO 資料より作成

(2) 輸出規制

輸出禁止・規制品目、担当官庁等の詳細は、輸入規制同様、政令 No.209 ANK.BK の禁止・規制品目一覧表に記載されている。

2012 年 12 月現在、カンボジアには現地化比率規定は存在しない。また、輸出製品の生産における輸入原材料・部品の使用については、健康・環境・社会に有害でないこと以外に規制されていない。

図表 16-2 主な輸出禁止品目と主な輸出規制品目のリスト

輸出禁止品目	
	木材
輸出規制対象品目（ライセンス申請先）	
	木材加工製品[家具、木製手工芸品等]（農林水産省）
	武器、軍用車両・機器（防衛省）
	薬品・医療関係品（保健省）
	文化財（文化芸術省）

(注) ライセンスが必要な品目は、政令 No.209 ANK.BK の禁止・規制品目一覧表を参照
(出所) 商務省、JETRO 資料より作成

2. 関税制度

カンボジアの関税制度は、投資法または他の特別規定による免税措置が認められている場合を除き、全ての輸出入貨物について 2007 年に施行された税関法により運用されている。この法律の管理と執行には経済財務省傘下の関税消費税総局が責任を有している。

関税体系は、①一般関税率の他、②後発開発途上国としての輸出に関する特惠、③輸出に関する優遇措置、制限及び課税、④免税輸入（マスターリスト）、⑤ASEAN 自由貿易協定（AFTA）による特惠関税率、⑥ASEAN と各国間の自由貿易協定、⑦日本・ASEAN 包括的経済連携協定（ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership : AJCEP）があり、条件により適用できる。

一般関税率は輸入関税が 0%、7%、15%、35% の 4 区分、輸出税は主に 10% である。なお、輸入に際しては原則付加価値税（10%）が課される。

図表 16-3 輸入における一般関税の適用税率と主要品目

適用税率	主要品目
0%	医療用品、肥料、書籍、鉱石、石油ガス 等
7%	食用の果実、動・植物性の油脂、糖類、原皮（毛皮を除く）および革、身辺細貨類、自転車、楽器 等
15%	アルコール（ビールを除く）、モーターサイクル、時計 等
35%	わら等の組物材料の製品、家庭用電気機器、乗用自動車

(出所) 関税消費税総局資料より作成

3. 通関手続

通関手続の簡素化のため、包括的電子通関システムである ASYCUDA⁴ を核とした「貿易円滑化プログラム」が実施されている。通関申告書に「単一管理書類 (SAD)」を使用し、貿易関連の申請、通関、検査に適用するリスクマネジメントシステムを導入。

SAD は 2008 年 1 月から手作業による入力用として使用され始め、ASYCUDA は同年 5 月からシハヌークビル港で運用が開始された。SAD は全ての通関業務で使用され、ASYCUDA も全ての通関を対象に順次運用が開始されている。

ASYCUDA が運用されている税関では、90%以上の輸出入貨物が税関申告書の提出後 24 時間以内に通関を終了させており、ASYCUDA の導入により、開梱検査の必要がある貨物件数も減少している。

図表 16-4 輸出入通関手続に必要な書類

	輸出	輸入
輸出入申告書 (ASYCUDAで作成)	○	○
輸出申請書	○	
認証済みインボイス	○	○
パッキングリスト	○	○
船荷証券	○	○
付加価値税登録書	○	○
輸入許可証 (必要な場合)		○
輸出許可証 (税関支署が発行)	○	
関税免除許可証 (必要な場合)	○	○
原産地証明書 (必要な場合)	○	○
輸出入ライセンス (必要な場合)	○	○

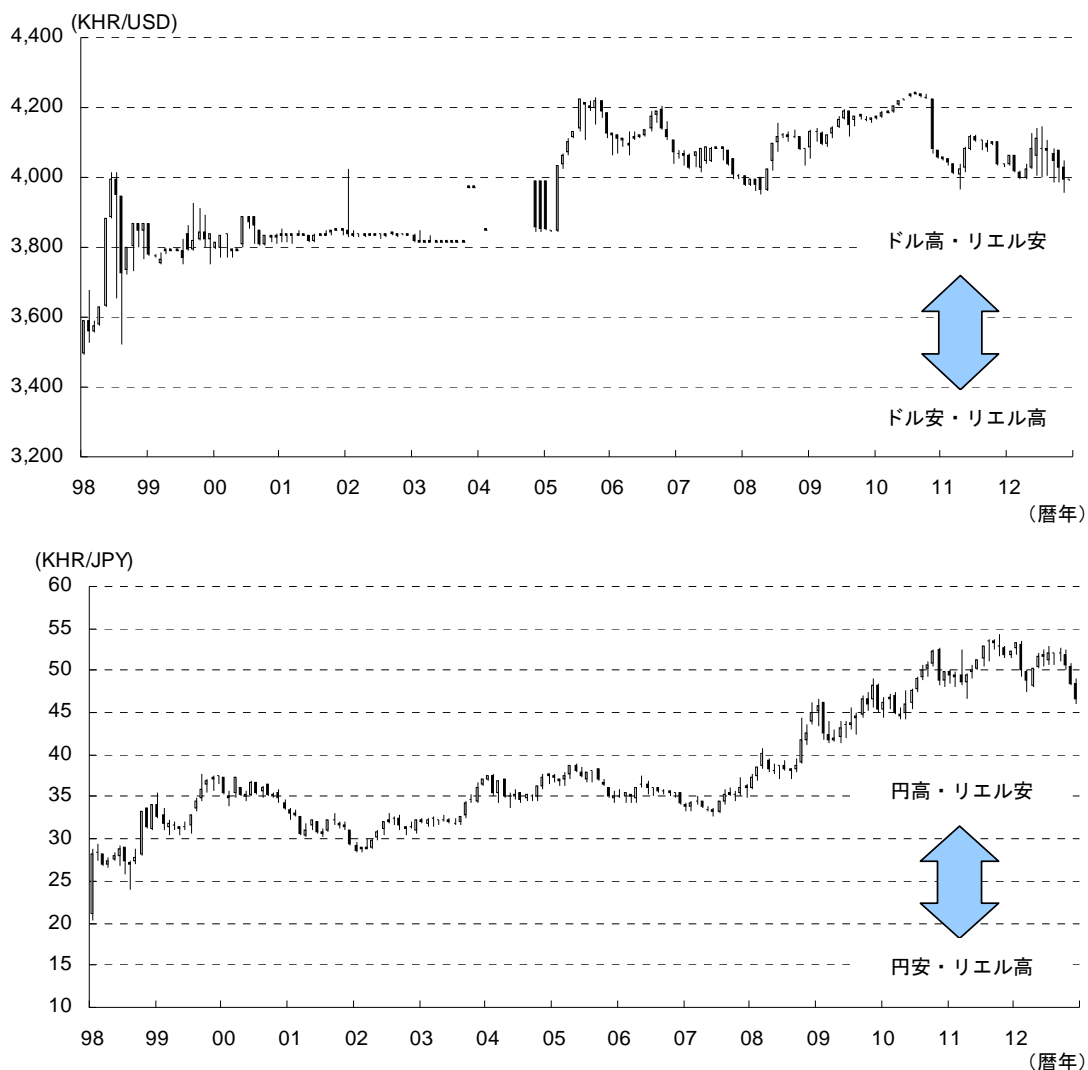
(出所) 商務省、JETRO 等の資料より作成

4. 為替相場

カンボジアの為替相場は管理フロート制を採用している。基本的に中央銀行 (NBC) が、現地通貨リエルの対米ドルレートを安定的に管理しており、およそ 1 ドル=4,000 リエル前後で推移している。2009 年は 5,400 万ドル、2010 年は 4,800 万ドル規模の為替市場への介入 (リエル買いドル売り) を行った (2011 年は実施していない)。

⁴Automated System for Customs Data の略称。通関業務のコンピュータ化の総称のこと。日本では NACCS という名称の通関システムを使用している。ASYCUDA は UNCTAD (国連貿易開発会議) がシステム化の遅れている国に対して無料で提供を行っている。

図表 16-5 外国為替レートの推移



(出所) Bloomberg より作成

5. 外国為替管理と外貨交換制度

1992年の政令では、外国通貨による取引が禁止されている。しかし、カンボジアは高度にドル化⁵した経済であり、流通している現金の90%以上が米ドル、預金の約97%は米ドル建てとなっている。

居住者は国内銀行に外貨建て口座を自由に保有することができる。海外での預金口座開設についてもマネーロンダリング規制以外に特段の制限はない。非居住者であってもカンボジア国内で預金口座を自由に保有でき、マネーロンダリング規制以外に特段の規制は存在しない。なお、一部の銀行では口座開設時に有効期限の残存期間が6ヵ月以上のビザの提示を求められる場合がある。

⁵米ドルが米国以外の国で国内通貨に代わる通貨として利用される現象のこと。

(1) 貿易取引

1997年に制定された外国為替法（Low on foreign exchange）で、外為取引の原則自由が規定され、輸出入時の決済手段にはL/Cも利用されている。

ただし、すべての越境外為取引はカンボジアで営業する公認銀行を通じて行わなければならない。公認銀行は1万ドル以上の送金について、その都度の送金額をカンボジア中央銀行へ届け出る必要がある。

金、未加工の宝石、その他の貴金属の輸出入は、カンボジア中央銀行へ事前に届け出ることで自由に行うことができる。

旅行者による1万ドル以上相当の支払い手段またはこれに相当する国内通貨の持出し、持込みについては税関への申告が義務付けられている。

居住者と非居住者間の貿易金融を含む借款や借入は、貸出と返済が公認銀行を通じて行われることを条件に自由に契約することが認められている。

なお、マネーロンダリング規制については、反資金洗浄・金融テロ撲滅法（Law on Anti-Money Laundering and Combating the Financing Terrorism）が2007年に公布され、特に公認銀行において厳格に適用されている。

(2) 貿易外取引

運賃や、保険料等のサービス・役務、仲介貿易における外貨支払い、技術援助契約に基づくロイヤリティの支払いなどに対して特段の規制は存在しない。

(3) 資本取引

対内及び対外直接投資に関して、特段の規制は存在しないが、居住者による10万ドル以上の対外投資については、カンボジア中央銀行への事前届け出が必要である。

また、海外からの投資について、10万ドル以上の外為取引に関しては公認銀行からカンボジア中央銀行に報告される。なお、公認銀行では預金で集めた資金を海外で運用することは禁止されている。

国内の証券取引については、カンボジア証券取引所での取引決済通貨はリエルのみが認められている。

(4) 対外送金

改正投資法第11条は、適格投資プロジェクト（QIP）に対して、投資に関連して生じる金融債務返済のため、投資家が公認銀行を通じて外貨を購入し、自由に国外へ送金できることを保証している。承認されている海外送金は以下の4種類。

- ① 輸入に関する支払い、及び国際融資における元本、利子の支払い
- ② ロイヤリティ及び経営管理手数料の支払い
- ③ 利益の送金
- ④ 撤退（会社解散）に伴う投下資本の本国送金

第17章 金融制度

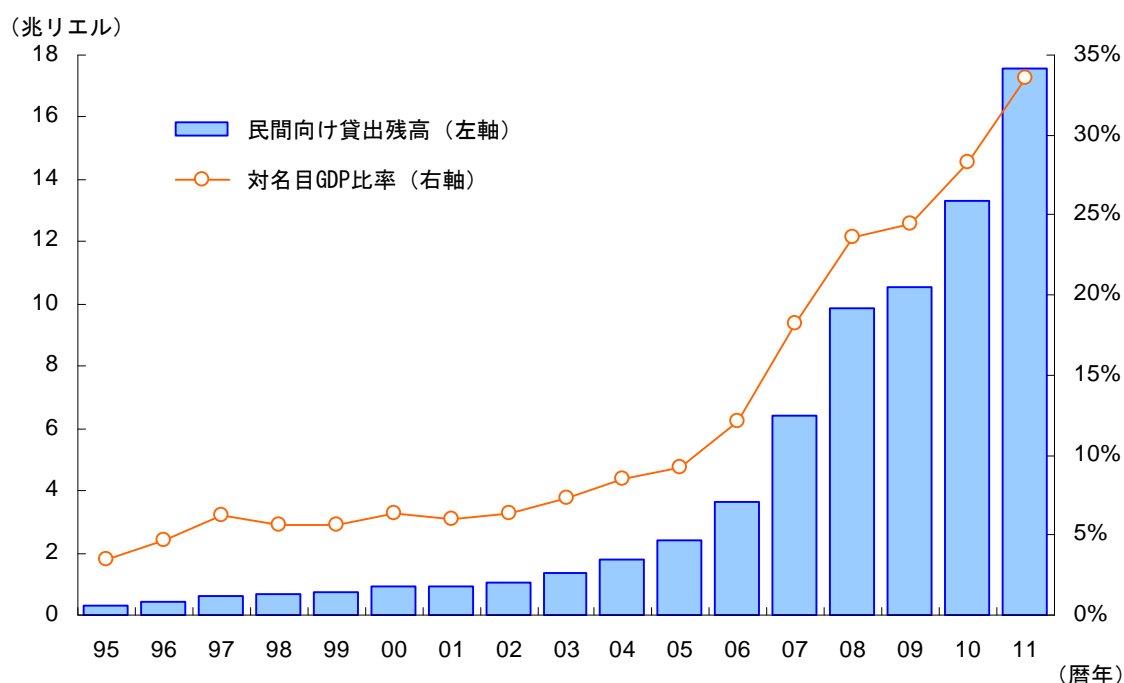
1. 金融機関

カンボジア中央銀行（National Bank of Cambodia : NBC）のホームページによると、2013年1月時点の同国の金融機関は、NBC、商業銀行31行、特別銀行7行、マイクロファイナンス29社、外国銀行の駐在員事務所4行で構成されている。

近年、商業銀行の参入が急増し（商業銀行数は2005年時点から倍増）、1行あたりの貸出残高は、周辺諸国（ベトナム、フィリピン、インドネシア、バングラデシュ、スリランカ）に比べて著しく少ない。しかし、IMFの調査によると、預貸スプレッドの急速な縮小は生じておらず、銀行業界の競争環境はまだ激化していない。むしろ、IMFでは急速に増える商業銀行をNBCが十分に監督・管理することが、同国の金融の安定に欠かせないと指摘している。

2011年12月末時点のカンボジアの民間向け貸出残高は17.6兆リエル。2006年以降、貸出残高は年率37%のペースで増加しているが、名目GDPに対する比率は33.6%に留まっている。ベトナムやタイでは貸出残高がほぼ名目GDPと同程度であることと比較すると、カンボジアの金融は発展途上であるといえる。

図表 17-1 民間向け貸出残高と名目GDP比率の推移



(出所) National Bank of Cambodia, National Institute of Statistics 資料より作成

(1) 中央銀行

カンボジア中央銀行は、フランスからの独立を果たした翌年の1954年12月23日に設立された。当時、隣国ではラオスが1953年10月の仏・ラオス条約により完全独立し、ベトナムが1954年7月のジュネーブ休戦協定で北緯17度線を暫定軍事境界線として南北分離されていた。カンボジア中央銀行が設立された背景には、ラオスやベトナムの通貨との連動を排除するために、自国通貨リエルを発行することがあった。

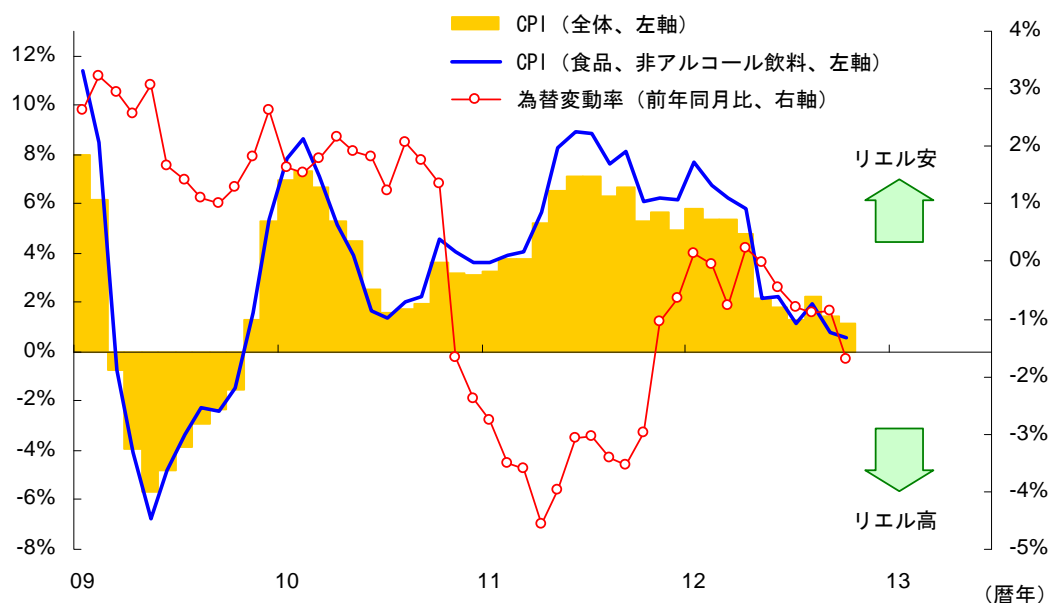
しかし、1975年にクメール・ルージュによってカンボジアでは貨幣制度が廃止され、カンボジア中央銀行も閉鎖された（銀行ビル自体も破壊された）。

その後、1979年10月10日にカンボジア人民銀行（the People's Bank of Cambodia）の名前で業務を再開。1992年2月にNational Bank of Cambodiaに名称を変更し、現在に至っている。

カンボジア中央銀行の役目には、金融機関の監督、金融機能の安定化、金融政策を通じたマクロ経済への貢献等がある。カンボジアの場合は国内に流通する通貨の9割がドルであるため、中央銀行が金利操作等で市中の貨幣供給量をコントロールすることは出来ない。このため、中央銀行では、預金準備率操作を通じてマネーサプライの調整を試みたり、為替市場での介入（通貨価値の安定）を通じてインフレ率の安定を図ったりしている。

但し、カンボジアの場合は、消費者物価の43.3%を食料品が占めているため、為替変動以上に農産物価格の変動の影響が大きい。

図表 17-2 消費者物価上昇率と為替変動率の推移



(出所) IMF、Ministry of Planning 資料より作成

(2) 商業銀行

2011 年末時点で財務データ等を中央銀行に提出している 28 行の資料によると、カンボジアでは大手 5 行で商業銀行全体の総資産の 6 割、貸出残高の 7 割を占めている。中でも、①Aceda Bank（構成比：総資産 19.2%、貸出残高 23.9%）、②Canadia Bank（同：総資産 16.7%、貸出残高 18.0%）、③Cambodian Public Bank（同：総資産 13.0%、貸出残高 14.5%）は総資産、貸出残高ともに全体の 10%以上を占めている。

主な貸出先は銀行によって特徴がある。①Aceda Bank では農林水産業と小売業向けが、②Canadia Bank と③Cambodian Public Bank ではホテル・レストラン業向けが、④ANZ Royal Bank では製造業と卸売業向けが、⑤Bank for Investment & Development of Cambodia では製造業向けの構成比が平均に比べて高い。

商業銀行全体の不良債権は貸出残高の 2.25%（未監査）と、全体的には健全な状態にある。しかし、中には Cambodia Mekong Bank のように、不良債権比率が 25%を上回っている銀行もある。同行は他行に比べて不動産、金融サービス、公益業への貸出比率が高い。

預貸比率は全体平均で 82%だが、預貸スプレッドが 10%程度あるため、28 行中 23 行が黒字を達成している。

日系では、日本国内では銀行業は行っていないが、マルハングループがカンボジアでの商業銀行のライセンスを取得して事業を行っている。

図表 17-3 商業銀行の主要勘定残高(2011 年 12 月末)

(100万リエル)

順位	銀行名	総資産	貸出残高	不良債権	不良債権/ 貸出残高	預金残高	貸出残高/ 預金残高	純利益
1	ACLEDA BANK Plc.	6,063,681	4,102,821	7,299	0.18%	4,492,049	91%	176,873
2	CANADIA BANK PLC.	5,279,836	3,079,009	131,061	4.26%	3,974,422	77%	142,497
3	CAMBODIAN PUBLIC BANK Plc.,	4,093,420	2,484,017	89,715	3.61%	3,136,978	79%	95,720
4	ANZ ROYAL BANK CAMBODIA Ltd.	2,840,347	1,332,837	50,520	3.79%	2,306,093	58%	48,933
5	BANK FOR INVESTMENT&DEVELOPMENT OF CAMBODIA Plc.	1,820,359	1,156,250	360	0.03%	464,539	249%	19,393
6	FOREIGN TRADE BANK OF CAMBODIA.	1,654,958	608,553	17,263	2.84%	1,315,089	46%	35,717
7	MAY BANK PHNOM PENH BRANCH.	1,290,251	682,814	24,616	3.61%	606,716	113%	11,443
8	UNION COMMERCIAL BANK PLC.	1,025,197	589,874	2,593	0.44%	778,639	76%	18,625
9	BANK OF CHINA LIMITED PHNOM PENH BRANCH	833,832	24,626		0.00%	549,437	4%	-5,146
10	ADVANCED BANK OF ASIA LIMITED.	817,998	379,903	13,652	3.59%	659,691	58%	8,173
11	VATTANAC BANK	763,629	343,242		0.00%	580,336	59%	12,583
12	FIRST COMMERCIAL BANK PHNOM PENH BRANCH.	578,187	379,811	4,226	1.11%	294,051	129%	23,594
13	MARUHAN JAPAN BANK Plc.	501,262	133,163	10,187	7.65%	211,313	63%	-5,669
14	CAMBODIAN COMMERCIAL BANK LTD.	474,833	126,722		0.00%	337,670	38%	4,735
15	PHNOM PENH COMMERCIAL BANK	413,934	174,337		0.00%	87,836	198%	5,419
16	O.S.K INDOCHINA BANK	413,896	233,588	799	0.34%	188,624	124%	-5,451
17	CIMB BANK PLC.	363,255	171,925		0.00%	200,333	86%	-13,594
18	SAIGON THUONG TIN (CAMBODIA) PLC	353,082	229,563	160	0.07%	57,310	401%	10,613
19	AGRI BANK CAMBODIA BRANCH	274,034	78,057		0.00%	101,788	77%	3,547
20	CAMBODIA ASIA BANK LTD.	271,189	142,366	2,020	1.42%	112,929	126%	1,257
21	SINGAPORE BANKING CORPORATION Ltd.	256,538	138,281	1,893	1.37%	193,807	71%	2,567
22	KRUNG THAI BANK PUBLIC CO., LTD PHNOM PENH BRANCH	229,641	112,006	593	0.53%	64,030	175%	2,455
23	SHINHAN KHMER BANK Limited.	198,916	153,058		0.00%	91,853	167%	6,044
24	HWANG DBS COMMERCIAL BANK	198,540	75,668	112	0.15%	12,466	607%	-726
25	KOOKMIN BANK CAMBODIA.	187,653	101,414	6,601	6.51%	65,734	154%	805
26	CAMBODIA MEKONG BANK PUBLIC LIMITED.	183,550	87,481	22,701	25.95%	75,379	116%	703
27	BOOYOUNG KHMER BANK	152,422				3,477		1,416
28	BANK of INDIA Phnom Penh Branch	67,478	16,769		0.00%	3,383	496%	129
	合計または平均	31,601,920	17,138,155	386,371	2.25%	20,965,968	82%	602,653

(出所) National Bank of Cambodia 資料より作成

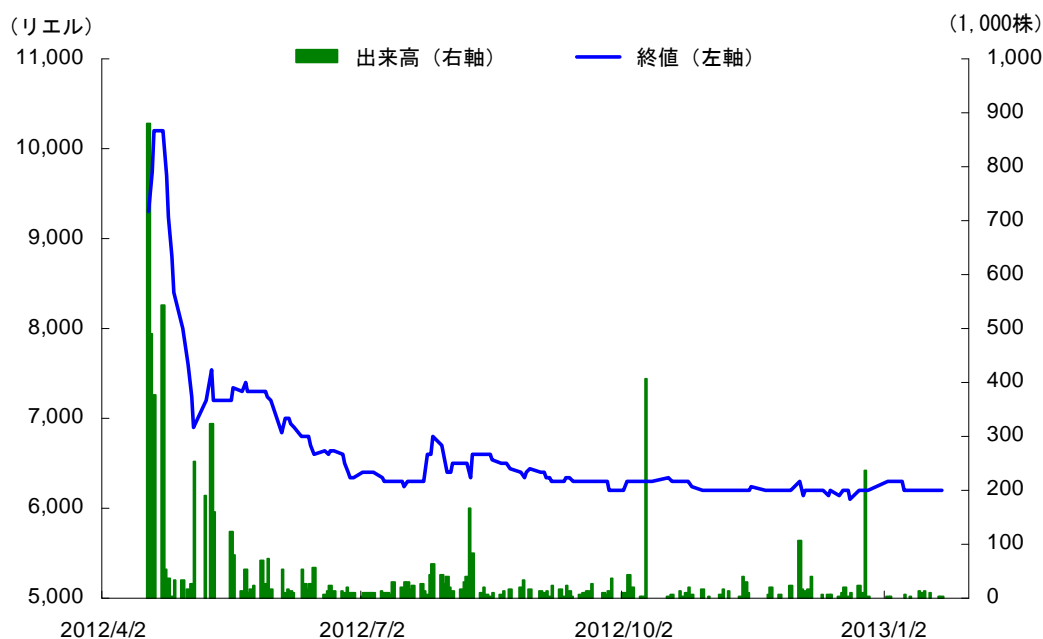
2. 資本市場

(1) 株式市場

2010年2月23日、カンボジア証券取引所（Cambodia Securities Exchange：CSX）が設立された。プノンペン水道公社が上場し、2012年4月18日に取引が開始された。しかし、上場銘柄が増えないこともあって取引量は少なく、プノンペン水道公社の株価も公開価格（6,300リエル）の水準で推移している（図表17-4）。

CSXに上場するには、株主分布や財務状況での審査基準がある。例えば、株主分布では、議決権付株式を1%未満保有する株主数が200名以上で、且つ、当該株主への割当総数が20万株または全株式の15%超であることが求められる。また、財務状況では、直近会計年度の純利益が5億リエル（約1,000万円）以上であること、過去3年間に亘って黒字であること、過去3年間の純利益の合計が10億リエル（約2,000万円）以上であることが求められている。

図表 17-4 プノンペン水道公社の株価の推移



(出所) Bloomberg より作成

(2) 債券市場

カンボジアでは、政府短期証券（T-Bill）等の国債が発行されていないため、債券市場での資金調達は出来ない。

第18章 資金調達

1. 資金調達に係る規制

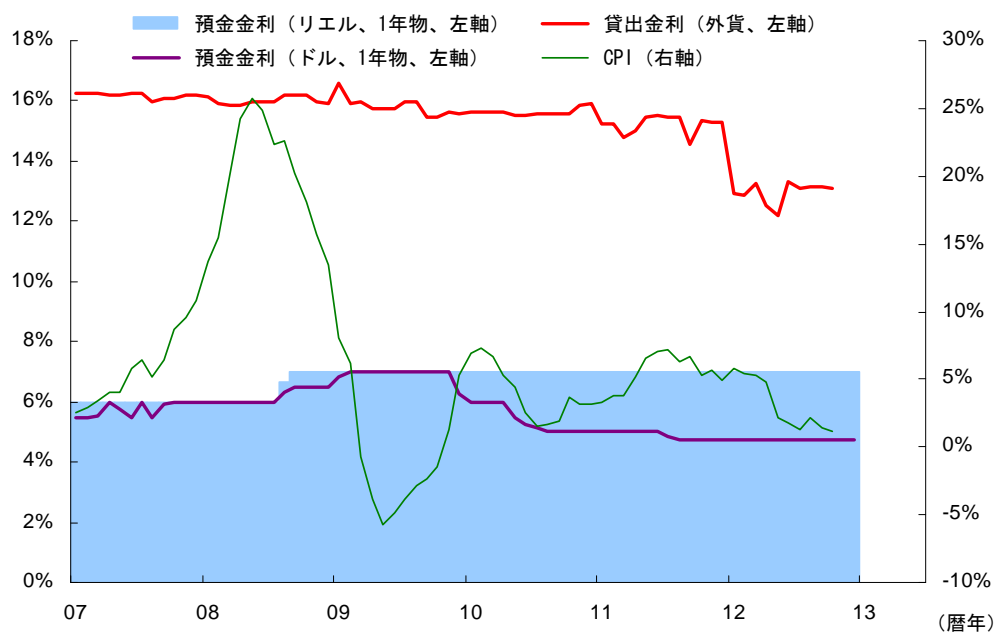
カンボジアでは、企業の資金調達に関する規制はほとんど無い。リエル建て借入だけでなく、ドル建て借入も制限なく自由に行え、海外からの外貨借入・親会社借入も自由である。また、送金についても外資規制はなく、企業が獲得した利益も配当も自由に送金することができる。調達する通貨については、カンボジアではドルが市中流通通貨の90%以上を占めていることから、ドルでの調達需要が圧倒的に多い。

海外からカンボジア国内に投資する場合、10万ドル以上の外為取引に関しては、カンボジアの公認銀行から中央銀行に報告される。また、カンボジア国内に1万ドルを超える現金を持ち込む場合には、税関への申告が必要である。

一方、カンボジア国内から海外に投資を行う場合、10万ドル以上の投資については、中央銀行への事前届け出が必要である。また、カンボジアから国外に1万ドルを超える現金を持ち出す場合には、税関への申告が必要である。

大口融資規制では、1グループに対して銀行の自己資本の10%までと、近隣のASEAN諸国に比べても厳しい。例えば、インドネシアでは疑似資本の25%が上限である。但し、カンボジアの場合には、グループの名寄せができるか等の問題点も指摘されている。

図表 18-1 各種金利と消費者物価上昇率の推移



(出所) IMF、Canadia Bank Plc 資料より作成

2. 日系企業の資金調達

日系企業の資金調達の手段としては、親会社からの出資（増資等）や親会社からの借入が多く、地場銀行からの借入のケースは殆どない。また、カンボジアには邦銀（三菱東京UFJ 銀行、三井住友銀行）の駐在員事務所はあるが、銀行の支店はないため「親会社の保証を元にした邦銀からの借入」は行われていない。また、日系企業では、株式市場や債券市場を通じた資金調達も行われていない。

カンボジアでは流通している通貨の殆どがドルであるため、企業の決算書もドルを採用している企業が殆どである。中には、リエルで回収した売上を銀行でドルに両替して入金している企業もある。

日常生活ではリエルの必要性は低いが、納税はリエルで行われる。このため、税務申告書の作成時には通貨の洗い替えが必要となる。

ひとくちメモ (9) : 意外と高い地場銀行からのドル調達コスト

カンボジアではドルが多く流通しているため、企業の資金調達でもドルの人気の高い。必要資金の全額を自己資本で賄えればよいが、中には銀行からの借入を必要とする企業もある。その場合、地場銀行からも借り入れることはできるが、実際には海外（オフショア）で借りてカンボジアに送金するケースが多いようである。

あえて海外送金コストを負担してまでオフショアから調達するのは、ドルの調達コストの差が大きいためである。例えば、2012年11月時点のドルの調達金利は、国内で15%、オフショアで3%。オフショアで調達し、源泉税（利息分に対して14%の課税）を支払ったとしても、オフショアからは4.2%で調達できる。このため、オフショアでドルを調達できる企業は、高い金利を提示するカンボジアの地場銀行からドルを借り入れるインセンティブが低いのである。

3. カンボジアの商業銀行の特徴

地場銀行の融資先は、国内のSME（中小企業）が中心である。2010年のJICA調査によると、全国の事業所の殆どが従業員数2名のパパママ・ショップのような事業所で、個別企業の信用力は決して高くない。しかし、商業銀行の不良債権比率（不良債権÷貸出残高）は2.5%と低い。不良債権比率が低い背景には、①銀行の貸出残高が急速に増えていること（分母が大きくなっている）、②預貸スプレッドが10%ポイント程度と高いこと、③土地担保を十分にとっていること等が挙げられる。

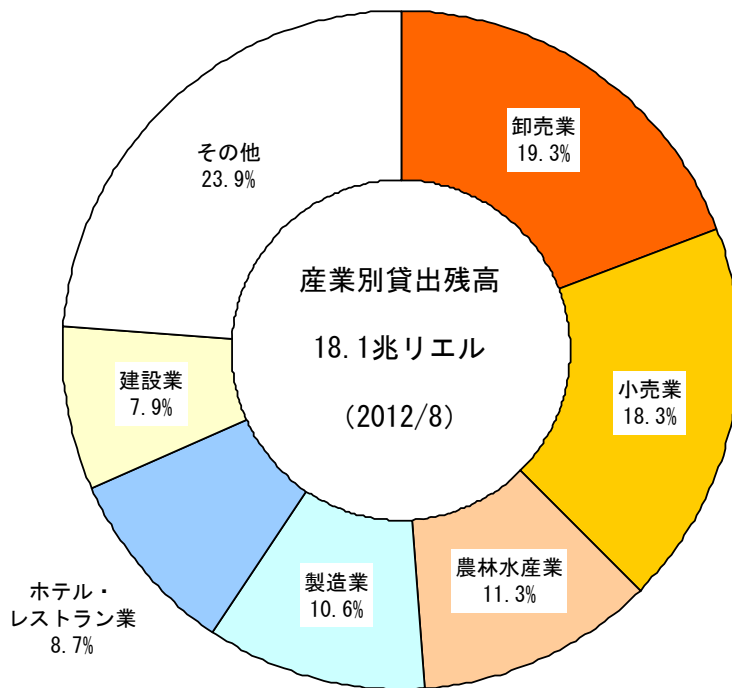
カンボジアの商業銀行では、まだ事業計画に基づく融資は行われておらず、土地を担保に取っている。金利の上限についての規制法も存在しておらず、また現行の民法施行以前は抵当権の設定が認められていなかったため、「過大な担保」「過大な金利」の割に「融資は少額」に留まっている。

商業銀行の貸出先を産業別にみると（2012年8月時点）、卸売業（構成比：19.3%）、小売業（18.3%）と、サービス業の比率が高い。カンボジアではまだハイパーマーケットやコンビニエンスストアのような近代小売店舗が発展していないことから、卸売業や小売業向けの貸付金の使途の多くは、仕入れ代金の決済等の運転資金に充当されているものと推察

される。

一方、製造業向けは全体の1割程度と、名目GDPの構成比（2010年：15.6%）よりも低い。日系企業の進出が進んでいるが、初期の資本金に工場設立費用や数年分の必要資金が含まれているケースが多いこと、カンボジア国内でのドル調達コストがオフショア調達よりも高いこと等から、製造業向けへの貸出構成比は伸びていない。

図表 18-2 産業別(金融除く)貸出残高構成比



(出所) National Bank of Cambodia 資料より作成

ひとくちメモ (10) : 通貨について ~ クメールリエルの存在感

カンボジアにはクメールリエル (KHR) という独自の通貨が存在しているが、国内の市中流通通貨の9割以上はドルであり、ドルを持っていれば日常生活を送る上で不便はない。リエル札は1ドル未満の取引の際 (釣銭など) に利用される程度である。

但し、納税はリエルで行う必要があるため、進出している日系企業の多くはドル口座とリエル口座の2種類の銀行口座を開設している。また、国境近辺の地域では隣国の通貨も多く利用されており、地域によってタイバーツやベトナムドンの銀行口座も開設し、従業員の希望する通貨での給与支払いを行っている企業もある。

このように自国通貨であるリエルの取引量が絶対的に少ない状況下で、2012年に取引が開始されたカンボジア証券取引所 (CSX) では、使用通貨を決定する際に様々な議論がもたらされた。CSXでは取引開始から3年間の時限付措置としてドルでの決済を認めている。2015年以降は使用通貨をリエルに限定する予定。

第19章 労働事情

1. 労働法の体系

カンボジアにおける労働関係の法制度としては、憲法及び1997年3月に制定された「労働法（Labor Law）」（以下「1997年労働法」という）が存在する。

1997年労働法は、社会主義的色彩の濃かった1992年に制定された旧労働法に大幅な修正が加えられたもので、旧労働法との比較では、労働者や組合の権利を尊重した自由主義的なものとなっている。もっとも、この修正後においてもなお、現代社会の発展に伴って生ずる労働問題に対処するには十分ではなく、カンボジア政府も労働法制の見直しについて随時検討を進めている最中である。

(1) 雇用に関する憲法の規定

カンボジアの憲法においては、雇用に関して、労働者の権利保護及び雇用における男女平等を確保する観点から、以下のような規定がなされている。

①労働者の権利保護に関する規定

労働者の権利保護に関しては、労働者の権利保護に不可欠な労働組合を組織する権利などが規定され、また、労働者のストライキ権などが法定されることなどが謳われている。

- a) カンボジア人は、男女ともに、労働組合を組織し、その組合員になる権利を有する（第36条）
- b) 労働組合の組織と労働組合が行う行為は、法によって定める（第36条）
- c) ストライキ権と非暴力的デモ行為は、法の定める範囲により行われるものとする（第37条）

②雇用における男女平等に関する規定

雇用における男女平等に関しては、男女平等に同一労働に対して同一賃金を得る権利などが規定され、また、女性の特性に配慮した出産休暇取得の権利が明示的に規定されるなどの手当が行われている。

- a) カンボジア人は、男女ともに、自己の能力と社会の必要性に応じて、如何なる仕事をも選択する権利を有する（第36条）
- b) カンボジア人は、男女に拘わらず、同一の労働に対しては同一の賃金を得る権利を有する（第36条）
- c) 全ての女性差別は撤廃されるべきであり、雇用関係における女性搾取は禁止される（第45条）
- d) 女性は、妊娠により職を失うことはなく、完全有給による出産休暇をとる権利を

有し、その間、勤続年数その他の社会的特典を失わない（第 46 条）

- e) 国家と社会は、特に農村において十分な社会的支援を得られず生活している女性に対し、雇用の機会を与えなければならない（第 46 条）

(2) 1997 年労働法の概要

1997 年労働法は、労働者の権利保護に手厚く、また寛大な労働条件を規定している。

例えば、1997 年労働法においては、強制的労働の完全な禁止が謳われるとともに、労働者の解雇の際には書面により労働省に申告する義務などが規定されており、労働者の権利保護が図られている。

このような 1997 年労働法が定める労働者保護に関する一般的な規定の詳細は、以下の表のとおりである。

図表 19-1 1997 年労働法の定める労働者保護に関する一般的な規定

規定	概要
強制労働の禁止	強制的労働・義務的労働を完全に禁止する（第15条）
会社の設立と閉鎖に関する申告	労働法の適用を受ける全ての雇用者は会社を設立したとき、または閉鎖したときは労働省にその旨書面で申告しなければならない（第17条）。
職員の移動に関する申告	全ての雇用者は、労働者の採用・解雇の度に、書面により、採用・解雇の日から15日以内に労働省に申告しなければならない（第21条）。
内部規則の制定義務	少なくとも8人の労働者を雇用する雇用者は全て、会社の内部規則を作成しなければならない（第22条）。
児童労働	労働をすることができる最少年齢を15歳とする。仕事の性質上、健康・安全・青少年の道徳等に対して有害な場合においては18歳とする（第177条）。
採用に関する原則	雇用者は、自己の企業のために直接労働者を雇用し得る。但し、労働法第22条の規定を遵守しなければならない（第258条）。

（出所）カンボジア開発評議会「カンボジア投資ガイドブック」より作成

2. 労働市場と雇用情勢

(1) カンボジアの労働市場

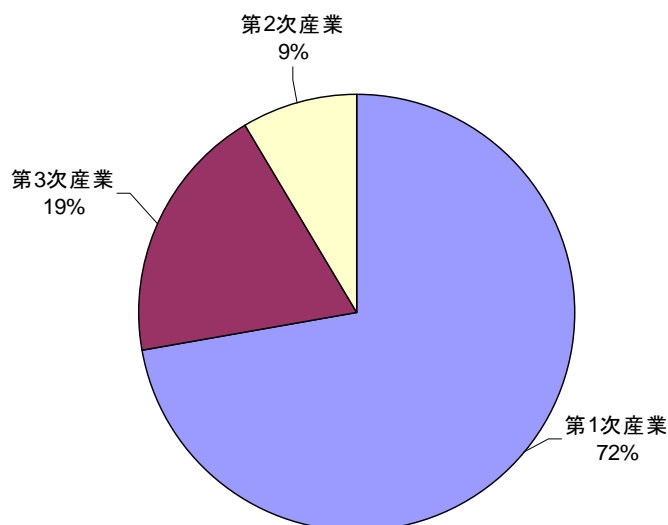
2008 年時点のカンボジアの就業人口は約 700 万人。15 歳以上の生産年齢人口に占める労働人口の割合を示す労働参加率は 83%である。失業率は 1.7%と、ASEAN 諸国と比較しても低い水準となっている。

(2) カンボジアの就業構造

カンボジア 2008 年人口センサスによれば、2008 年時点の産業別就業者数の割合は、第 1 次産業が 72%、第 2 次産業が 9%、第 3 次産業が 19%となっている（図表 19-2）。第 1 次産業への就業割合は、ASEAN 諸国と比較しても非常に高い。

さらに業種別の就業者数・構成比をみると、農林水産業に次いで高い業種として、卸・小売業・修理（第 3 次産業）が 7.8%、製造業（第 2 次産業）が 6.2%となっている（図表 19-3）。

図表 19-2 産業別就業者数の構成比(2008年)



(出所) 世界開発指標 (世界銀行) より作成

図表 19-3 業種別就業者数・構成比(2008年)

	業種	就業者数 (人)	構成比
1	農林水産業	5,028,963	72.2%
2	卸・小売業・修理	539,569	7.8%
3	製造業	433,394	6.2%
4	行政	189,606	2.7%
5	運輸・倉庫業	156,440	2.2%
6	建設業	142,915	2.1%
7	教育	113,815	1.6%
8	その他サービス	109,967	1.6%
9	ホテル・レストラン	60,544	0.9%
10	行政サービス等	54,949	0.8%
11	医療・福祉	32,688	0.5%
12	娯楽	21,386	0.3%
13	金融	16,987	0.2%
14	在外公館・国際機関等	16,632	0.2%
15	専門業	13,808	0.2%
16	水道	8,112	0.1%
17	電気・ガス・エアコン	7,515	0.1%
18	通信	6,989	0.1%
19	鉱業	5,084	0.1%
20	自営業	1,116	0.0%
21	不動産	535	0.0%
22	不明	384	0.0%
	合計	6,961,398	100%

(出所) カンボジア 2008年人口センサスより作成

(3) 雇用契約

1997年労働法においては、雇用契約は、契約法の規定によって規律され、契約当事者の合意によって、書面でも口頭でも雇用契約を締結することができるものとされている(第65条)。

雇用契約には、有期と無期の 2 種類の雇用契約が存在するが、有期の雇用契約においては、契約期間は 2 年を越えることができず、最長 2 年を超えない限り、複数回にわたり雇用契約を更新することができるものとされている。一方、契約期間の定めのない雇用契約や 2 年を超える契約期間が定められた雇用契約など、有期の雇用契約に該当しない雇用契約は、無期の雇用契約に分類されることとなる（第 67 条）。

3. 賃 金

(1) 賃金に関する法制度

1997 年労働法においては、最低賃金に関する規定が定められている。すなわち、1997 年労働法上は、賃金は、少なくとも最低賃金の額以上でなければならず、全ての労働者に、人間の尊厳に反しない生活水準を保証するものでなければならないものとされている（第 104 条）。また、最低賃金の額は、専門や職業による差別なしに、労働省の省令により決定されるものとされている（第 107 条）。

もともと、かかる 1997 年労働法上の規定とは異なり、実際に最低賃金の額が定められているのは、現在のところ、縫製業、繊維業及び製靴業の労働者のみである。縫製業、繊維業及び製靴業の労働者に適用される最低賃金については、カンボジア政府より、労働者の区分ごとに以下の最低賃金を定める通知が出されている（賃金の最低保証額に関する 2010 年 7 月 9 日付け労働省通知）。

- ① 縫製業、繊維業及び製靴業の工場労働者の賃金の最低保証額は、就労 1～3 ヶ月目の見習い期間においては月額 56 ドルとし、その他の労働者は月額 61 ドルとする。
- ② 出来高払いの労働者については、出来高が上記①記載の最低保証額を上回った場合には、出来高による金額を受け取るものとする。出来高が上記①記載の最低保証額を下回った場合には、上記①記載の最低保証額と同じく、見習い期間中の労働者は月額 56 ドル、その他の労働者は月額 61 ドルを最低賃金として受領するものとする。

(注) 上記①及び②は、2010 年 10 月 1 日から適用されている。

また、縫製・製靴業の労働者に対する追加手当の最低保証額については、残業時の食費手当や年功手当などに関して、以下のとおり労働省からの省令が出されている（縫製・製靴業被雇用者に対する追加手当に関する 2011 年 3 月 4 日付労働省労働顧問委員会令）。

- ① 月定勤務日を皆勤した場合：出勤手当 最低 7 ドル
- ② 残業時の食費手当：2,000 リエル（約 0.5 ドル）又は食事支給（1 日 1 回）
- ③ 年功手当：1 年以上勤続する労働者に以下の表の基準による年功手当を支給する。但し、11 年を超えて勤続する労働者には一律月額 11 ドルを支給する。

図表 19-4 年功手当

勤務年数	1-	2-	3-	4-	5-	6-	7-	8-	9-	10-	11-
月額手当 (米ドル)	0	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

(注) 上記の定めは 2011 年 3 月 1 日より適用される。

(出所) 縫製・製靴業被雇用者に対する追加手当に関する 2011 年 3 月 4 日付労働省労働顧問委員会令

(2) 周辺諸国との賃金比較

JETRO の投資コスト比較調査によると、カンボジア（プノンペン）のワーカーの月額賃金は 82 ドルと、ASEAN 諸国の中ではミャンマー（ヤンゴン：68 ドル）に次いで低い。エンジニア（中堅技術者）の賃金も月額 204 ドルと、ヤンゴンの 176 ドルに次いで低い水準である。製造業の中間管理職（課長クラス）の月額賃金は 663 ドルで、ラオス（ビエンチャン）の 361 ドル、ヤンゴンの 577 ドルに次ぐ 3 位である。製造業関連の賃金については、ASEAN 諸国と比較して、コスト競争力が高いと言える。（周辺諸国との賃金比較詳細については、[図表 3-14](#)「ASEAN 諸国・中国との賃金コスト等の比較」を参照）

4. 雇用関係

(1) 従業員の募集

労働法は、雇用者が自己の企業のために直接従業員を雇用することを認めている（第 258 条）。

募集方法に特段の規定は無い。労働・職業訓練省職業斡旋事務所、または州や特別市の雇用事務所に募集の通知をすることや、経済特別区管理事務所の協力を得て説明会を開催するなど、政府や自治体と協働で採用活動を行う企業もある。

職種別では、ワーカーの採用は上記の方法に加え、工場の外壁に募集要項を掲示する方法や、ラジオ広告の他、ロコミ、縁故関係等の紹介などにより行われている。

幹部候補生、財務担当、技術者、通訳等のスタッフの採用は、人材不足から競争が激しくなっている。採用手段としては、ワーカー採用の方法に加え、大学の協力を得て在校生向けの就職セミナーを開催するなど、積極的な採用活動が必要となっている。

外国人を採用する場合は、労働省からの許可が必要である（規定の詳細は 9 節「外国人就労規制と労働許可の取得」参照）。

(2) 雇用契約

1997 年労働法においては、雇用契約の終了に関し、有期の雇用契約と無期の雇用契約とで規律が分かれている。有期の雇用契約の場合は、原則として雇用契約で定められた終了日において雇用契約は終了するが、無期の雇用契約の場合は、事前の書面による通知が求められるものの、原則としては、契約当事者の一方の意思表示によりいつでも終了させる

ことができる。これらの規律の違いの詳細については、以下の表を参照されたい。

図表 19-5 雇用契約の終了に関する 1997 年労働法の規律

契約類型	終了に関する1997年労働法の規律
有期雇用契約	有期雇用契約は、通常定められた終了日において終了する。但し、労働検査官の立会いの下で書面での合意がなされ、両者が署名した場合には終了日前でも終了することができる。もし両者の合意が成立しない場合には、不正行為があった場合や不可抗力による場合にのみ終了日前に解約され得る。これ以外の理由で、雇用者の意思により有期雇用契約を終了日前に終了する場合には、労働者は少なくとも契約終了時まで得られたであろう賃金と同等の金額を請求することができる（第73条）。
無期雇用契約	無期雇用契約は契約当事者の一方の意思によって終了することができる（但し例外規定が多く存在する）。終了を望む契約当事者は、他の当事者に対して事前の書面による通知を行わなければならない（第74条）。事前通知なしに、または事前通知期間を遵守せずに、雇用者が自らの意思により無期雇用契約を破棄した場合には、事前通知期間において労働者が得られたであろう賃金及び全ての利益に等しい金額を補償しなければならない（第77条）。

（出所）カンボジア開発評議会「カンボジア投資ガイドブック」より作成

ひとくちメモ（11）：幹部候補生採用事情

進出日系企業が直面している課題のひとつに幹部候補生（財務担当者、技術者、通訳）などスタッフの採用難が挙げられる。

2008年時点での高等教育修了比率は、20～24歳の男性で約4%、女性は約3%に留まっており、高等教育を修了した人材は全国的に不足している。また、一般的に就業経験者が多く、働き盛りであるとされる30～40代の人口自体が少ないことも、幹部候補生の採用難の要因となっている。さらに、優秀な人材の多くが都市部での就職を希望しており、地方部ではプノンペンよりも高給でないと採用できない場合もある。

優秀な人材の獲得に向けて、カンボジア日本人商工会では、王立プノンペン大学と協力して、同大学の在学生、既卒者等を対象とした日系企業合同就職説明会を開催した。また、2004年にはカンボジア政府と日本政府の合意によりカンボジア日本人材開発センターが設立されている。同機関では日本語を習得する研修から企業経営スキルを身に着ける研修まで様々なコースが設けられており、優秀な人材の育成の一端を担っている。ある日系企業では将来の技術者育成のため、日本人技術者を講師として工業大学に派遣するなど、長期的な視点での支援も行っている。

5. 労働条件

(1) 就業規則

1997年労働法上、事業者は、8人未満の労働者のみを雇用する場合には、就業規則を定める義務はないが、8人以上の労働者を雇用する事業者には、その設立の日から90日以内に就業規則を定める義務があり、かつ、当該就業規則の内容について労働検査官（Labor Inspector）の承認を受ける必要がある。また、就業規則は、労働者が容易に閲覧することができる場所に掲示する必要がある。就業規則を変更するためには、労働者代表と協議した上で、当該変更について労働検査官の承認を受ける必要があるものとされている。

なお、就業規則には、主として以下に関する事項を記載する必要があるものとされている。

- ① 雇用プロセス
- ② 賃金及び福利厚生 の計算方法

- ③ 福利厚生の内容
- ④ 労働時間（休憩時間の割当てを含む）
- ⑤ 休日・休暇
- ⑥ 健康及び安全を確保するための方策
- ⑦ 労働者の義務及び懲罰

(2) 労働報酬

1997年労働法において、賃金の支払いに関しては、労働者が他の方法によることに同意しない限り、現金をもって当該労働者に直接支払わなければならないものとされている（第113条）。また、例えば、手工業労働者の賃金は、最長16日間の間隔で少なくとも1ヵ月に2回支払わなければならないものとされており、さらに、常用労働者の賃金は少なくとも1ヵ月に1回支払わなければならないと、委託方式で雇用されている労働者の賃金は少なくとも3ヵ月に1回支払わなければならないものとされている（第116条）。

(3) 最低賃金制度

3節(1)「賃金に関する法制度」に示したとおり、1997年労働法上は、全ての労働者に対して最低賃金以上の賃金を支払わなければならない旨が定められているものの、実際には、労働省通知を通じて最低賃金の額が定められているのは、縫製業、繊維業及び製靴業の労働者についてのみである。これらの業種の労働者の最低賃金に関しては、3節(1)「賃金に関する法制度」の記載を参照されたい。

(4) 勤務時間

1997年労働法上、労働時間、シフト制及び時間外労働については、主として以下のよう
な規定が定められている。

(労働時間)

労働者は、原則として、1日8時間、週48時間を超えて労働することができないものとされている。また、労働者は1週間ごとに1日（継続する24時間）の休日を与えられ、事業上の必要がない限り日曜日を休日とする必要があるものとされている。

(シフト制)

事業の性質上、シフト制を採用する必要がある場合には、午前と午後の2シフト制のみを採用することができるものとされている。

(時間外労働)

事業者は、例外的かつ緊急の作業を行わせる場合にのみ労働者に時間外労働を要求することができるものとされている。もっとも、この場合でも、時間外労働の実施は、労働者

が任意に応じた場合にのみ可能であり、事業者が労働者に時間外労働を強制することはできないものとされている。

さらに、事業者は、労働者に時間外労働をさせる場合には、雇用契約に別段の定めがない限り、事前に労働検査官の承認を得なければならないものとされている。もっとも、実際上は、時間外労働にあたって事前に労働検査官の承認を得ることは多くの場合行われておらず、ほとんど取り締まりもなされていないのが現状である。なお、雇用契約に時間外労働を許容する旨の規定が存在する場合には、個別の時間外労働について労働検査官の承認を得る必要はないものとされている。

時間外労働に対する割増賃金に関しては、午後 10 時までに完了したものについては通常の賃金の 150%、午後 10 時を過ぎるものについては通常の賃金の 200%を支払う必要があるものとされている。

(5) 休日・休暇

同一の労働者を 1 週間のうち 6 日間を超えて労働させてはならないものとされており、1 週間ごとに 1 日（継続する 24 時間）の休日（原則として日曜日）を与える必要があるものとされている。その他、有給休暇や年次休暇など、労働者が取得することのできる主な休暇は下記図表 19-6 のとおりである。

図表 19-6 休暇一覧

規定	概要
週休	同一の労働者を週に6日を超えて労働させることはできない（第146条）。週休は最小限24時間連続して与えなければならないが、原則的として日曜日にこれを与える（第147条）。
有給休暇	全ての労働者は勤続1ヶ月につき1.5日の有給休暇を取得できる。この有給休暇は、更に勤続3年ごとに1日の割合で増加するものとする（第166条）。
年次特別休暇	年次特別休暇は、通常、クメール正月に与えられる。労働者が15日を超える有給休暇を有する場合においては、残余日数を他の時期に取得する権利を有する（第170条）。
特別休暇	労働者の直系の家族に事故や不幸等があった場合には、当該労働者は最長7日間の特別休暇を取得する権利を有する（第169条及び171条）。
出産休暇	女性は90日の出産休暇を取得する権利を有する。出産休暇明け職場復帰の最初の2ヶ月間は、軽作業のみに従事させなければならない。出産休暇中は、給与の半額を支給される（第182条及び183条）。

ひとくちメモ (12) : 雇用は教育 ～ 日系企業の取り組み

カンボジアでは採用活動を行うと、組織（会社）に属して働いた経験のない労働者が集まることも多い。同国では個人事業主の事業形態が最も多く、企業が大量に従業員を採用するようになったのはここ数年のこと。さらに、学校での勉強より家業（多くの場合農業）を手伝うことを優先させる家庭も多く、15～24歳の国民のうち、前期中等教育修了者は約27%に過ぎない。2008年の国勢調査では15歳以上の識字率が77.6%で、都市部では81.7%、地方部では63.7%との結果であったが、地域によっては採用応募者の半数近くが読み書きできないこともあるという。

進出している日系企業の多くは、寺子屋（クメール語の読み書き教室）の設置から、昼食手当と月2回の給与振込を組み合わせた金銭管理教育、ラジオ体操の実施や医務室の設置による健康維持教育、内規を掲示しペナルティを設けるなどのモラル育成、如いてはトイレの使い方に至るまで根気よく「教育」している。

6. 年金・社会保険

(1) カンボジアの年金・社会保険制度

カンボジアの社会保険制度に関しては、2002年9月25日、「労働法の規程に定められた者に対する社会保険制度に関する法律（Law on Social Security Schemes for Persons Defined by the Provisions of the Labor Law）」が制定され、同法において、老齢年金、傷病手当及び遺族年金からなる年金制度と、労務災害保険からなる社会保険制度が定められることとなった。

その後、カンボジア政府は、国際労働機関（International Labor Organization）に労務災害保険制度の設計に関する技術支援を要請し、国際労働機関の専門家の協力を得て、2007年に国家社会保険基金（National Social Security Fund：NSSF）の創設に関する政令が定められ、2008年末頃から国家社会保険基金が本格的に始動することとなった。

現行の国家社会保険基金の制度上、8人以上の労働者を雇用する事業者は、法人の設立後又はその雇用する労働者が8人以上になった日から45日以内に、国家社会保険基金に登録することを義務付けられている。また、国家社会保険に登録した後は、事業者及び労働者は、国家社会保険基金に対して保険料を支払う義務が生ずることとなる。

なお、このような社会保険制度の対象者は、以下の者と定められており、国籍、人種、性別、信条、宗教、政治的意見、出自等によって区別されないものとされている。

- ① 業務の性質、形態、契約の有効期間、賃金の額にかかわらず、カンボジア国内で雇用者の利益のために働く、労働法に定められた全ての作業員（リハビリテーション・センターに参加している者及び見習いを含む）
- ② 公務員共通規則や外交官規則が適用されない国家作業員や公共の作業を行う者及び一時的に公共サービスに任じられている者
- ③ 自営業者
- ④ 季節労働者又は臨時労働者

(2) 保険料

国家社会保険基金に対して支払う保険料は、労働者の平均月額給与（基本給）を基に計算されるものとされている。当該月額給与には、時間外手当や賞与、報奨金、利益分配金等も含まれる。保険料率は0.8%であり、最低保険料は1,600リエル（基本給が月額20万リエルの場合）と定められており、また、最高保険料は8,000リエル（基本給が月額100万リエルの場合）と定められている。

なお、縫製業、繊維業及び製靴業については、従前、保険料が0.5%に減額されていたが、2011年1月から、他の業種と同様に0.8%とされることとなった。

(3) 年金制度の給付内容と受給資格

年金制度の給付内容には、老齢年金、傷病手当及び遺族年金が含まれており、それぞれ以下の受給資格を満たすことによって受給することが可能とされている。

まず、老齢年金については、国家社会保険基金の加盟者のうち55歳以上の者が、①国家社会保険基金に20年以上登録されていること、及び②10年以上前から老齢年金の受給資格を得る日までの間に、60ヵ月以上保険料を納付していること、という条件を満たすことによって、受給することが可能とされている。

次に、傷病手当については、国家社会保険基金の加盟者のうち55歳未満の者が、①国家社会保険基金に5年以上登録されていること、及び②12ヵ月以上前から傷病を受ける日までの間に、6ヵ月以上保険料を納付していること、という条件を満たすことによって、受給することが可能とされている。

最後に、遺族年金については、老齢年金や傷病手当の受給者が死亡した場合、死亡時において老齢年金や傷病手当の受給資格を満たしていた場合、又は180ヵ月の加盟期間がある場合に、受益者による受給が可能とされている。

(4) 労働者災害

事業者は、事業所における事故に起因して労働者が被った傷害について、当該労働者に対し、医療費及び補償を支払う義務がある（ただし、労働者が故意に事故を生じさせた場合は除く）ものとされている。なお、裁判所は、事業所における事故が労働者の重大な過失に起因することが証明された場合には、事業者が当該労働者に対して支払う補償額を減額することができ、一方、事業所における事故が事業者の重大な過失に起因することが証明された場合には、事業者が当該労働者に対して支払う補償額を増額することができる。これらの補償に関する、障害の程度に応じた補償内容については、以下の一覧表を参照されたい。

図表 19-7 障害の程度に応じた補償内容一覧

障害の程度	補償内容
全治1日～4日の一時的障害	標準賃金相当額を日割りで補償される。
全治5日以上の一時的障害	標準賃金相当額を日割りで補償される。但し、労働省によって認証された医師の診断書を提出することが必要。
0～20%の永久的障害	一時的傷害の場合を超える補償は受けられない。
20～50%の永久的障害	以下の計算式により求められる金額 年間の実収入×障害割合÷2※ ※他者による継続的な介護が必要な場合には40%を加算する。
50～100%の永久的障害	以下の計算式により求められる金額 年間の実収入×[25%+1.5×(障害割合-50%)]※ ※他者による継続的な介護が必要な場合には40%を加算する。
死亡	葬儀費用（標準賃金の90日分相当額）に労働者の賃金及び扶養家族の数に応じた年金

(出所) BNG Legal 「Guide to the Cambodian Labor Law for NGOs」より作成

7. 労使関係

(1) 労働組合等

1997年労働法上、労働者には労働組合を組織する権利が定められ、雇用者には雇用者協会を組織する権利が定められている。すなわち、労働者と雇用者は、如何なる差別も事前の承認も要せず、自らの選択により職業的組織を結成する権利を有し、調査、利益の増進、組織の規則により成員と認められた人々の道徳的・物質的利益を含む集团的・個別的権利の保護を図ることができることとされている。ここにいう労働者の職業的組織は、「労働組合」と呼ばれ、雇用者の職業的組織は、「雇用者協会」と呼ばれている。1997年労働法の目的に従い、雇用者と労働者の双方を含む労働組合又は雇用者協会の結成は、禁止されている（第266条及び省令305号）。

なお、8人以上を常時雇用する全ての企業や団体においては、全ての労働者の唯一の代表として、企業や団体での投票資格のある組合代表委員（shop steward）を選出しなければならない（第283条）こととされている。

1997年労働法上、労働者のストライキ権の内容及び行使方法については、ストライキを行う権利の保証やストライキを平和的に行う義務などが定められており、憲法において認められた労働者の権利保護の規定が具体化されている。1997年労働法における労働者のストライキ権の内容及び行使方法に関する規定の詳細については、下記図表19-8を参照されたい。

図表 19-8 ストライキ権の内容・行使方法

規定	概要
ストライキ権の内容	仲裁決定を拒否する場合に、紛争の一方の当事者がストライキやロックアウトを行なう権利が保証される（第319条）。 ストライキ権は、仲裁評議会が労働法に定められた期間内に裁定を下さないか連絡しない場合において行使し得るものとする。また、労働者を代表する組合が、集団取り決めや法の遵守を執行するために、ストライキ権を行使すべきであると見做した場合においても行使できる。一般的に、労働者の経済的、社会・職業的利益を守るためにもストライキ権を行使することができる（第320条）。
ストライキの事前通告	ストライキは少なくとも7営業日前の事前通告を必要とし、企業や団体及び労働省に提出されなければならない（第324条）。
ストライキの方法	ストライキは平和的に行なわれなければならない。ストライキ期間中において暴力的行為を行なうことは、重大な違法行為と見做され、出勤停止や懲戒的一時解雇を含む罰則の対象となり得る（第330条）。 ストライキ不参加者の労働の自由は、あらゆる種類の威圧や脅迫から保護されなければならない（第331条）。

（出所）カンボジア開発評議会「カンボジア投資ガイドブック」より作成

(2) 最近の労働紛争の状況

カンボジアにおいては、2003年に仲裁委員会（Arbitration Council）が設立されて以来、多くの労働紛争が比較的迅速に解決されており、カンボジアにおける違法なストライキ及びロックアウトは、仲裁委員会による紛争解決を通じて、減少傾向にある。

もともと、個別労働紛争については、仲裁委員会の管轄外となっており、仲裁委員会を通じた紛争の解決を図ることができず、最終的には裁判所に提訴することにより紛争の解決を図る必要がある。

2013年2月、カンボジア東部に位置するスヴァイリエン州にある2つの経済特別区で大規模なストライキが発生し、入居している40社が一時操業を休止した。組合側の要求は基本給の賃上げと労働環境の改善の2点。ストライキ発生当初は日系企業の従業員は参加していないと報じられていたが、他の企業が基本給を引き上げることで事態の収束を図ったため、日系企業でも影響を考慮し基本給の引き上げや一時金の支払いを以て労使間で合意に至っている。なお、この2つの経済特別区では2012年2月にも大規模な暴動が起きている。

(3) 労働紛争の解決

労働紛争の解決は、当事者間の別段の合意がない限り、1997年労働法の定める手続によって行われるものとされている。具体的な労働紛争解決に関する手続は、労働者からクレームが出されたなど紛争の深度や、労働紛争が個別労働紛争か集団労働紛争かによっても異なることから、以下では、労働者との協議の場合、個別労働紛争に発展した場合、集団労働紛争の場合及び仲裁委員会における仲裁の場合について、それぞれ述べることとする。

なお、1997年労働法上、個別労働紛争とは、事業者と1人以上の労働者との間で、雇用契約、就業環境その他の労務問題に関して生ずる不和をいうものと定義されている。他方、集団労働紛争とは、多数の労働者が関与し、事業運営又は社会的平和を脅かす可能性のある紛争であると定義されており、労働組合が労働者を代表する場合には通常は集団労働紛争であるとみなされることとなる。

①労働者との協議

事業者は、労働者からのクレームを第一次的に受け付ける担当者として、渉外担当者を指名することが求められている。渉外担当者は、中立的かつ独立した人物であることが求められており、渉外担当者が労働者からのクレームを処理仕切れないときには、渉外担当者は、事業者に通知する必要がある、通知を受けた事業者は、労働者と面会を行う必要があるものとされている。それでもなお事業者と労働者との間で合意・妥結に至らない場合には、各当事者は労働検査官に対して調停を行うよう通知する必要があるものとされている。

②個別労働紛争

個別労働紛争においては、事業者又は労働者の各当事者が任意に調停を申し立てることができるものとされている。この規定に従い、事業者又は労働者の申立てにより調停が開始された場合には、各当事者は審問に出席する義務を負うこととなる。調停においては、各当事者は自ら直接又は代理人を用いて手続を遂行することができるものとされている。

調停の結果、当事者間で合意が整った場合には、合意の内容が書面化された上で労働検査官によって認証され、執行力を付与されるものとされている。一方、調停の結果として

当事者間で合意が整わなかった場合には、各当事者は、個別労働紛争について裁判所に提訴することができるものとされている。

③ 集団労働紛争

集団労働紛争の当事者は、労働省への通知が義務付けられており、調停手続を利用することが強制されている。なお、調停手続の進行中は、労働者によるストライキやロックアウトの実施は禁じられている。

調停の結果、当事者間で合意が整った場合には、かかる合意は法的拘束力を有し、裁判によって争うことはできなくなるが、一方で、調停の結果、当事者間で合意が整わなかった場合には、当該集団労働紛争は、労働省によって仲裁委員会に付託されるものとされている。

④ 仲裁

仲裁委員会は、独立した国の機関であり、集団労働紛争の解決に関する準司法的な権限を有するものとされている。仲裁委員会の行う仲裁手続の冒頭において、各当事者は、仲裁の結果に法的拘束力を与えるか否かについて選択することとされており、仮に、両当事者が、仲裁の結果に法的拘束力を与えることに合意した場合には、仲裁委員会の決定が、直ちに執行力を有するものとなるとされている。一方、仮に、両当事者間において、仲裁の結果に法的拘束力を与えることに合意できなかった場合には、仲裁委員会の決定は、直ちに執行力を有するものにはならず、両当事者は、改めて当該紛争につき、裁判手続に従って争うことができるものとされている。

8. 裁判所における労働紛争の解決

カンボジアの裁判所は、労働紛争に関する管轄権を有しているが、裁判所における労働紛争の提訴に関しては、個別労働紛争の場合と集団労働紛争の場合とでは手続的に異なる取り扱いがなされている。すなわち、個別労働紛争については、当事者は、調停手続を経ずに渉外担当者による付託を受けて直接裁判所へ提訴することが可能であるのに対して、集団労働紛争については、まず調停及び仲裁の手続を経てはじめて裁判所への提訴が可能となる点で、裁判所への提訴手続が異なっている。なお、カンボジアにおいては、必ずしも裁判システムの効率性が十分とはいえないため、裁判による解決を選択することが望ましくない場合も多い。

9. 外国人就労規制と労働許可の取得

1997年労働法上、外国人がカンボジアにおいて就業するためには、労働省により発行された労働許可証（Work permit）と雇用カード（Employment card）を取得・保有する必要がある。また、外国人労働者が就業しようとする場合には、有効なパスポートの保持やカンボジア国内における有効な居住許可の保有など、次のような要件を充たす必要があるものとされている。

- ① 雇用者が、当該労働者がカンボジアにおいて就業するために必要とされる合法的な労働許可を事前に得ること
- ② 就業しようとする外国人労働者が合法的にカンボジアに入国していること
- ③ 就業しようとする外国人労働者が有効なパスポートを保持していること
- ④ 就業しようとする外国人労働者がカンボジア国内における有効な居住許可を有していること
- ⑤ 就業しようとする外国人労働者が就業しようとする職業における職務を遂行できるだけ健康であり、伝染病を有していないこと。

労働許可証は、1年間有効であり、当人の居住許可に定められた期間を超えない期間、延長が可能であるとされている（第261条）。また、各企業において、雇用することができる外国人従業員の最大人数は、①事務職員、②専門職員及び③非専門職員のカテゴリーごとに、労働省の省令により定められることとされている（第264条）。

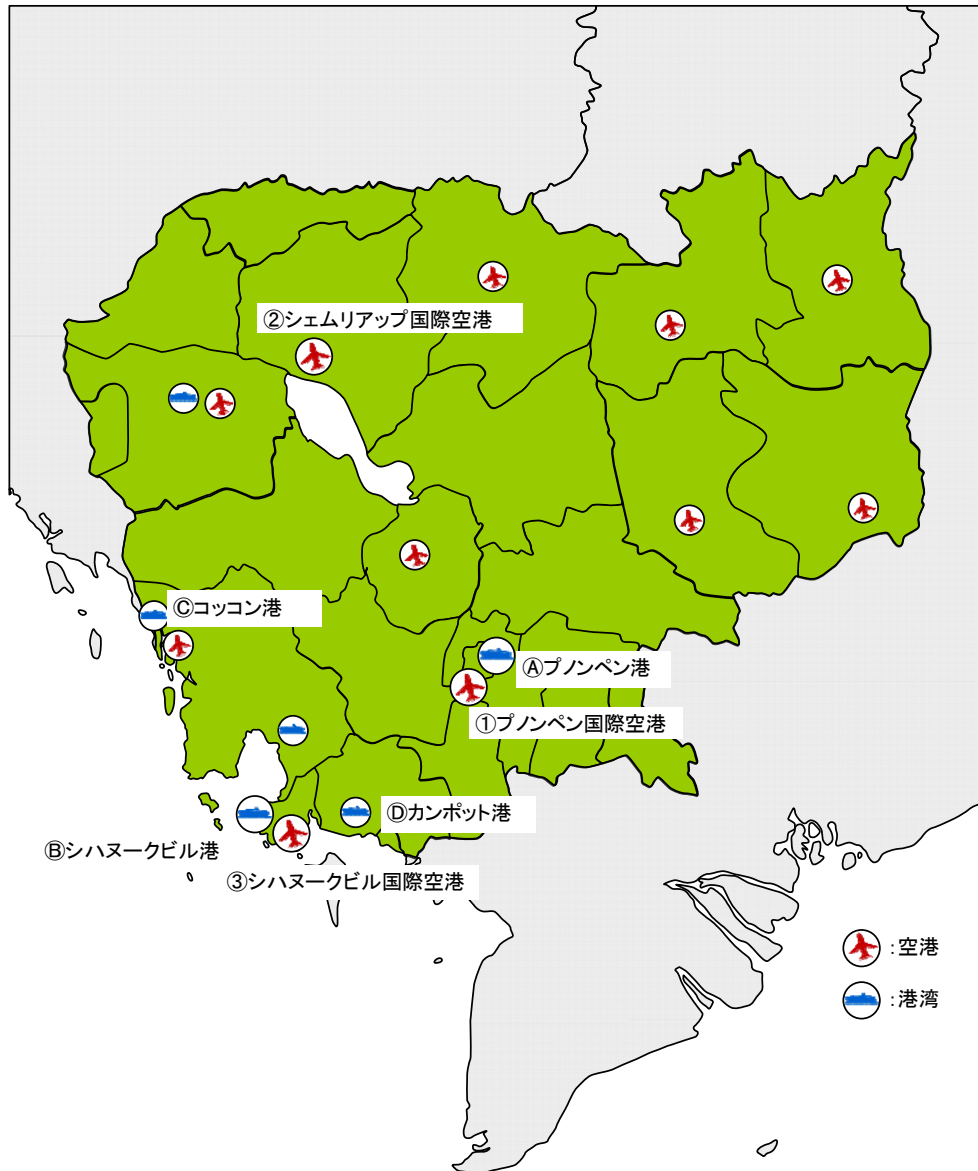
第20章 物流・インフラ

この章では物流（港湾、空港、道路、鉄道）とインフラ（電力、通信）を紹介する。

1. 主要な国際空港と港湾の位置

図表 20-1 では、カンボジアの主要な空港と主要港湾の位置を表している。

図表 20-1 カンボジアの主要港湾と国際空港



(出所) 各種資料より作成

2. 港 湾

カンボジアではプノンペン港とシハヌークビル港の 2 港が主要港湾として利用されている。

④**プノンペン港**は、メコン川河口のチュウテイアウから 332km、ベトナムとの国境であるカアムサムナーから 100km の場所に位置している。また、同港は国道 1 号線に面しておりメコン川沿いでもある。

2009 年 6 月にカイメップ深海港（ベトナム）の運用が開始されてから、メコン川の水運を利用した輸送の利用量が増加している。主な理由としては、米国・シンガポール向け貨物であれば、プノンペンからシハヌークビル港まで陸送するよりもコストやリードタイムの点で有利なことが挙げられる。

プノンペン港は以下の 3 つのエリアに分かれている。

第 1 のエリア（メインポート）にはコンテナターミナルと旅客ターミナル、倉庫がある。コンテナターミナルの広さは 20m×300m で、4,000 重量トンの船舶 3 隻が同時に停泊できる。旅客ターミナルの広さは 15m×40m で、船舶 2 隻の停泊が可能。倉庫は 7.4 万トンの貨物の処理が可能である。

第 2 のエリアはメインポートから約 1 km 離れた場所に位置する。1991 年までは国内輸送用にしか利用されていなかったが、国外貨物への対応と 56.6 万トンまで貨物処理能力を向上させるため、戦争による被害のリハビリを含めた工事が円借款と世界銀行の支援により行われた。

第 3 のエリアは、2012 年中に完成予定の新コンテナターミナルで、増加する貨物量に対応するため、メインポートから 25km 離れた場所での建設が進んでいる。中国政府の資金援助（2.8 億ドル）により、上海建設集団が建設を担当している。新ターミナルには 5,000 重量トン級の船舶 2 隻が同時に接岸でき、建設初期は年間 12 万 TEU の取扱能力を備える予定（拡張後は年間 30 万 TEU）である。

⑤**シハヌークビル港**は、プノンペンから国道 4 号線で南西に 230km 離れた場所に位置するカンボジア唯一の深水港。シハヌークビル港公社が運営している。

旧埠頭は 1956 年に建設され 1960 年に運用を開始したが、内戦の被害が大きく、1999 年から日本政府の円借款によりリハビリ工事、拡張工事が行われている。隣接地にはシハヌークビル港経済特別区が日本政府の円借款により造成された。シハヌークビル港沖で進んでいる石油生産計画への対応のため、多目的ターミナルの建設計画もある。

12 のコンテナバースが設置されており、水深は 10.5m。貨物船では 10,000 重量トン級、タンカーでは 15,000 重量トン級の船舶の入港が可能。港湾からほど近い場所にある鉄道駅（プノンペンへ続く南線）はリハビリ工事中である。

同港の新コンテナターミナルは 2007 年 3 月に完成している。5 つの保管倉庫を整備しており、倉庫の総面積は 36,000 m²、処理能力は 6 万トン。

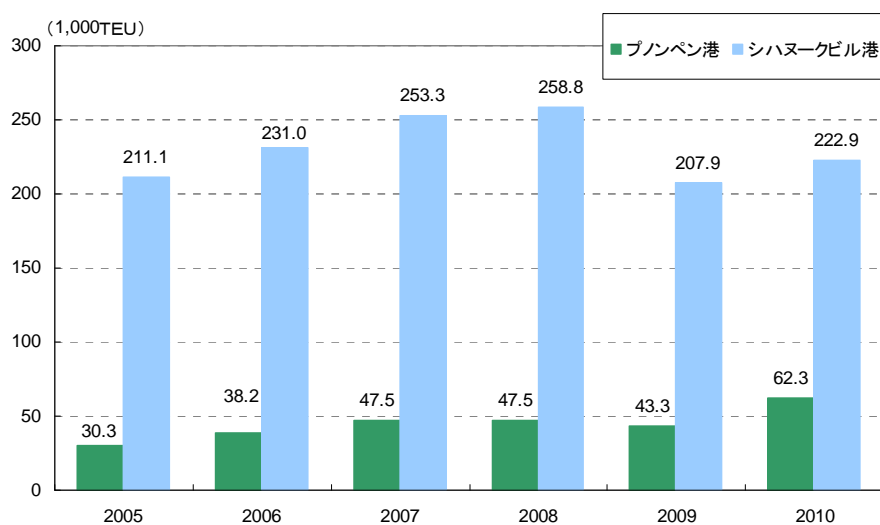
同港の貨物取扱量は2008年までは増加していたが2009年に一旦減少した。2010年には回復したものの、2008年の水準には達していない。また、同港の2010年のコンテナ取扱量は約22万TEUで、コンテナ取扱量世界ランキングでは220位であった。タイ（レムチャバン：519万TEU、同22位）、ベトナム（ホーチミン：411万TEU、同29位）等周辺国の主要港と比べると少ない。

図表 20-2 主要港湾一覧

港名	位置		近隣物流網	岸壁水深	コンテナターミナル面積	年間取扱能力	主なクレーン設備
プノンペン港 (メインポート)	プノンペン市	メコン河沿岸	国道5号線	4.2~5.2m	20x300m	10万TEU	モバイルクレーン2基
プノンペン新港 (建設中)	プノンペン市	メコン河沿岸	国道1号線 鉄道	8.5~13m	12ha	30万TEU	—
シハヌークビル港	シハヌークビル州	タイ湾沿岸	国道4号線 国道3号線 国道48号線 鉄道	10.5m	6.4ha	24万TEU (2011年実績)	ガントリークレーン2基 モバイルクレーン2基 など

(出所) 各種資料より作成

図表 20-3 プノンペン港とシハヌークビル港の輸送取扱コンテナ数の推移



(出所) Phnom Penh Autonomous Port、Sihanoukville port 資料より作成



(シハヌークビル港の様子)

図表 20-4 シハヌークビル港の定期船寄港状況

船会社	寄港頻度	航路	Code	Port Name
RCL	3便/週	SIN- SHV -SGL-SIN	BKK	Bangkok
		HKG- SHV -SGL-HKG	BUS	Busan
		KUN- SHV -SGL-SIN-KUN	NBO	Ningbo
MaerskLine(MCC)	2便/週	SIN- SHV -TPP-SIN	HCM	Ho Chi Minh
		SGN- SHV -LCB-SGN-HKG- OSA - TYO - YOK - KOB -SGH-YAT-SGN	HKG	Hong Kong
SITC(Benline)	1便/週	HCM- SHV -LCB-HCM-NBO-SGH- OSA - KOB -BUS-SGH-HKG-HCM	KOB	Kobe
		SGL- SHV -SIN-SGL	KUN	Kuantan
ITL(ACL)	1便/週	SIN- SHV -SIN	LCB	Learn Chabang
APL	1便/週	BKK- SHV -BKK	OSA	Osaka
Cots	2便/月		SGH	Shanghai
合計	34便/月		SGL	Songkla
			SGN	Saigon
			SHV	Sihanoukville
			SIN	Singapore
			TPP	Tanjung Pelapas
			TYO	Tokyo
			YAT	Yantian
			YOK	Yokohama

(出所) シハヌークビル港 SEZ パンフレット、各種資料より作成

その他、今後活用が期待できる港湾としては、コッコン港、カンポット港が挙げられる。

◎**コッコン港**は、タイとの国境（タイ湾）から 15km の場所に位置しており、既にシンガポール、マレーシア、タイとの輸送が行われている。500 重量トン級の船舶の停泊が可能で、300 重量トン級の船舶はコッコンの街付近まで入ることが可能である。

◎**カンポット港**は、プノンペンから国道 3 号線で 148km の場所、鉄道では 166km 離れた場所に位置している。1975 年に稼働開始しており、150 重量トン級の船舶に対応可能。コッコン港を通じてタイと交易がある。900 万ドルの費用による拡張プロジェクトが進行中。

3. 空 港

カンボジアには 3 つの国際空港と 8 つの国内空港の合計 11 の空港施設があるが、実際に定期便が運航しているのは 3 つの国際空港のみである。コンポンチュナン空港以外の空港は国内空港国家事務局（State Secretariat of Civil Aviation : SSCA）が管理している。

また、3 つの国際空港は Cambodia Airport 社がそれぞれの空港につき 25 年間の BOT(建設、運営及び譲渡) コンセッション⁶を取得して運営している。Cambodia Airport 社は、フランスの VINCI 社（7 割出資）とマレーシアとカンボジアの合弁企業である Muhibbah Masteron Cambodia 社（3 割出資）の出資によって設立された。

プノンペン、シェムリアップの空港利用者総数は 2008 年、2009 年に一旦落ち込んだものの、概ね増加傾向にある。2012 年の空港利用者数は 400 万人を超え、前年比 17% の増加となった。

旅客機の発着便数はプノンペン、シェムリアップの 2 空港合計で年間 4 万便前後にて推移していたが、2010 年以降は増加傾向にある。貨物機は 2012 年の実績で約 3 万便と 2006～7 年のピーク時（約 27,000 便）の水準以上に回復している。

⁶ 主にインフラ構築プロジェクトを実施する者に対して政府が認可する土地占有権

近年はフン・セン首相自ら諸外国に直行便の誘致活動を行っている。

主な 2 つの空港のキャパシティに限界が見えてきたため、コンボンチュナン空港をリニューアルして第 4 の国際空港とすることが発表されている。同空港は軍用にも利用されていたため、広大な敷地を持つ。また、メコン川にも近く、首都プノンペンからも 85 km しか離れていない。さらに、将来的にはプノンペン国際空港と同空港の間をハイウェイが開通する計画もあるため、今後の整備に期待がかかる。

図表 20-5 カンボジアの空港施設の状況一覧

空港 (IATA Code)		滑走路 (m)	空港面積 (ha)	ILS ^(注)	プノンペンからの距離
国際空港					
プノンペン (PNH)	稼働中	3,000×45	387.00	○	-
シェムリアップ (REP)	稼働中	2,550×45	197.00	○	237
シハヌークビル (KOS)	稼働中	2,200×34	123.84	×	170
国内空港					
コンボンチュナン (KGC)	閉鎖中	2,400×45	2,011.00	×	85
ラタナキリ (RBE)	稼働中	1,300×30	48.09	×	332
コッコン (KKZ)	稼働中	1,300×30	125.31	×	202
バッターバン (BBM)	稼働中	1,600×34	128.68	×	246
ストゥントウレン (TNX)	稼働中	1,170×29 +130×20	112.50	×	250
モンドルキリ (MWV)	閉鎖中	1,500×30	36.00	×	279
プレアビヒア (PVH)	閉鎖中	1,400×30	165.24	×	247
クラティエ (KTI)	閉鎖中	1,180×30	12.50	×	166

(注) 計器着陸装置 (ILS : Instrument Landing System) : 着陸進入する航空機を、視界が悪いときでも安全に滑走路まで誘導する計器進入システム。

(出所) State Secretariat of Civil Aviation ホームページより作成

①**プノンペン国際空港**は、第二次世界大戦中は軍用空港として使用していたが、1956年に国際空港として開業。プノンペン市中心部から約 10km の位置にある。

国内線 (シェムリアップ間) は Angkor Air により毎日 4~5 便が就航。国際線は 17 の航空会社が乗り入れており、12 都市との間を定期便が行き来している。

空港利用者数はシェムリアップよりも少ない時期があるものの、近年はビジネス目的での利用者増加に伴い 2 空港の利用者数はほぼ同じ水準で推移している。

貨物便は、そのほとんどがプノンペン空港を発着している。2012 年通年では約 300 便が発着している。なお、シェムリアップ空港では国内貨物便のみが発着している。

②**シェムリアップ国際空港**は、1968 年 6 月に開業。国道 6 号線沿いにあり、シェムリアップ中心部から約 8km の場所に位置する。1995 年に世界遺産に正式に登録されたアンコール遺跡群からも近く、観光目的での利用者が多い。16 社の航空会社が国際線定期便を就航させており、9 カ国 17 都市との間を結んでいる。

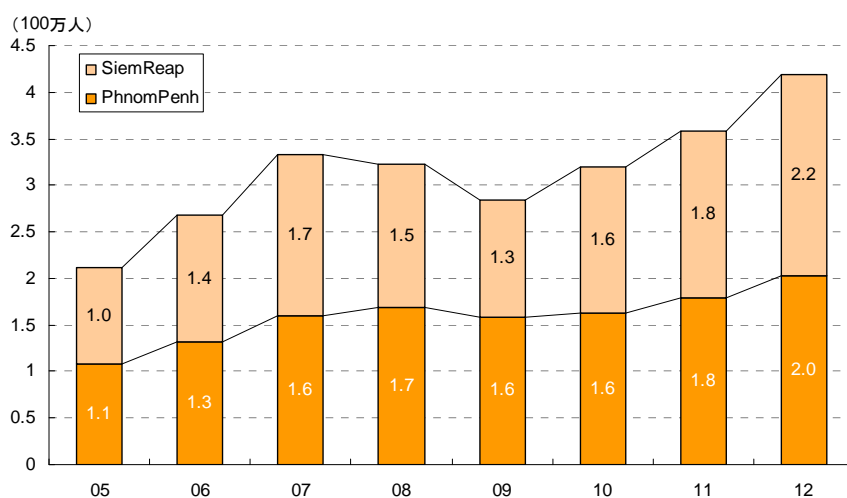
2012 年の同空港利用者は約 220 万人で前年比 21% 増加した。観光省では 2013 年以降も利用者の増加を見込んでいる。

また、処理能力の増加を図るため、現在空港がある位置から約 60km 離れた場所に新空港を建設する計画が進んでいる。

③シハヌークビル国際空港（カンケン空港）は、シハヌークビル中心部から 23km 離れた場所に位置する。1967 年 4 月に当時のソビエト連邦の支援を受けて開業したものの、戦渦に巻き込まれた。その後 2007 年 1 月にリハビリ工事を終えて再開業している。

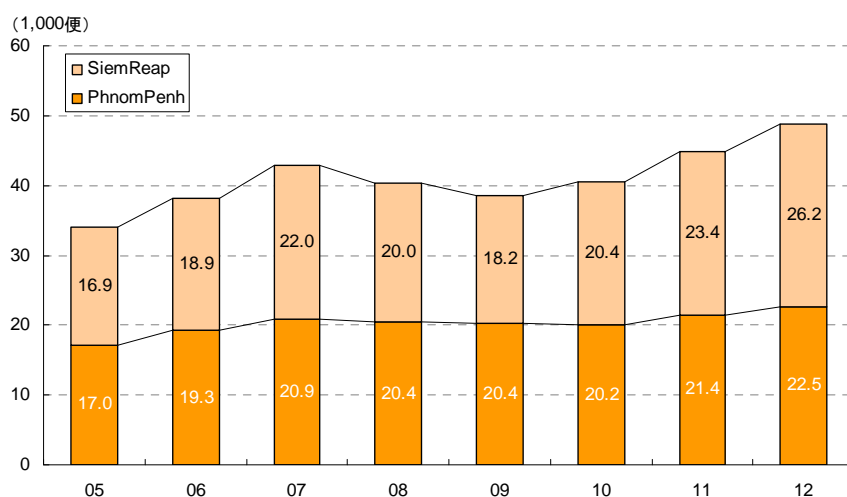
IATA コードの KOS は、シハヌークビル州の旧名である「コンボンソム (Kompong Som)」に由来している。ボーイング 737 等の中型ジェット機の離着陸が可能で、現在はシェムリアップ国際空港との間に Angkor Air 社による国内線が週に 3 便就航している。

図表 20-6 カンボジア 2 大国際空港の乗降客数の推移



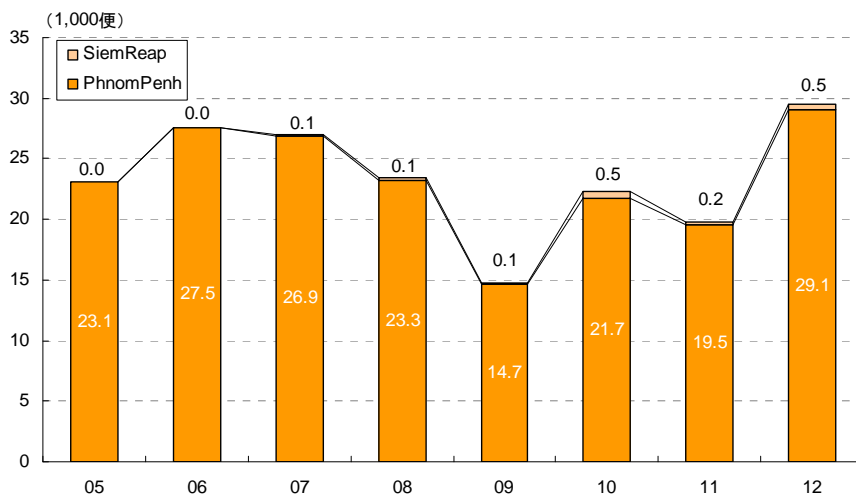
(出所) Cambodia Airport ホームページより作成

図表 20-7 カンボジア 2 大国際空港の旅客便数の推移



(出所) Cambodia Airport ホームページより作成

図表 20-8 カンボジア 2 大国際空港の貨物便数の推移



(出所) Cambodia Airport ホームページより作成

4. 道 路

カンボジアの道路は国道 5,263 km、州道 6,441km、地方道 33,005 km の全長 44,709 km からなる。国道は 1 桁国道 (1 号線~8 号線) が 2,117 km、2 桁国道が 3,146 km。

国道と州道は公共事業運輸省が、地方道は農村開発省が管轄している。舗装率は 1 桁国道 99.1%、2 桁国道 30.2%、州道 1.7%、地方道 1.2%で、地方部にまで道路舗装が行き届いていない。

国道 1 号線は、現在フェリーを利用して渡っているメコン川に橋梁を建設中である。1 号線全体の舗装状態は概ね良好ではあるものの、プノンペン近郊約 10km の区間は未だ舗装されていない状況。橋梁 (ネアックルン橋) の建設と共に、日本の支援によって整備される見込み。

また、カンボジアには自動車専用道路がないため、産業道路と生活道路の区別がない。さらに、片側 2 車線以上のレーンが整備されている道路も限られており、街灯の整備が行き届いていない地域も多く、特に夜間の走行は危険が伴う。そのため、リードタイムが正確に読めないことや、輸送コストなど、陸路物流は貨物輸送手段としての課題が多い。



(国道 1 号線メコン川フェリー)



(国道 4 号線の様子)

図表 20-9 1 桁国道の概要一覧

No	経路	開発支援国/機関	備考
1	ブノンベン-ネアックルン - (メコン河フェリー) - スヴァイリエン - バベット (ベトナム国境)	日本 (ODA) ADB	<ul style="list-style-type: none"> ・国境からホーチミンまでは59km ・日本の支援によりメコン河を渡る架橋 (ネアックルン橋) 工事が進行中 (2015年完成予定) ・ブノンベン近郊約10kmの区間は日本の支援で整備が進む見込み
2	ブノンベン-タケオー-コンボンチュレイ - ブノンデン (ベトナム国境)		
3	ブノンベン-カンボット - シハヌークビル (4号線に合流)	韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・勾配がほとんどなく高速通行が可能
4	ブノンベン-シハヌークビル		<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理は民間企業 ・有料道路 ・ブノンベン-コンボンスプー間の4車線化工事進行中
5	ブノンベン-コンボンチュナン-ブルサット - バッターバン-シソボン - ポイバト (タイ国境)	ADB	<ul style="list-style-type: none"> ・2004年に舗装完了 ・国境からバンコクまでは246km ・JICAによる拡幅改善調査中 ・コンボンチュナン市街、バッターバン市街を迂回するバイパス計画あり
6	ブノンベンスクーン-コンボントム - チョロイチャンパー橋-シムリアップ - シソボン (5号線に合流)	日本 (ODA) ADB、WB	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年に舗装完了 ・中国により第二チョロイチャンパー橋の建設工事中 ・橋を越えた地点から4車線化工事も進行中
7	ブノンベン-コンボンチャム - クラチェーストウトレン - ドンクロー (ラオス国境)		
8	ブノンベン (6号線から分岐) - ブレックタメク橋- (7号線に合流) - (国道48号線) - トラバアンブロン (ベトナム国境)	中国	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレックタメク橋は2011年5月に開通 ・ホーチミン-シムリアップ間の通行に適している

(出所) 各種資料より作成

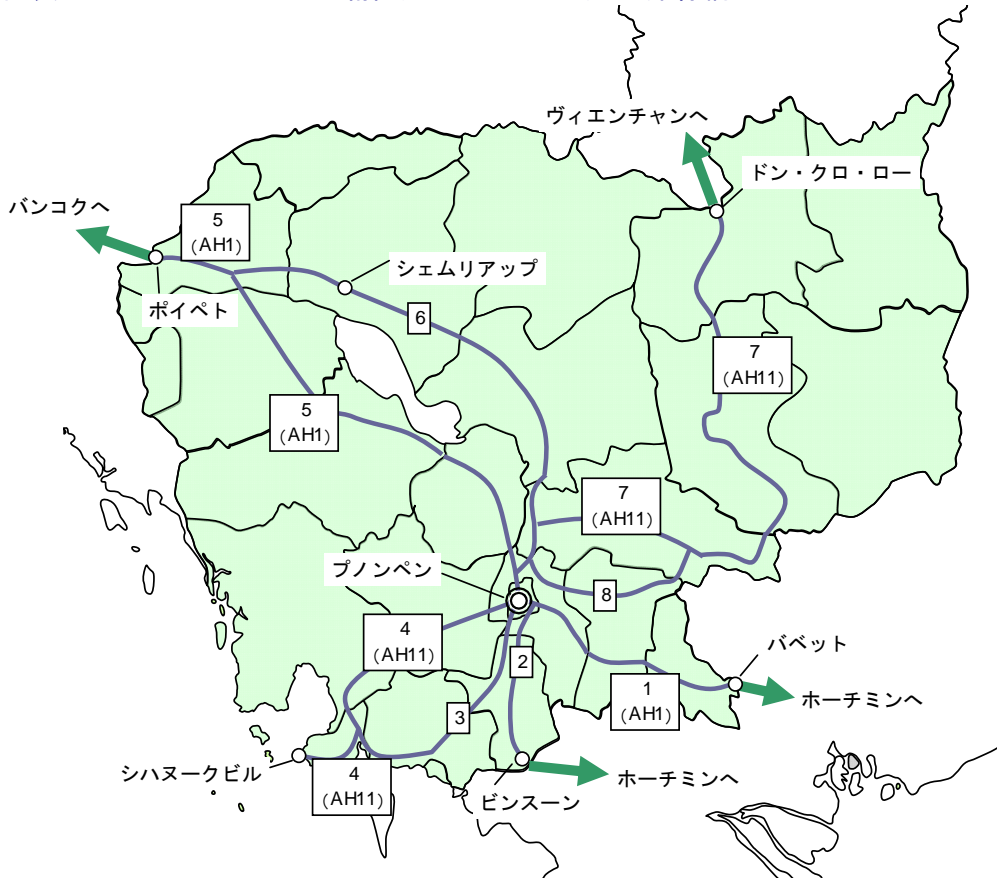
ブノンペン市内の交通量増加や日中の大型トラックの通行が禁止されていることから、ブノンペン市街地を迂回する外郭環状道路が注目されている。

外郭環状道路は、北側を迂回するルート (国道 11 号線-8 号線-プレックタマック橋-6 号線-61 号線-プレックダム橋-5 号線-41 号線-4 号線) と、南側を迂回するルート (国道 1 号線-タクマウ橋-21 号線-2 号線-3 号線-4 号線) があり、中国によって建設中であるタクマウ橋を除いて整備されている。

また、国道 8 号線を利用した場合、ホーチミンとシムリアップとの間を行き来する際にブノンペンを通る必要がない。国道 8 号線の河川部分は橋梁の整備が完了しているため、利用量の増加が見込まれる。

国道 1 号線、5 号線はアジアハイウェイ (図表 20-10)、南部経済回廊の一部であり、ベトナムのホーチミンからブノンペンを経由してタイのバンコクまで続く、重要なルートである。特に国道 1 号線はホーチミンとの連結に加え、その先に位置するサイゴン港やカイメップ・チーバイ港への貨物輸送の際にも重要な路線である。ベトナムとの国境付近のバベット地区には 2 つの経済特別区があり、進出している日系企業の多くは、南部経済回廊を経由して、ベトナムの港から輸出を行う物流経路を利用している。

図表 20-10 カンボジアの1桁国道とアジアハイウェイ路線網



(注) AH 表記のある国道はアジアハイウェイの一部として指定されている
 (出所) 国土交通省ホームページ等より作成

ひとくちメモ (13) : メコン地域の陸路活用に向けて ~ 越境交通協定

越境交通協定 (Cross Border Transportation Agreement、CBTA) とは、メコン地域の越境交通円滑化に関する多国間協定で、アジア開発銀行 (ADB) の支援のもとに実施されている大メコン圏経済協力プロジェクトの一環である。同協定および付属文書、議定書は 2007 年にメコン地域 5 カ国 (ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー) と中国の計 6 カ国が署名を完了している。

CBTA は 44 カ条からなる協定本文に加え、17 の付属文書、3 つの議定書の合計 20 の文書で構成されており、域内各国による議論を経て段階的に署名が進められた。

これまで交通分野のプロジェクトでは越境交通インフラの整備に焦点が置かれ、開発が進められてきたが、国境を越える輸送の円滑化には法制度などのソフトインフラの整備も重要である。

CBTA は、この制度面の整備を目指すもので、「シングル・ストップ」「シングル・ウィンドー」の出入国手続き、交通機関に従事する労働者の越境移動、検疫などの各種検査の免除要件、越境車両の条件、トランジット輸送、道路や橋の設計基準、道路標識や信号に関する事項などについて規定している。

特に「シングル・ストップ」は国境を越える場合、通常は出国手続きと入国手続きをそれぞれ行う必要のある検査を 1 度で行う仕組みで、国境を分かつ 2 カ国が共同でかつ同時に行うことが規定されている。

また、「シングル・ウィンドー」は、国境で行われる各政府機関による諸手続きを 1 つの窓口で完了させる仕組みで、署名各国はこの窓口一元化を実施していく必要がある。

CBTA の適用範囲は南北経済回廊、東西経済回廊、南部経済回廊を含む地域に 11 のルートと 15 の国境が指定されている。

カンボジアは南部経済回廊のポイペト、バベットの他に、チャムイェム、ドン・クロ・ローの国境が指

定されているが、実際に運用が始まっているのはタイとの国境であるポイペトと、ベトナムとの国境であるバベットの2カ所にとどまっている。協定にある条件を満たした車輛は、2国間を行き来することができる。ベトナム-カンボジア間は、各国最大300台のトラック及びバスにライセンスの付与が可能。タイ-カンボジア間は、カンボジアへの入国が、トラック30台、バス10台について、タイへの入国はトラック10台、バス30台までライセンスの付与が可能となっている。

国境で乗り換える必要がないことや、空路に比べて運賃が安価であることなどから、CBTAの制度を利用した大型バスでの移動に注目が集まっている。ベトナム-カンボジア間は大型バスの定期運行が複数の企業によって行われており、ホーチミン市からプノンペンまでおよその所要時間は6時間、料金は片道10~13ドルの間で設定されている。タイ-カンボジア間は、2012年末からタイの政府系企業によりバンコクとシェムリアップ・プノンペンを結ぶ直行バスが運行を開始した。バンコク-プノンペン間は所要時間約11時間、片道運賃30ドル。バンコク-シェムリアップ間は所要時間約7時間、片道運賃25ドルとなっている。

今後は、通関手続きのICT化を実現するため、品目コードの共通化、手続き書類の電子化、ICタグの運用などがADBの支援を受けて進められる見込みである。但し、メコン圏全体での運用には、各国の国内法の改正や実務担当者のスキル向上教育等の課題が残されている。



(プノンペン-ホーチミンを往復するバス)

5. 鉄 道

カンボジアの鉄道が開通したのは、フランスの統治下にあった1930年代にプノンペン-ポイペト間である。国内最大の米の産地であるバタンバンを通過していることが特徴。プノンペン駅の開所式は1932年に行われており、1942年にはタイの鉄道(東線)と直結していたが、1940年代の終わりには政治面、安全面での問題から運転を停止している。

1960年代に入ってオーストラリアに鉄道の運営権が移ると、プノンペン-シハヌークビル間の建設が行われたが、1970年代から1980年代までは、国内情勢悪化の影響を受けて鉄道運営は制限せざるを得ない状況であった。2009年にはそれまで行われていた運輸サービス、旅客サービスを一旦全面停止している。

プノンペンからプルサット、バタンバン、シソポン、ポイペトを49の駅で結ぶ北線は、トンレサップ湖の南側を通る全長350km。その内48kmは内戦で完全に喪失した。

プノンペンからタケオ、カンポットを通りシハヌークビルへ続く南線は、24の駅があり全長は240km。2010年10月より、カンポットからシハヌークビルにセメント輸送のため、非常に少ない頻度ではあるが、不定期便が運行されている。

2009年、鉄道サービスの再開に向け、カンボジア政府はオーストラリアのToll Royalグループにリハビリ工事と新規施設の建設、運営をコンセッションとして承認している。このリハビリ工事全体に対してアジア開発銀行、オーストラリア政府、カンボジア政府等が資金面での支援を行っている。2013年には北線、南線の全線が復旧する見込み。

図表 20-11 カンボジアの鉄道網



(シソボン付近の線路の様子)



(出所) 各種資料より作成

6. 電 力

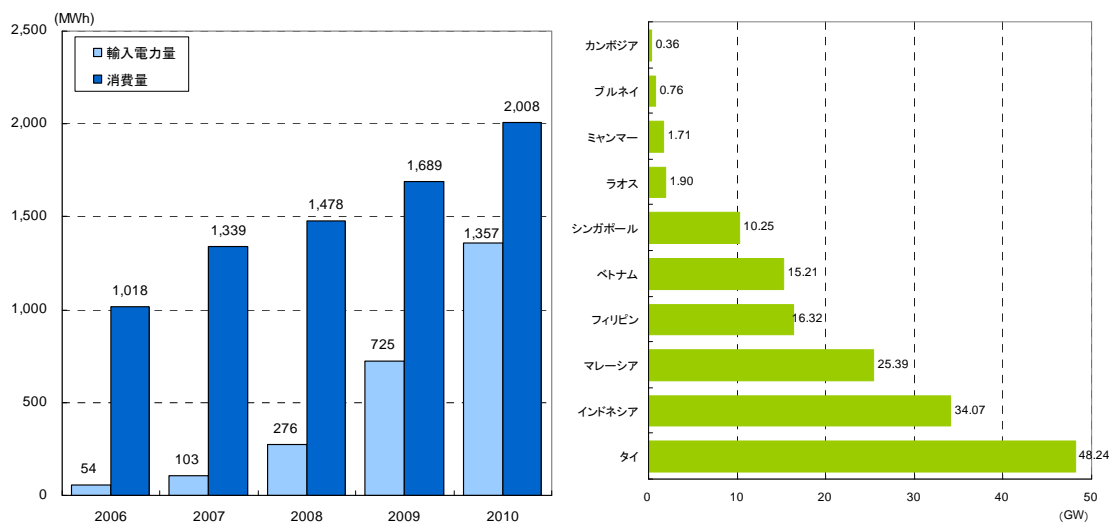
カンボジアの電力供給は、①国営企業である EDC(Electricite du Cambodge)、②州都における独立系電力事業者(Independent Power Producers : IPP)を含む民間業者、③小都市における小規模認可業者、④農村部における地方電気事業者(Rural Electricity Enterprises : REE)の 4 機関によって行われている。また、周辺国からの輸入に供給量の多くを依存している。

EDC はプノンペン、カンダール、の他 12 の州都 (シハヌークビル、コンポンチャム、タケオ、バタンバン、シェムリアップ、バンテイメンチェイ、カンポット、コンボンスプー、スタウントレン、スヴァイリエン、プレイベン、ラタナキリ) とベトナム国境の 4 地域 (バベット、メモット、ポンヘクレック、カンボン・トラク) において発電・配電・送電の複合事業を行っている。

都市別にみると、プノンペンについては、ディーゼル発電、水力発電、ベトナムからの輸入で需要を賄っている。バタンバン、シェムリアップ、ポイペト、コッコンについては、タイから輸入した電力が主要電源。バベット等のベトナム国境地域では、ベトナムから電力を輸入。また、北部のスタウンツレンは、ラオスから小規模な輸入を行っている。その他の州都、小都市、農村部では EDC、IPP に加えて小規模認可業者、REE が電力を供給している。

カンボジアでは従前より電力需要量に国内発電設備による供給が間に合っていない。政府は発電設備の建設や送電網の拡張など、国内供給率の向上に努めてはいるものの、2010年は需要量の約7割を周辺国からの輸入により賄っている。所有施設の発電可能量を他のASEAN諸国と比較しても、カンボジアの発電施設の整備が十分ではないことが判る。

図表 20-12 カンボジアの輸入電力量、消費電力量(左図)とASEAN各国の発電量(2010年、右図)



(出所) The U.S. Energy Information Administration International Energy Statistics より作成

世帯電化率は22.7%（都市部54%、農村部13%）に留まっている。EDCは2020年までに管轄区域の全ての村で、2030年までにはその他の農村地帯においても70%の地域に電力を供給する計画を発表している。

また、カンボジア政府としても2008年から2021年に至る電力開発計画を策定済みで、発電所建設による電源の拡大と配電のための送電線を建設中である。

電気料金は周辺国と比較すると高い。プノンペンの電気料金（1kwhあたり）は、バンコク（タイ）の約1.5倍、ホーチミン、ハノイ（ベトナム）、ビエンチャン（ラオス）の約2倍の水準である。

さらにカンボジア国内では料金の地域差が大きく、相対的に隣国から輸入電力を利用できる国境近辺の州の方が安価である。例えば南部のシハヌークビル州にある経済特別区では25～28セント/1kwhであるが、東部のスヴァイリエン州にある経済特別区では12.7セント/1kwhと半分程度である（地域別の詳細は、23章3節「経済特別区の整備状況」を参照）。

図表 20-13 2020 年までの発電所建設計画一覧

プロジェクト	発電方法	発電量 (MW)	操業開始年	建設担当国
Kamchay Hydro Power Plant	水力	193	2011	中国
Kirirom III Hydro Power Plant	水力	18	2012	中国
200MW Coal Power Plant in Sihanoukville (I) (Phase 1)	火力	100	2013	マレーシア ・カンボジア
200MW Coal Power Plant in Sihanoukville(I) (Phase 2)	火力	135	2017	
Stung Atay Hydro Power Plant	水力	120	2013	中国
Stung Tatay Hydro Power Plant	水力	246	2013-2014	中国
Lower Stung Russey Chhrum Hydro Power Plant	水力	338	2013	中国
700MW Coal Power Plant in Sihanoukville(II) (Phase 1)	火力	100	2014	
700MW Coal Power Plant in Sihanoukville(II) (Phase 2)	火力	100	2015	
700MW Coal Power Plant in Sihanoukville(II) (Phase 3)	火力	100	2016	
700MW Coal Power Plant in Sihanoukville(II) (Phase 4)	火力	100	2017	
700MW Coal Power Plant in Sihanoukville(II) (Phase 5)	火力	100	2018	
Lower Se San II & Lower Sre Pok II	水力	400	2017	ベトナム
Stung Chhay Areng Hydro Poer Plant	水力	108	2017	中国
Lower Sre Pok III + IV Hydeo Power Plant	水力	368	2018	
Add 700MW Coal Power Plant at Offshore	火力	200	2019	
Sambor Hydro Power Plant	水力	450	2019	中国
Coal Power Plant (III) or Gas Power Pant	石炭・天然ガス	400	2020	

(出所) 鉱工業・エネルギー省 資料より作成

7. 通 信

カンボジアでは郵便・電気通信省 (MPTC) が郵便、電気通信分野の規制監督や政策の企画、立案を行っている。以前は電話通信事業、郵便事業も MPTC が行っていたが、電話通信事業については 2006 年 1 月にテレコム・カンボジアを公社として設立、郵便事業は 2011 年 1 月にカンボジア郵政公社を設立し、事業を分離した。

テレコム・カンボジアは他の事業者と同様、1 事業者として競争環境下での事業展開を行っているが、幹部人事、事業計画については MPTC と経済産業省の承認が必要である。また、政府から証券取引所への上場指示を受けている。

(1) 電 話

①固定電話

テレコム・カンボジアのほかに Camintel、Mfone (旧カムシン)、Metfone が、市内及び国内長距離通信サービスを提供している。テレコム・カンボジアは固定網により、Camintel や Mfone、Metfone は FWA⁷を利用したネットワークにより、市内通信サービスを提供。

携帯電話向け通信網の整備が進み、固定電話の加入数はほとんど伸びていなかったが、経済の自由化の進展や 2009 年 2 月の Metfone の事業開始に伴い、2010 年には飛躍的に増加した。

長距離通信サービスは、ベトナム国境からタイ国境までの東西に走る光ファイバー網や、移動体通信事業者が独自に設置しているマイクロ網の借用等により提供されている。

⁷ 無線による加入者系データ通信サービスの方式の一つ。22GHz、26GHz、38GHz の 3 つの周波数帯を使用し、高速データ通信を行うことができる。

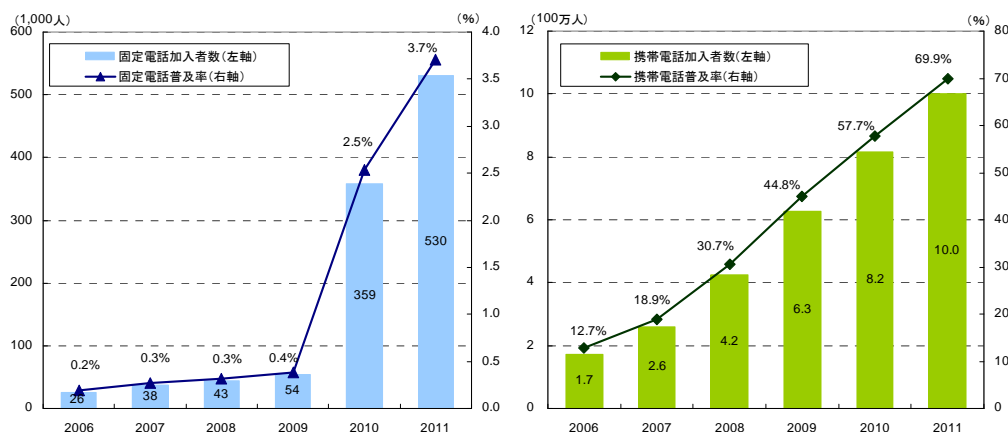
②携帯電話

携帯電話は 1992 年末に運用が開始された。加入数は運用開始翌年から固定電話の加入数を上回って推移している。

携帯電話加入数増加の主な要因は、固定網の整備が遅れていることと、低所得者層にも容易に利用できること。カンボジアではプリペイド方式の契約で携帯電話の利用が可能であり、契約形態の主流となっている。また、携帯電話の契約を基とした送金のサービスが始まっている。個人が銀行口座を開設する文化が浸透していないカンボジアでは、仕送りを行う際にこの送金サービスが活用されている。

2011 年 1 月から 9 月の事業者別契約者数実績は CamGSM、Hello Axiata Company Limited (HACL、旧 TMIC)、Latelz (Smart Mobile) が上位 3 社である。

図表 20-14 カンボジアの固定電話、携帯電話の加入件数と普及率の推移



(出所) International Telecommunication Union、MPTC 資料より作成

(2) 郵便・宅配

カンボジア郵政公社はプノンペン市に本店を構えており、プノンペン特別州内の 8 カ所の支店、23 カ所の州事務所、80 カ所の郵便局により構成されている。

カンボジアではこれまで郵便等の現地宅配サービスがほとんど機能しておらず、郵便を利用する際は郵便局に私書箱を設置して定期的な受取に行く必要があった。また、国内郵便については郵便ライセンスを保有しないタクシーやバスによる配送が行われていたが、カンボジア郵政公社は国内郵便サービスを拡充する計画を発表。同社ホームページには州毎に付番された郵便番号を閲覧することができる。

日本から普通郵便を送る際はプノンペンまで 1 週間程度で届く。他の州ではさらに 1 週間程度見込んでおくとよい。EMS を利用する場合、主要都市 (プノンペン、シェムリアップ、バタンバン) 宛であれば 3 営業日程度で到着する。

カンボジアから日本への配送は、150cm×60cm×60cm 以下の大きさで、重量は 30kg 以下の荷物について配送が可能。料金は 20 ドルから重量によって設定されている。カンボジア国内郵便料金は、6,000 リエルから配送物の重量により設定されている。

図表 20-15 カンボジア郵政公社事務所一覧

Phnom Penh Head Office	
Branch Office(Phnom Penh)	
• Boeng Prolit	• Dang Kor
• Boeng Salang	• Olympic
• Chbar Ampeou	• Phnom Penh International Airport
• Chrang Chamres	• Tuk Laak
Provinces Office	
• Kampong Thom	• Ratanakiri
• Preah Vihear	• Stung Treng
• Siem Reap	• Kam Pot
• Kampong Cham	• Kep
• Svay Rieng	• Sihanouk Ville
• Pursat	• Koh Kong
• Kampong Chhnang	• Pailin
• Kandal	• Oddor Meanchey
• Prey Veng	• Takeo
• Banteay Meanchey	• Mondolkiri
• Battambang	• Kampong Speu
• Kratie	

(出所) Cambodia Post ホームページより作成

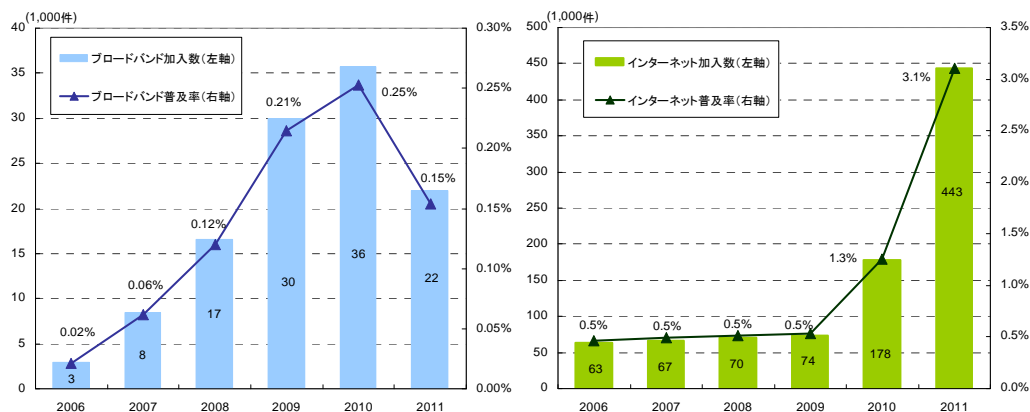
(3) インターネット

カンボジアのインターネットは 1997 年にカナダの支援を受けて郵便・電気通信省が導入した。現在はカムネットという名称でテレコム・カンボジアが運営している。

2002 年にはデータ通信サービス市場が自由化され、2011 年末時点では 33 社に ISP 免許を交付している。2003 年より、首都圏での ADSL サービスと、首都圏及びシエムリアップでの Wi-Fi サービスが開始され、国内主要都市に供給が拡大された。

PC の普及が進まないこともあり、2009 年まではインターネット加入者数がそれほど伸びていなかったが、同年 Metfone が新規参入し、サービス区域を急拡大させたことにより加入者数が急増した。プノンペンやシエムリアップ等の都市部では Wi-Fi の普及も進んでおり、ホテルやレストラン、空港では Wi-Fi の利用が可能である。

図表 20-16 カンボジアのブロードバンド、インターネットの加入数と普及率の推移



(出所) 世界銀行、Ministry of Post and Telecommunication 資料より作成

第21章 カンボジア投資環境の優位性と留意点

1. 進出先としての企業の見方

(1) 徐々に注目度が高まっているカンボジア

日系企業のカンボジアに対する注目度は年々上昇している。海外への進出経験のある企業を対象とした国際協力銀行のアンケート調査によると、カンボジアを中期的な（今後3年程度）有望事業展開先国として挙げた企業数は、2010年度調査では4社（得票率0.5%）に過ぎなかったが、2011年度調査では8社（同1.6%）、2012年度調査では13社（同2.5%）と増加傾向にある（図表21-1）。

全体的には、中国、インドの上位2カ国の得票率が低下する一方、インドネシア、ベトナム、ミャンマー、フィリピン、カンボジア等のASEAN諸国の得票率が上昇している。2011年秋に大洪水に見舞われたタイについても、有望視する企業数は前回調査（165社）と変わっておらず、引き続き高い注目度を集めている。

図表 21-1 中期的に見て企業が進出先として有望と考えている国・地域

順位	2010年度 (516社)			2011年度 (507社)			2012年度 (514社)		
	有望事業展開先	回答企業数	得票率 (%)	有望事業展開先	回答企業数	得票率 (%)	有望事業展開先	回答企業数	得票率 (%)
1	中国	399	77.3	中国	369	72.8	中国	319	62.1
2	インド	312	60.5	インド	297	58.6	インド	290	56.4
3	ベトナム	166	32.2	タイ	165	32.5	インドネシア	215	41.8
4	タイ	135	26.2	ベトナム	159	31.4	タイ	165	32.1
5	ブラジル	127	24.6	ブラジル	145	28.6	ベトナム	163	31.7
6	インドネシア	107	20.7	インドネシア	145	28.6	ブラジル	132	25.7
7	ロシア	75	14.5	ロシア	63	12.4	メキシコ	72	14.0
8	米国	58	11.2	米国	50	9.9	ロシア	64	12.5
9	韓国	30	5.8	マレーシア	39	7.7	米国	53	10.3
10	マレーシア	29	5.6	台湾	35	6.9	ミャンマー	51	9.9
11	台湾	29	5.6	韓国	31	6.1	マレーシア	36	7.0
12	メキシコ	25	4.8	メキシコ	29	5.7	韓国	23	4.5
13	シンガポール	21	4.1	シンガポール	25	4.9	トルコ		
14	フィリピン	14	2.7	フィリピン	15	3.0	台湾	22	4.3
15	オーストラリア			トルコ	12	2.4	フィリピン	21	4.1
16	バングラデシュ	8	1.6	オーストラリア			シンガポール	16	3.1
17	トルコ			カンボジア	8	1.6	カンボジア	13	2.5
18	ドイツ	7	1.4	バングラデシュ			オーストラリア	11	2.1
19	英国	6	1.2	ミャンマー	7	1.4	バングラデシュ	10	1.9
20	ミャンマー			英国	6	1.2	ドイツ	6	1.2
21	ポーランド								
22	サウジアラビア	5	1.0						
23	南アフリカ								
24	アラブ首長国連邦								
25	カンボジア	4	0.8						

(出所) JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」(2010-2012年度調査)より作成

(2) カンボジアを有望視する理由と企業が指摘する課題

日本貿易振興機構（JETRO）の「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」によると、今後1～2年の事業展開の方向性について、カンボジアは調査対象となった2010年度以降、3年連続で75%以上の日系企業が「拡大」と回答している（図表21-2）。3年連続で同調査の平均（「拡大」）を上回っているのは、対象18カ国中、カンボジア、インド、バングラデシュ、ベトナム、タイ、インドネシアの6カ国に過ぎない。

2012年度の調査では76.9%の企業が事業を拡大すると回答しているが、この内の90%が「売上の増加」を拡大の理由に挙げている。これは対象19カ国中で最も高い比率である。また、「成長性、潜在力の高さ」を挙げた企業も55%あり、いずれもカンボジア市場の成長を評価していることが伺える。

一方、経営上の問題点として、①原材料・部品の現地調達の難しさ（回答率81.8%）、②幹部候補人材の採用難（同60.0%）、③現地人材の能力・意識（同60.0%）、④品質管理の難しさ（同54.5%）、⑤人材（技術者/製造業）の採用難（同54.5%）が挙げられている。

図表 21-2 今後1-2年の事業展開の方向性

順位	2010年度			2011年度			2012年度		
	国・地域	拡大 (%)	縮小 (%)	国・地域	拡大 (%)	縮小 (%)	国・地域	拡大 (%)	縮小 (%)
1	カンボジア	91.7	8.3	バングラデシュ	87.0	0.0	ラオス	94.1	0.0
2	インド	86.6	0.5	インド	86.0	0.8	インド	83.6	1.3
3	バングラデシュ	81.3	0.0	カンボジア	75.0	0.0	バングラデシュ	82.4	0.0
4	ベトナム	70.6	0.7	タイ	71.8	1.4	インドネシア	77.3	1.7
5	インドネシア	67.7	0.8	インドネシア	70.4	1.9	カンボジア	76.9	0.0
6	タイ	65.9	1.1	ミャンマー	68.8	0.0	ミャンマー	75.0	0.0
7	中国	65.2	2.1	ベトナム	68.0	0.7	ベトナム	65.9	1.6
8	韓国	60.0	1.2	韓国	67.4	3.4	韓国	65.5	1.2
9	オーストラリア	58.8	3.5	中国	66.8	2.7	タイ	64.2	1.9
10	シンガポール	58.4	4.2	シンガポール	56.2	3.8	中国	52.3	4.0
11	ニュージーランド	52.2	1.1	マレーシア	55.0	3.0	パキスタン	51.9	0.0
12	マレーシア	50.3	2.7	パキスタン	54.2	0.0	シンガポール	50.0	5.1
13	パキスタン	50.0	8.3	オーストラリア	48.3	2.8	フィリピン	48.2	1.8
14	スリランカ	47.8	8.7	スリランカ	45.2	9.7	マレーシア	48.1	5.8
15	台湾	47.5	3.3	香港・マカオ	43.1	3.3	台湾	45.6	4.0
16	香港	44.7	4.7	フィリピン	43.0	5.0	オーストラリア	43.0	2.0
17	フィリピン	43.5	2.8	台湾	43.0	1.7	ニュージーランド	39.3	4.5
18	ミャンマー	42.9	4.8	ニュージーランド	42.2	3.9	スリランカ	37.5	6.3
19							香港・マカオ	34.0	7.7
	総数	62.0	2.1	総数	63.6	2.4	総数	57.8	3.1

(注) 青シャドーは総数の平均未滿を表す

(出所) JETRO「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」(2010-2012年度調査)より作成

2. 投資先としての優位性

カンボジアに進出している日系企業からの現地ヒアリングなどを踏まえ、投資先としてのカンボジアの優位性と留意点をまとめると次の通りである。

(1) 安い労働コスト

カンボジアの労働コスト（ワーカー）は、ASEAN 諸国の中ではミャンマーやラオスに次いで低い。また、賃金上昇率も、インドネシア、ベトナム、タイ等の日系企業が多く進出している国に比べて低い。このため、労働集約型の製造企業が、カンボジアの安い労働力にひかれて進出するケースが増えている。

例えば、ある縫製企業では、当初はベトナム（ホーチミン周辺）への進出を計画していたが、既に同地域には競合の中国企業数社が進出していたため、労賃が安く、ベトナムへのアクセスの良いカンボジアへの進出を決めた。

(2) 緩い競争環境

カンボジアには大手企業が少ない。海外（タイ、ベトナム、韓国、中国など）の大手企業の進出もそれほど目立っていないため、競合相手とのコスト面での競争や、主要取引先からの値下げ要請等の圧力は緩い。

JETRO のアンケート調査においても、カンボジアはラオスに次いで、売上面（取引先からの値下げ要求）や費用面（限界に近づきつつあるコスト削減）の得票率が低く、他の国や地域に比べて、マージンの確保が期待できる国であるといえる。

(3) 低い参入障壁

カンボジアの投資奨励法を他の ASEAN 諸国と比較した場合、参入を制限している分野が非常に少ない。特に小売業のようなサービス業では、他国は外国企業の出資比率に上限を設けたり、出資は可能でも一定地域内でのドミナント化の障害となるような規制があったりするケースが多い。しかし、カンボジアではサービス業での外資出資制限はない。

(4) 政治の安定

フン・セン首相は、1985 年にプノンペン政権の閣僚評議会議長（首相）に選出されて以降、常にカンボジアの政治の中心に座っている。2008 年の国民議会選挙ではフン・セン首相の属する人民党が議席数を増やし、政策の実行や法案の整備をより進めやすくなった。

経済特別区に進出する日系企業にとっても、経済特別区を管轄するカンボジア投資委員会のトップが外資誘致に積極的なフン・セン首相であることから、「諸手続きに時間がかかる」等の不安を抱く必要はない。

(5) タイ、ベトナムへのアクセス改善

カンボジアはタイ、ベトナム、ラオスと国境を接している。タイのバンコクとベトナムのホーチミンとを結ぶ南部経済回廊は、カンボジア側の道路は片側 1 車線であるが、舗装状態は良い。2008 年以前では、タイとの国境付近の道路は凹凸が多かったが、2012 年時点には整備が終わっており、走行上の問題もない。

国境から 20km 以内に建設された経済特区では、経済特区内で輸出入の通関手続きが可能。通関のリードタイムが短いため、安い労働コストに注目して、タイやベトナムからカンボジアでの生産シフトの動きが表れ始めている。

3. 投資にあたっての留意点

(1) 原材料・部品の現地調達の高コスト

JETRO のアンケート調査によると、カンボジアに進出している日系企業が、経営上の課題として挙げている項目の中で最も多かったのが、「現地での原材料・部品の調達」である。

「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」(2012 年度)によると、カンボジアに進出している日系企業の内、原材料・部品の調達先で現地の占める比率は僅か 2.2%と最も低く、平均 (47.8%) を大きく下回っている。また、カンボジアの次に低いラオス (18.2%) との差も大きい。

現状、カンボジアの主要産業が縫製業であることもあり、材料の多くを中国 (生地) やベトナム (ボタン等の副資材) 等の ASEAN 諸国から調達している。上記アンケート調査では、中国からの調達比率は 30.5% (平均 : 5.3%)、ASEAN からの比率は 28.6% (同 : 7.2%) と高い。

また、一部の進出企業からは、工場の建設資材も多くが輸入されるため、建設コストも安くはなくとの声も聴かれた。

(2) 割高感のある陸上輸送費

カンボジアには大手の物流業者が少ないため、現状の陸上輸送に対して割高感を感じている企業が多かった。特にベトナムとの国境付近のバベット地区から首都プノンペン間の輸送では、競争がないため輸送料金が高留まっているようである。

(3) 人材確保難

「原材料・部品の現地調達」に次ぐ課題に挙げられているのが、「幹部候補人材の採用難」や「技術者の採用難」の人材確保難である。

カンボジアの知識層の多くは、ポル・ポト時代に迫害を受けたか、あるいは長く続いた内戦の影響で海外に出て行ってしまっている。また、人口ピラミッドにおいても 20 代後半から 30 代前半の人口が少ない。このため、幹部候補人材は慢性的に不足している。

技術系の人材についても、大学や工業専門学校の卒業生の数が少なく、エンジニアの供給数が絶対的に不足している。

(4) コミュニケーションの難しさ

クメール語が公用語であるカンボジアでは、日常、英語が使用されることは少ない。日本人駐在員にとっては現地スタッフとの間で意思疎通を図ることは容易ではない。

進出日系企業の中には、生産現場のワーカーへの指示等を、まず通訳を介してグループリーダーに説明し、その後、グループリーダーからワーカーに言っているようである。

(5) 発展途上の法律の運用

言葉の壁もあって、法律の解釈や法律の適用をめぐる生じる法務処理、税務処理について、日系企業と当局との間に見解の相違がみられることが多い。

例えば、2012年10月の第7回日本カンボジア官民合同会議で取り上げられた「原産地証明の取得」についても、カンボジア当局は同国の「運用規則に輸入企業の求めの有無にかかわらず、輸出企業に対して原産地証明の取得を求める旨がある」としていたが、調査・確認の結果、このような運用を規定する法律や規則はないことが分かった。

(6) 経済特別区（SEZ）の管理会社の質

SEZを管理する会社の中には、当初進出企業に約束した電力や水道を用意しなかったり、SEZ内の清掃などを怠る等、質の低い会社もある。企業を誘致する段階では、SEZの管理会社のトップ自らが進出を検討している企業に出向いて、管理サービスが充実しているかのようなパフォーマンスをするため、日系企業からは実態を見抜けない可能性が高い。

当問題は2012年の日カンボジア官民合同会議でも問題として認識されたが、今後、進出を検討する日系企業は、経済特区のサポート体制を実際に見て回る必要がある。

(7) 駐在員の生活

外務省によると、2011年10月時点での在留邦人数は1,201名。タイ（49,983名）やベトナム（9,313名）に比べて大幅に少ない。日系企業の進出が首都プノンペンに多いため、駐在員の多くがプノンペン市内に住んでいる。プノンペンでは、日系企業の進出が増えるに伴い、日本食レストランの数も増えてきているが、医療や教育（日本人学校）面を不安視する声が多く、家族帯同での赴任はまだ少ないようである。

プノンペン以外の生活環境はより厳しい。南部のシアヌークビル、タイ南部の国境近くのコックン、ベトナムとの国境近くのパベットでは、SEZに近いサービスアパートメントやカジノに隣接したホテルに住むケースが多い。

ひとくちメモ (14) : 駐在員の生活拠点 ~ プノンペンの不動産状況

カンボジアでは集合住宅の2階以上であれば外国人でも保有が可能であるが、駐在員の多くはマンションの一室を賃貸して生活している。また、医療や教育設備が十分とは言えない環境などにより日本人駐在員は単身赴任での滞在がほとんどである。外国企業の参入が増えていることから、外国人駐在員も増加しているため、駐在員向けの高級マンションの供給は逼迫している。

日本人駐在員が「現実的に生活できる」サービスアパートメント（食事なし、掃除・洗濯2回/週）の家賃（月額）の目安は、寝室数が1部屋で800~1,200ドル、2部屋で1,500~2,000ドル、3部屋で2,000ドル超のようだ。

賃借契約はオーナーと相対で交わすことも可能であるが、トラブルも多数報告されているため、仲介業者を介することが得策である。

契約を決める前に、バックアップ電源の有無や、水回りなどの設備が実際に使用できる状態であるかのチェックを欠かさないこと。また、破損している部分がある場合は修理が完了してから賃貸契約を結ぶことなど、注意点は多い。賃料とセキュリティ体制の整備状況は連動しているという認識を持つことも重要である。

さらに高級なサービスアパートメントは、外国人駐在員に人気のボンケンコン地区に集中して建設されている。同地区をはじめとするサービスアパートメント市場に牽引され、プノンペン全体の不動産市場は好調。外国企業の進出が活況であること等からオフィスビル向け物件の空室率は大幅に下がったが、2013年にはヴァタナックタワーが完成するため供給が増す見込みである。分譲コンドミニアムの建設も進んでいるが、プノンペン市中心部に位置する物件が少ないため、現時点では飛躍的に需要が高まる状況にはないようである。



(プノンペン中心部の様子 :

建設中の高層ビルがヴァタナックタワー)

第22章 主要産業の動向と AFTA 及び FTA の影響

1. カンボジアの主要産業

カンボジアの産業別 GDP（名目）の構成比を他の ASEAN 諸国と比較すると、農林水産業（第 1 次産業）とホテル・レストラン（第 3 次産業）の比率が相対的に高く、電気・ガスなどの公益業（第 2 次産業）が相対的に低い。

第 1 次産業比率が高いのは、経済の発展が他の ASEAN 諸国に比べて遅れているためとも考えられる。各国の第 1 次産業比率をみると、1 人あたり GDP の水準が低いミャンマーとカンボジアが相対的に高く、水準の高いシンガポールとブルネイの比率は低い。

カンボジアのホテル・レストラン業の構成比が高いのは、アンコールワットに代表される遺跡によって、観光関連の産業が恩恵を受けているためである。

図表 22-1 名目 GDP に占める産業の構成比

	ミャンマー (1人あたりGDP[ドル]: 2011年) [対象年]	カンボジア (853) [2010]	ラオス (1,320) [2011]	ベトナム (1,374) [2010]	フィリピン (2,345) [2011]	インド ネシア (3,512) [2011]	タイ (5,395) [2011]	マレーシア (10,085) [2011]	ブルネイ (38,534) [2011]	シンガ ポール (49,271) [2011]	平均
第1次産業	36.4%	36.0%	29.3%	18.8%	12.8%	14.7%	13.3%	12.0%	0.6%	0.0%	17.4%
第2次産業	26.0%	23.3%	29.1%	41.9%	31.4%	47.2%	43.0%	40.7%	71.7%	26.6%	38.1%
鉱業	0.9%	0.6%	8.0%	11.5%	1.5%	11.9%	3.6%	10.5%	56.5%	0.0%	10.5%
製造業	19.5%	15.6%	9.9%	20.2%	21.0%	24.3%	34.0%	24.6%	11.8%	20.9%	20.2%
公益業	1.0%	0.6%	4.8%	3.5%	5.5%	0.7%	2.8%	2.3%	2.7%	4.2%	2.8%
建設業	4.5%	6.4%	6.3%	6.7%	3.4%	10.2%	2.6%	3.2%	0.7%	1.5%	4.6%
第3次産業	37.6%	40.7%	41.7%	39.3%	55.8%	38.1%	43.7%	47.3%	27.7%	73.4%	44.5%
商業	19.8%	9.9%	21.8%	15.2%	17.4%	11.1%	12.8%	13.8%	3.2%	17.4%	14.2%
ホテル・レストラン	0.0%	4.8%	0.8%	4.3%	0.0%	2.6%	4.9%	2.7%	0.0%	2.4%	2.2%
運輸・通信	13.8%	8.1%	5.3%	4.2%	6.4%	6.6%	6.8%	6.3%	3.0%	11.8%	7.2%
金融	0.1%	1.5%	0.8%	2.0%	7.0%	3.2%	4.6%	7.4%	2.8%	11.9%	4.1%
不動産・ビジネスサービス	1.8%	5.8%	3.0%	3.5%	11.5%	4.0%	2.3%	4.9%	2.2%	14.1%	5.3%
その他サービス	2.1%	10.7%	9.9%	10.1%	13.5%	10.5%	12.3%	12.3%	16.5%	15.8%	11.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(注) 10 カ国の平均値に対し、+1 標準偏差より大きい数値を黄色で、-1 標準偏差より小さい数値を水色でシャドーしている

(出所) 各国統計資料より作成

一方、日系製造企業の進出が進んでいるとはいえ、まだ製造業の経済全体に占める比率は 15.6%とラオス (9.9%) やブルネイ (11.8%) に次いで低く、製造業の育成は遅れている。図表 22-2 で製造業の内訳をみると、縫製業（繊維・衣類・履物）が製造業の殆どを占めていることが分かる。2010 年時点の縫製業の構成比は 63.7%。1999 年 (44.8%) から

2004年（70.7%）まで急上昇したが、2008年以降は徐々に低下している。

縫製業とは対照的な動きとなっているのが、「食料品、飲料、タバコ」産業である。但し、縫製業にしても食品加工業にしても軽工業であり、加工組立あるいは資本集約型の産業は育っていない。2010年の貿易統計では、機械・車両の輸出が全体の4.5%を占めるまでに至っているが、産業別（小分類）の統計には、まだ資本財関連の産業の構成比が変化している兆しは窺えない。

図表 22-2 製造業の内訳(名目 GDP)

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
食料品、飲料、タバコ	27.3%	19.9%	18.1%	15.5%	14.4%	12.5%	13.3%	12.0%	12.5%	14.3%	15.8%	15.5%
繊維、衣類、履物	44.8%	57.5%	63.7%	66.8%	68.0%	70.7%	68.9%	69.8%	69.7%	67.0%	63.4%	63.7%
木材、紙製品、印刷	8.6%	5.9%	3.9%	3.8%	3.1%	3.0%	3.2%	3.1%	3.3%	3.7%	4.1%	3.9%
ゴム製品	3.2%	3.1%	2.3%	2.5%	3.3%	3.0%	2.7%	3.3%	2.4%	2.4%	2.7%	3.2%
その他	16.2%	13.6%	12.0%	11.5%	11.2%	10.8%	11.9%	11.9%	12.0%	12.6%	14.0%	13.7%
製造業計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(出所) National Institute of Statistics より作成

2. 縫製業

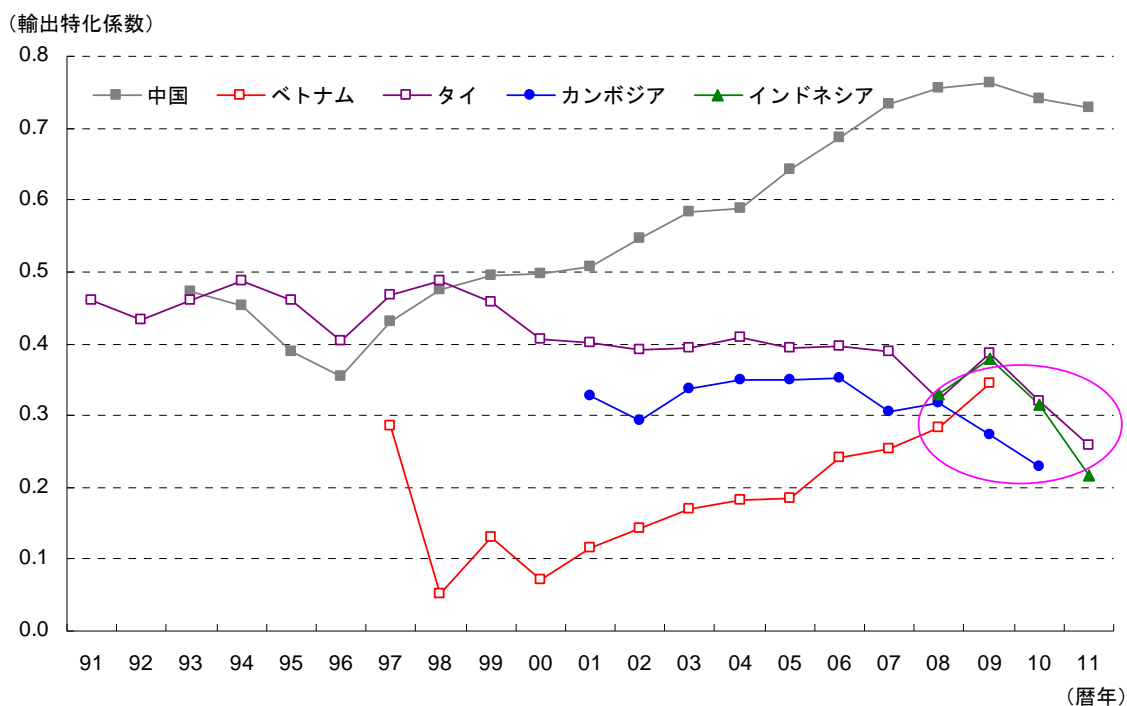
(1) 縫製業の輸出競争力

足下、カンボジアの主要産業は縫製業である。他国に比べて低い労働コストを生かし、海外から生地等を輸入し、製品を海外に輸出している。カンボジアの輸出の半分は、「衣類」が占めている。貿易収支がほぼ均衡している同国にとって、縫製業は外貨を獲得する重要な産業である。

カンボジアの縫製業の国際競争力は、他の縫製輸出国と比べても低くはない。衣類関連の国際競争力を表す輸出特化係数 $\{(輸出 - 輸入) \div (輸出 + 輸入)\}$ は 0.23 (2010年)。カンボジアでは国内で繊維や生地の調達ができず、生産量の拡大に合わせて輸入が増加してしまうため、国内調達できる中国 (2011年: 0.73) に比べれば輸出特化係数は低い。しかし、カンボジアと同様に米国や日本等に衣類を輸出しているタイ (同: 0.26) やインドネシア (同: 0.22) とほぼ同程度の水準にある。

カンボジアの輸出特化係数を時系列でみると、2001年から2008年までは0.35前後で推移していたが、2009年、2010年と低下している。これは、主な向け先の米国の需要がリーマン・ショックの影響を受けて低迷し、輸出が減少したためである。足下においては、米国向け輸出が回復していることや、生産コストが上昇してきた中国からのシフトが期待されるため、輸出特化係数の改善が期待される。

図表 22-3 衣類関連の輸出特化係数の推移



(注) 輸出特化係数 = (輸出-輸入) ÷ (輸出+輸入)

(出所) 各国資料より作成

(2) 中国からの生産シフトが進む

米国や日本の衣類を生産しているのは主に中国である。2012年時点、米国では輸入の内訳の39.4% (SITCコード=84) を、日本では74.4% (概況コード=80701) を、中国が占めている。

しかし、近年、中国で人件費の上昇が進んでいることもあり、徐々にではあるが、調達先の中国一辺倒の脱却・分散化が進んでいる。中国からの輸入比率は、米国では2010年をピークに、日本では2009年をピークに低下している。中国からの生産シフトの恩恵を受けているのが、東南アジアや南アジアの国々である。

2008年と2012年との国別輸入比率をみると、米国での分散先は、ベトナム(6.7%→8.5%)、インドネシア(5.3%→6.0%)が、日本での分散先は、ベトナム(5.03%→8.17%)、ミャンマー(1.16%→2.62%)、インドネシア(0.70%→2.16%)、バングラデシュ(0.29%→1.86%)が大きく伸びている。

カンボジアについては、米国での比率はほぼ3.0%で推移しているが、日本での比率は0.04%から0.92%へと上昇しており、中国の比率低下(同:81.20%→74.40%)の受け皿として、カンボジアにも生産がシフトしていることが窺える。

図表 22-4 米国の衣類輸入先の推移

		2008年			2009年			2010年		
		国名	100万ドル	構成比	国名	100万ドル	構成比	国名	100万ドル	構成比
1		China	28,576	34.7%	China	28,204	39.1%	China	33,493	40.9%
2		Vietnam	5,528	6.7%	Vietnam	5,329	7.4%	Vietnam	6,208	7.6%
3		Indonesia	4,358	5.3%	Indonesia	4,153	5.8%	Indonesia	4,769	5.8%
4		Mexico	4,250	5.2%	Mexico	3,580	5.0%	Bangladesh	4,154	5.1%
5		Bangladesh	3,657	4.4%	Bangladesh	3,579	5.0%	Mexico	3,783	4.6%
6		India	3,412	4.1%	India	3,126	4.3%	India	3,422	4.2%
7		Honduras	2,741	3.3%	Honduras	2,157	3.0%	Honduras	2,542	3.1%
8		Cambodia	2,508	3.0%	Cambodia	1,949	2.7%	Cambodia	2,320	2.8%
9		Thailand	2,239	2.7%	Thailand	1,764	2.4%	Thailand	1,938	2.4%
10		Italy	1,757	2.1%	Pakistan	1,467	2.0%	El Salvador	1,680	2.1%
		全体	82,466	100.0%	全体	72,055	100.0%	全体	81,938	100.0%

		2011年			2012年		
		国名	100万ドル	構成比	国名	100万ドル	構成比
1		China	34,946	39.4%	China	34,693	39.4%
2		Vietnam	6,956	7.9%	Vietnam	7,445	8.5%
3		Indonesia	5,396	6.1%	Indonesia	5,284	6.0%
4		Bangladesh	4,696	5.3%	Bangladesh	4,643	5.3%
5		Mexico	4,086	4.6%	Mexico	3,970	4.5%
6		India	3,633	4.1%	India	3,352	3.8%
7		Honduras	2,759	3.1%	Honduras	2,712	3.1%
8		Cambodia	2,683	3.0%	Cambodia	2,640	3.0%
9		Thailand	1,865	2.1%	El Salvador	1,883	2.1%
10		Pakistan	1,840	2.1%	Thailand	1,817	2.1%
		全体	88,598	100.0%	全体	87,974	100.0%

(出所) U.S. Department of Commerce より作成

図表 22-5 日本の衣類輸入先構成比の推移

	2008	2009	2010	2011	2012	08 to 12
中華人民共和国	81.20%	81.24%	80.53%	77.54%	74.40%	-6.80%
ベトナム	5.03%	5.72%	5.94%	7.36%	8.17%	3.14%
ミャンマー	1.16%	1.36%	1.57%	2.34%	2.62%	1.46%
インドネシア	0.70%	0.81%	0.93%	1.37%	2.16%	1.46%
バングラデシュ	0.29%	0.61%	1.10%	1.34%	1.86%	1.57%
インド	1.22%	1.28%	1.29%	1.36%	1.45%	0.22%
カンボジア	0.04%	0.24%	0.48%	0.77%	0.92%	0.88%
タイ	0.55%	0.47%	0.46%	0.45%	0.50%	-0.05%
フィリピン	0.41%	0.36%	0.29%	0.31%	0.26%	-0.15%
ラオス	0.03%	0.04%	0.05%	0.08%	0.13%	0.10%
その他	9.36%	7.88%	7.34%	7.07%	7.53%	-1.83%

(出所) 財務省 (日本) 資料より作成

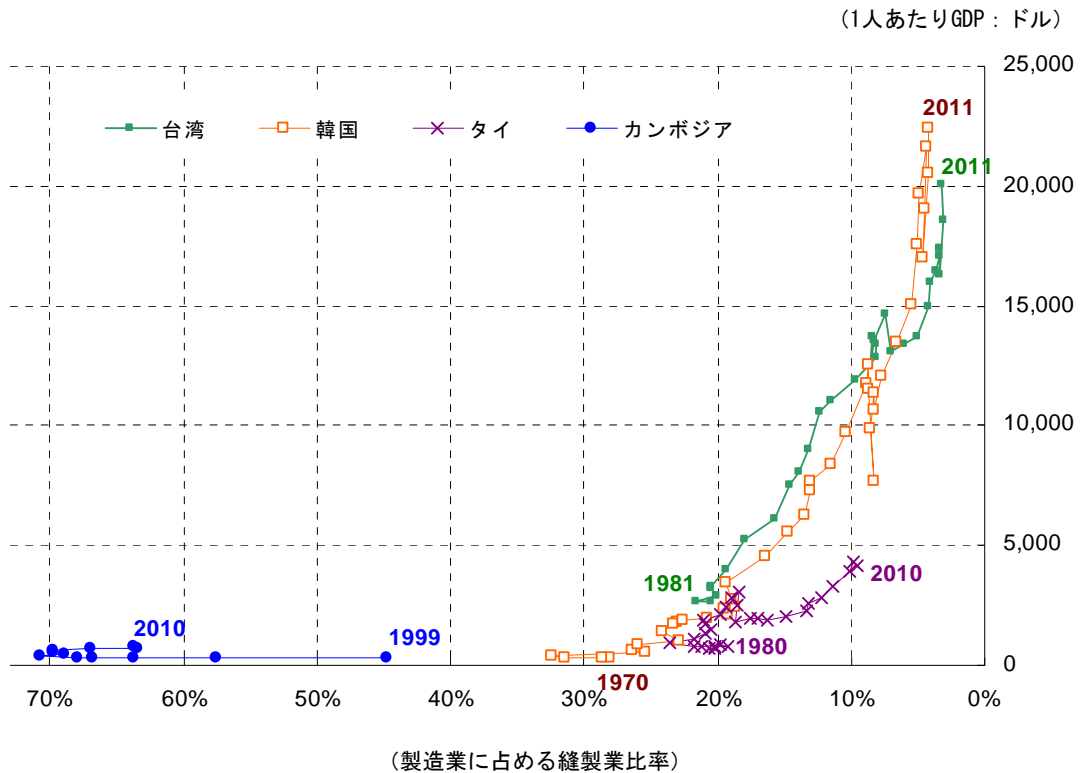
(3) 縫製業だけでは経済の発展は見込めない？

縫製業がカンボジア製造業の中心にあるが、長期的に同国の経済が一層発展するためには、縫製業に次ぐ製造業または縫製業に代わる製造業の台頭が必要となろう。

東アジア諸国の経済発展（1人あたりGDP）と産業構成比の推移をみると、1980年代の台湾、韓国や1990-2000年代のタイでは、製造業における縫製業のGDP比率が20%を下回り始めるタイミングで、発展スピードが早くなる傾向が窺える（図表22-6）。これらの国では、同時期に自動車を含む輸送機器産業や電気機器産業等のように、雇用者1人あたりの付加価値額の大きい産業が育っている。

カンボジアの縫製業が製造業に占める比率は、徐々に低下しているとはいえ、2010年時点ではまだ60%を上回っている。今後、機械や車両の輸出の構成比が上昇すれば、同国の経済発展は加速すると予想される。

図表 22-6 縫製業比率と経済発展



(出所) IMF、各国資料より作成

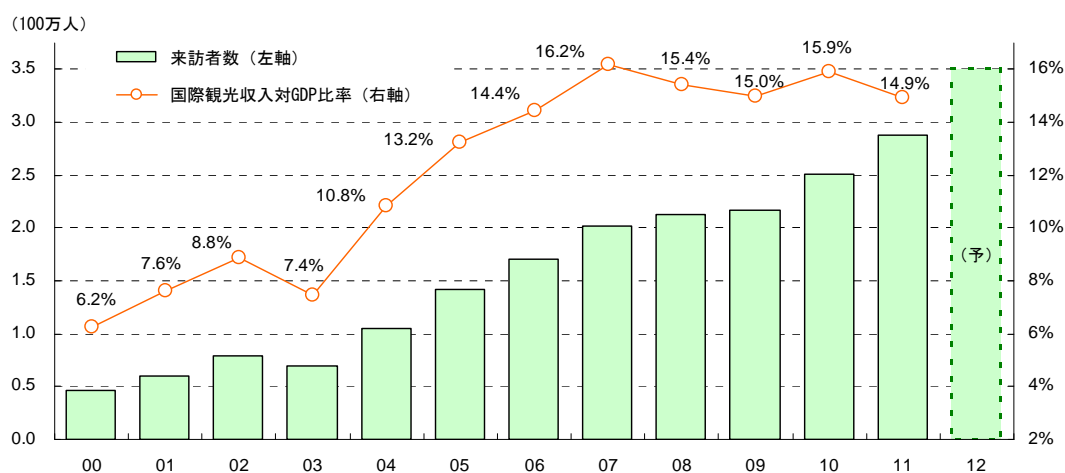
3. 観光業

(1) ASEAN 諸国の中でも観光業の与えるインパクトは大きい

カンボジアでは、国内外からの投資の内、ホテル建設やリゾート開発など、観光業に関連する案件が全体の5割以上の額を占めている（認可ベース）。また、政府による観光業振興支援が継続的に行われており、SARSの影響が大きかった2003年を除いて、海外からの来訪者数が増加を続けている（図表22-7）。産業別GDPではホテル・レストラン業が4.8%を占めており、同比率はASEAN諸国ではタイ（4.9%）に次いで高い。

海外からの訪問者による国際観光収入は19億ドル（2011年）。国際観光収入の名目GDP比率は14.9%とASEAN諸国の中では最も高く、2位のタイ（7.6%）との差も大きい。カンボジアの同比率は、2004年以降、10%超の水準が続いている。

図表 22-7 カンボジアの来訪者数と観光業収入の対 GDP 比率の推移

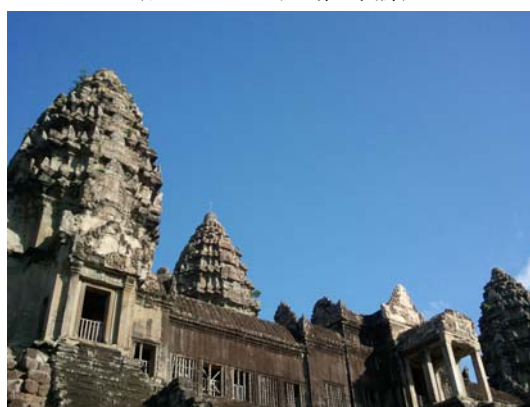


(出所) Ministry of Tourism of Cambodia , World Tourism Organization , World Bank 資料等より作成

図表 22-8 観光業収入の対 GDP 比率の比較

国名	来訪者数 (万人)	国際観光収入対名目GDP
カンボジア (2011年)	288	14.9%
タイ (2011年)	1,910	7.6%
シンガポール (2011年)	1,039	7.5%
マレーシア (2011年)	2,471	6.3%
ラオス (2010年)	167	5.3%
ベトナム (2011年)	601	4.5%
ブルネイ (2009年)	16	2.4%
フィリピン (2011年)	392	1.4%
インドネシア (2011年)	765	0.9%
ミャンマー (2010年)	31	0.1%
日本 (2011年)	622	0.2%

(アンコールワット第3回廊)



(出所) Ministry of Tourism of Cambodia , World Tourism Organization , World Bank 資料等より作成

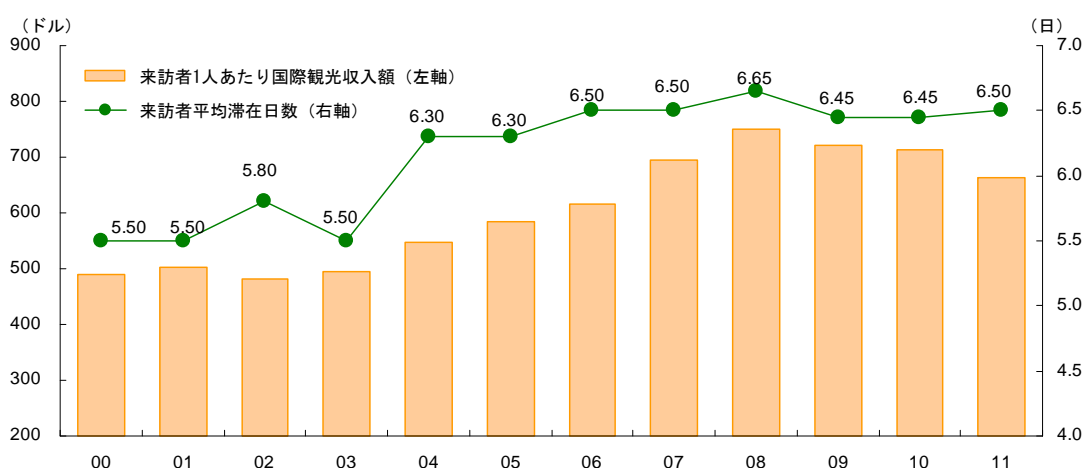
(2) 課題はアンコールワット以外の観光名所の創出

国別の来訪者数（2011年）はベトナム、韓国、中国、日本、米国の順に多い（ビジネス含む）。内、ベトナムからの来訪者は61万人を超え、全体の20%を超える割合であった。なお、日本からの来訪者は約16万人で、全体の6%弱。

観光業の課題は、アンコールワット以外の観光名所の創出である。

一部報道では2012年のアンコールワット入場者は200万人を超え、2011年に比べて28%増加したことが伝えられた。しかし、来訪者数自体は増加傾向が続いているものの、来訪者1人あたりの国際観光収入額は2009年以降減少に転じている（図表22-9）。また、平均滞在日数も2004年以降横ばいで推移している。

図表 22-9 来訪者平均滞在日数と1人あたり国際観光収入額の推移



(出所) Ministry of Tourism of Cambodia 資料より作成

アンコールワット以外の観光地としては、タイとの国境付近に位置するコクコン州が伸びている。同州にはペアム・クラソップ自然公園等があり、水上コテージやカジノリゾート、サファリパークなどの観光開発も進んでいる。2003年にコクコン橋が開通してタイからの入国が容易となったことから欧米人の来訪が増え、26,000haにおよぶ広大なマングローブ森をはじめとした雄大な自然が観光資源として生かされている。

しかし、2008年に世界文化遺産に登録されたプレアビヒア寺院や、南部には白砂の海岸が続くビーチリゾート（シハヌークビル州沿岸部）があるが、これらについてはまだ十分な観光資源にはなっていない。シハヌークビルでは、政府が国際空港を再開発したものの、国際線の就航には至っていない。また、プレアビヒア寺院については、周辺地区の治安の正常化、安定が重要な課題となっている。

ひとくちメモ (15) : 日本人にも人気の観光地 アンコールワット

カンボジアの観光地で最もポピュラーなアンコールワットは、カンボジアだけではなく世界の観光地のなかでも人気の高いスポットである。

旅行口コミサイトが日本人を対象に行ったアンケート、「行ってよかった世界の観光地」のランキングではアンコールワットが2011年、2012年連続で1位となった。

2011年のランキングではバイヨン寺院を擁するアンコールトムが7位にランクインしており、アンコールワット周辺の遺跡群にも多くの観光客が訪れていることが窺える(2012年のランキングはアンコールワット、アンコールトム、バイヨン寺院を含む統計)。

2012年のランキング全体では上位50位中33カ所が欧州のスポットで、上位30位中26カ所はユネスコの世界遺産に登録されている観光スポットであった。ASEAN域内国は、30位にボロブドゥール寺院(インドネシア)がランクインした。

欧州勢を差し置いて2年連続1位に選ばれたアンコールワットは、世界に誇るカンボジアの象徴のひとつと言えよう。

図表 「行ってよかった世界の観光地」上位10カ所一覧

	2012	2011
1	アンコール ワット/カンボジア	アンコール ワット/カンボジア
2	マチュピチュ/ペルー	サグラダファミリア教会/スペイン
3	ラニカイビーチ/ハワイ	マチュピチュ/ペルー
4	ウォルト ディズニー ワールド/アメリカ	ルーヴル美術館/フランス
5	ウルル (エアーズロック) /オーストラリア	バチカン美術館/バチカン市国
6	オルセー美術館/フランス	ドゥオーモ - サンタ マリア デル フィオーレ大聖堂/イタリア
7	サグラダファミリア教会/スペイン	アンコール トム/カンボジア
8	ルーヴル美術館/フランス	マウナ ケア山/ハワイ
9	アヤ ソフィア博物館 (教会) /トルコ	コロッセオ/イタリア
10	ペルガモン博物館/ドイツ	ウォルト ディズニー ワールド/アメリカ

(出所) トリップアドバイザー ホームページより作成

4. FTA の進捗状況

カンボジアは開発途上の国であるため、先進国が供与する一般特惠関税制度 (Generalized System of Preferences : GSP) の受益国の1つである。また、同国は国連が定める後発開発途上国 (Least Developed Countries : LDC) にも該当しており、海外への輸出の際に、相手国での輸入税の免除等の恩恵を受けている。このため、2012年12月時点では、同国は二国間のFTAは結んでおらず、FTAについてはASEANとの枠組みで進められているものに限られている(図表22-10)。

カンボジアは輸入の約半分をASEANから、約2割を中国から輸入している。ASEAN内でのFTA(ATIGA)では、カンボジアの対象品目の輸入関税の完全撤廃期限は、2015年中とされている。ただし、一部の例外品目についての撤廃期限は2018年までとされている。また、センシティブ品目(SL)・高度センシティブ品目(HSL)については、2017年までに関税を0~5%に引き下げる予定である。

また、対中国では2015年に、対インドでは2016年に、対韓国では2020年までに関税を0%とするとしている。また、対オーストラリア・ニュージーランドでは、2024年まで

に 85%の品目につき関税を 0%とする。

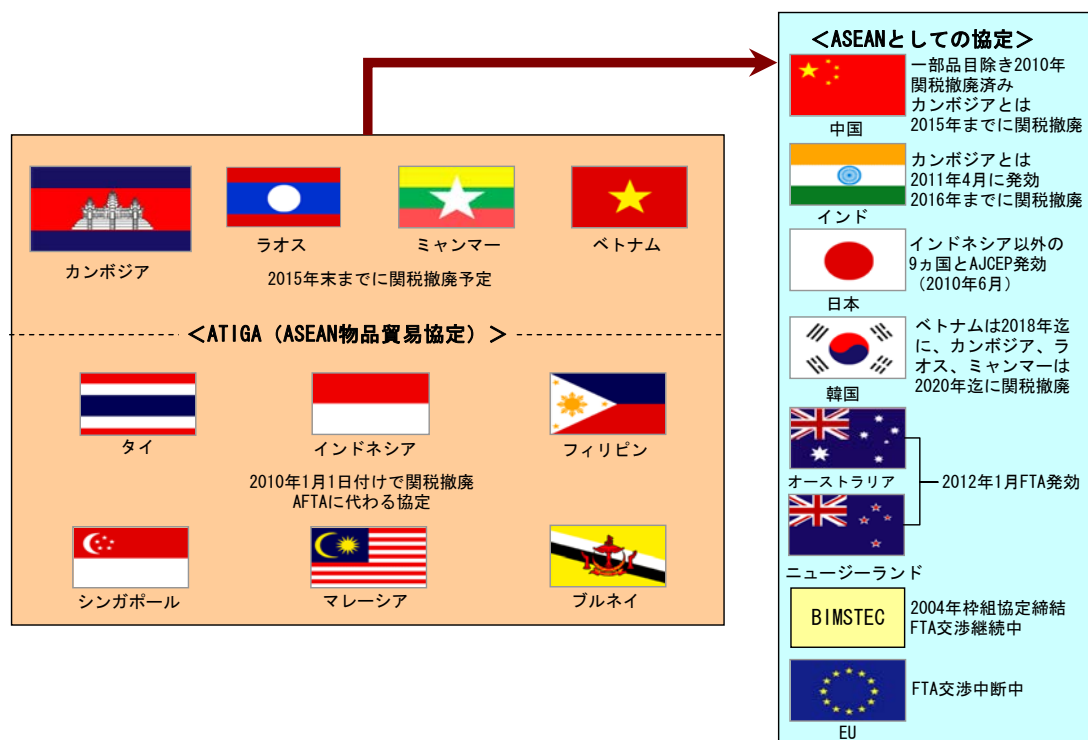
日本との ASEAN との FTA (AJCEP) については、カンボジアは 2009 年 12 月 1 日に発効した。新規加盟国は経済発展に応じた過渡的措置があり、カンボジアは 2026 年までに 85%の品目で関税を 0%とすることとしている。

図表 22-10 ASEAN との FTA とカンボジアの発効状況

	対象国・地域	協定・合意の名称	発効状況
ASEANベース	① ASEAN	ASEAN Trade In Goods Agreements (ATIGA)	済
	② 中国	ASEAN-China FTA (ACFTA)	済
	③ 韓国	ASEAN-Korea FTA (AKFTA)	済
	④ インド	ASEAN-India FTA (AIFTA)	済
	⑤ 豪州・ニュージーランド	ASEAN-Australia-NewZealand FTA (AANZFTA)	済
	⑥ 日本	ASEAN-Japan CEP (AJCEP)	済
	⑦ EU	ASEAN-EU FTA	未

(出所) 各種資料より作成

図表 22-11 カンボジアの FTA 進捗状況



(出所) JETRO 資料より作成

第23章 最近のトピックス

1. GMS 内での活用が先行する南部経済回廊

アジア開発銀行（ADB）が主導し、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、中国の5カ国がメンバーとなって1992年に開始した大メコン圏（GMS：Greater Mekong Sub-region）地域経済協力プログラムの中で、道路の開発・改修の交通部門は重要視されてきた。1994年の第3回閣僚会議では、バンコク・プノンペン・ホーチミン間の南部経済回廊等の道路の案件リストが合意された（図表 23-1）。

経済回廊の整備が進めば、タイのバンコク、ベトナムのハノイ、ホーチミンのような産業が集積する大都市間の輸送や、ラオス、カンボジア、ミャンマーへの生産拠点の移転が活性化することも期待される。JETROの調査によると、カンボジアの首都プノンペンでのワーカーの月額給与コストは82ドルと、ホーチミン（ベトナム）の130ドルやバンコク（タイ）の286ドルに比べて大幅に低い。

2013年1月時点、企業の生産拠点のシフトが最も進んでいるのは南部経済回廊（バンコク～プノンペン～ホーチミン）である。

詳細は23章3節「経済特別区の整備状況」に示すが、ベトナムとの国境に近いカンボジアのバベットでは、主に縫製企業が進出している。ベトナムは日本や米国等に衣類を輸出しているが、人件費の上昇が続いていることから、徐々に縫製企業の進出が南部経済回廊沿いに内陸へと移ってきた。カンボジアに入っても、国境に近い経済特別区に入居すれば通関手続きが簡素化されており、南部経済回廊を通過してベトナムのカイメップ・チーバイ港から日本等へ商品を輸出できる。

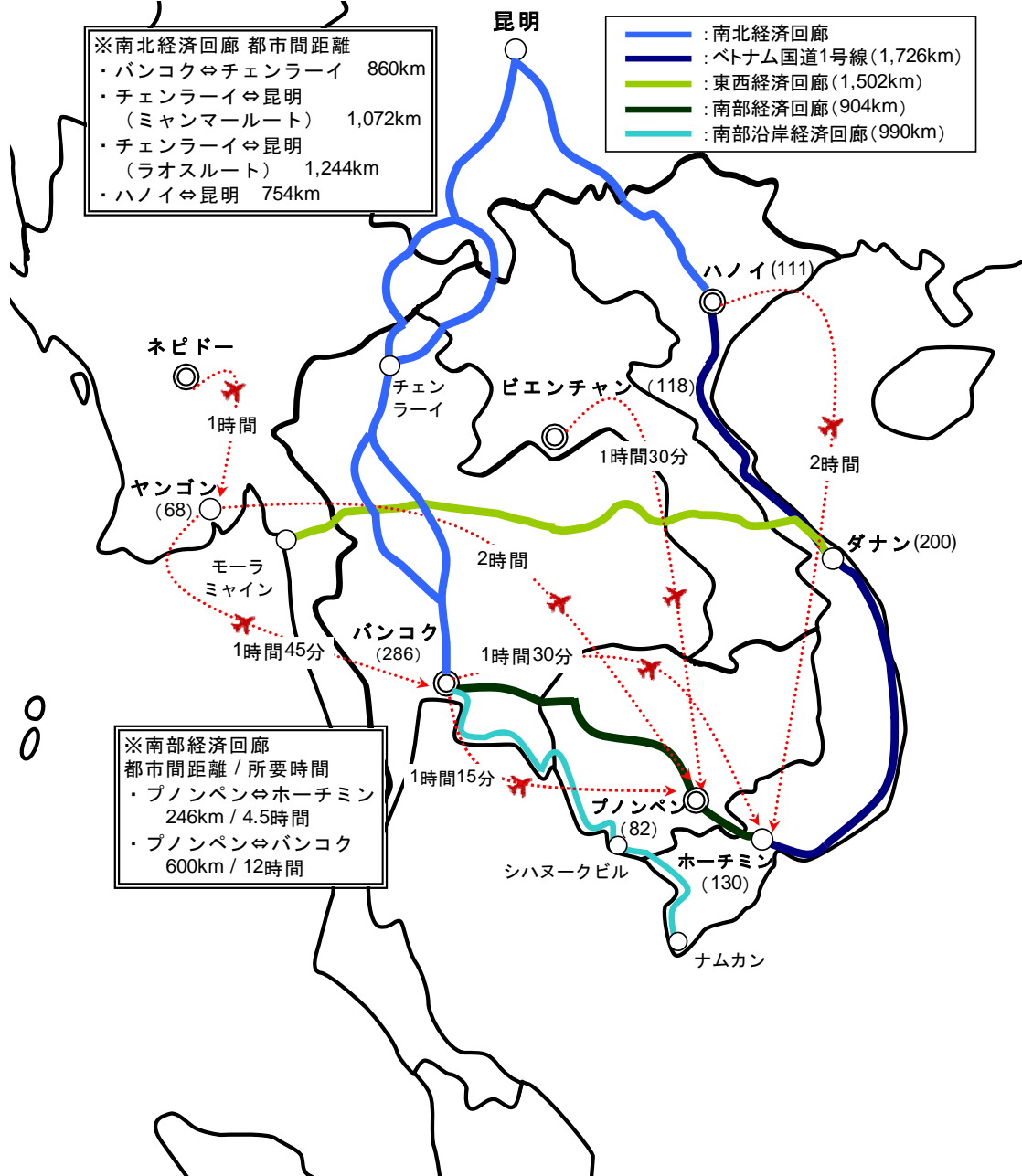
また、タイとの国境近くでは、南部経済回廊沿いのポイペトでは経済特別区の開発が遅れているが、南部のコックンでは、タイの縫製企業、日系自動車部品メーカー等が進出している。コックンからはタイのレムチャバン港（所要時間は約5時間）が利用できること、自動車産業の集積地（タイ東部）に近いことが、メリットにあげられる。

一方、カンボジア以外の国では、まだ企業の生産シフトの動きは鈍い。

ラオスでは、東西経済回廊が通るサワナケートに経済特区があるが、企業の進出ペースは遅い。また、バンコクとハノイとの間の輸送については、ハノイ向けの荷物はあるものの、バンコク向けの荷物が少なく輸送コストが高止まりしている。

ミャンマーは、ワーカーの月額給与コストがGMSの主要都市の中で最も低いが、物流インフラの未整備が大きなハードルとなっている。東西経済回廊も整備されていない。

図表 23-1 大メコン圏経済回廊と各国主要都市



(注) 都市名付近の () は、ワーカー月額賃金コスト (ドル) を示す
(出所) 各種資料より作成



(ベトナム-カンボジア国境)



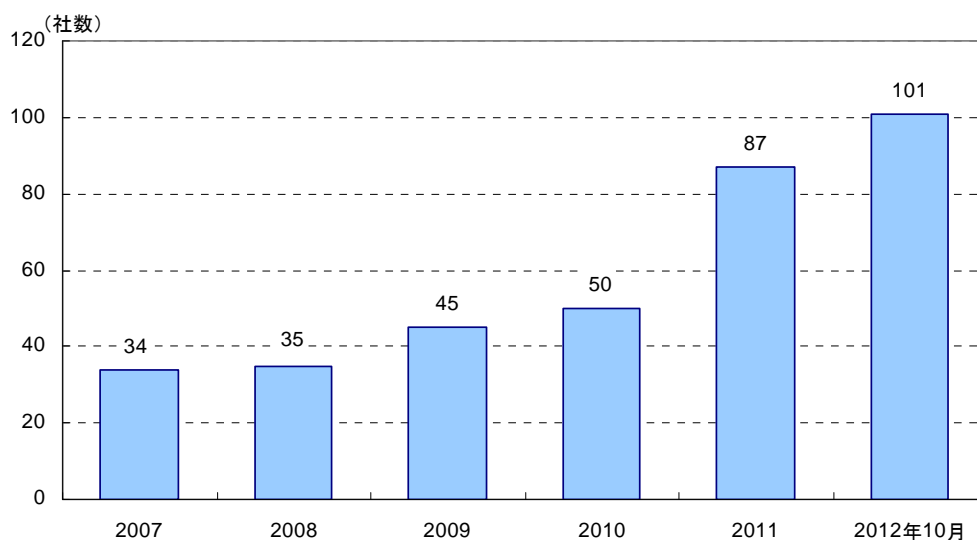
(タイ-カンボジア国境に架かる友好橋)

2. 日系企業進出ラッシュ

(1) 商工会員数の増加

カンボジア日本人商工会（Japanese Business Association of Cambodia : JBAC）の会員数が増加している。2007年時点では34社であったのに対し、2011年に87社に急増。2012年10月時点では101社に達した。この101社以外にも、カンボジアに拠点はないがカンボジアでビジネス参画をする企業が準会員として21社が登録している。

図表 23-2 カンボジア日本人商工会員数の推移



(出所) JBAC 資料より作成

(2) 進出日系企業の傾向

中国、タイ、ベトナムの人的費高騰や労働力不足、さらに中国での対日感情の悪化に伴ってカンボジア、ラオス、ミャンマーの3カ国が注目を集めている。この3カ国内におけるカンボジアの優位点は、①治安と政情が安定している点、②政府による積極的な外資優遇政策が行われている点が挙げられる。

既にカンボジアに進出している企業の多くは他国での海外事業展開を経験しており、中国、タイ、ベトナムの拠点を補完する目的でカンボジアに進出して操業している。また、タイやベトナムに拠点を持つ企業では、隣国の拠点と協働して製造工程のなかでも電力消費量が少ない労働集約型の部分のみをカンボジアで行う企業もある。

(3) カンボジアが持っている日系企業への印象

カンボジアでは、日系企業の評判は押並べて良いようである。主な理由は、①従業員のほとんどをカンボジアで雇用し、多くの雇用を創出する点、②日本が持つ高い技術の伝播を受けられる点、③福利厚生充実、従業員のケアが行き届いている点が挙げられる。

カンボジア政府も日系企業を誘致するため、制度面から支援を行う姿勢を見せている。2009年以降、ほぼ半年に1度の頻度で過去7回開催されている日本・カンボジア官民合同会議は、日本大使館、JBAC、カンボジア開発評議会が直接意見交換を行う会議である（詳細は、第6章「外資導入策と管轄官庁」を参照）。カンボジアの政府機関が民間企業と意見を交わす2国間の枠組みは、この日本カンボジア官民合同会議のみで、他の諸外国に比べて日本の「観点」を重要視し、参考にしていることが窺える。

3. 経済特別区の整備状況

日系企業（特に製造業）が進出する候補地として、経済特別区（Special Economic Zone : SEZ）が挙げられる。SEZに拠点を設けるとQIPで得られる優遇措置に加えて、付加価値税の免除、輸入関税の免除の措置を受けることができる（詳細は、第9章「主要投資インセンティブ」を参照）。また、SEZには行政サービスを行っているワンストップ・サービス事務所が設置しており、官公庁向けに必要な各種手続きをSEZの敷地内の施設で完了させることができる。さらに、SEZ管理事務所のなかには、規定のない「手数料」の支払いなど、カンボジア独特の習慣について、企業の代わりに対応するサービスを提供しているところもある。生産拠点を持つ場合は、インフラ整備の面でも制度の面でもSEZへ入居することによって、カンボジアの外資優遇制度やSEZ管理事務所の機能を十分に活用することができる。

SEZはカンボジア全土でみると図表23-3のように5つの地域に分布して設立されている。各地域の特徴は以下の通り。

(1) スヴァイリエン州は、南部経済回廊（国道1号線）沿いにSEZが設立されている。ベトナム国境に近く、物流面、隣国拠点との協働する場合に優位である。特に、ベトナムのホーチミンに関連企業が多いため、南部経済回廊を使えば、生地や副資材の調達も容易で、より安価に製品を生産することが可能である。（マンハッタン経済特別区、タイセン経済特別区、ドラゴンキング経済特別区）

(2) プノンペン市は、首都であるため各省庁が近く、駐在員向け居住施設も充実している。また主要大学のほとんどがプノンペン市内にあり、大学修了者の多くはプノンペンでの就職を希望していることなどから、幹部候補生確保の点でも他の地域に比べて優位である。（プノンペン経済特別区）

(3) シハヌークビル州は、港湾、鉄道、空港設備の整備が進んでいる地域ではあるが、開発途上である。今後、シヤム湾で開発中の石油生産が開始されると、関連産業の拠点として重要な地域となるであろう。（シハヌークビル経済特別区、シハヌークビル港経済特別区）

(4) コッコン州のSEZは、タイとの国境に近く、レムチャバン港の利用やタイの拠点との連携の面が優位点として挙げられる。特に、タイ東部には日系企業が多く進出してお

り同地での賃金上昇を受け、一部工程をコッコン州に移管することも期待される。(コッコン経済特別区)

(5) バンテイメンチェイ州は、南部経済回廊(国道5号線)沿いにSEZが設立されており、タイとの国境に近く、物流面、隣国拠点との協働する場合に優位である。但し、2012年11月時点ではSEZの開発が遅れていること、また、SEZが国道5号線から10分程度離れていることから、日系企業の進出はまだない。(ポイペト経済特別区)

車での所要時間は、概ね以下のとおりである。

- (1)南部経済回廊： ホーチミン → 国境(2時間) → プノンペン(2時間30分)
- (2)国道4号： プノンペン → シハヌークビル(4時間)
- (3)国道4号・48号： シハヌークビル → コッコン(3時間)
- (4)国道48号・4号： コッコン → プノンペン(4時間30分)
- (5)国道6号・5号： シェムリアップ → ポイペト(2時間) → 国境(30分)
- (6)タイ国内： 国境 → バンコク(4時間)

カンボジア開発評議会から認可を受けているSEZは全国で23カ所あるが、実際に稼働、または本格的に稼働準備に入っているSEZは8カ所に過ぎない。144頁以降に各SEZの詳細を示した。

ひとくちメモ(16)： 領収書の出ないサービスの例 ～出入国手続きにて

カンボジアは国土の東西を南部経済回廊が走っている。隣国との国境には出入国の手続きを行うイミグレーションがあるが、空路での入国に比べてカウンターの数は少なく、手続きに60分以上待たされることも珍しくないようだ。

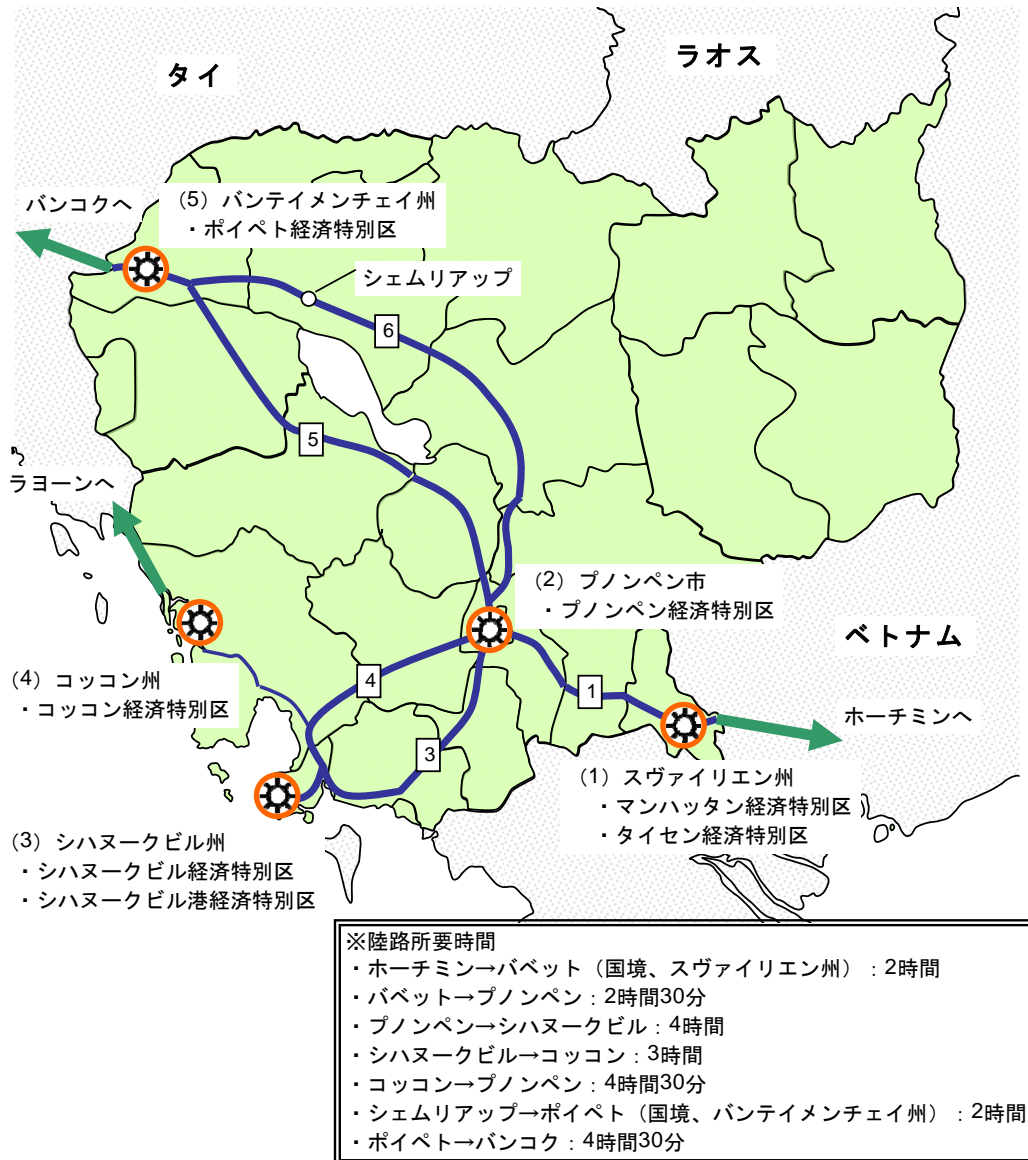
ホーチミン(ベトナム)からカンボジアに向かうと、ベトナムのモックパイとカンボジアのパベットの間に国境がある。観光バスで国境を越える集団と一緒にしまったら、出国手続きを記入している間に、所要時間が倍以上になってしまうケースもある。現地のガイドによると、このような状況に目をつけた担当官が、「10ドルを払えば、すぐに手続きを済ませる」と、領収書の出ないサービスを提供しているようだ。実際に10ドルを数名分のパスポートと併せて現地ガイドを通じて渡すと、5分後には出国スタンプが押されたパスポートが戻ってきた。

サービスはまだ続く。出国を済ませ、今度は200-300m離れたカンボジア側のイミグレーション施設に向けてスーツケースを運ぼうとすると、「10ドルで荷物をリヤカーで運んであげよ」と持ちかけてくるスタッフがいる。試しに10ドル支払うと、仲間とともにリヤカーで荷物を運んでくれた。国境ラインを越えられないが、カンボジア側から迎えに来たリヤカーに移し替えて無事に国境ラインは通過できた。

しかし、ベトナム人のリヤカー仲間は、「カンボジア人のリヤカー仲間を使っているから、さらに10ドルが必要」と迫ってくる。太陽の照り返しと暑さに負けて10ドルを渡したのだが、これがトラブルとなってしまった。カンボジアでの入国手続きも無事終わって荷物を引き上げようとする、カンボジア人からは「俺たちはまだ何ももらっていない!」と追加料金を求められてしまった。

結局5ドルで手を打ったものの、最後までカンボジア人のスタッフは不満いっぱい、得をしたのはベトナム人のスタッフであった。ちなみに、タイとの国境近くのポイペトでは、「500パーツを支払えば今からスタンプを押す」等と言ってくることもあるようだ。当然、こちらの金額も、払ったとしても領収書は出てこない。

図表 23-3 カンボジアの経済特別区稼働地域



(注) 枠内の数値は国道番号を示す

(出所) 各種資料より作成

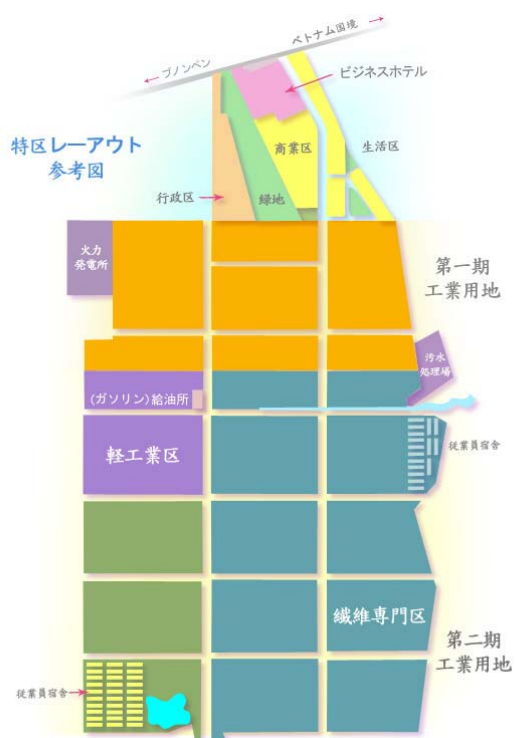


(ベトナム-カンボジア国境の様子)

(1) スヴァイリエン州

①マンハッタン経済特別区

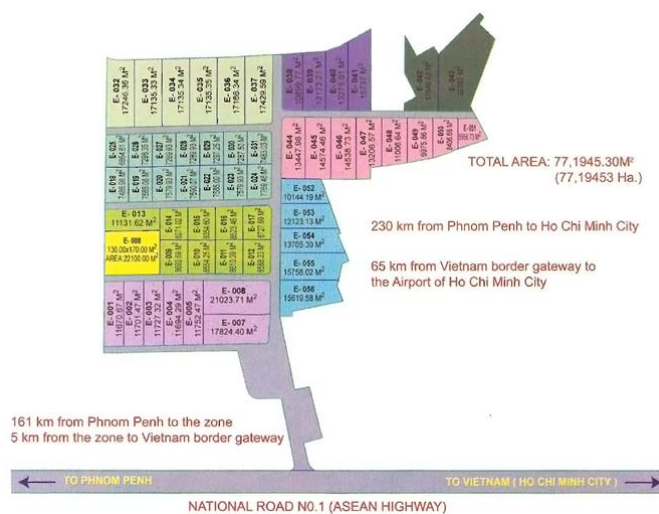
所在地	スヴァイリエン州
住所	Bavet Commune, Chantrea District, Svay Rieng Province
設立	2006年11月
主要都市からの距離	ベトナム国境（バベット）から6km、ベトナム・ホーチミン国際空港から65km、 プノンペンから160km
デベロッパー	Manhattan International Co., Ltd.（台湾資本）
電話番号/ FAX	+855 44715125 / +855 44715126
E-Mail	info@manhattansez.com
開発総面積	157ha
インフラ	
電力	公共送電線（ベトナム）からの供給/自家発電施設建設中 料金：USD0.1265/kwh
工業用水	地下水を利用/給水施設3ヶ所 料金：USD0.15/Ton
排水設備	汚水処理施設2ヶ所 料金：USD0.25/Ton
電話回線	1社（Metfone）
付帯施設	ガソリンスタンド・警察署・消防署・職員病院・カジノホテル・スーパーマーケット
管理費	USD0.04/m ² /月（+VAT）
借地料	USD25-30/m ² ：工業エリア、2ha以上、99年間の賃貸契約 ※2ha以下は10%増しの金額
レンタル工場	敷地：USD1/m ² 建物：USD2/m ² （建屋のみ）
税関手続き	経済特区内で通関手続きが可能（ワンストップサービス事務所あり）
進出企業	モロフジ（ポリエチレンショッピングバッグ製造）など21社



(出所) マンハッタン経済特別区ホームページ

②タイセン経済特別区

所在地	スヴァイリエン州
住所	Bavet District, Svay Rieng Province
設立	2006年
主要都市からの距離	プノンペンから南東へ161km、Moch Bai国境検問所から5km、ホーチミンから86km
デベロッパー	Tai Seng Bavet SEZ Co., Ltd.
電話番号/ FAX	+855 12 911 202, +855 888 668 688 / +855 23 990 188
E-Mail	enquiry@taiseng-sez.com siaofen1314@gmail.com
開発総面積	125ha
インフラ	フェンス、埋立、電気の引き入れ
電力	公共送電線からの供給。ベトナムとカンボジアから供給。(ベトナムからがメイン) 料金：USD0.1265/kwh
工業用水	地下水を利用(テナントが独自に整備する必要あり)
排水設備	なし
電話回線	ezecomが利用可能
管理費	USD0.04/m ² /月 (+VAT)
借地料	USD22/m ² (税別)：50年間のリース契約
レンタル工場	敷地：USD0.1/m ² 、工場：USD1.6/m ² 、オフィス：USD2.8/m ²
税関手続き	ワンストップサービス事務所はマンハッタンSEZの事務所を利用
進出企業	ヨークス(婦人手袋) スワニー(スポーツ用手袋) 中山商事(赤ちゃん用肌着) ロンチェスター(婦人服) ジャパーナ(スポーツ衣料) トーワ(紳士服) 家研販売(建具製造) 東京パーツ工業(コイルトランス) など13社



(出所) タイセン経済特別区ホームページ



③ドラゴンキング経済特別区

所在地	スヴァイリエン州
住所	
設立	2012年5月
主要都市からの距離	プノンベンから160km、ベトナム国境（ハベット）から12km、ホーチミンから92km
デベロッパー	Mrs. Ngov Mok
電話番号/ FAX	
E-Mail	
開発総面積	120 ha
インフラ	開発中
電力	公共送電線からの供給。ベトナムとカンボジアから供給。（ベトナムからがメイン）
工業用水	地下水を利用（テナントが独自に整備する必要あり）
排水設備	なし
電話回線	ezecomが利用可能
付帯施設	
管理費	USD0.04/m ² /月（+VAT）
借地料	USD25/m ² （税別）：50年間のリース契約
レンタル工場	建設計画あり
税関手続き	
進出企業	



（ワーカーの通勤の様子）

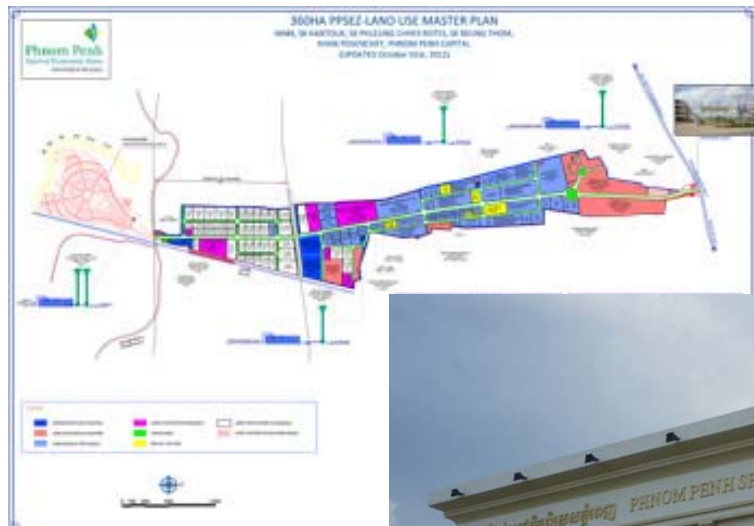


（帰宅ラッシュの様子：プノンベン中心部）

(2) プノンペン市

① プノンペン経済特別区

所在地	プノンペン市
住所	Khan Dangkao, Phnom Penh and Ang Snuol District, Kandal Province
設立	2006年4月
主要都市からの距離	プノンペン国際空港より約8km、プノンペン中心部より約18km
デベロッパー	Phnom Penh SEZ Co., Ltd.(林秋好:78%、ゼファー:22%)
電話番号/ FAX	+855 (0)23 729 798 / +855 (0)23 729 799
E-Mail	sales@ppsez.com
開発総面積	360 ha (第1期:141ha 第2期:162ha 第3期:57ha)
インフラ	フェンス、管理棟、入場門、電気、給水、通信システム、消防、救護施設完備
電力	公共送電線から供給、シンガポール資本と合弁会社Colben Energy PPSEZ Ltdを設立。能力(燃料は重油)13MW 料金:USD0.193/kwh(変動制に移行中)
工業用水	団地内浄水施設:最大供給能力5,300m ³ /日(第一期) 料金:USD0.30/m ³ (+10%VAT)
排水設備	団地内下水施設:処理能力4,500m ³ /日(第一期) 料金:処理代金USD0.26/m ³ (+10%VAT)
通信設備	固定電話サービス3社、インターネットサービス10社により提供
付帯施設	銀行、ドライポート、中華レストラン、ミニマート(日本食レストラン建築中)
管理費	インフラ維持管理費用:USD0.05/m ² /月(+VAT)、ゴミ収集費:USD80~300/月(+VAT)
借地料	USD55/m ² (土地の賃借契約は自動更新、転売も可)
レンタル工場	ドライポート内にレンタル工場あり(自社工場の建設まで入居する企業が利用)その他のレンタル工場は競争率高い 家賃は平均USD2.5/m ² /月
税関手続き	経済特区内で通関手続きが可能(ワンストップサービス事務所あり)
進出企業	味の素、住友電装、ミネベアなど日系企業26社を含む全48社(2012年9月時点)



(出所) プノンペン経済特別区

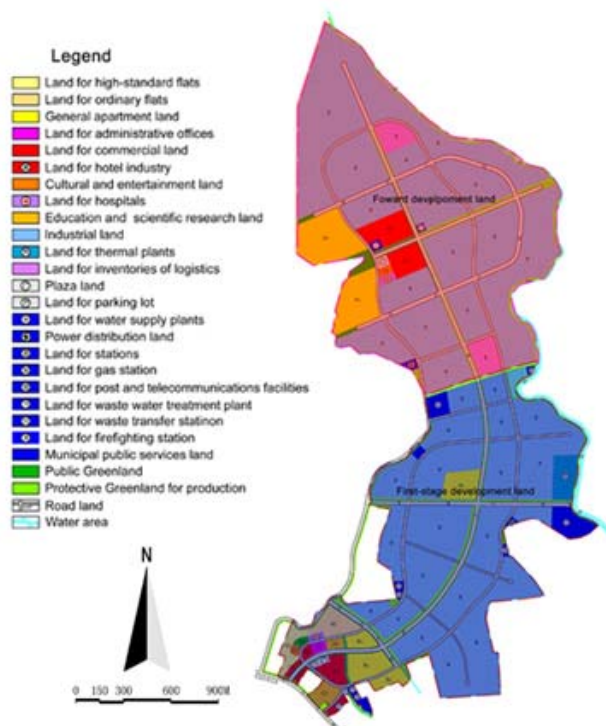
ホームページ



(3) シハヌークビル州

①シハヌークビル経済特別区

所在地	シハヌークビル州
住所	Stung Hav District, Preah Sihanouk Province
設立	2006年10月
主要都市からの距離	シハヌークビル港より12km、シアヌークビル空港より3km、プノンペンより210km
デベロッパー	Cambodia International Investment Development Group Co., Ltd. (中国資本)
電話番号/ FAX	+855 23726375 / +855 23726375
E-Mail	
開発総面積	11.13km ²
インフラ	フェンス、道路、管理棟、電気、給水、通信システムの建設
電力	公共送電線からの供給。2MWの自家発電あり。料金：USD0.25/kwh
工業用水	団地内排水設備：開発予定 料金：USD0.15/m ³ (+10%VAT)
排水設備	開発予定
電話回線	テレコムカンボジアが利用可能
付帯施設	
管理費	USD0.04/m ² /月 (+VAT)
借地料	USD28/m ² (+VAT)：50年間のリース契約 USD14/m ² (+VAT)：20年間のリース契約 USD7/m ² (+VAT)：10年間のリース契約
税関手続き	経済特区内で通関手続きが可能 (ワンストップサービス事務所あり)
レンタル工場	USD160/m ² /月 (+VAT)
進出企業	アスレ電器 (家電用ワイヤーハーネス製造) 泉電子国際有限公司 (薄型テレビ用アルミフレーム) 含む26社



(出所) シハヌークビル経済特別区ホームページ

②シハヌークビル港経済特別区

所在地	シハヌークビル州
住所	Tomnop Rolok Area, Sangkat Lek1 and Lek3, Sihanoukville City, Preah Sihanouk Province
設立	2009年9月
主要都市からの距離	シハヌークビル港に隣接。シハヌークビル空港から15km。 プノンペンから230km。シハヌークビル駅と接続予定。
デベロッパー	Port Authority of Sihanoukville (シハヌークビル港公社) [日本政府円借款による開発]
電話番号/ FAX	+855 34 933 511,416 / +855 34 933 739, 693
E-Mail	market@pas.gov.kh pas@camintel.com
開発総面積	70 ha
インフラ	開発中
電力	電源：国営電力会社（EDC）の22 kV送電線 （構内に受配電設備を設置） 料金：USD0.28/kwh
工業用水	構内汲み上げ地下水（2,000m ³ /日） 料金：USD0.3/m ³
排水設備	中処理設備（2,000m ³ /日） 料金：USD0.35/m ³ （上水使用量の80%）
電話回線	Metfoneの利用が可能
付帯施設	コンテナ・フレイト・ステーション 経済特別区管理事務所（銀行、郵便局、クリニック、研修施設など設置予定） メンテナンスオフィス（24時間体制のセキュリティ） 社員寮（20戸）、社宅（2棟、500名収容）
管理費	USD1/m ² /年
借地料	USD65/m ² ：50年間のリース契約（借地総面積1ha以下） USD47.5/m ² ：25年以下のリース契約（借地総面積1ha以下）
レンタル工場	2棟の建設計画あり（3,000m ² 、6,000m ² ）
税関手続き	ワンストップサービス・ステーションあり
進出企業	王子ホールディングス

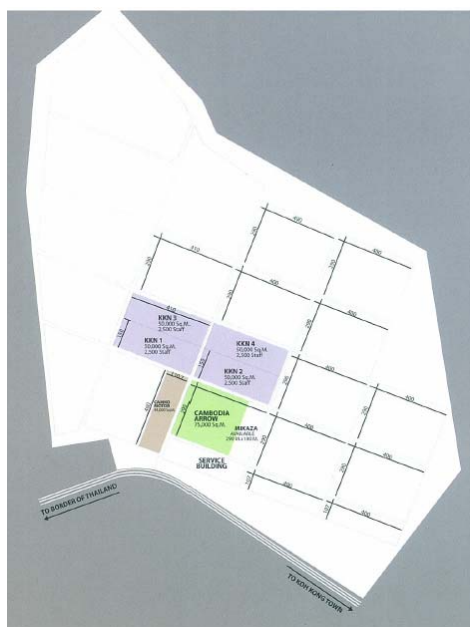


(出所) シハヌークビル港経済特別区パンフレット

(4) コッコン州

①コッコン経済特別区

所在地	コッコン州
住所	Neang Kok Village, Pakkhlong Commune, Mundul Seyma Destrict, Koh Kong Province
設立	2006年
主要都市からの距離	バンコクから470km、プノンペンから297km、シハヌークビル港から370km、レムチャバン港から370km
デベロッパー	L.Y.P Group Co.,Ltd
電話番号/FAX	+855-12-758-759 / +855-23-880-598
E-Mail	saroeum_ngeth@yahoo.com
開発総面積	335.43ha
インフラ	
電力	タイから電力供給を受ける（能力：12MW / 2013年には20MWまで引き上げ予定） 料金：THB6.5/kw
工業用水	5,000m ³ /日 料金：THB18/m ³ (+VAT)
排水設備	現時点ではなし
電話回線	テレコムカンボジアが利用可能
付帯施設	L.Y.P Group 開発のリゾートホテルあり
管理費	THB1.4/m ² /月
借地料	USD40/m ² ：99年間のリース契約 USD30/m ² ：70年間のリース契約 USD20/m ² ：20年間のリース契約
レンタル工場	USD1.58/m ² /月：30年間の契約 USD1.75/m ² /月：20年間の契約 USD2.00/m ² /月：10年間の契約
税関手続き	ワンストップサービス構築中
進出企業	矢崎総業（自動車用ワイヤーハーネス）ミカサ（スポーツ用ボール）カムモーター（自動車組み立て） など

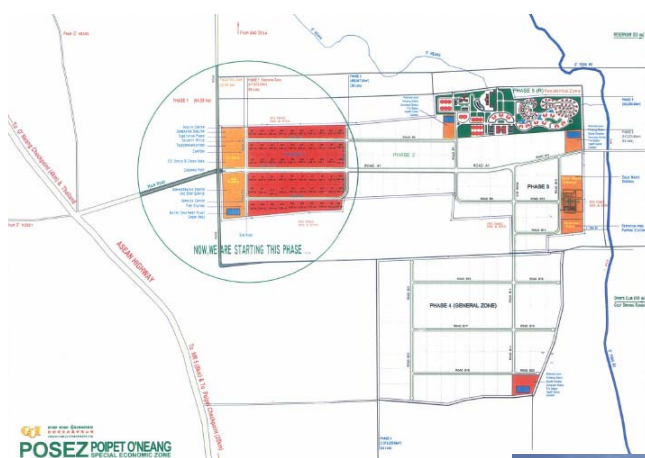


(出所) コッコン経済特別区パンフレット

(5) バンテイメンチェイ州

①ポイペト経済特別区

所在地	バンテイメンチェイ州
住所	Poipet Commune and Nimit Commune, O' Chhrov District, Banteay Meanchey Province
設立	2005年
主要都市からの距離	ポイペト国境から約10km レムチャバン港から250 km
デベロッパー	Chhay Chhay Investment Ltd
電話番号/ FAX	855-54-967-677
E-Mail	chhayppt@cci-posez.com
開発総面積	第1期：230ha（工業地域）、70ha（商業地域）、28ha（ドライポート） 第2期：155ha
インフラ	フェンス、入場門、電柱の設置完了
電力	タイから供給 料金：USD0.12/Kw
工業用水	料金：USD0.35/m ³
排水設備	
電話回線	Metfone が興味を示している
付帯施設	国境近辺には複数のカジノホテルあり
管理費	USD0.04/m ² /月
借地料	USD33/m ² ：70年間の貸借契約
レンタル工場	建設予定なし
税関手続き	ワンストップサービス施設を建設予定
進出企業	Campack Co.,Ltd（タイ） 1社



(出所) ポイペト経済特別区

パンフレット



付 録

付録 関係機関連絡先リスト

1. 国内投資相談・連絡先

投資関連情報、生活環境、ビザ取得等に関する情報入手が可能

(1) 大使館・領事館

名称	所在地	電話/Fax
在日本国カンボジア王国大使館 Royal Embassy of Cambodia to Japan http://www.cambodianembassy.jp/	〒107-0052 東京都港区赤坂8-6-9	電話 / 03-5412-8521 Fax/ 03-5412-8526
在大阪カンボジア王国名誉領事館 Honorary Consulate of the Cambodia in Osaka Japan http://www.cambodia-osaka.com/	〒530-0013 大阪市北区茶屋町12-6 エスパシオン梅田ビル9階	電話 / 06-6376-2305 Fax / 06-6376-2306
在名古屋カンボジア王国名誉領事館 Honorary Consulate of the Cambodia in Nagoya Japan http://www18.ocn.ne.jp/~camryoji/	〒461-0004 愛知県名古屋市中区葵3-14-20 エルシンドビル3F	電話 / 052-979-5578 Fax / 052-979-5567
在福岡カンボジア王国名誉領事館 Honorary Consulate of the Cambodia in Fukuoka Japan http://www.fukuoka-cambodia.jp/	〒810-0001 福岡市中央区天神1-4-1 西日本新聞会館15階	電話 / 092-717-1255 Fax / 092-717-1021

(2) 投資・輸入関連

名称	所在地	電話/Fax
国際協力銀行 http://www.jbic.go.jp/	〒100-8144 東京都千代田区大手町1-4-1	電話/03-5218-3579 Fax/03-5218-3968
日本貿易振興機構（ジェトロ） http://www.jetro.go.jp/	〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6F	電話/03-3582-5511
国際機関日本アセアンセンター http://www.asean.or.jp	〒105-0004 東京都港区新橋6-17-19 新御成門ビル 1階	電話/ 03-5402-8001 (受付) 03-5402-8006 (投資部) Fax/ 03-5402-8007 (投資部)

2. 在カンボジア機関

(1) 外国投資に関する主要行政機関（投資関連情報の入手が可能）

名称	所在地	電話/Fax
カンボジア開発評議会 The Concil for the Development of Cambodia (CDC) www.national-assembly.org.kh	Government Palace, Sisowath Quay, Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia	電話 / 023-214-136 Fax / 023-218-547
カンボジア投資委員会 The Cambodian Investment Board (CIB) http://www.cambodiainvestment.gov.kh/ja	Government Palace, Sisowath Quay, Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia	電話 / 023-981-154 Fax / 023-427-597 Mail / cdc.cib@online.com.kh
カンボジア経済特別区委員会 Cambodia Special Economic Zone Board(CSEZB)	Government Palace, Sisowath Quay Wat Phnom, Phnom Penh, Cambodia	電話 / 023-992-355 Mail / enquiry@cambodiasez.gov.kh

(2) その他行政機関

名 称	所在地	電話/Fax
閣僚評議会 Council of Ministers http://www.pressocm.gov.kh/	No.38 Russian Federation Boulevard, Phnom Penh	電話 / 023-212-708 / 023-725-103 Fax / 023-212-490 Mail / info@pressocm.gov.kh
内務省 Ministry of Interior	Russian Boulevard, Phnom Penh	電話 / 023-883-184 / 023-428-171
農林水産省 Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries http://www.maff.gov.kh/en/	No.200 Norodom Blvd., Tonle Bassac, Khan Chamkarmorn	電話 / 023-211-351, 352 Fax / 023-217-320 Mail / info@maff.gov.kh
商業省 Ministry of Commerce http://www.moc.gov.kh/Default.aspx?MenuID=1	Russian Federation Blvd, Toeuk Thla Village, Sangkat Toeuk Thla, Khan Sen Sok, Phnom Penh	電話 / 023-866-088,478 Fax / 023-866-188,425 Mail / moccab@moc.gov.kh
経済財務省 Ministry of Economy and Finance http://www.mef.gov.kh/	St.92, Sangkat Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia	電話 / 023-724-664 Fax / 023-427-798 Mail / admin@mef.gov.kh
環境省 Ministry of Environment http://www.moe.gov.kh/index.php?page=home	No.48, Sihanouk Blvd, Phnom Penh	電話 / 023-427-894
外務国際協力省 Ministry of Foreign Affairs and International Cooperation http://www.mfaic.gov.kh/	No.3, Samdech Hun Sen Street, Sangkat Tonle Bassac, Khan Chamcar Mon, Phnom Penh	電話 / 023-214-441,216-122,224-973 Fax / 023-216-144,141 Mail / mfaic@mfa.gov.kh
鉱工業エネルギー省 Ministry of Industry Mine and Energy	No.45, Norodom Boulevard Phnom Penh	電話 / 012-867-906
国土整備・都市計画・建設省 Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction http://www.mimupc.gov.kh/?page=front&menu1=2&ctype=article&id=2&lg=en	No. 771-773, Monivong Blvd, Boeng Trabek, Khan Chamcarmon	電話 / 023-215-660
計画省 Ministry of Planning http://www.mop.gov.kh/	No.386, Monivong Blvd, Phnom Penh	電話 / 023-212-049/ 023-720-901
公共事業運輸省 Ministry of Public Works and Transport http://www.mpwt.gov.kh/index.php	Corner Norodom Blvd/Street 106, Phnom Penh	電話 / 023-427-845 Mail / info@mpwt.gov.kh
観光省 Ministry of Tourism http://www.tourismcambodia.org/	#46, Street 205 Corner 388, Toul Svayprey II, Khan Chamkarmon, Phnom Penh	電話 / 023-884-974 ,880-539 Mail / info@tourismcambodia.org
労働職業訓練省 Ministry of Labor and Vocational Training	No.3, Russian Federation Blvd., Teuk La Ork 2, Khan Toul Kok	電話 / 023-884-375
保健省 Ministry of Health http://www.moh.gov.kh	No.51-153 Kampuchea Krom Blvd., Phnom Penh	電話 / 023-722-873/ 023-880-261 FAX / 023-426-841 Mail / webmaster@moh.gov.kh
郵便電気通信省 Ministry of Tourism http://www.mptc.gov.kh/view/home/default.aspx	Wat Phnom, Corner of Street 13&102, Phnom Penh	電話 / 023-426-510 FAX / 023-426-011
司法省 Ministry of Justice	No.240, Sothearos Blvd, Phnom Penh	電話 / 023-360-327/ 023-363-204
女性省 Ministry of Women's Affairs	No.3, Norodom Blvd, Phnom Penh	電話 / 023-428-965
農村開発省 Ministry of Rural Development http://www.mrd.gov.kh/	Corner Street # 169 and Russian Boulevard, Phnom Penh	電話 / 023-884-539 FAX / 023-991-117

(3) その他関係機関（投資、生活環境等に関する情報の入手が可能）

名 称	所在地	電話／Fax
在カンボジア王国日本国大使館 http://www.kh.emb-japan.go.jp/index.htm	No.194, Moha Vithei Preah Norodom, Sangkat Tonle Bassac, Khan Chamkar Mon, Phnom Penh, Cambodia	電話 / 023-217161~4(国番号:855) Fax / 023-216162(国番号:855)
国際協力銀行バンコク駐在員事務所 http://www.jbic.go.jp/ja/index.html (管轄国・地域：タイ、ミャンマー、カンボジア、ラオス)	14th Floor, Nantawan Bldg., 161 Rajdamri Road, Bangkok, 10330, Thailand	電話 / 66-2-252-5050 Fax / 66-2-252-5514
国際協力機構(JICA) カンボジア事務所 http://www.jica.go.jp/cambodia/index.html	6th,7th,8th Floors, Building #61-64, Preah Norodom Blvd, Phnom Penh, CAMBODIA P.O.Box 613, Phnom Penh, CAMBODIA	電話 / 855-23-211673 Fax / 855-23-211675
日本貿易振興機構（ジェトロ）プノンペン事務所 http://www.jetro.go.jp/world/asia/kh/	Attwood Business Center, Unit #17-21E2, Russian Blvd., Sangkat Toeuk Thla, Khan Sensok, Phnom Penh, Cambodia.	電話 / 855-23-966-253 Fax / 855-23-966-220
カンボジア日本人商工会（JBAC） http://jbac.info/	Attwood Business Center, Unit #17-21E2, Russian Blvd., Sangkat Toeuk Thla, Khan Sensok, Phnom Penh, Cambodia.	電話 / 855-23-866-253 Fax / 855-23-866-220 Mail : jimukyoku@jbac.info
カンボジア縫製業協会 Garment Manufactures Assosiation in Cambodia (GMAC) http://www.gmac-cambodia.org/	No. 175 Jawahar Nehru Blvd (Street 215) Phnom Penh, Kingdom of Cambodia	電話 / 855-23-301-181 Fax / 855-23-882-860 Mail : info@gmac-cambodia.org
国際ビジネス会議所 International Business Chamber http://www.ibccambodia.com/	No. 24, Street 462, Sangkat Tonle Bassac, Khan Chamkamon, Phnom Penh, Cambodia	電話 / 855-23-210-225/362-670 Fax / 855-23-213-089 Mail : info@ibccambodia.com
プノンペン商業会議所 Phnum Penh Camber of Commerce http://www.ppcc.org.kh/	#18, St. 422, Sangkat Tonle Bassac, Khan Chamkarmorn, Phnom Penh, Cambodia.	電話 / 855-23-6777-786 Fax / 855-23-6777-786 Mail : info@hpgroup.com.kh
カンボジア観光代理店協会 Cambodian Association of Travel Agents (CATA) http://www.catacambodia.com/	# 65, Street 240, Sangkat Chaktomuk, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Cambodia.	電話 / 855-23-212-421 Fax / 855-23-212-421 Mail : cata@online.com.kh

(4) 日系金融機関（資金調達にかかる相談、投資関連情報の入手が可能）

名 称	所在地	電話／Fax
三菱東京UFJ銀行 プノンペン駐在員事務所 Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Phnom Penh Representative Office	11F, Phnom Penh Tower, #445, Monivong Blvd (st.93/232), Sangkat Boeung Pralit, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia	電話 / 855-23-964-321 Fax / 855-23-964-301
三井住友銀行 プノンペン駐在員事務所 Phnom Penh Representative Office of Sumitomo Mitsui Banking Corporation	13F, Phnom Penh Tower, #445, Preah Monivong Blvd corner with Street 232, Sangkat Boeung Pralit, Khan 7 Makara, Phnom Penh, Cambodia	電話 / 855-23-964-080 Fax / 855-23-964-082

アジアの主な国・地域の概要と主要経済指標 (2011年)

国・地域	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	中国	インド
面積	189万 km ²	51.4万 km ²	33万 km ²	29.9万 km ²	18.1万 km ²	24万 km ²	68万 km ²	32.9万 km ²	960万 km ²	328.7万 km ²
首都	ジャカルタ	バンコク	クアラルンプール	マニラ	プノンペン	ビエンチャン	ネーピードー	ハノイ	北京	ニューデリー
宗教	イスラム教 88.1%、キリスト教 9.3%、ヒンズー教 1.8%	仏教 94%、イスラム教 5%	イスラム教、仏教、儒教・道教、ヒンズー教、キリスト教	カトリック 83%、その他のキリスト教 10%、イスラム教 5%	仏教	仏教	仏教 (90%)、キリスト教、回教等	仏教、カトリック、カオダイ教他	仏教、イスラム教、キリスト教等	ヒンズー教：80.5%、イスラム教：13.4%、キリスト教：2.3%、シク教：1.9%、仏教：0.8%、ジャイナ教：0.4%
政体	大統領制、共和制	立憲君主制	立憲君主制 (議会制民主主義)	立憲共和制	立憲君主制	人民民主共和制	大統領制、共和制	社会主義共和国	人民民主共和制	共和制
元首	スシロ・バンバン・ユドヨノ大統領	プミポン・アドゥンヤデート国王	アブドゥル・ハリム・ムアザム・シャー第14代国王	ベニグノ・アキノ3世大統領	ノロドム・シハモニ国王	チュンマリー・サイニャソーン国家主席	テイン・セイン大統領	チュオン・タン・サン国家主席	習近平国家主席	プラナーブ・ムカジー大統領
議会	国会：560名 国民協議会：692名	下院：500議席 上院：150議席	上院：70議席 下院：222議席	上院：24議席 下院：286議席	上院：61議席 下院：123議席	一院制：132議席	上院：224議席 下院：440議席	一院制：500名	全国人民代表大会	上院：245議席 下院：543議席
主要産業	製造業(輸送機器、飲食品等)、農林水産業(パーム油、ゴム、米、ココア、キャッサバ、コーヒー豆等)、商業・ホテル・飲食業、鋼業(LNG、石炭等)	農業、製造業	製造業(電気機器)、農林業(天然ゴム、パーム油、木材)及び鉱業(錫、原油、LNG)	農林水産業	農業、縫製業、建設業、観光業	サービス業、農業、工業	農業	農林水産業、鉱業、軽工業	繊維、食品、化学原料、機械、非金属鉱物	農業、工業、鉱業、IT産業
輸出額(億ドル)	2,035	2,191	2,270	480	47	19.77	約81 (2010年度(予測))	969	18,986	3,060
輸入額(億ドル)	1,774	2,021	1,877	601	64	23.25	約77 (2010年度(予測))	1,067	17,435	4,893
貿易収支(億ドル)	353	170	393	-155	-16.7	-3.1 (2010年)	34.5 (2010年)	-98	2,435	-1,898
主要輸出品目	石油・ガス、鉱物性燃料、動物・植物油	コンピューター同部品、自動車・同部品、宝石・宝飾品、電子集積回路、天然ゴム	電気製品、パーム油、化学製品、原油・石油製品、LNG、機械・器具製品、金属製品等	電子・電気機器、輸送用機器等	衣類、ゴム、コメ	鉱物、電力、縫製品、農産・林産物	天然ガス、豆類、宝石(ひすい)、チーク・木材	縫製品、原油、携帯電話・同部品、履物、水産物等	機械電気製品類、繊維・同製品、金属・同製品	石油製品、宝石類、機械機器、化学関連製品、繊維
主要輸入品目	石油・ガス、一般機械機器、機械・電機部品	原油、産業機械・同部品、電気機械・同部品、鉄・鉄鋼、集積回路基盤	電気製品、製造機器、化学製品、輸送機器、金属製品等	原料・中間財、資本財(通信機器、電子機器)、燃料、消費財	織物、石油製品、車輛、建設資材	車両部品、電化製品、建設資材	石油、機械部品、パームオイル、織物、金属・工業製品	機械機器・同部品、石油製品、PC・電子機器・同部品、布、鉄鋼	機械電気製品類、鉱物類(含原油)、金属・同製品	原油・石油製品、金、機械製品
主要輸出先国	日本、中国、シンガポール	中国、日本、米国	中国、シンガポール、日本	日本、米国、シンガポール、中国、香港	米国、香港、シンガポール、カナダ、オランダ	タイ、中国、ベトナム、英国、米国	中国、タイ、インド、香港、シンガポール、日本	米国、中国、日本、韓国、ドイツ	EU、米国、香港、ASEAN、日本	UAE、米国、中国、シンガポール、香港、オランダ
主要輸入先国	中国、シンガポール、日本	日本、中国、マレーシア	中国、シンガポール、日本	日本、米国、シンガポール、中国、タイ	中国、タイ、香港、ベトナム、台湾	タイ、中国、ベトナム、韓国、日本	中国、シンガポール、タイ、日本、インドネシア、インド	中国、韓国、日本、台湾、シンガポール	EU、日本、ASEAN、韓国、台湾	中国、UAE、スイス、サウジアラビア、米国、イラク
対日輸出額(億ドル)	27,160億円	19,532億円	24,257億円	88.6	3.1	38.04億円 (2010年)	238億円 (2010年度)	107.8	1,835	5,433億円
対日輸入額(億ドル)	14,123億円	29,885億円	14,966億円	65.1	2.1	54.55億円 (2010年)	363億円 (2010年度)	104.0	1,615	8,821億円
対日輸出品目	石油・天然ガス、機械機器、銅鉱、エビ、天然ゴム、合板等	コンピューター・同部品、自動車・同部品、天然ゴム	鉱物性燃料(LNG等)、電気機器、木材等	機械機器、食料品及び動物植物生産品、金属原料	靴等、衣類及び付属品	衣類付属品、はき物、コーヒー、木材	衣類、海産物、履物	縫製品、原油、水産物	電気機器、一般機械、衣類・同付属品、原料別製品、化学製品	石油製品、鉄鉱石、魚介類、非金属鉱物製品、鉄鋼、有機化合物
対日輸入品目	一般機械、電気機器、輸送用機器等	産業機械・同部品、鉄・鉄鋼、自動車部品	電気機器、機械類、自動車、鉄鋼	機械機器、金属品、化学品	小型船舶、車輛・部品、機械(縫製用機械等)	乗用車、バス・トラック、建設・鉱山用機械	自動車、機械類	機械機器・同部品、鉄鋼、布地	一般機械、電気機器、原料別製品、化学製品、輸送用機器	鉄鋼、自動車の部品、原動機、金属加工機械、有機化合物、金属製品
日本からの直接投資	15.2億ドル	1,938.43億パーツ	31.77億ドル	433億円 (2010年)	75百万ドル	3億7,300万ドル (2009年)	212百万ドル	24.4億ドル	63.5億ドル	1,814億円
在留邦人数	12,469 (2011年10月1日)	49,983 (2011年10月)	10,401 (2011年10月)	17,702	1,201 (2011年10月)	546 (2010年10月)	543 (2011年10月)	9,313 (2011年10月)	140,931	5,554 (2011年10月)

アジアの主な国・地域の投資環境比較 (2011年)

国・地域	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	中国	インド
人口(百万人)	238	64.1	28.6	95.9	13.4 (2008年)	6 (2010年)	61	88.8	1,300	1,210
名目 GDP (億ドル)	8,466	3,457	2,787	2,248	132	78.91	502	1,236	74,806	18,480
1人当り名目 GDP(ドル)	3,543	5,394	9,700	2,345	912	995 (2010年)	824	1,374	5,417	1,410
GDP 成長率 (前年比、%)	6.5%	0.1%	5.1%	3.9%	6.0%	8.2%	5.5%	5.9%	9.2%	6.5%
消費者物価 (前年比、%)	3.8%	3.3% (2010年)	3.2%	4.6%	6.4%	8.7%	2.76%	18.6%	5.4%	8.4%
S&P(外貨建)	BB+	BBB+	A-	BB+	B	-	-	BB-	AA-	BBB-
失業率(%)	6.6%	0.4%	3.1%	7.1%	7.1% (2004年)	1.4% (2006年)	4.0%	2.27%	4.1%	10.8%
法人税	25%	23%	25%	30%	20%	28%	25%	25%	25%	32.4%
個人所得税 (累進課税方式 の場合、最高 税率)	30%	37%	26%	32%	20%	28%	35% (外国人かつ非居住 者)	35%	45%	30.9%
国内販売税 (VAT)	10.0%	7.0%	10.0% (Sales Tax)	12.0%	10%	10%	0~30%	10.0%	17.0% (増値税)	12.5%
関税(平均税 率)	6.6%	8.0%	7.6%	5.7%	12%	15.2% (2006年)	0~30% (従価税)	8.7%	8.7%	10.1%
関税以外の 輸入税	VAT	VAT	Sales Tax	VAT	・特別税：自動車・バイク等、アルコール類、石油・歴青油及びその製品、など ・VAT	・物品税 ・取引税	関税と同時に商業税も課税される。課税対象は、輸入関税課税対象額+輸入関税。	VAT	増値税	・追加関税 ・特別追加関税
労働力の質とコスト	<ul style="list-style-type: none"> 失業率が高く、労働者は豊富。 若年労働者の雇用が容易。 イスラム教徒が多く1日5回の祈りが義務付けられている。 	<ul style="list-style-type: none"> バンコクを除き労働力は豊富。 性格は真面目、温厚であり、誇り高い。 教育水準は高いが、良質の管理者層は不足気味。 	<ul style="list-style-type: none"> 穏やかな性格。 日系企業では熟練労働者、技術者不足の声が聞かれる 外国人労働者も受け入れている。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年労働者の雇用が容易。 性格は明るく勤勉。 教育レベルが高く多くの優秀な人材が埋もれている。 大卒雇用も容易 	<ul style="list-style-type: none"> 全人口のうち、20歳未満が46%を占める非常に若い国。 潜在的な労働力は農村部に多く存在するが、農村部の人々は中間財の部品などに関する製品知識が乏しく、人材が集まりにくい。 マネジャークラスなどの高度人材が大きく不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口が少なく、労働供給には限界があり、50~300人規模の事業に適している。 労働者は一般に真面目で器用と言われるものの、離職率が高い。 就労人口の8割が農業従事者である。 昇給に駆られて勤勉に働く側面は少ない。 家族的粗放農業の感覚もみられ、農繁期には出勤者が減少する一面もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ASEANの中で最も賃金が安い。 農村部には労働力が豊富だが、工場周辺、都市部に居住する人口が限られ、ワーカーを十分に確保できないケースもみられる。 一般的に、仏教の教えにのっとり功德を積むことを生活の基盤としているため、気質も穏やかで真面目である。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年労働者雇用が比較的容易。 性格温厚、勤勉、器用との評判。 管理職、技術者レベルは不十分。 	<ul style="list-style-type: none"> 沿海部と内陸部の労働者の質には大きな差がある。 沿海部は労働集約型生産には不向きになりつつある。 対日感情に留意 	<ul style="list-style-type: none"> マニュアル・ワーカーは比較的容易に確保でき、且つ、定着率も高いのが特徴だが、熟練工やオフィス・スタッフ等の人材は不足しており、賃金上昇率ならびに離職率とも極めて高い状況。 農業を兼業している産業労働者が多く、収穫期や宗教上の祝祭などの時期に常習欠勤する人が多い。
賃金水準/月 (USドル) 2012.1月 JETRO 調査	ジャカルタ (賃金水準/月) ワーカー：209 エンジニア：414 中間管理職：995	バンコク (賃金水準/月) ワーカー：286 エンジニア：641 中間管理職：1,565	クアラルンプール (賃金水準/月) ワーカー：344 エンジニア：973 中間管理職：1,926	マニラ (賃金水準/月) ワーカー：325 エンジニア：403 中間管理職：1,069	プノンペン (賃金水準/月) ワーカー：82 エンジニア：204 中間管理職：663 最低賃金：55	ビエンチャン (賃金水準/月) ワーカー：117.6 エンジニア：217.7 中間管理職：360.7 最低賃金：78.2	ヤンゴン (賃金水準/月) ワーカー：68 エンジニア：176 中間管理職：577 最低賃金：-	ハノイ (賃金水準/月) ワーカー：111 エンジニア：297 中間管理職：713	上海 (賃金水準/月) ワーカー：439 エンジニア：754 中間管理職：1,372	ニューデリー (賃金水準/月) ワーカー：264 エンジニア：607 中間管理職：1,510 最低賃金：98 (非熟練工)

(公式HP) <http://www.jbic.go.jp/ja/>



- [主な掲載情報]
- 出融資制度のご紹介
 - プレスリリース
 - 各種お知らせ
 - セミナーのご案内
 - 海外投資環境情報
 - 各種調査レポート
 - 環境への取り組み
 - 各種パンフレット
 - 年次報告書
 - 投資家向け情報。。。

JBICの情報は



(公式Facebookページ) <http://www.facebook.com/JBIC.Japan>

株式会社国際協力銀行（本店）

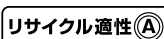
〒100-8144 東京都千代田区大手町1丁目4番1号
TEL: 03-5218-3100
FAX: 03-5218-3955
東京メトロ東西線竹橋駅下車出口3b
東京メトロ大手町駅より徒歩5分



<http://www.jbic.go.jp/>

株式会社国際協力銀行（西日本オフィス）

〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎2丁目3番5号
梅新第一生命ビルディング10階
TEL: 06-6311-2520
FAX: 06-6311-2529
JR大阪駅より徒歩6分、阪神・阪急梅田駅より徒歩5分
地下鉄谷町線東梅田駅、JR東西線北新地駅より徒歩3分



●この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
●リサイクル適正の表示 この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。



12047000_Ver1

カンボジアの投資環境

発行日 2008年10月 初版
2013年4月 第2版

発行 国際協力銀行
産業ファイナンス部門 中堅・中小企業担当
〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号
TEL: 03-5218-3579
FAX: 03-5218-3968

本資料はカンボジアに関する概略的情報を株式会社国際協力銀行が皆様に無償ベースにて提供するものであり、株式会社国際協力銀行は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。